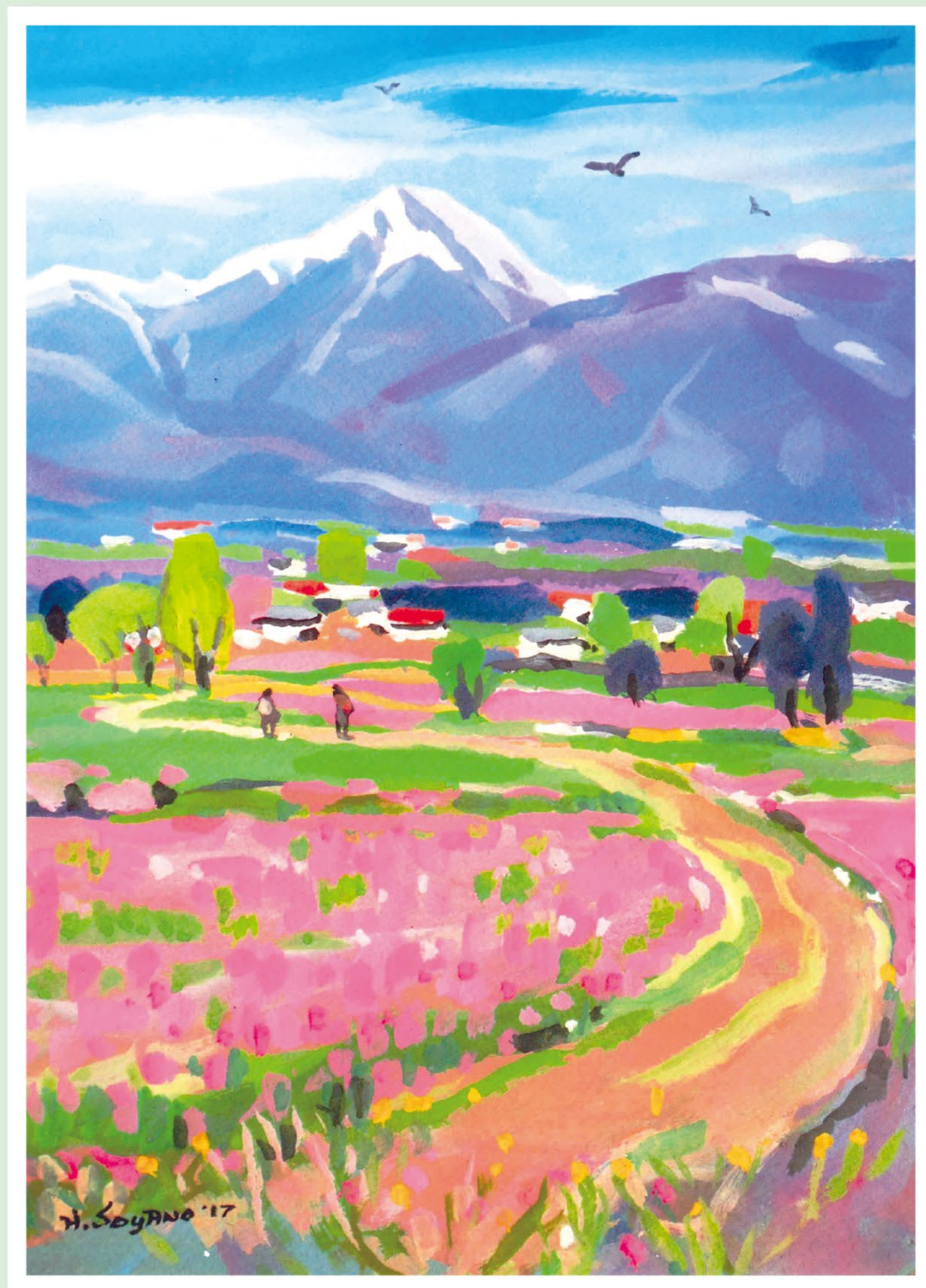


第2次【2018-2027】  
安曇野市環境基本計画  
(2023改定版)





## 安曇野の豊かな環境の保全と創造とゼロカーボン実現のために



わたしたちの生活環境は、地球規模でさまざまな課題を抱えています。

近年では、地球温暖化に起因する自然災害の激甚化や生物多様性の減少など、わたしたちを取り巻く環境は急速に変化しています。

このたび「第2次安曇野市環境基本計画」が策定から5年を経過したことから、これまでの取組みを検証するとともに、地球温暖化・SDGsなど目まぐるしい社会情勢の変化に対応するために、改定を行いました。

上位計画である「第2次安曇野市総合計画後期基本計画」が定める将来ビジョン「自然、文化、産業が織りなす共生の街 安曇野」に向けた目標の一つ「自然と暮らしやすさが調和するまち」を実現するために、この計画に沿って環境を守る取組みを推進していきます。

また、第5章に「第2次安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を盛り込み、ゼロカーボン実現のためのロードマップを示しました。

ゼロカーボン実現に向けては、再生可能エネルギーの導入推進が欠かせませんが、景観、環境保全を重視し、太陽光発電設備は建物の屋根・屋上に載せるものを推進、防災上及び景観・自然環境等に及ぼす影響が考えられるものは、「太陽光発電設備の設置等に関する条例」により、生活環境との調和を図っていきます。

安曇野の豊かな環境を保全し、創造していくことができるまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力いただきました環境審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民や事業者の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和5（2023）年3月

安曇野市長 太田 寛

## 第2次安曇野市環境基本計画（2023改定版）の構成

### 第1章 第2次環境基本計画の中間見直しについて

#### 改定（中間見直し）の背景

#### 改定の方針

#### 第2次環境基本計画の中間評価

- 市民・事業者の環境に対する評価
- 数値目標の達成率・取り組みの成果による評価【数値目標に対する達成率、主な取り組みの成果、市民による環境の評価（満足度）】

### 第2章 環境基本計画の基本事項

#### 環境基本計画策定の背景

- 環境基本計画とは
- 安曇野市の動向
- 第2次環境基本計画策定後（2018年度以降）の社会情勢
- 安曇野市の概況

#### 第2次環境基本計画の基本的事項

- 計画の目的と位置付け
- 計画の期間（2018～2027年度の10年間）
- 計画の対象とする地域と環境の範囲
- 計画の推進主体（市民・事業者・滞在者・市）

### 第3章 安曇野市がめざす環境のすがた

#### 安曇野市の環境づくりに向けて

#### 環境指標

基本目標・個別目標ごとに2027年度の目標値を設定

#### 望ましい環境像・基本目標

- 共存・共生をはかるべきもの【豊かな自然と快適な生活空間】
- 安全・安心な暮らしを支えるもの【きれいな水と空気、安全な生活環境】
- 循環型・低炭素社会をつくるもの【ごみ減量、省エネルギー・再生可能エネルギー】
- 参加と協働【自ら学び・考え・行動する市民】

#### 計画の体系

- 基本目標（4項目）
- 個別目標（15項目）
- 主要施策（46項目）

### 第4章 望ましい環境をつくるための取り組み

#### 取り組みの基本的な考え方

○取り組みの検討および見直しについて

○重点取り組みについて

#### 取り組みの推進

- 環境の現状と課題
- 市の推進する取り組み・重点取り組み
- 市民・事業者・滞在者が取り組めること

#### 共存・共生をはかるべきもの

- 1 山岳地をまもる
- 2 里山をまもる
- 3 里地をまもる
- 4 川や水辺をまもる
- 5 生きものをまもる
- 6 身近な自然とふれあう
- 7 景観や歴史・文化を大切にす

#### 安全・安心な暮らしを支えるもの

- 8 豊富できれいな水の環境をまもる
- 9 きれいな空気と静かな環境をまもる
- 10 公害、化学物質などの問題をなくす

#### 循環型・低炭素社会をつくるもの

- 11 ごみを少なくする
- 12 地球温暖化に対応する

#### 参加と協働

- 13 環境情報を充実させる
- 14 環境について学ぶ・体験する
- 15 環境保全活動を活発にする

#### 重点取り組みの推進

### 第5章 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

#### 実行計画の背景と意義

- 地球温暖化とは
- 地球温暖化の現況
- 市内における温暖化対策への取り組み状況
- 実行計画策定の意義

#### 実行計画の概要

- 計画の目的・位置づけ
- 対象とする温室効果ガスの種類・部門
- 計画期間
- 各主体の役割

#### 2050年脱炭素社会の実現を目指して

- ゼロカーボンシティ「安曇野」ロードマップ
- 2030年度の削減目標【2013年度比50%削減】

#### 温室効果ガス排出量・吸収量の現状

- CO<sub>2</sub>排出量の現状
- 部門別CO<sub>2</sub>排出量
- 森林などによるCO<sub>2</sub>吸収
- 再生可能エネルギーのポテンシャルと導入量

#### 地球温暖化対策における取組

- ・自然資源を活用したエネルギー自給自足化の取組推進
- ・省エネルギー対策への取組強化と意識向上に向けた普及啓発
- ・脱炭素に向けた交通手段の転換とごみを出さない暮らしの推進
- ・温室効果ガス吸収量向上を目指した森林・農地・水辺環境の整備と保全

#### 温室効果ガス排出量の将来予測

○CO<sub>2</sub>排出量の将来予測

### 第6章 計画の推進体制と進行管理

#### 推進体制

- 推進体制の概要
- 各主体（市民・事業者・滞在者・市）の役割
- 推進組織（環境基本計画庁内調整会議・環境審議会・安曇野環境市民ネットワーク）の役割

#### 進行管理

- 進行管理の書類の作成・運用（行動計画・実施計画書・年次報告書）
- 進行管理のフロー（計画、実行、点検・評価、改善のPDCAサイクル）

#### その他の計画推進方法

- 計画の周知
- 予算措置
- 個別計画との調整
- 広域的連携・協力
- 市民や事業者からの提供データの活用
- 市内の脱炭素推進に向けた体制の整備

# 目次

<b>第1章 第2次環境基本計画の中間見直しについて</b> .....	1
第1節 改定（中間見直し）の背景 .....	2
第2節 改定の方針 .....	3
第3節 第2次環境基本計画の中間評価 .....	4
<b>第2章 環境基本計画の基本事項</b> .....	13
第1節 環境基本計画策定の背景 .....	14
第2節 第2次環境基本計画の基本的事項 .....	22
<b>第3章 安曇野市がめざす環境のすがた</b> .....	27
第1節 安曇野市の環境づくりに向けて .....	28
第2節 望ましい環境像・基本目標 .....	29
第3節 環境指標 .....	32
第4節 計画の体系 .....	34
<b>第4章 望ましい環境をつくるための取り組み</b> .....	35
第1節 取り組みの基本的な考え方 .....	36
第2節 取り組みの推進 .....	37
第3節 重点取り組みの推進 .....	69
<b>第5章 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</b> .....	73
第1節 実行計画の背景と意義 .....	75
第2節 実行計画の概要 .....	79
第3節 温室効果ガス排出量・吸収量の現状 .....	81
第4節 温室効果ガス排出量の将来予測 .....	87
第5節 2050年脱炭素社会の実現を目指して .....	88
第6節 地球温暖化対策における取組 .....	93
<b>第6章 計画の推進体制と進行管理</b> .....	109
第1節 推進体制 .....	110
第2節 進行管理 .....	113
第3節 その他の計画推進方法 .....	117
<b>資料編</b> .....	119

## コラム目次

○ 安曇野市総合計画とは .....	22
○ 各分野における基本計画・環境に関する個別計画の概要 .....	23
○ 環境に関する協働の取り組み事例 .....	25
○ 安曇野市の環境を活かした地球温暖化対策の推進に向けて .....	26
○ 登山のマナー .....	39
○ 野生鳥獣問題（高病原性鳥インフルエンザ / ツキノワグマの大量出没 / カワウによる被害） ...	44
○ 黒沢洞合自然公園 .....	49
○ 安曇野市景観条例および屋外広告物条例 .....	51
○ 野焼きについて .....	57
○ 地球温暖化対策の考え方 .....	63
○ 環境活動促進に向けた新たな取り組み（自然体験交流センター「せせらぎ」の活用 / 生きものマップの作成） ...	65
○ 信州やまほいく（信州型自然保育） .....	67
○ 生物多様性とは .....	72
○ 地球温暖化への適応に向けた取り組み .....	76
○ 植物によるCO <sub>2</sub> の固定・吸収機能 .....	84
○ 土壌のCO <sub>2</sub> 吸収「見える化」サイトの紹介 .....	85
○ ゼロカーボンとは .....	89
○ 太陽光パネルの廃棄物問題 .....	94
○ 適応策の事例①～③（水供給・わさび/観光/松枯れ） .....	98・102・108



# 第1章

## 第2次環境基本計画の中間見直しについて



田淵行男 [北アルプス連山 (中央に常念岳) /光城山 1963年]  
田淵行男記念館所蔵

田淵 行男 氏  
(ナチュラリスト)

- ・安曇野市名誉市民
- ・高山蝶などの生態研究のほか山岳写真を数多く撮影
- ・1976年 環境庁長官 自然保護思想普及功労賞 受賞

## 第1節 改定（中間見直し）の背景

環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして、市の最上位計画である「安曇野市総合計画」を環境面から推進する計画です。豊かな環境の保全と創造について基本理念を定め、次の世代へより良いものとして引き継いでいくために、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明らかにするとともに、取り組みの基本的な方針を示すことを目的として制定された「環境基本条例（2005<平成17>年10月1日制定、2017<平成29>年12月25日改正）」に基づき、環境審議会に諮った上で策定しています。

第1次環境基本計画は、2008（平成20）年に制定した「安曇野市環境宣言」を基本理念として、2008（平成20）年3月に策定し、10年間にわたってさまざまな環境施策に取り組んできました。

その後、2018（平成30）年3月に第2次環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定し、4つの基本目標、15の個別目標及び47の主要施策を掲げ、市内の環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

なお、施策の推進に当たっては、目標が数値で把握できる取り組みを中心に「安曇野市環境行動計画」の取り組みとして、毎年の実施状況を確認するとともに、年次報告書を市民へ公表しています。

本計画は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間を計画期間としていますが、環境上の課題や社会情勢の変化などに応じて、計画期間の中間年次（2022（令和4）年度）に施策内容などの改定（見直し）を行いました。

安曇野市環境基本計画策定後の流れ

年月	内容
2008（平成20）年 3月	「安曇野市環境宣言」の制定 「（第1次）安曇野市環境基本計画」の策定 「第1次安曇野市環境行動計画」の策定
2012（平成24）年	「安曇野市地球温暖化対策実行計画」の策定
2013（平成25）年 3月	「（第1次）安曇野市環境基本計画」の改定
2014（平成26）年	「第2次安曇野市環境行動計画」の策定
2018（平成30）年 3月	「第2次安曇野市環境基本計画」の策定
2018（平成30）年	「安曇野市環境行動計画（2018-2022）」の策定
2020（令和2）年 3月	「安曇野市環境行動計画（2018-2022）」の改訂
2023（令和5）年 3月	「第2次安曇野市環境基本計画」の改定 「第2次安曇野市地球温暖化対策実行計画」の策定 「安曇野市環境行動計画（2023-2027）」の策定

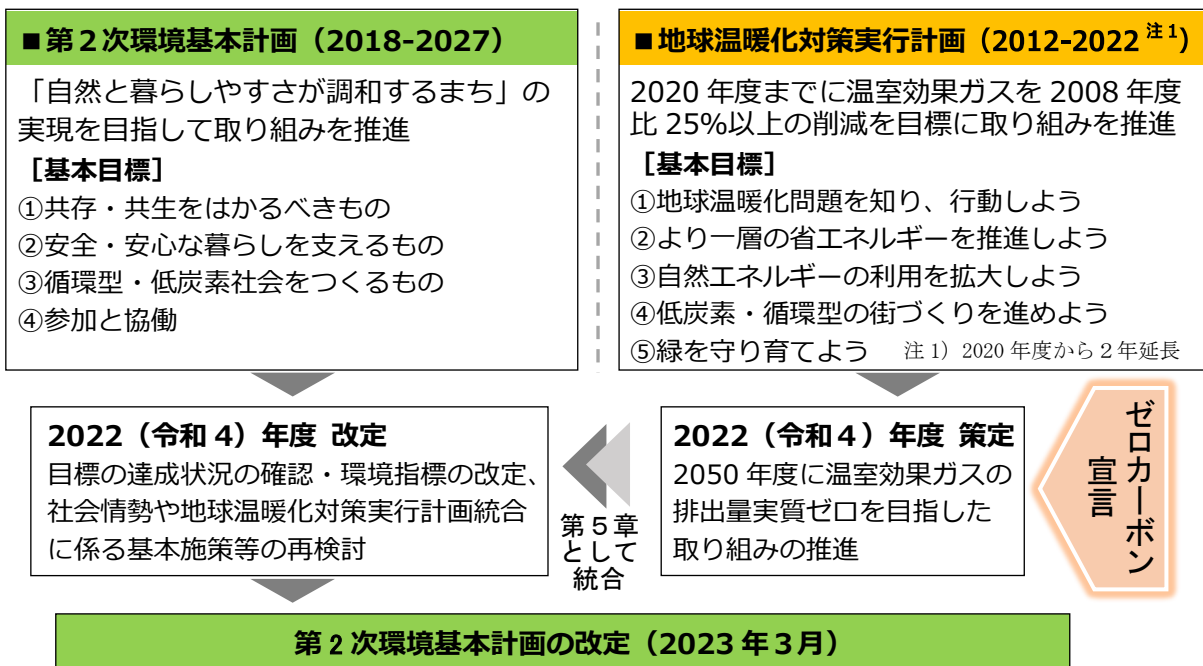


## 第2節 改定の方針

### ■改定（中間見直し）を実施する範囲

本計画は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間の計画期間としており、第2章の基本的事項である「計画の目的と位置付け」や「計画の期間」、「対象とする地域と環境の範囲」、「計画の推進主体」及び第3章の「安曇野市がめざす環境のすがた」は現行計画のままとします。

今回の見直しでは、2018（平成30）年度からの5年間における施策の達成状況について、第2次環境基本計画の中間評価（第1章第3節）を行うとともに、環境問題に対する世界的な意識の高まりを踏まえ、第4章「望ましい環境をつくるための取り組み」の見直しを行いました。また、今年度に計画期間満了となる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の第2次計画について、本計画の第5章として位置づけ、地球温暖化対策に積極的に取り組むこととしています。



第2次環境基本計画の改定の流れ

### ■第4章「望ましい環境をつくるための取り組み」の改定方針

安曇野市がめざす「環境のすがた」を踏まえて掲げた「基本目標」と、その達成のために定めた「個別目標」や「主要施策」についての見直しは実施せず、具体的な取り組みを示した「基本施策」及び「推進する取り組み」について見直しを行いました。

特に、第5章に第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を追加することを踏まえ、地球温暖化対策に関する取り組みについて再検討することに重点をおき、その他の取り組みについても、社会情勢や取り組み状況に応じて以下のような見直し基準を設け改定しました。

#### ■取り組み内容見直しの基本方針

- 社会情勢と著しく乖離している場合
- 取り組みに現実性・実効性が伴わないと考えられる場合
- 本計画策定以降、新たに社会的に取り組みが進められている事項がある場合
- 市内の環境で特に対応が必要な危機的状況となっている事象がある場合
- 市関連計画の改定等により、実施が困難な場合

## 第3節 第2次環境基本計画の中間評価

本計画では、望ましい環境像を実現するために設定された4つの基本目標（①共存・共生をはかるべきもの、②安全・安心な暮らしを支えるもの、③循環型・低炭素社会をつくるもの、④参加と協働）それぞれに個別項目や具体項目を掲げ、取り組みを行ってきました。

本計画の見直しに当たり、目標への取り組み状況を把握するため、策定時の数値目標の達成率や取り組みの成果および課題を検証した結果を以下に示します。

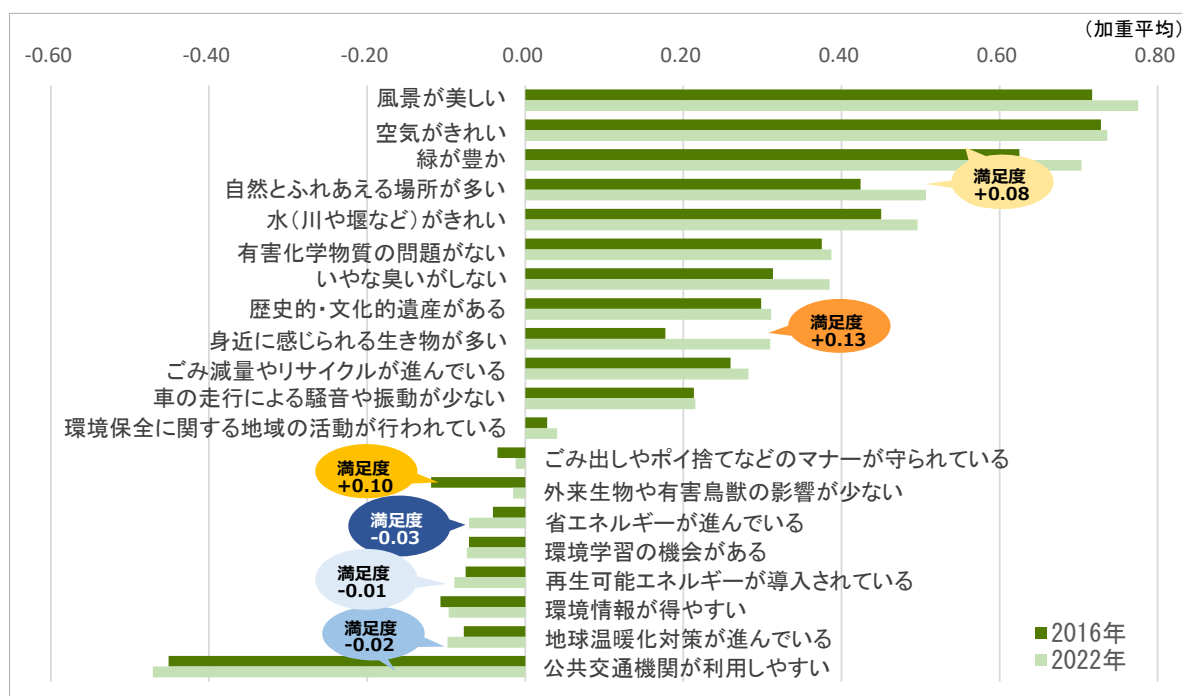
### 3-1 市民・事業者の環境に対する評価

本計画の見直しに当たり、安曇野市の市民および事業者の環境に対する意識を把握することを目的として、2022（令和4）年5月にアンケート調査<sup>注1</sup>を実施しました。

注1）アンケートは、市内在住の市民2,500人、市内に所在地のある事業所1,000社を対象としてそれぞれ無作為抽出して実施し、市民835人（33.4%）、事業者281社（28.1%）から回答をいただきました。

#### ■第2次計画策定時よりも環境に関する満足度は向上

市民へのアンケート調査による安曇野市の環境に対する満足度は、本計画策定当時の2016（平成28）年度に実施したアンケート結果と比較して、ほとんどの項目で向上していました。特に、「身近に感じられる生き物が多い」「外来生物や有害鳥獣の影響が少ない」の項目で満足度が大きく上昇しました。一方、満足度が低下した項目は少なく、その低下はわずかでした。



市民の環境に対する満足度の比較（2016年度・2022年度）

【加重平均の読み解き方】

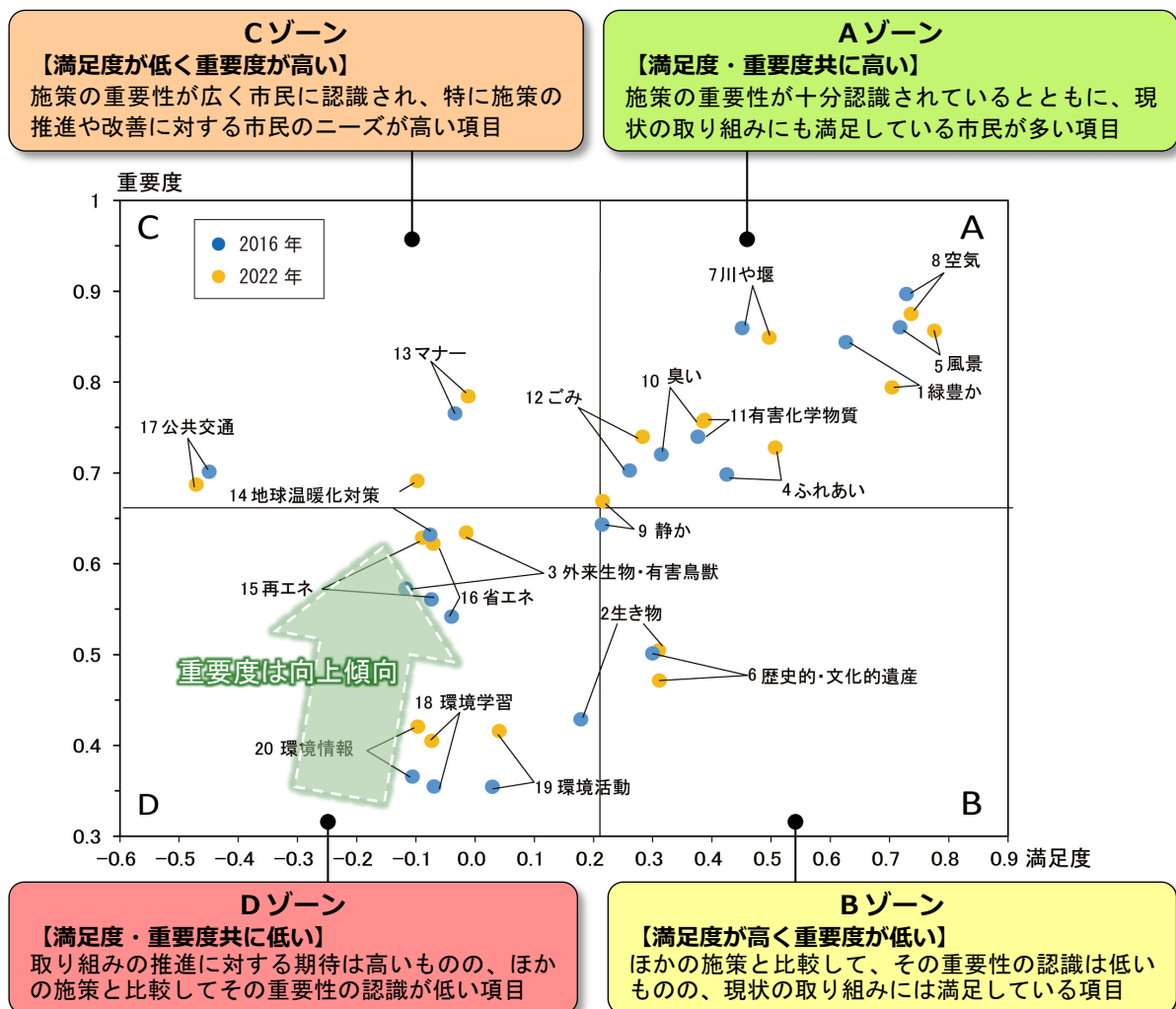
- 加重平均とは、選択肢によって点数の重み付けをして平均した数値のことです。環境の満足度は、項目ごとに5段階評価いただき、その結果について以下のように点数を割り振って算出しています。「満足（1点）」「やや満足（0.5点）」「どちらともいえない（0点）」「やや不満（-0.5点）」「不満（-1点）」
- 2016年と2022年の加重平均値の差は、端数の四捨五入により合計値と合わない場合があります。

【資料：本計画策定および改定における事前アンケート調査（2016年度・2022年度）】

## ■環境に対する満足度が高い項目ほど重要度も高い

2016（平成28）年度および2022（令和4）年度に実施した市民へのアンケート結果をもとに、2022年度調査の環境に対する満足度と重要度それぞれの平均値（満足度の平均値0.21、重要度の平均値0.66）を境として4つのゾーンに分けて相互関係を整理した結果、満足度が高い項目は重要度も高く、満足度の低い項目は重要度も低い傾向がみられました。しかし、本計画策定当初と比較すると、満足度・重要度ともに低いDゾーンの項目は、いずれも今回調査結果の方が重要度は高くなりました。

- ▶ 満足度・重要度共に高い：「空気がきれい」「風景が美しい」「緑が豊か」など  
(Aゾーン)  
受動的な環境については、現状に満足している
- ▶ 満足度・重要度共に低い：「環境情報が得やすい」「環境学習の機会がある」「省エネルギーが進んでいる」「再生可能エネルギーが導入されている」  
(Dゾーン)  
能動的な取り組みの意欲は低い（2022年度結果では意欲向上の傾向あり）
- ▶ 満足度が高く重要度が低い：「歴史的・文化的遺産」「身近に感じられる生き物が多い」  
(Bゾーン)  
現状維持に向けて関心を高める取り組みが求められている
- ▶ 満足度が低く重要度が高い：「公共交通機関が利用しやすい」「ごみ出しやポイ捨てなどのマナーが守られている」「地球温暖化対策が進んでいる」など  
(Cゾーン)  
改善に向けての重点的な取り組みが求められている



市民の環境に対する満足度と重要度の相互関係（2016年度・2022年度）

【加重平均の読み解き方】

- ・環境に対する今後の重要度は、満足度同様に5段階で評価いただき、以下のように点数を割り振って算出しています。  
「重要（1点）」「やや重要（0.5点）」「どちらともいえない（0点）」「あまり重要ではない（-0.5点）」「重要ではない（-1点）」

【資料：本計画策定および改定における事前アンケート調査（2016年度・2022年度）】

### 3-2 数値目標の達成率・取り組みの成果による評価

基本目標の個別目標ごとに設定された数値目標に対し、本計画の中間時における①数値目標に対する達成率、②主な取り組みの成果、③市民による環境の評価（4～5ページ参照）について整理しました。

なお、数値目標が設定されていない個別目標については、関連する環境基準などを指標としました。

#### 基本目標 ① 共存・共生をはかるべきもの

##### ①数値目標に対する達成率

「山岳に関するイベントの参加者数」「安曇野材の年間利用実績」「認定農業者数」「緑の恵みを感じることができる講座の開催」は目標を達成しました。

「特定外来種駆除活動の参加者数」、「景観づくり講座開催回数」は目標を大幅に下回りました。

注1) 「目標」は、2018（平成30）年度の計画策定時に、2022（令和4）年度の数値として設定したものです。

注2) 「達成率」は、2021（令和3）年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

個別目標	環境指標	基準年 (2016年度)	現状 (2021年度)	目標 <sup>注1)</sup> (2022年度)	達成率 <sup>注2)</sup>
山岳地を まもる	①山岳に関するイベントの参加者数 (登山マナーの普及啓発を含む)	2,800人/年	7,766人/年	4,500人/年	172.6%
里山を まもる	②安曇野材の年間利用実績	150m <sup>3</sup> /年	249 m <sup>3</sup> /年	220m <sup>3</sup> /年	113.2%
	③里山学校の年間受講者数(延べ)	105人/年	104人/年	150人/年	69.3%
里地を まもる	④認定農業者数	267経営体	295経営体	270経営体	109.3%
	⑤集落営農組織数	27組織	27組織	28組織	96.4%
川や水辺 をまもる	⑥多面的機能支払交付金事業活動 組織数	51組織	57組織	61組織	93.4%
生きもの をまもる	⑦「生きもの調査」の実施	1回/5年	1回(2018年 度に実施)	1回/5年	100.0%
	⑧特定外来種駆除活動の参加者数	7,790人/年	4,607人/年	8,000人/年	57.6%
身近な 自然と ふれあう	⑨1人当たり都市公園・その他公園 の面積(国営・県営公園を除く)	7.9m <sup>2</sup> /人	8.2 m <sup>2</sup> /人	9.2 m <sup>2</sup> /人	89.1%
	⑩緑の恵みを感じることができる 講座の開催	2回/年	4回/年	4回/年	100.0%
景観や 歴史・文化 を大切に する	⑪景観づくり講座開催回数	0回/年	2回/年	5回/年	40.0%

#### 【環境指標の目標達成状況について】

- ①→山岳観光推進実行委員会主催のオンラインイベントを開催し、アーカイブを含め7,766人が参加しました。
- ②→認定こども園の建設に市有林材を利用するなど、利用実績が増大しました。
- ③→人数制限などにより目標の達成は困難な状況ですが、計画的に開催し、受講申込みも安定していました。
- ④→農業者数の減少が危惧されていますが、農地・農業の維持のため、今後も目標経営体数の維持を図っていきます。
- ⑤→集落営農組織数は、横ばいとなっています。今後も活動の支援を続けていきます。
- ⑥→基準年からはやや増加したものの、目標の達成は困難な状況のため、目標値の再検討を予定しています。
- ⑦→市民による「生きもの調査」を5年ごとに実施しています。次回は2023年度に行う予定です。
- ⑧→コロナ禍で活動が制限されたものの、認知度・関心は高まってきており、高い目標の設定を検討しています。
- ⑨→2018年度に豊科南部総合公園の拡張が行われ、前回より0.3ポイント上がり8.2 m<sup>2</sup>/人となりました。
- ⑩→市民が緑に親しみ緑化を推進する取り組みを達成できました。
- ⑪→コロナ禍で開催回数は減ったものの、安曇野のよさを再認識したとともに市外的美観地域が活動の参考となりました。

## ②主な取り組みの成果

【第2次里山再生計画の策定】 【安曇野市版レッドデータブックの改訂】 【第3回「生きもの調査」の実施】 【全市一斉での外来植物駆除活動の実施】 などを行いました。

### 【第2次里山再生計画の策定】

里山をあるべき姿に再生し、元気な里山を取り戻すための取り組みの方向性と具体的な取り組み内容を示した「安曇野市里山再生計画」を2015（平成27）年3月に策定し、2020（令和2）年3月には第2次計画を策定しました。

第1次計画では、計画を地域に浸透させるために「さとふる。」という愛称の基に、5つのプロジェクトに取り組み、各プロジェクトで抱えていた目標は概ね達成されました。第2次計画では、5年間の取り組みから見えた成果と課題を踏まえて、4つのプロジェクトを推進しています。



里山の未来像  
（安曇野市里山再生計画より）

### 【安曇野市版レッドデータブックの改訂】

安曇野市の変化に富んだ貴重な自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいくための基礎資料として、希少な動植物や保全すべき自然環境についてまとめた「安曇野市版レッドデータブック」を2014（平成26）年3月に刊行しました。発刊から約10年が経過することから、安曇野市生物多様性アドバイザーの協力のもと、最新の調査結果などを踏まえ2024（令和6）年3月の改訂に向けて作業を進めています。

### 【第3回「生きもの調査」の実施】

安曇野市の自然環境の現状把握の一環として、市民参加による「生きもの調査」を定期的に行っています。

これまで計3回実施しており、本計画の期間中では、2018（平成30）年に3回目の調査を行いました。市内に生育・生息する可能性がある計66種の生物について情報提供を市民に呼びかけ、計141人と2団体から、1,299件の情報が寄せられました。また、対象種以外についても300種以上、1,000件を超える情報が集まりました。次回は2023（令和5）年度に実施予定です。



第3回生きもの調査報告書

### 【全市一斉での外来植物駆除活動の実施】

安曇野市内には多数の外来植物が生育しています。その中でも河川敷を中心に繁茂しているアレチウリなどを対象に、2012（平成24）年度から全市一斉の駆除活動を実施しています。駆除活動は、毎年7月～9月にかけて実施され、2021（令和3）年度には、コロナ禍によりやや減少したものの、延べ4,607人が参加しました。また、市ではアレチウリの生育場所の情報を収集し、駆除活動に反映させています。



アレチウリ駆除活動の様子

### ③市民による環境の評価（満足度）

満足度は、「緑が豊か」「風景が美しい」は高くなっています。「外来生物や有害鳥獣の影響が少ない」の満足度は低いものの、2016年に比べるとやや改善しています。

満足度の項目	市民の満足度（加重平均） <sup>注3) 4)</sup>		
	2016年	2022年	差
緑が豊か	0.63	0.70	+0.07
身近に感じられる生きものが多い	0.18	0.31	+0.13
外来生物や有害鳥獣の影響が少ない	-0.12	-0.02	+0.10
自然と触れ合える場所が多い	0.42	0.51	+0.09
風景が美しい	0.72	0.78	+0.06
歴史的・文化的遺産がある	0.30	0.31	+0.01

注3) □: 満足度が高いもの(0.5以上) □: 満足度が低いもの(0未満)

注4) 2016・2022年度結果の詳細は、4～5ページを参照。

## 基本目標 ② 安全・安心な暮らしを支えるもの

### ①数値目標に対する達成率

「自動車交通騒音測定値基準値超過地点」「窒素酸化物・ダイオキシン類濃度測定値」「苦情件数」は目標を達成しており、ほかの項目についてもおおむね目標値に近づいています。

注1) 「目標」は、2018(平成30)年度の計画策定時に、2022(令和4)年度の数値として設定したものです。

注2) 「達成率」は、2021(令和3)年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

個別目標	環境指標	基準年 (2016年度)	現状 (2021年度)	目標 <sup>注1)</sup> (2022年度)	達成率 <sup>注2)</sup>
豊富できれいな水の環境を まもる	①上水道普及率	99%	99%	100%	<b>98.7%</b>
	②水洗化率	81.9%	87.0%	88.9%	<b>97.9%</b>
	③人為的な地下水涵養量	112.8万m <sup>3</sup> /年	132.2万m <sup>3</sup> /年	180.0万m <sup>3</sup> /年	<b>73.4%</b>
きれいな空気と 静かな環境を まもる	④窒素酸化物・ダイオキシン類濃度測定値 <sup>注3)</sup>	基準値以下 (ppm)	基準値以下 (ppm)	基準値以下 (ppm)	-
	⑤自動車交通騒音測定値 基準値超過地点	1地点	0地点	0地点	<b>100.0%</b>
公害・化学物質 などの問題を なくす	⑥苦情件数	265件/年	206件/年	220件/年	<b>106.8%</b>

#### 【環境指標の目標達成状況について】

- ①→引き続き、上水道への切り替えを図っていきます。
- ②→啓発活動や補助制度により向上していますが、人口減少・少子高齢・景気低迷等により伸び率は鈍化傾向です。
- ③→農地活用における涵養施策のため、他部局とも連携して取り組みを進めます。
- ④→基準値以下の維持に向けモニタリングや啓発を継続します。ダイオキシン類の測定は2020年度で廃止となりました。  
注3) 窒素酸化物濃度基準値：0.04～0.06ppm 範囲内又はそれ以下(日平均値)  
ダイオキシン類濃度基準値：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下(年平均値)
- ⑤→2021年度に目標値を達成しましたが、維持を目指してモニタリングや啓発を継続していきます。
- ⑥→目標値の達成は継続しつつ、苦情後にどう対応したかにも重点をおいて取り組みます。

## ②主な取り組みの成果

【「水環境基本計画」の中間見直しおよび「行動計画」の策定】 【空き家対策の推進】 などを行いました。

### 【「水環境基本計画」の中間見直しおよび「行動計画」の策定】

水循環基本法（2014〈平成26〉年施行）や水循環基本計画（2015〈平成27〉年閣議決定）を受け、2017（平成29）年3月に「安曇野市水環境基本計画」を策定しました。この計画は【マスタープラン】と呼ばれ、2012（平成24）年8月に、地下水問題の発生を未然に防ぎ、健全な地下水環境を創出することを目指して策定した「安曇野市地下水資源強化・活用指針」の具体的な道筋を示し、取り組みの全体像を整理しています。また、「基本計画【マスタープラン】」に位置付ける「安曇野市の地下水環境の保全・強化・活用」に向けて、当面の5年間で実施すべき施策について、実施時期や取り組み主体等を具体的に明示する「行動計画【アクションプラン】」を策定しています。これにより、市民・事業者・市がそれぞれの役割に基づき、目指す将来像に向けた主体的な取り組みが期待されます。

また、【アクションプラン】は、2022（令和4）年3月に改定し、2026（令和8）年度の人為的な地下水涵養量を年間300万m<sup>3</sup>にすることなどを目標として取り組みを推進しています。

### 【空き家対策の推進】

安曇野市では、2021（令和3）年度末に1,086戸の空き家を捕捉していますが、2018（平成30）年度の国の住宅土地統計調査では、3,060戸（戸建ての空き家）が確認されています。このことから地域で認識されていない空き家が潜在的に存在しており、今後も増加する傾向です。

2015（平成27）年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、2018（平成30）年2月に「安曇野市空き家等対策計画」を策定、本計画を踏まえ、2023（令和5）年3月に「第2次安曇野市空き家等対策計画」を策定予定です。空き家発生の抑制、管理不全空き家の適正管理、利活用の促進、特定空き家の解消など総合的に事業を展開するとともに、空き家を地域の資源として活用することで、人が集いつながりをつくりながら、交流人口や関係人口の増加など移住定住施策と連携し、魅力ある持続可能な地域づくりの実現を目的に取り組みます。

また、利活用推進事業として、安曇野市空き家バンクや空き家空き店舗まちあるき見学会、空き家活用ニーズ登録などマッチング強化に取り組んでいます。



安曇野市空き家バンクホームページ

## ③市民による環境の評価（満足度）

満足度は、「水（川や堰など）がきれい」「空気がきれい」が高くなっています。

過去と比較すると「車の走行による騒音や振動が少ない」の満足度が最も向上しています。

満足度の項目	市民の満足度（加重平均） <sup>注3) 4)</sup>		
	2016年	2022年	差
水（川や堰など）がきれい	0.45	0.50	+0.05
空気がきれい	0.73	0.74	+0.01
嫌な臭いがしない	0.21	0.22	+0.01
車の走行による騒音や振動が少ない	0.31	0.39	+0.08
有害化学物質の問題がない	0.38	0.39	+0.01

注3)  : 満足度が高いもの（0.5以上）

注4) 2016・2022年度のアンケート結果の詳細は、4～5ページを参照。

**基本目標 ③ 循環型・低炭素社会をつくるもの**

**①数値目標に対する達成率**

目標が基準年を下回っている項目も複数ありました。また、温室効果ガス排出量は、目標設定時の方法では算定できませんでしたが、環境省基準で算出した結果、目標を達成していました。

注1) 「目標」は、2018(平成30)年度の計画策定時に、2022(令和4)年度の数値として設定したものです。  
 注2) 「達成率」は、2021(令和3)年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。  
 注3) 温室効果ガス排出量の「目標」は、地球温暖化対策実行計画にて示された2020年度までの目標値です。

個別目標	環境指標	基準年 (2016年度)	現状 (2021年度)	目標 <sup>注1)</sup> (2022年度)	達成率 <sup>注2)</sup>
ごみを 少なくする	①市民1日1人当たりのごみ排出量	787g/人・日	811g/人・日	736g/人・日	90.8%
	②資源物排出量	3,354t/年	2,048 t/年	3,142t/年	153.4%
	③事業系可燃ごみ排出量	10,859t/年	11,574 t/年	7,451t/年	64.4%
地球温暖化 に対応する	④安曇野市域の温室効果 ガス排出量	市独自の算出値 65.1万 t-CO <sub>2</sub> /年	必要な情報が取得できないため 算出できない	市独自の算出値 51.3万 t-CO <sub>2</sub> /年 <sup>注3)</sup>	評価できず
		環境省の算出値 71.3万 t-CO <sub>2</sub> /年	環境省の算出値 65.8万 t-CO <sub>2</sub> /年 (2019年度)	環境省の算出値 66.9万 t-CO <sub>2</sub> /年 <sup>注3)</sup>	101.6% (2019年度時点)
	⑤2015年度基準年に対する市の事務事業における温室効果ガス削減率	3.12%	-	-4.90%	-
	⑥「あづみん」(デマンド交通)の利用者数	85,365人/年	78,975人/年	88,000人/年	89.7%

**【環境指標の目標達成状況について】**

- ①→新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間が増えたことにより排出量も増加したと考えられます。
- ②→店頭回収等の利用もあり、回収量は減少していますが、引き続きごみの資源化を呼び掛けていきます。
- ③→2013年度から増加傾向にあるため、食品ロスの削減や資源化の推進に協力を求めています。
- ④→本計画の第5章「第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定の中で目標を検討していきます。
- ⑤→ゼロカーボン実現に向けて取り組みを強化します。
- ⑥→新型コロナウイルス感染症に伴う外出控えや、感染予防対策による乗車定員の制限等により、利用者数が大幅に減少しましたが、デマンド交通の体系見直しを計画しており、利用者の回復を目指します。

**②主な取り組みの成果**

**【安曇野市地球温暖化対策実行計画の策定】 【緑のカーテン講座の開催】 【環境家計簿でのエコチェック】などの取り組みを行いました。**

**【安曇野市地球温暖化対策実行計画の策定】**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「安曇野市地球温暖化対策実行計画」を2012(平成24)年3月に策定しました。この計画では、①温室効果ガスの削減目標、②各主体(市民・事業者・市)が取り組むべき項目、③取り組みによる削減効果、の3点について記しています。

また、安曇野市では2009(平成21)年3月に市役所における取り組みを示した「安曇野市地球温暖化防止実行計画」を策定し、2016(平成28)年9月には第2次計画、2021(令和3)年3月には第3次計画を策定しています。

これら2つの計画により市内における地球温暖化対策を推進しています。

なお、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、内容を見直したうえで第2次計画として本計画の5章に組み込みました。



地球温暖化対策実行計画



### 【緑のカーテン講座の開催】

市民が気軽に取り組める地球温暖化対策の一つである「緑のカーテン」の育て方を学ぶ「緑のカーテン講座」、またその様子を共有するための「緑のカーテン写真展」を継続して開催しています。ヘチマやゴーヤ、アサガオなどのつる性の植物による「自然な緑のカーテン」は、真夏の暑い日差しを遮り、エアコンなどの効率アップや電気使用量の削減につながることを期待されます。



窓を覆う緑のカーテン

### 【環境家計簿でのエコチェック】

市民がエコライフを実践し、温室効果ガス排出量を削減して、地球温暖化防止に取り組んでいただくことを目的として、2014（平成26）年度から、市内の100世帯を対象に「環境家計簿」モニターを毎年募集しています。2021（令和3）年度は、59世帯にご協力いただきました。

参加者には温室効果ガス排出量、光熱費の削減にもつながる環境家計簿に取り組んでいただき、その結果をまとめて報告しています。

### ③市民による環境の評価（満足度）

満足度は、「地球温暖化対策が進んでいる」「再生可能エネルギーが導入されている」「省エネルギーが進んでいる」「公共交通機関が利用しやすい」が低下しています。「ごみ減量やリサイクルが進んでいる」「ごみ出しなどのマナーが守られている」の満足度はわずかに向上しています。

満足度の項目	市民の満足度（加重平均） <sup>注4) 5)</sup>		
	2016年	2022年	差
ごみ減量やリサイクルが進んでいる	0.26	0.28	0.02
ごみ出しなどのマナーが守られている	-0.04	-0.01	0.03
地球温暖化対策が進んでいる	-0.08	-0.10	-0.02
再生可能エネルギーが導入されている	-0.08	-0.09	-0.01
省エネルギーが進んでいる	-0.04	-0.07	-0.03
公共交通機関が利用しやすい	-0.45	-0.47	-0.02

注4)  : 満足度が低いもの（0未満）

注5) 2016・2022年度のアンケート結果の詳細は、4～5ページを参照。

## 基本目標 ④ 参加と協働

### ①数値目標に対する達成率

「信州型自然保育を受ける児童の割合」「環境美化活動団体数」「環境美化活動参加者数」は目標を達成しましたが、環境学習の開催に関する項目は、目標を下回っています。

注1) 「目標」は、2018（平成30）年度の計画策定時に、2022（令和4）年度の数値として設定したものです。

注2) 「達成率」は、2021（令和3）年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

個別目標	環境指標	基準年 (2016年度)	現状 (2021年度)	目標 <sup>注1)</sup> (2022年度)	達成率 <sup>注2)</sup>
環境情報を充実させる	①安曇野エコプラン.net アクセス数	-	3,406件/年	3,500件/年	97.3%
環境について学ぶ・体験する	②安曇野市環境市民ネットワークによる環境学習プログラムの提供数	24件/年	21件/年	30件/年	70.0%

個別目標	環境指標	基準年 (2016年度)	現状 (2021年度)	目標 <sup>注1)</sup> (2022年度)	達成率 <sup>注2)</sup>
環境について 学ぶ・体験する	③安曇野環境フェア来場者数	1,900人/年	中止	2,100人/年	-
	④信州型自然保育を受ける 児童の割合	52.0%/年	58.5%/年	54.0%/年	108.3%
	⑤行動計画に基づく環境 学習の開催数	9回/年	4回/年	10回/年	40.0%
環境保全活動 を活発にする	⑥環境美化活動団体数 (累計)	217団体/年	411団体/年	277団体/年	159.2%
	⑦環境美化活動参加者数 (累計)	34,187人/年	42,745人/年	36,000人/年	118.7%

**【環境指標の目標達成状況について】**

- ①→環境フェア等の環境に関する市HPにリンクさせるとともに、より分かりやすい内容にしていきます。
- ②→高齢化や人員減少等により脱会する団体もありましたが、新規加入団体確保に向けて取り組みを進めます。
- ③→新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、代替イベントとして巡回展示を行いました。
- ④→自然環境を生かした保育を取り入れることが浸透してきているので、引き続き取り組みを強化します。
- ⑤→新型コロナウイルス感染症の影響により中止が多い状況でしたが、状況に応じて一部開催しました。
- ⑥・⑦→参加団体・参加者数ともに年々増加しています。今後も継続して協力をお願いしていきます。

**②主な取り組みの成果**

**【自然観察会の継続的な開催】 【安曇野環境市民ネットワークによる環境学習プログラムの提供】 などの取り組みを行いました。**

**【自然観察会の継続的な開催】**

市内の豊かな自然環境に親しみ、環境保全への理解を深めていただくため、継続して「自然観察会」を開催しています。2018（平成30）年以降については、市内の各地で野鳥や水生生物、昆虫などを対象とした観察会を2～5回/年開催し、毎年100人ほどの市民が参加しています。

**【安曇野環境市民ネットワークによる環境学習プログラムの提供】**

第1次計画に引き続き、本計画でも全市的な取り組みを推進するため、「安曇野環境市民ネットワーク」の活動が継続されています。「安曇野環境市民ネットワーク」に参加している団体・個人により、安曇野市内外において積極的な環境保全活動などが実施されるとともに、さまざまな分野の環境学習プログラムによる学校での環境学習や公民館講座などが行われています。

**③市民による環境の評価（満足度）**

**2016年と比べて満足度が下がった項目はありませんでしたが、「環境学習の機会がある」「環境情報が得やすい」は満足度が低くなっています。**

満足度の項目	市民の満足度（加重平均） <sup>注3) 4)</sup>		
	2016年	2022年	差
環境学習の機会がある	-0.07	-0.07	0.00
環境保全に関する地域の活動が行われている	0.03	0.04	0.01
環境情報が得やすい	-0.11	-0.10	0.01

注3)  ：満足度が低いもの（0未満）

注4) 2016・2022年度のアンケート結果の詳細は、4～5ページを参照。

## 第2章

# 環境基本計画の基本事項



田淵行男 [ワサビ田の初夏/穂高御法田 1972年]  
田淵行男記念館所蔵

## 第1節 環境基本計画策定の背景

### 1-1 環境基本計画とは

#### ■安曇野の豊かな環境の保全と創造のために

安曇野市は、2008（平成20）年に「安曇野市環境宣言」を制定しました。この「安曇野市環境宣言」を基本理念とし、より良い安曇野の環境を実現するための行動指針を示したものが「安曇野市環境基本計画」です。

私たち市民一人ひとりが、安曇野に住むことに誇りを持ち、この計画に基づき安曇野らしい景観や環境を守るために何をするべきかを考え、行動していくことが必要です。

#### ■環境基本計画に示してあること

「安曇野市環境基本計画」は、安曇野市の環境に関する最も基本的な計画として位置付けられています。この計画は、安曇野市の環境をより良くしていくために、市民・事業者・滞在者・市がそれぞれのようなことに取り組むべきかを具体的に示したものです。

今後実施される事業は、この計画に盛り込まれた「より良い安曇野市の環境をつくっていく」という基本理念に従って進められなければなりません。

#### ■始まりは、一人ひとりの行動から

どんなに小さな芽でも、それがいずれは大きな木になることを信じて、一人ひとりが力を合わせて地道に取り組んでいきましょう。

環境に関するさまざまな問題は、簡単に解決するようなものではありません。しかし、それぞれの立場で、できることから着実に取り組むことが、結果として地域全体、ひいては地球全体の環境をより良くしていくことにつながります。

#### 安曇野市環境宣言（基本理念）

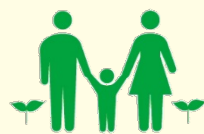
私たちが住んでいるこの美しい地球に、そしてこの安曇野にも危機が訪れています。これまでの無秩序な開発や社会経済活動、過剰なまでの消費生活などにより、公害や地球温暖化などの現象をもたらし、自然環境や生活環境をおびやかしています。

古代以来、人の生活とともに築かれてきたこの安曇野の環境を未来へ引き継いでいくには、今までの私たちの暮らしを見直し、そして社会のあり方を考えていかなければなりません。それは、経済効率優先の社会から、多少の不便さも良しとする社会への価値観の転換を意味しています。

私たちは、「地域」、「世代間」、「市民・事業者・行政」が連携することによって、より良い安曇野の環境をつくっていきます。

人と自然が調和した生活環境をつくり、将来を担う子どもたちに引き継いでいくために、以下の行動を実践することをここに宣言します。

- 豊かな自然と農業を育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。
- 水と空気を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します。
- 身近な暮らしと社会を見つめ直し、資源やエネルギーを大切にした循環型社会を築きます。
- 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。



平成20年3月17日

## 1-2 安曇野市の動向

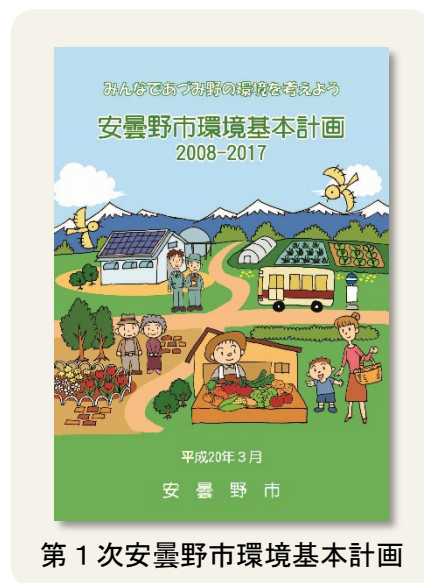
### ■安曇野市環境基本計画の策定

安曇野市では「安曇野市環境基本条例」に基づき、2008（平成20）年3月に「安曇野市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、その後、2018（平成30）年3月には本計画を策定し、取り組みを進めています。

いずれの計画も、安曇野市環境宣言を基本理念にしており、次の4つが実現された「まち」を望ましい環境像として掲げ、さまざまな環境施策に取り組んでいます。

#### ■計画の望ましい環境像

- 豊かな自然と快適な生活空間
- きれいな水と空気、安全な生活環境
- 循環型の社会（ごみ減量、省・再生可能エネルギー）
- 自ら学び 考え 行動する市民



第1次安曇野市環境基本計画

本計画の策定から5年目となる2022（令和4）年度に、社会情勢や環境に対する価値観に合わせて取り組み内容を見直すとともに、第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を5章に追加しました。

#### 【安曇野市環境行動計画の策定】

安曇野市における望ましい環境像の実現に向け、本計画に盛り込まれた取り組みのうち、特に重点的・優先的に行う必要のある項目をまとめた「安曇野市環境行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しました。行動計画は、環境基本計画の見直しや策定に合わせて5年ごとに策定するとともに、記載されている項目については、毎年の実施状況を年次報告として公表しています。現在は、2018（平成30）年度に策定（2020（令和2）年3月に改定）した行動計画に基づいて取り組みを進めています。

#### 【安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）などの策定】

安曇野市全域を対象とした地球温暖化対策の実行計画として「安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2012（平成24）年3月に策定しました。この計画は、安曇野市域の市民生活や事業活動で排出される温室効果ガスに関する全ての事項を対象とし、温室効果ガスの排出量を2020（令和2）年度までに2008（平成20）年度比25%以上の削減を目標として取り組みを進めてきました。今後、さらに温室効果ガス削減の取り組みを促進するため、今回の見直しに合わせて、本計画の第5章に組み込みました。

このほか、環境に関わる計画として、2017（平成29）年3月に「安曇野市水環境基本計画」、2017（平成29）年7月に「安曇野市緑の基本計画」を策定しました。本計画策定後、「安曇野市景観計画」や「安曇野市里山再生計画」、「安曇野市一般廃棄物処理基本計画」は、第2次計画が策定され新たな取り組みを進めています。



水環境基本計画



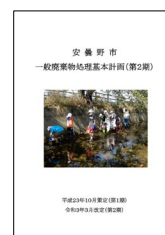
緑の基本計画



景観計画



里山再生計画



一般廃棄物処理基本計画

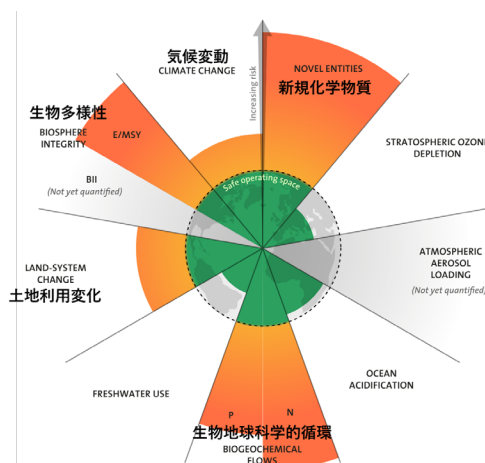
## 1-3 第2次環境基本計画策定後（2018年度以降）の社会情勢

### ■持続可能な社会に向けた大きな転換期

20世紀以降、アフリカ・アジア諸国を中心に世界人口は急激に増大しており、人間活動に伴う地球環境への負荷や天然資源の枯渇が深刻な状況となっています。

人間活動が地球環境に及ぼす影響を9つの側面から科学的に評価し「地球の限界」を示したプラネタリー・バウンダリー\*1によると、4項目（生物地球科学的循環（窒素やリンの循環）・生物多様性（絶滅速度）・土地利用変化・気候変動）はすでに限界値を超えていると分析されています。また、2022（令和4）年1月に発表された最新情報では、環境汚染物質やプラスチックなどの「新規化学物質」も限界値を超えたとの見解が示されています。

この概念は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の科学的な基礎にもなっており、「持続可能な社会」に向けた取り組みが急速に広がっています。



プラネタリー・バウンダリー（2022）

【資料：Image via Designed by Azote for Stockholm Resilience Centre, based on analysis in Persson et al 2022 and Steffen et al 2015(一部改変)】

### ■持続可能な開発目標（SDGs）の推進

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。この中で掲げられたのが17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

SDGsでは、先進国と開発途上国が協働して、2030（令和12）年までに環境や経済、社会に関する目標達成に向けた取り組みを推進することが求められています。17の目標の中には、地球環境そのものの課題のほか、地球環境と密接に関わる項目も多く含まれています。



SDGsの17の目標

近年は、国や地方公共団体のみならず、事業者や市民団体などの間で幅広く取り組まれています。

### ■世界的に取り組みが進みつつある地球温暖化対策

2016（平成28）年11月に発効したパリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃抑える努力を追求すること」、そして、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」などが示されました。現在、この実現に向けて120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」の目標を掲げて取り組みを進めています。

これを受け、我が国でも、2020（令和2）年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロ（カーボンニュートラル）にする」と宣言しました。また、そのための新たな目標値として、2021（令和3）年4月には、2030年度の削減目標を「2013（平成25）年度比46%減」とすることを表明しました。

現在、「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」（いずれも2021（令和3）年10月に閣議決定）などを基に、温室効果ガス排出量削減に向けたさまざまな取り組みが進められています。

#### 【用語解説】

\*1 プラネタリー・バウンダリー…ストックホルム・レジリエンス・センター所長ロックストロームらにより開発された概念。地球の環境容量を代表する9つの側面（気候変動・生物多様性・土地利用の変化・淡水の消費・生物地球科学的循環・海洋酸性化・待機エアロゾルの負荷・成層圏オゾンの破壊・新規化学物質）から、人類が生存できる限界（臨界点）を科学的に評価する方法のこと。

## ■災害の発生や感染症の流行、戦争による生活への影響

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、生活環境に対する人々の関心が高まり、安全・安心の確保の重要性が国民の間で再認識されました。また、原子力発電所の運転停止によってエネルギー供給が一時的に不安定となり、社会経済にも大きな影響を与えました。

また、2019（令和元）年12月に中国の武漢市で初確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、瞬く間に世界中に拡大し、人々の生活や社会経済に大きな影響を与えました。これらの新興感染症は、土地利用の変化等に伴う生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化にも深く関係していると言われており、健全な生態系と人の健康を共に推進する統合的なアプローチが求められています。

さらに、2022（令和4）年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、小麦やトウモロコシといった作物の流通のほか、天然ガスや石油といったエネルギーの供給にも影響を与えています。

このような社会情勢の変化は、環境やエネルギーに対する国民の意識に大きな変化を与えています。

## ■持続可能な循環共生型の社会

社会情勢などを踏まえ、国は環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めた「第五次環境基本計画」を2018（平成30）年4月に閣議決定しました。この計画では、あらゆる関係者との連携の重視や、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。

また、分野横断的な6つの重点戦略（経済・国土・地域・暮らし・技術・国際）を設定し、SDGsの考え方も活用しながら、「気候変動対策」「循環型社会の形成」「生物多様性の確保・自然共生」「環境リスクの管理」「基盤となる施策」「東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応」の取り組みを揺るぎなく着実に推進することとしています。

## ■長野県におけるエネルギー対策の方向性の提示

脱炭素社会に向けた世界的な風潮や、さまざまな要因による生活への影響を契機として、国内のエネルギーを取り巻く状況は大きく変化しています。

長野県は、2019（令和元）年12月には、全国で初めて「気候非常事態宣言」を行い、「2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロ」とする決意表明をしました。これを受けて、2020（令和2）年4月には、「長野県気候危機突破方針」を策定し、2020（令和2）年10月には「長野県脱炭素社会づくり条例」が成立しました。さらに、2021（令和3）年6月に長野県ゼロカーボン戦略を策定し、県内の温室効果ガス正味排出量を2030（令和12）年度に2010（平成22）年度比で60%削減することを目標に掲げて、取り組みを推進しています。

## ■松本平ゼロカーボン・コンソーシアム（共同事業体）の設立

2022（令和4）年1月、脱炭素社会の実現に向けて、地域性と事業性とは両立したエネルギー自立地域の形成を促進する事業を展開させていくために、松本市長および信州大学長が発起人となり、松本平の産学官の力を結集させた取り組みが始まりました。

この共同事業体（コンソーシアム）では、「地域主導型のエネルギー事業の確立」「再生可能エネルギーの導入」「住宅・ビル等の省エネ技術開発と普及」「EV（電気自動車）やFCV（燃料電池自動車）等の普及」「その他脱炭素社会の実現のための必要な活動」をテーマとして、相互学習と共同実践に取り組んでいます。

設立約10か月（2022<令和4>年10月現在）で105の企業や地域・研究機関が入会しており、安曇野市も地域会員として参加しています。

## 1-4 安曇野市の概況

### ■気象：年平均気温は上昇傾向

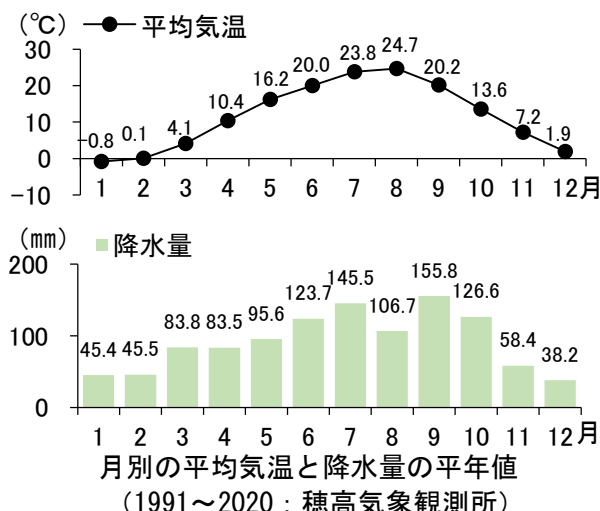
1981（昭和56）～2010（平成22）年の30年間の年平均気温は約11.5℃、最も暑い8月は24.5℃、最も寒い1月は-0.9℃でした。一方、直近の30年間（1991〈平成3〉～2020〈令和2〉年）の平均気温は約11.8℃、8月は24.7℃、1月は-0.8℃となり、すべての月で上昇していました。特に、3・7・10月は、0.5℃の上昇がみられました。

また、40年前の1980年代と直近の2020年代の平均気温の比較では、約1.1℃上昇していました。

各年代の平均気温

	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
平均気温(℃)	10.7	11.6	11.9	11.8

一方、降水量については、過去40年間、月別の降水量に大きな変化はありませんでした。

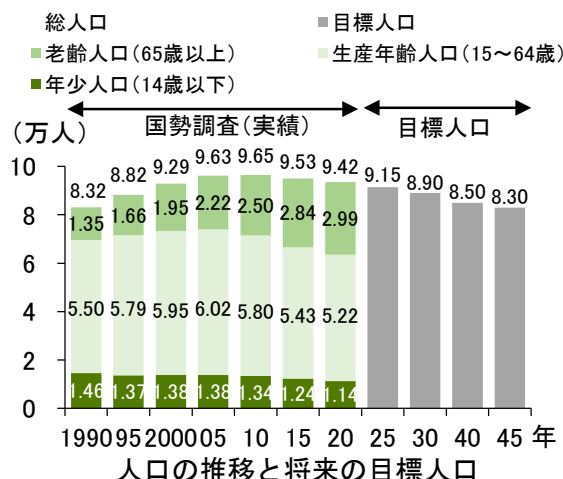


【資料：気象庁】

### ■人口：ゆるやかな減少傾向

安曇野市の人口は、国勢調査の推移では2010（平成22）年の96,479人をピークに2020（令和2）年の国勢調査では94,222人となり、やや減少傾向がみられています。

また、2020（令和2）年に策定した「安曇野市人口ビジョン（第2版）」では、2015年以降30年間で総人口は約20%減少すると推計されています。しかし、2013（平成25）年3月の推計と比べると、減少速度はやや鈍化しており、市では2025年度の目標人口を91,500人に上方修正して、地方創生に関する施策を推進しています。

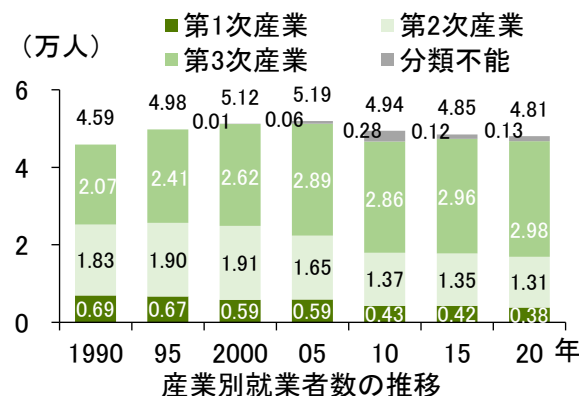


注) 端数の四捨五入により内訳値と合計値が合わない場合があります  
【資料：国勢調査（1990～2020）、安曇野市人口ビジョン（2025～2045）】

### ■産業：第1・2次は減少、第3次産業は増加

安曇野市内における就業者数のうち、2005（平成17）年～2020（令和2）年までの過去15年間では、第1次産業、第2次産業では減少傾向、第3次産業は増加傾向がみられており、割合としては、第3次産業の比率が就業者総数の6割以上を占めています。

2020（令和2）年国勢調査の結果では、就業者総数48,058人のうち、第1次産業が3,839人、第2次産業が13,095人、第3次産業は29,782人、分類不能が1,342人となっています。



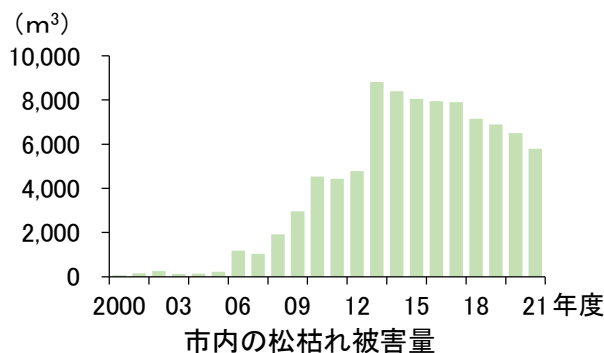
注) 端数の四捨五入により内訳値と合計値が合わない場合があります  
【資料：国勢調査】



### ■里山：松枯れ被害量はやや減少

松くい虫(マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウ)による松枯れ被害は、被害木の伐倒くん蒸処理のほか、薬剤散布や樹幹注入などにより、2013(平成25)年度をピークに、被害量は減少傾向にあります。

しかし、依然として被害量は高い水準であるため、「安曇野市松くい虫被害対策協議会」を設け、対策を検討しています。

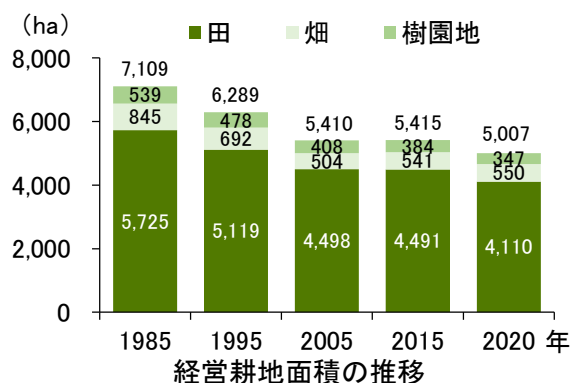


【資料：耕地林務課】

### ■里地：経営耕地面積は35年で約30%減少

安曇野市内における経営耕地(農林業経営体が経営している耕地)面積は、1985(昭和60)年の7,109haと比べると、2020(令和2)年には29.6%減少し、5,007haとなりました。

耕作地別では、水田面積は35年前の約72%、畑面積は約65%、樹園地面積は約64%ですが、畑面積については、この15年間でみるとやや増加しています。

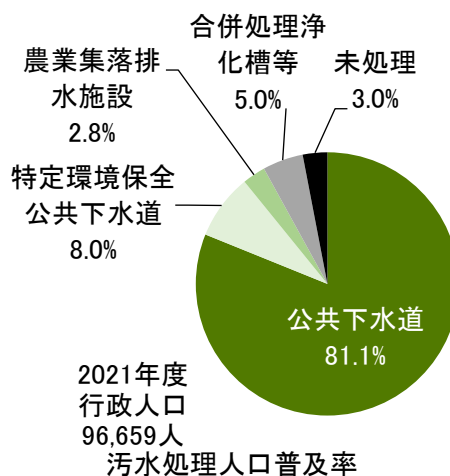


【資料：農林業センサス2020】

### ■水環境：汚水処理人口普及率は97%

安曇野市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などによる汚水処理を行っており、2022(令和3)年度末時点で汚水処理人口普及率は97.0%となっています。

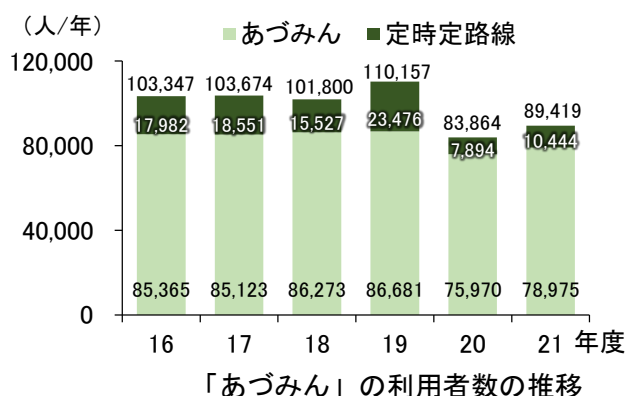
公共下水道は、明科地域以外は犀川安曇野流域下水道事業により、犀川流域下水道終末処理場(アクアピア安曇野)で処理が行われています。また、明科地域では明科浄化センターでの処理が行われているほか、農業集落排水施設による処理が4カ所で行われています。



【資料：汚水処理人口普及率入力シート】

### ■交通：公共交通の利用者数は感染症の影響で減少

安曇野市の公共交通として、鉄道(JR大糸線・JR篠ノ井線)とデマンド交通「あづみん」が運行されています。2020(令和2)年度の鉄道の乗車人数は、市内計11駅の1日平均で6,054人でした。また、乗合式と通勤時間帯の「定時定路線」を運行しているデマンド交通「あづみん」の利用者は、年平均10万人程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延後は減少に転じ、年平均約8.7万人となっています。また、利用状況には地域差があります。

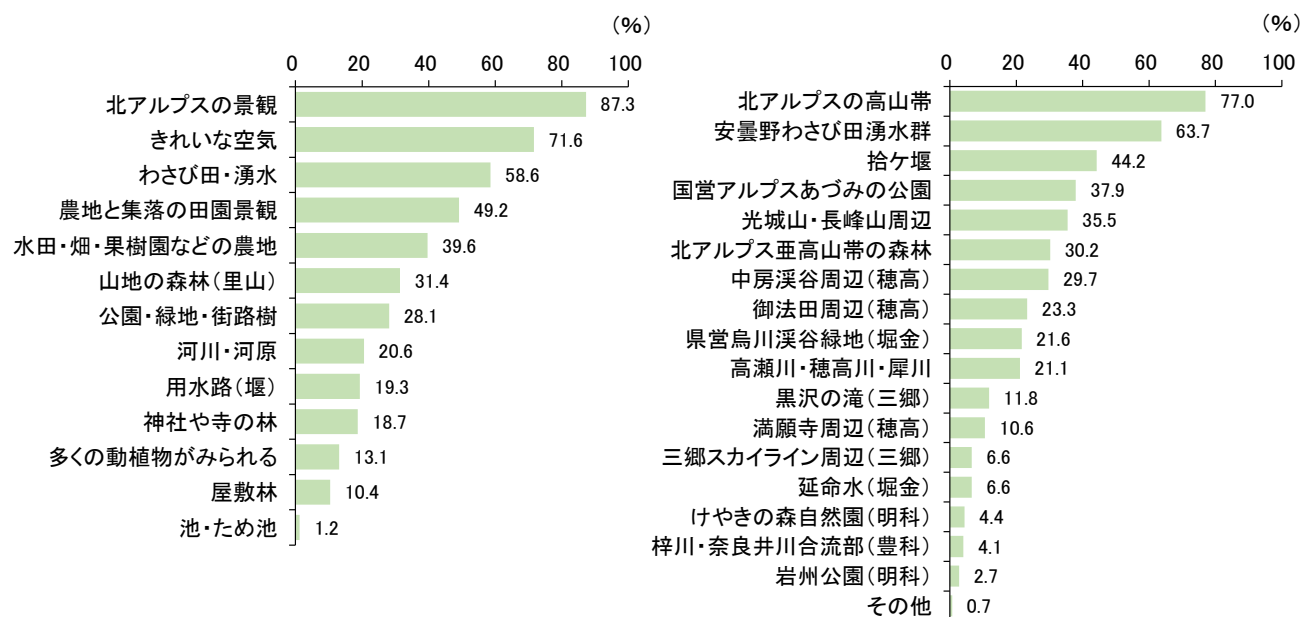


【資料：政策経営課】

## ■将来に残したい北アルプスやわさび田・湧水群の環境

本計画策定当時の2016（平成28）年度に実施した市民への事前アンケート調査結果では、将来に向けて残したい環境として、「北アルプスの景観」「きれいな空気」「わさび田・湧水」などが上位に挙げられました。また、環境に関係する残したい場所は、「北アルプスの高山帯」「安曇野わさび田湧水群」「拾ヶ堰」などとなりました。

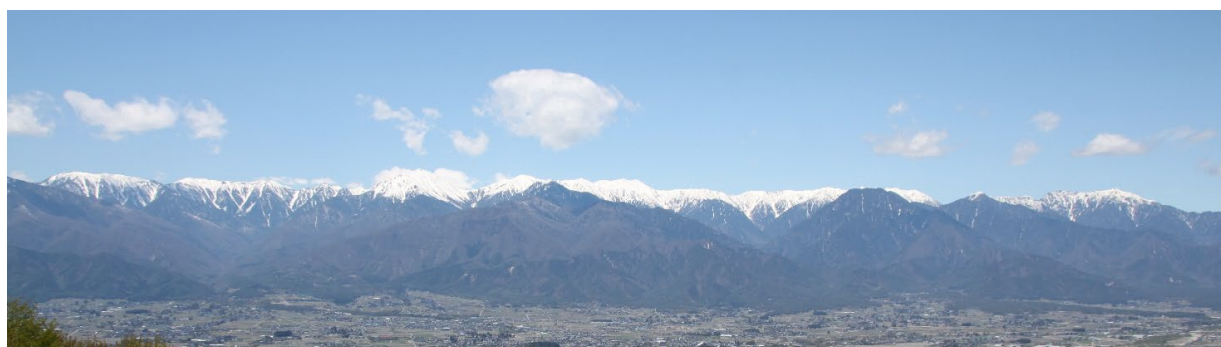
なお、2016（平成28）年2月～3月にかけて環境省（ウォータープロジェクト）が実施した国民参加型の人気投票「名水百選」選抜総選挙で、安曇野市「安曇野わさび田湧水群」（昭和の名水百選）が、観光地部門・景観部門の両部門で全国第1位となりました。



将来に残したい環境

将来に残したい環境に関する場所

【資料：本計画策定に関する事前アンケート調査（2016年度）】



残したい環境1位：北アルプスの景観



残したい場所2位：わさび田湧水群

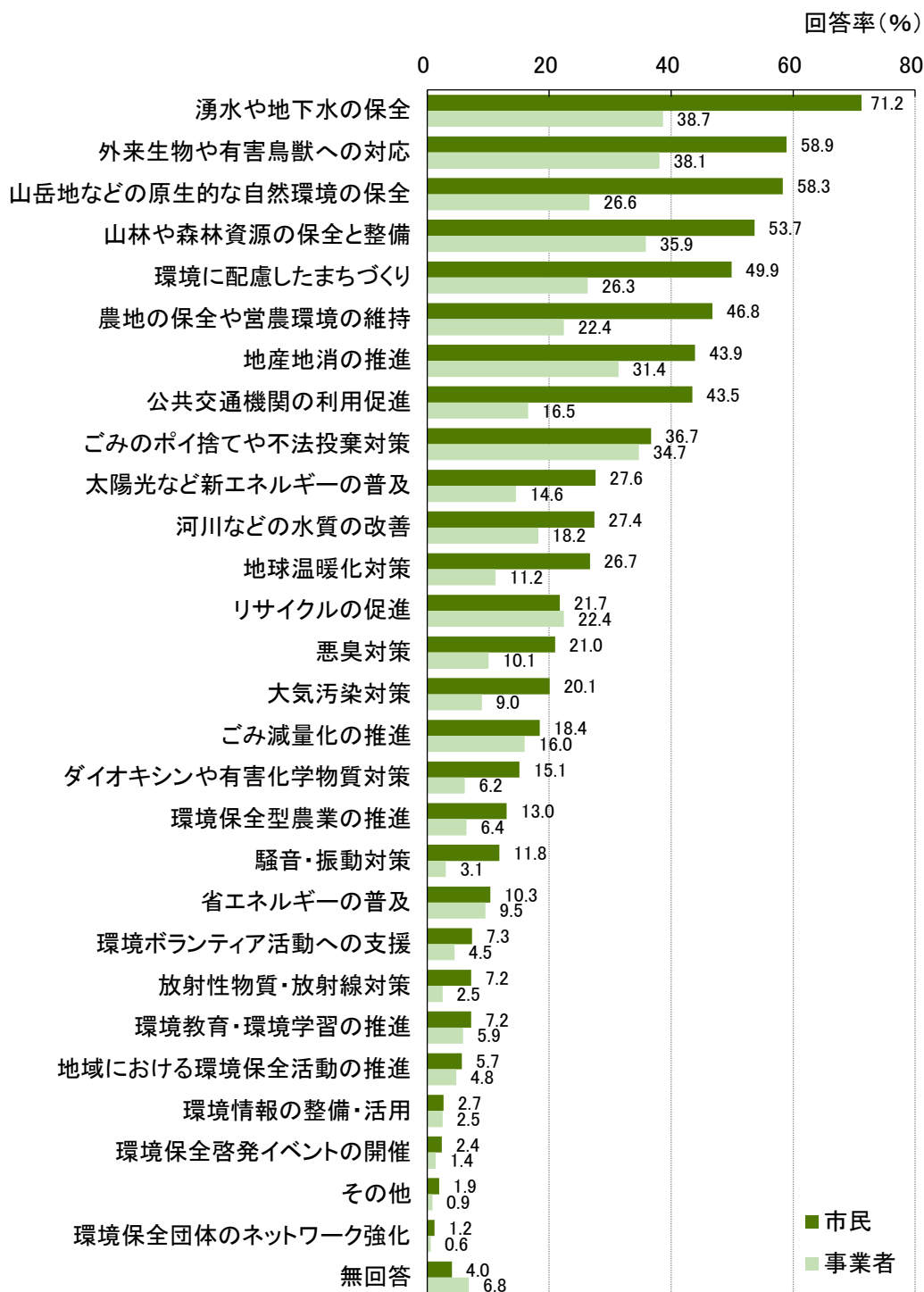


残したい場所3位：拾ヶ堰

## ■水環境の保全、外来生物や有害鳥獣対策の推進に期待

同じく、2016（平成28）年度に実施した事前アンケート調査の結果、市民および事業者が行政に期待する環境施策としては、市民では「湧水や地下水の保全」「外来生物や有害鳥獣への対応」「山岳地などの原生的な自然環境の保全」の順に多く、事業者では「湧水や地下水の保全」「外来生物や有害鳥獣への対応」「山林や森林資源の保全と整備」の順に多い結果となりました。

▶市民・事業者共に、「湧水・地下水などの水環境の保全」「外来生物・有害鳥獣への対応」に関する取り組みへの期待が高い



行政に期待する環境施策（2016年度）

【資料：本計画策定に関する事前アンケート調査（2016年度）】

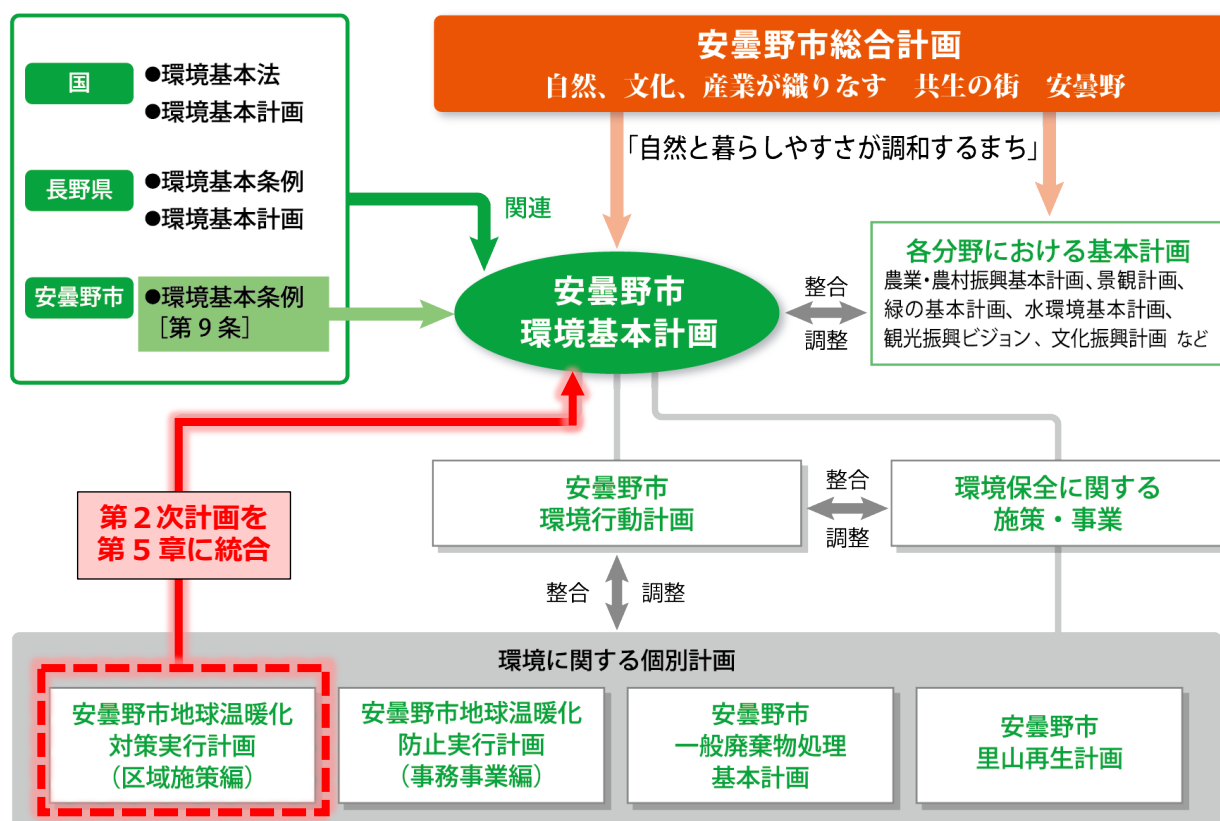
## 第2節 第2次環境基本計画の基本的事項

### 2-1 計画の目的と位置付け

本計画は、安曇野市環境基本条例第9条に基づいて策定するものです。環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性などを示すことを目的とします。

また、安曇野市の最上位計画である「第2次安曇野市総合計画」（計画期間：2018〈平成30〉年度～2027〈令和9〉年度）を環境面から推進することにより、総合計画に掲げる安曇野市の将来像の実現を目指す役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策、省エネルギー・再生可能エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「安曇野市地球温暖化対策実行計画」を第5章として統合するとともに、他の関連計画と連携するものとします。



計画の位置付け

#### コラム：安曇野市総合計画とは

安曇野市の自治に関する最高規範である自治基本条例（平成29年安曇野市条例第4号）において策定が規定された市政運営の根幹となる計画であり、各種計画の最上位に位置し、分野別の個別計画の策定時には、総合計画との整合が図られます。「第2次安曇野市総合計画」は、まちづくりの基本的方向を示した基本構想（2018～2027）と基本的な諸施策を体系別にした基本計画（前期2018～2022、後期2023～2027）、主要事業の実行計画を示した実施計画（3カ年）で構成されます。

## コラム：各分野における基本計画・環境に関する個別計画の概要



### 【各分野における基本計画】

#### ■ 安曇野市農業・農村振興基本計画

安曇野市の地域特性を十分に踏まえた上で、農業・農村の抱える課題解決と着実な活性化を実現する戦略を示した計画として、2022（令和4）年3月に第3次計画が策定されました。

#### ■ 安曇野市景観計画

「山岳と田園の育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を実現するために、景観づくりの視点から、市民・事業者・行政等が協働で取り組むべき内容を取りまとめた計画として、2011年3月に策定された後、2021（令和3）年に改定されました。エリアごとに景観づくりの基準を定めたり、今後の景観づくりの推進方策について示しています。

#### ■ 安曇野市緑の基本計画

緑地の保全と緑化の推進を計画的に実施し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする総合的な計画として、2017（平成29）年7月に策定された後、2023（令和5）年3月に改定されました。まちを囲む農地や山林も含めた安曇野市内の緑全般に関する総合的な方針を定めています。

#### ■ 安曇野市水環境基本計画

「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」に基づき、安曇野市の地下水資源が持続的なものとなることを目指し、市民・事業者・市それぞれが主体的に取り組む内容を示した計画として、2017（平成29）年3月に策定されました。

#### ■ 安曇野市観光振興ビジョン

安曇野らしい観光を展開していくため、大切にしてきた自然や農村景観、歴史・文化、コミュニティを来訪者に伝えていくことを目的として、第2次ビジョンが2023（令和5）年3月に策定されました。

#### ■ 安曇野市文化振興計画

「学ぶ心が育ち、文化のかおるまちをつくります」を基本理念に掲げ、今後の安曇野市の文化芸術を振興する上での目標とその実現に向けた取り組みの方向性を示す計画として、第2次計画が2018（平成30）年3月に策定されました。

### 【環境に関する個別計画】

#### ■ 安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく計画であり、安曇野市全域から排出される温室効果ガスについて、2020（令和2）年度までに2008（平成20）年度比25%以上の削減を目標としていました。2023（令和5）年に改定を行い、本計画の第5章に追加しています。

#### ■ 安曇野市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく、地方自治体に策定と取り組み状況の公表が義務付けられた計画です。市の事務事業から発生する温室効果ガスについて、2021（令和3）年3月に第3次計画が策定され、2030（令和12）年度までの毎年度、二酸化炭素排出量を前年度比1%以上の削減を目標としています。

#### ■ 安曇野市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定するものであり、市民および事業者との協働によるごみの減量、資源化および適正処理を推進し、循環型社会の実現を目指す計画です。2021（令和3）年3月に第2期計画として改定されました。市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量を2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比9.54%の削減などの目標を掲げています。

#### ■ 安曇野市里山再生計画

松くい虫被害や鳥獣被害などさまざまな問題が生じている里山の問題解決に向け、私たちの暮らしを守り、豊かにしてくれる里山の再生に向けた取り組みを、市民・森林所有者・事業者・市と一緒に進めていくための計画です。2020（令和2）年3月に第2次計画が策定されました。「里山のあるべき姿に再生し、元気な里山を取り戻す」ことを目指しています。

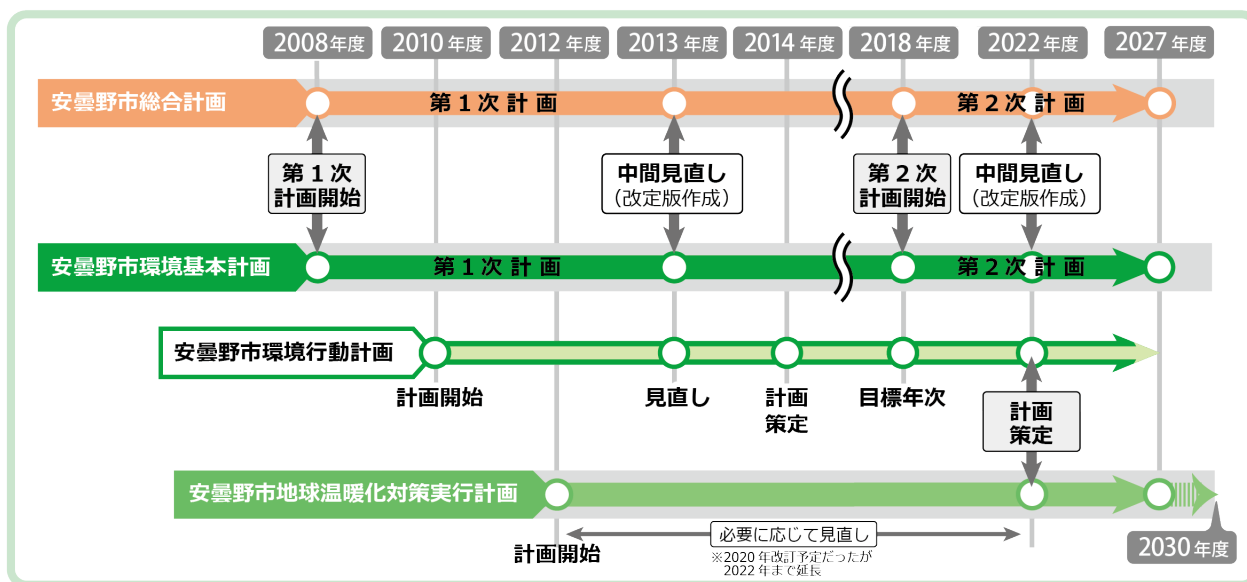
## 2-2 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度～2027（令和9）年度までの10年間とし、中間年次となる5年目の2022（令和4）年度に改定（見直し）を行いました。

なお、本計画の期間および見直し時期は、上位計画である「第2次安曇野市総合計画」（基本構想、基本計画）と合わせて設定しており、見直し後の数値目標の目標年次は総合計画の後期基本計画の目標年次である5年後（2027<令和9>年度）としています。

また、本計画期間と同時進行で行動計画によって取り組みを推進します。行動計画は、本計画で示されている取り組みのうち、特に重点的・優先的に行う必要がある項目をまとめ、その実現を図るための5カ年計画です。さらに、第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を本計画の第5章とし、2030（令和12）年度までの温室効果ガス削減に向けた基本施策や削減目標値を設定します。

このほか、新たに発生する環境上の課題や社会経済情勢などの急激な変化に応じて、計画の見直しの必要が生じた場合には、柔軟に対応するものとします。



本計画および行動計画の計画期間

## 2-3 計画の対象とする地域と環境の範囲

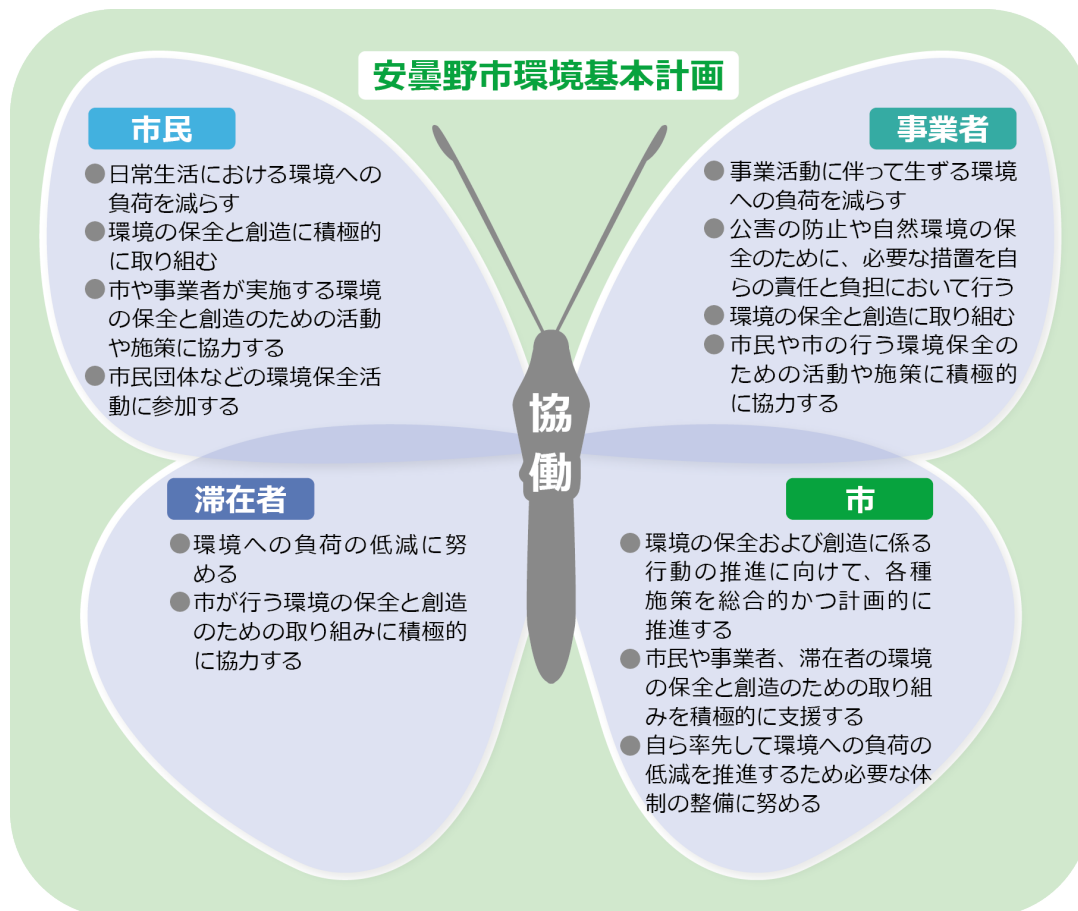
本計画の対象地域は、原則として安曇野市全域とし、対象とする環境は以下のとおりとします。

<p><b>自然環境</b></p> <p>山岳、森林・里山、里地 河川、動植物 緑・公園・人と自然とのふれあいの場 景観・歴史文化</p> 	<p><b>生活環境</b></p> <p>水環境、大気環境 その他環境</p> 	<p><b>資源循環・地球環境</b></p> <p>ごみ・リサイクル 地球温暖化 エネルギー、交通</p> 	<p><b>参加・協働</b></p> <p>環境情報 環境教育・環境学習 環境保全活動</p> 
--	--	---	--

## 2-4 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・滞在者および市とします。

各主体は、安曇野市環境基本条例に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて「協働」していくことが必要です。



計画の推進体制

### コラム：環境に関する協働の取り組み事例

安曇野市の環境分野における協働事例の一つとして、「安曇野環境フェア」とその実施主体である「安曇野環境フェア実行委員会」が挙げられます。

「安曇野環境フェア実行委員会」は、「安曇野市環境基本計画」および「環境行動計画」についての取り組みを市民に広く紹介しながら、より良い安曇野市の環境を創出していくための活動を行っている個人・団体・企業が、情報交換・交流を図る場として「安曇野環境フェア」を開催することを目的としています。

この実行委員会は、「安曇野環境市民ネットワーク」参加団体に所属する市民や、その趣旨への賛同者によって組織され、2008（平成20）年2月の初開催から10年以上にわたり、環境フェアの企画・運営を市とともに担ってきました。

市が単独で事業を実施するのではなく、実行委員会を通じて多くの市民・事業者の参加を得ることで、最新情報や活動内容の共有を図り、市民活動団体などのネットワークが広がるとともに、市民・事業者に対し広く参加を呼びかけることができます。また、市民・事業者・市の三者の相互理解が深まり、信頼関係構築の一助となります。

このほかにも、協働には多くのメリットがあり、環境への取り組みを効果的に推進する上で欠かせないものになっており、安曇野市の環境をより良くしていくために、今後も活発な活動が期待されます。



安曇野環境フェア実行委員会

コラム：安曇野市の環境を活かした地球温暖化対策の推進に向けて

本計画の第2章第1節「1-3 第2次環境基本計画策定後（2018年度以降）の社会情勢」（16～17ページ参照）でも紹介したとおり、地球温暖化対策は、日本を含め世界規模で急速に進められています。

安曇野市では、約10年前の2012（平成24）年に、「（第1次）安曇野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民・事業者・行政が一丸となって対策を進めてきましたが、さらに、2030年度までに50%削減（2013<平成25>年度比）、2050年度にはカーボンニュートラル（ゼロカーボン）という高い目標を掲げ、より積極的に取り組んでいくこととなりました（詳しくは、第5章<73ページ以降>を参照）。

地球温暖化対策には、節電などによる省エネ化、マイカー利用の削減などによる脱炭素化などさまざまな方法があります。その中でも、安曇野市の豊かな自然を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進することは、温室効果ガスの排出量の削減に大きな効果をもたらすと考えています。

しかし、再生可能エネルギーの設備の導入にあたっては、現存する環境に十分配慮する必要があります。そのため、安曇野市では、現存する建物などへの「屋根置き型太陽光発電機器」の導入を推進する一方で、「野立ての太陽光発電施設」については、無秩序な設置を抑制するため、罰則規定を含んだ条例による規制に向けて準備を進めています（2023<令和5>年3月時点）。

【私たちにできるゼロカーボンへの取り組み方紹介サイト（長野県 ver.）】

ゼロカーボンの達成には、皆さんの協力が不可欠です。長野県では、ホームページや冊子で、省エネや脱炭素化に向けた取り組み方法などを紹介しています。

安曇野の豊かな自然や環境を守り、そして私たちの暮らしがこれからも安心・安全なものになるように、ぜひ、以下の情報を参考に、できることから始めてみましょう！

1. 長野県 節電・省エネポータルサイト：省エネ対策関連事業などについて総合的に紹介

■ <https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/setsuden/shoene/index.html>

2. 長野県地球温暖化防止活動推進センター：温暖化のメカニズムや省エネの方法などについて紹介

■ <https://nccca.or.jp/>

【紹介されている情報（例）】

> [信州版]夏の省エネガイドブック

([https://nccca.or.jp/challenge/syoene\\_campaign\\_summer/](https://nccca.or.jp/challenge/syoene_campaign_summer/))

> [信州版]冬の省エネガイドブック

([https://nccca.or.jp/challenge/syoene\\_campaign\\_winter/](https://nccca.or.jp/challenge/syoene_campaign_winter/))

> エコクッキングレシピ ([https://nccca.or.jp/challenge/eco\\_cooking/](https://nccca.or.jp/challenge/eco_cooking/))

3. 信州屋根ソーラーポテンシャルマップ：屋根ごとのソーラー設備設置時の予想発電量などを表示

■ [https://www.sonicweb-asp.jp/nagano\\_solar\\_map/](https://www.sonicweb-asp.jp/nagano_solar_map/)

4. ゼロカーボンに関する取組例・支援制度：ゼロカーボン book や住宅助成金や補助金などを紹介

■ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/yattemitai.html>

【紹介されている情報（例）】

> 信州ゼロカーボン book [県民編]

([https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/documents/02book\\_kenmin.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/documents/02book_kenmin.pdf))



1. 節電・省エネポータル



2. 推進センター



3. ソーラーポテンシャル



4. 取組例・支援制度



## 第3章

# 安曇野市がめざす環境のすがた



田淵行男 [明けゆく安曇野/大滝山 1962年]  
田淵行男記念館所蔵

## 第1節 安曇野市の環境づくりに向けて

近年では、東日本大震災のような大規模地震などの災害を契機としたエネルギー問題や地球温暖化など、環境に関わるさまざまな問題が顕在化しており、世界規模で環境保全に向けた規制や取り組みが積極的に進められています。

安曇野市においても、第1次計画を策定した2008（平成20）年3月以降、市の豊かな環境を保全するため関連した計画が複数策定され、人々の安全・安心で豊かな暮らしに向けて、環境整備や省エネルギー製品の利用促進、環境保全活動など、さまざまな取り組みが進められています。

全国的にみても安曇野市は自然豊かな地域であると認識されていることが多く、事前アンケート結果からも、特に「水」や「空気」などの受動的な環境に対しては、市民の満足度も高い傾向にあります。しかし、市内を代表する産業である農業は、農家数および農業就業人口が共に減少しており、主要な環境である田園が宅地や商工業地へ変化してきているほか、松くい虫による松枯れ被害や、野生鳥獣による農作物への被害なども発生しています。

また、市民による環境保全活動などへの参加は限定的であり、環境保全に対する意識は低い状況であることがうかがえます。

今後も豊かな自然に囲まれた安曇野市を維持し続けていくためには、市民一人ひとりが環境に対して関心を持つとともに、できることから取り組んでいくことが求められています。

本計画の策定にあたっては、第1次計画の評価を踏まえ、第2節に示す「望ましい環境像」の実現に向け、実施可能な取り組みを整理・選定しました。これをもとに、安曇野市の環境を保全・活用する活動に積極的に取り組んでいきます。



安曇野市の風景  
（征矢野 久 画「とれ秋のころ」）

## 第2節 望ましい環境像・基本目標

本計画では、第2次安曇野市総合計画（後期）に定められた目標の一つである「自然と暮らしやすさが調和するまち」を実現するため、第1次計画と同様に安曇野市環境宣言に基づく4つの望ましい環境像を掲げます。

また、望ましい環境像を実現するための4つの基本目標「共存・共生をはかるべきもの」「安全・安心な暮らしを支えるもの」「循環型・低炭素社会をつくるもの」「参加と協働」も引き継ぎ、環境の保全と創造に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

なお、本計画の取り組みを進めることにより、2030（令和12）年度までの国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指します。



## 基本目標① 共存・共生をはかるべきもの [豊かな自然と快適な生活空間]

安曇野市の特徴の一つに「豊かな自然」があります。私たちはこの豊かな自然からのさまざまな恵みを受けて生活しています。しかし、この豊かな自然が、地球温暖化や人々の生活スタイルの変化によって急激に変化しつつあります。

「豊かな自然」を維持・創出していくためには、まずは自然の仕組みの微妙なバランスや自然に対して起きていることを知り、共存・共生を図っていくことが必要です。

また、「快適な生活空間」確保の観点からさまざまな人々が共に生活できる空間づくりや山や水辺といった安曇野らしい自然の景観を生かし、生活空間に取り入れていきます。

個別目標	<b>1</b> 山岳地をまもる	<b>5</b> 生きものをまもる
	<b>2</b> 里山をまもる	<b>6</b> 身近な自然とふれあう
	<b>3</b> 里地をまもる	<b>7</b> 景観や歴史・文化を大切にする
	<b>4</b> 川や水辺をまもる	

### 【関連SDGs】



## 基本目標② 安全・安心な暮らしを支えるもの [きれいな水と空気、安全な生活環境]

人々の生活を支えるものとして、水と空気は重要です。開発の進展、人口の減少や高齢化の中で、市民の水瓶となっている地下水や清冽な川の流れを守っていくことが課題となっています。

また、「空気がおいしい」ことも安曇野市の良さであり、これも守っていく必要があります。その他に工場や自動車の増加による化学物質などの発生も懸念されています。

水と空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要です。化学物質などについても、情報収集を進めながら同様に現状を把握し、快適で安全・安心な暮らしを目指していきます。

個別目標	<b>8</b> 豊富できれいな水の環境をまもる
	<b>9</b> きれいな空気と静かな環境をまもる
	<b>10</b> 公害・化学物質などの問題をなくす

### 【関連SDGs】



### 基本目標③ 循環型・低炭素社会をつくるもの【ごみ減量、省エネルギー・再生可能エネルギー】

環境的な面での課題として大きいものに、ごみとエネルギー問題があります。安曇野市内から排出・処分されるごみの量は膨大であり、燃焼時の地球環境への負荷や<sup>さんさ</sup>残渣の処分などが課題となっています。エネルギーについては、地球温暖化に関係の深い二酸化炭素排出量削減やエネルギーの運搬・移動に伴う環境負荷の低減が課題となっています。

地球環境への負荷を減らすためには、循環型社会を地域として目指し、実現していくことが重要です。この循環型社会を実現するため、ごみをできる限り減らし再び利用すること、省エネルギーを実践すること、地元でのエネルギー生産の可能性を探ることなどについて取り組んでいきます。

個別目標

11 ごみを少なくする

12 地球温暖化に対応する

【関連SDGs】



### 基本目標④ 参加と協働【自ら学び・考え・行動する市民】

私たちの安曇野をより良いかたちで未来に引き継ぐためには、市民一人ひとりが環境に対する課題を知り、良いことは続け、悪いことがあれば改善することが必要です。

また、環境問題は多様化・広域化しており、各個人・事業者・市が個別に取り組むだけでは解決できない問題も多くなっています。

市内の環境をより良い方向へ導くためには、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実はもちろんですが、世代を超えて環境について学ぶことで、市民一人ひとりが環境の保全と創造に主体的に取り組むとともに、環境問題の解決に向けて地域内での連携や市民・事業者・市の協働を図っていきます。

個別目標

13 環境情報を充実させる

15 環境保全活動を活発にする

14 環境について学ぶ・体験する

【関連SDGs】



## 第3節 環境指標

望ましい環境をつくるための取り組みの推進に向けて、個別目標ごとに環境指標を設定しました。

なお、目標年度は「第2次安曇野市総合計画（後期基本計画）」との整合を図るため、総合計画の目標年度と同じ2027（令和9）年度としました。

### ①共存・共生をはかるべきもの

個別目標	環境指標	現状 (2021年度)	目標 (2027年度)
里山をまもる	安曇野材の年間利用実績	249 m <sup>3</sup> /年	300 m <sup>3</sup> /年
	さとぷろ。学校（里山学校）の年間参加者数（延べ）	104 人/年	110 人/年
里地をまもる	認定農業者数	295 経営体	270 経営体
	集落営農組織数	27 組織	27 組織
川や水辺をまもる	多面的機能支払交付金事業活動組織取組面積	3,643ha	3,850ha
生きものをまもる	「生きもの調査」の実施	1回 <sup>注1)</sup>	1回/5年
	特定外来種駆除活動の参加者数	4,607 人/年	8,000 人/年
身近な自然とふれあう	1人当たり都市公園・その他公園の面積（国営・県営公園を除く）	8.2 m <sup>2</sup> /人	9.2 m <sup>2</sup> /人 <sup>注2)</sup>
	緑の恵みを感じることができる講座の開催	4回/年	4回/年
景観や歴史・文化を大切にす	景観に関する広報及び講座の開催	10回/年	12回/年

注1) 2018年度に実施

注2) 個別計画の2026年度目標値

### ②安全・安心な暮らしを支えるもの

個別目標	環境指標	現状 (2021年度)	目標 (2027年度)
豊富できれいな水の環境をまもる	上水道普及率	99.0%	100% <sup>注3)</sup>
	水洗化率	87.0%	89.4%
	人為的な地下水涵養量 <sup>注4)</sup>	183.4万 m <sup>3</sup> /年	300.0万 m <sup>3</sup> /年
きれいな空気と静かな環境をまもる	自動車交通騒音測定値基準値超過地点	0 地点	0 地点
公害・化学物質などの問題をなくす	苦情件数	206 件/年	200 件/年

注3) 個別計画の2026年度目標値

注4) 麦あと湛水（水田機能維持・地力増進推進）事業及び新規需要米等転作推進事業等による継続的な地下水涵養量を集計（本計画策定当初（2018年度）とは集計方法が異なる）

③循環型・低炭素社会をつくるもの

個別目標	環境指標	現状 (2021年度)	目標 (2027年度)
ごみを少なくする	市民1日1人当たりのごみ排出量	811 g/人・日	782g/人・日
	事業系可燃ごみ排出量	11,574 t/年	10,639t/年
地球温暖化に 対応する	安曇野市域の温室効果ガス排出量	65.8万 t-CO <sub>2</sub> /年 <sup>注5)</sup>	38.5万 t-CO <sub>2</sub> /年 <sup>注7)</sup>
	太陽光発電設備の導入件数	4,699 件 <sup>注6)</sup>	6,000 件
	市施設における再生可能エネルギー設備設置施設数	28 施設 <sup>注6)</sup>	60 施設
	「あづみん」(デマンド交通)の利用者数	78,975 人/年	87,000 人/年

注5) 環境省の2019年度算出値

注6) 2020年度の現状値

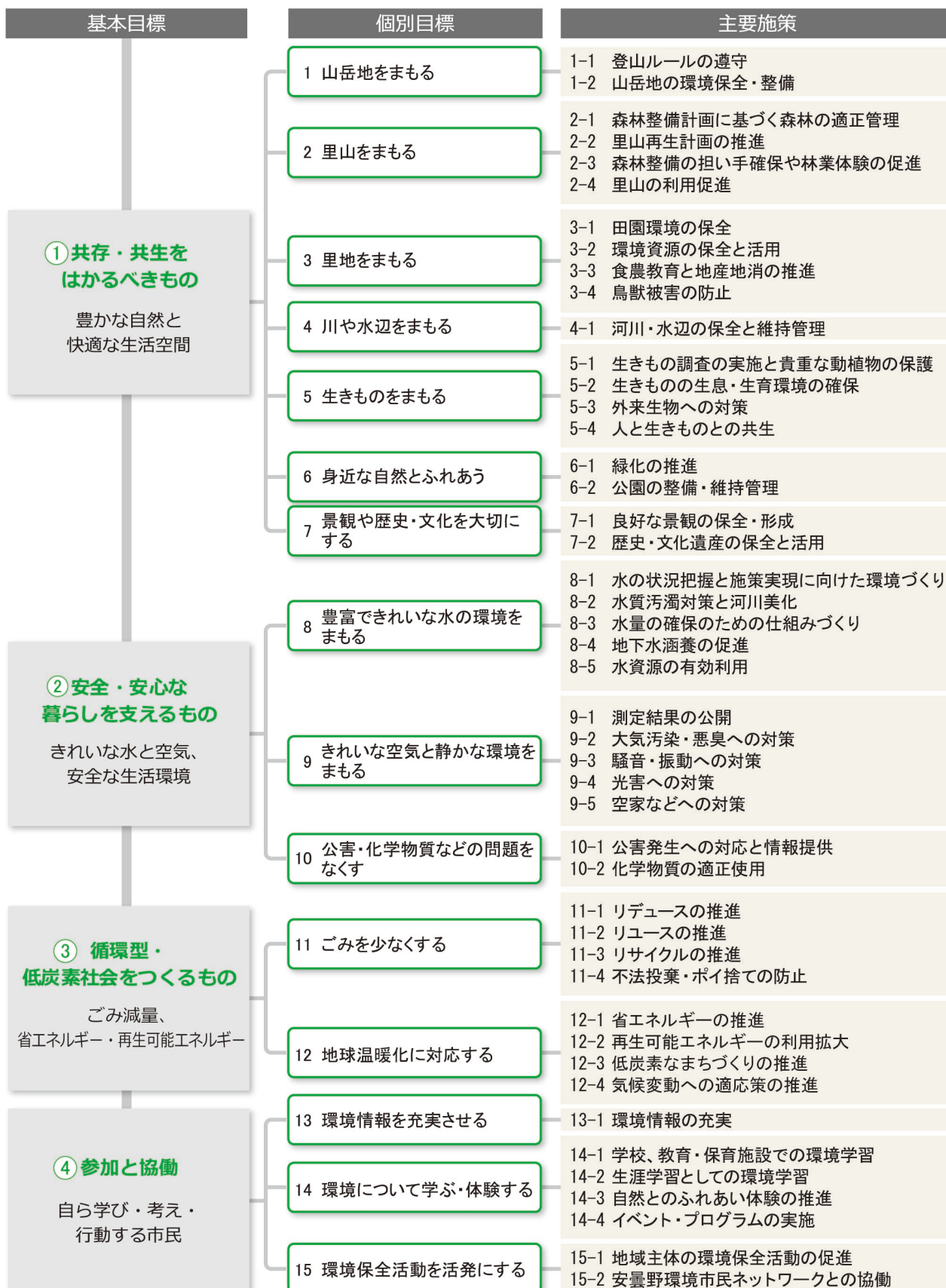
注7) 第2次地球温暖化対策実行計画(第5章)の2030年度目標値

④参加と協働

個別目標	環境指標	現状 (2021年度)	目標 (2027年度)
環境情報を充実させる	安曇野エコプラン.net アクセス数	3,406 件/年	3,500 件/年
環境について 学ぶ・体験する	安曇野市環境市民ネットワークによる環境学習プログラムの提供数	21 件/年	30 件/年
	安曇野環境フェア来場者数	中止	2,000 人/年
	信州型自然保育 <sup>注8)</sup> を受ける児童の割合	58.5%/年	74.0%/年
	教育機関における環境学習に係る出前講座回数	0 回/年	10 回/年
	行動計画に基づく環境学習の開催数	4 回/年	10 回/年
環境保全活動を 活発にする	環境美化活動団体数(累計)	411 団体/年	420 団体/年
	環境美化活動参加者数(累計)	42,745 人/年	43,000 人/年

注8) 「信州型自然保育」の詳細は、67ページのコラム内を参照

## 第4節 計画の体系





## 第4章

# 望ましい環境をつくるための取り組み



田淵行男 [安曇野田園風景 レンゲ田/豊科 1960年]  
田淵行男記念館所蔵

## 第1節 取り組みの基本的な考え方

### 1-1 取り組みの検討および見直しについて

#### ■ 第1次計画および第2次計画の中間評価と環境の現状の整理

本計画の作成に当たり、2008（平成20）年3月に策定した第1次計画の評価を行うとともに、近年の安曇野市の環境の現状を取りまとめることにより、現時点での環境の課題を抽出し、それらの課題を解決するための取り組みを検討しました。さらに、2022（令和4）年度には、第2次環境基本計画の中間評価を踏まえ、取り組み内容について見直しを行いました。

#### ■ 市民・事業者への事前アンケートの反映

2016（平成28）年度および2022（令和4）年度に、市民2,500人、事業所1,000社を対象とした市民・事業者への事前アンケートを実施し、その結果を踏まえて取り組みの検討を行いました。

注）回答率：2016年度…市民42.4%・事業所35.7%、2022年度…市民33.4%・事業所28.1%

#### ■ 各種会議での検討

取り組みの検討に当たっては、環境審議会、環境基本計画庁内調整会議など各種会議の意見を踏まえ、取り組み内容の調整を行いました。

### 1-2 重点取り組みについて

#### ■ 重点取り組みの考え方

重点取り組みとは、本計画の内容について、実現性・妥当性が高く持続可能なものとするための取り組みを示したものです。

重点取り組みは、第1次計画の評価と環境の現状の整理結果、市民・事業者への事前アンケート結果、各種会議での検討結果などを踏まえつつ、以下の考え方に基づいて選定を行いました。

#### ■ 重点取り組みの選定の考え方

2018（平成30）年度策定時の本計画第2章および第4章に課題として記載されていたもので、以下のいずれかに該当するもののほか、中間見直しで取り組み強化が必要とされたものとししました。

- 早急に取り組む必要があること
- 総合計画または個別計画に定めていること
- 現在も実施しており今後も継続して行うこと
- 実現性・妥当性が高いこと

#### ■ 重点取り組みの選定結果

本計画では、全部で54の重点取り組みを選定しました。

第3節「重点取り組みの推進」（69ページ以降）では、重点取り組みを抽出し掲載しています。

#### ■ 重点取り組みの「環境行動計画」での位置付け

重点取り組みとして取り上げたもののうち、「環境行動計画」に基づく進捗管理を行う取り組み（目標が数値で把握でき、環境指標に関連するもの）を本計画策定後に選出します。

## 第2節 取り組みの推進

### 個別目標ごとの取り組みの見方

4つの「基本目標」のもとに掲げている15の「個別目標」を示しています。

個別目標 | 基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

1 | 山岳地をまもる

環境の現状と課題 (第1章 P.●-●、第2章 P.●-●参照) — 関連するSDGsの目標を示しています。

【○○○○○】 — 現状と課題について掲載しているページを示しています。

【○○○○○】 ← 第1章・第2章に示した第2次計画の中間評価や安曇野市の概況などの結果を踏まえて、環境の現状と課題を簡潔にまとめています。

事前アンケート調査結果

- 将来残したい場所
  - 市民 > ○○○○○○○○○○ ○○○
- 行政に期待する環境施策
  - 市民 > ○○○○○○○○○○ (○○○% : ○位/○○項目中)
  - ⇒○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2022年度に実施した市民・事業者への事前アンケート調査の結果をまとめています。今回実施していない項目は2016年度の結果を記載しています。

市の推進する取り組み — アンケート調査の結果から見えた課題解決の方向性を示しています。

1-1 ○○○○○○○○ ← 主要施策を示しています。

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
○○○○○○○	◎ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ◇ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○課 ○○課 ○○○課

◎印および太字は重点取り組みを示しています。(重点取り組みは、第3節(69ページ以降)に一覧を示しています。)

市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み (例)	市民	事業者	滞在者
◇ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		☆	
◇ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	☆	☆	☆
◇ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	☆	☆	☆

市民・事業者への事前アンケートで寄せられた提案や意見、第1次計画における取り組みから引き継ぐ項目など、市民・事業者・滞在者の皆さんに取り組んでいただく内容について☆印で示しています。

個別目標

基本目標 ① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

# 1 山岳地をまもる



## ■環境の現状と課題 (第1章 P.6-8 参照)

### 【登山者のマナー】

安曇野市は、パノラマ銀座や表銀座の登山拠点となっており、毎年国内・国外問わず数多くの登山者が訪れています。しかし、一部の登山者による登山ルールの認識不足は、高山植物の踏み荒らしや登山道の荒廃などの問題を引き起こしており、訪日外国人旅行者も含めて、登山者のマナー向上を図っていく必要があります。



燕岳

### 【高山帯の環境変化】

近年、動植物の生息・生育環境の変化や気候変動などにより、ニホンジカ、キツネ、カラスなどの人里の動物が高山帯まで分布を広げ、高山性動植物の採食や捕食問題が生じています。特にライチョウなどは、捕食者への対抗手段が弱いため、保護に向けた対策が求められています。



ライチョウ (オス)

### 事前アンケート調査結果



#### ● 将来残したい場所 (2016年の結果)

市民 ▶ 「北アルプスの高山帯」(77.0% : 1位/17項目中)

#### ● 行政に期待する環境施策 (2016年の結果)

市民 ▶ 「山岳地などの原生的自然環境の保全」(58.3% : 3位/27項目中)

⇒山岳地の保全に向けた取り組みの充実が求められている。

## ■市の推進する取り組み

### 1-1 登山ルールの遵守 じゅんしゆ

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
登山者への普及啓発	◎ イベントやガイド、学校登山などを通じて、登山者のマナー向上に向けた指導を推進する。	観光課
	◇ 動植物の違法採取や採集、踏み荒らし防止の普及啓発を行う。	環境課 観光課
	◇ 野生動物への餌付けやペットの持ち込み防止について普及啓発を行う。	観光課 耕地林務課
	◇ ごみの持ち帰りの徹底について普及啓発を行う。	観光課

## 1-2 山岳地の環境保全・整備

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
官民協働による環境保全・整備	◎ 山岳関係団体などを含め、官民協力し、山岳環境の保全活動を促進する。	観光課
高山の生態系の保護	◇ 高山帯へ進出してきた動物への対策を行う。 ◇ 国・県などが行う生態系保護対策に協力する。	耕地林務課 観光課
山小屋の対策	◇ 山小屋のごみ・し尿処理対策を検討する。	環境課 観光課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 学校登山の生徒は、事前学習をしっかりと行う。	☆		☆
◇ 訪日外国人旅行者を含め、登山者に対して登山マナーの普及啓発を行う。		☆	
◇ 動植物の違法採取や採集、踏み荒らしをしない。	☆	☆	☆
◇ 登山道にごみを捨てるなど野生動物の餌付けとなることはしない。	☆	☆	☆
◇ 山岳環境の保全活動に協力する。	☆	☆	☆
◇ 山小屋でのごみ削減、し尿処理対策に協力する。	☆	☆	☆

### コラム：登山のマナー

長野県は、北アルプスや南アルプス、八ヶ岳連峰など日本を代表する山岳を有しています。貴重な自然を有するそれら山岳域については広く自然公園などに指定されています。

近年では、中高年の登山ブームに加え、山ガールと呼ばれる女性の登山者などの増加もあり、毎年60～70万人ほどの登山者が長野県内の山岳を訪れています。

長野県では、すばらしい山岳環境を守りつつ、安全な登山利用を促進していくために「長野県登山安全条例」の制定やそれに基づくガイドラインの作成、自然公園でのマナー・ルール の普及啓発などを進めています。

安曇野市を訪れる登山客に対しても、以下のようなルールやマナーの普及啓発を進め、常念岳・大天井岳・燕岳をはじめとした北アルプスの山々の自然環境の保全と登山中の事故やトラブルの防止を図っていくことが必要です。

登山マナーについては、長野県のホームページなどで公開されていますので、参考にしてください。

#### 【主な登山マナー・ルール】

- ・ 動植物はとらない。見て楽しみましょう。
- ・ 登山道から外れないように歩きましょう。
- ・ 植生地や立ち入り禁止区域への立ち入りはやめましょう。
- ・ 野生動物への餌やりはやめましょう。
- ・ ペットを連れての登山はやめましょう。
- ・ ごみは持ち帰りましょう。
- ・ 指定地以外でのキャンプはやめましょう。



長野県自然保護レンジャーが配布しているマナーカード

個別目標	基本目標 ① ▶ 共存・共生をはかるべきもの
2	里山をまもる

## ■ 環境の現状と課題 (第1章P.6-8、第2章P.19参照)

### 【森林の公益的機能の維持】

安曇野市内の森林面積(199.8km<sup>2</sup>)は、市の総面積の約6割を占めており、水源涵養や土砂流出防備などの公益的機能を有しています。今後も人工林や里山など森林の公益的機能を保持するために、適切な管理を進めていく必要があります。

### 【人工林】

安曇野市内の私有林のうち、約4割を占める人工林には、間伐を必要とする森林が多く存在します。しかし、国産材の価格低迷などにより、森林が放置されることが多くなっています。

今後は、間伐材を含む安曇野材の利用を促進するとともに、間伐・主伐・植林・下草刈りの人工林の利用サイクルを促し、林齢構成をバランスよくする必要があります。

### 【里山・アカマツ林】

1960年代以降、産業・エネルギー消費構造の変化により、薪や木炭に代わり石油やガスが使用されるようになりました。その結果、里山の利用が減少し、自然のバランスが崩れ、生物多様性の損失や土砂災害リスクの増加などさまざまな影響が生じています。特に近年では、安曇野市内の森林の多くの面積を占めるアカマツ林において松枯れが発生しており、松くい虫被害の蔓延や倒木による二次被害が大きな問題となっています。



明科地域のアカマツ林における更新伐

今後も里山再生計画に基づき、生物多様性や景観保全に留意しつつ、里山再生に向けて里山を利用する機会の創出や、地域ぐるみで里山の整備に取り組むことにより、適切に管理・保全していくことが求められています。

## 事前アンケート調査結果

### ● 行政に期待する環境施策 (2016年の結果)

- |     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 市民  | ▶ 「山林や森林資源の保全と整備」(53.7% : 4位/27項目中) |
| 事業者 | ▶ 「山林や森林資源の保全と整備」(35.9% : 3位/27項目中) |

⇒ 森林資源の保全に向けた取り組みの充実が求められている。

## ■ 市の推進する取り組み

### 2-1 森林整備計画に基づく森林の適正管理

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
森林整備計画などに基づく環境整備	◎ 森林整備計画と経営計画に基づいて国有林以外すべての私有林(県有林も含む)の森林整備を促進する。	耕地林務課
	◇ 森林の現況把握と整備計画への活用のためのデータベース化を行う。	耕地林務課
	◇ 林道の適切な整備・維持管理を行う。	耕地林務課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
森林所有者との連携による森林整備	◇ 森林所有者との整備協定を締結する。	耕地林務課
	◇ 森林事業実施機関との連携により、水源涵養機能の向上・維持を目的とした森林整備を行う。	耕地林務課

## 2-2 里山再生計画の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
木質バイオマス利用の促進	◎ 薪の地産地消率向上を推進する。	耕地林務課
	◇ 燃料利用の展開計画を作成する。	耕地林務課
	◇ 松枯れ材の薪利用を行う。	耕地林務課
安曇野材利用の促進	◎ 里山で生産される間伐材など「安曇野材」を活用できる生産・流通の仕組みづくりを行う。	耕地林務課
さとぷろ。学校の開講	◎ 里山で活動するための技術・知識を身につけるための「さとぷろ。学校」の年間を通じた講座運営をする。	耕地林務課
	◇ 「さとぷろ。学校」修了者への里山再生活動（フォローアップ講座など）の支援をする。	耕地林務課
里山保全・体験学習	◇ 気軽に取り組める里山保全の体験型イベントを開催する。	耕地林務課
松枯れ対策	◎ 松枯れ対策事業を継続して行う。	耕地林務課
	◇ 土地所有者へ山林などの適切な管理を呼びかける。	耕地林務課

## 2-3 森林整備の担い手確保や林業体験の促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
里山再生サポーターなどの活動支援	◎ 山林所有者と森林整備ボランティアを結びつけるなど、里山再生を推進する活動を支援する。	耕地林務課
	◇ 森林（もり）の里親制度を促進する。	耕地林務課
	◇ 緑の少年団活動を支援する。	耕地林務課
維持管理などの作業体験	◇ 林業体験などの機会創出と支援を行う。	耕地林務課
	◇ 学有林の維持管理を支援する。	耕地林務課 学校教育課

## 2-4 里山の利用促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
里山の利活用	◎ 里山トレッキングコースの維持管理をする。	観光課
	◇ 里山活動団体の立ち上げを促進する。	耕地林務課
	◇ 学有林活動を支援する。	耕地林務課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 所有林の整備協定を結び、適正な森林の整備・維持管理を行う。	☆	☆	
◇ 林業体験や森林ボランティア活動に参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 安曇野産の木材を積極的に利用する。	☆	☆	☆
◇ 間伐・植樹・下刈りなどの維持管理活動に参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 里山の全体的な調査へ参加・協力する。	☆	☆	
◇ 里山プログラムなどに参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 山菜・キノコなどの林産物を過剰に採らない。	☆		☆
◇ 里山活動団体を支援する。		☆	
◇ 里山を活用した「林間学校」の誘致・支援を行う。		☆	

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

## 3 里地をまもる



### ■環境の現状と課題 (第1章P.6-8、第2章P.19参照)

#### 【農業の現状】

農業は安曇野市の重要な産業の一つです。近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家数や農業就業者人口、経営耕地面積が減少している反面、担い手に農地の集積集約が進み、効率的な農業が行われています。また、耕作条件の悪い農地が耕作放棄地となるケースもありますが、その数は減少傾向にあります。今後も農業の継続に向けて、農地の保全や就農者の確保・育成の促進が求められています。



田植えの風景

#### 【環境資源】

「食料・農業・農村基本法」では、農業は「農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない」とされています。農業の多面的機能の保全や安全・安心な農産物の生産のために、環境負荷の少ない農業を推進する必要があります。

#### 【地産地消】

現在、認定こども園から中学校までの給食には、全て安曇野市産米を使用しています。今後も引き続き、消費者と生産者を結びつける地産地消の取り組みを推進する必要があります。

#### 【野生鳥獣】

野生鳥獣による農林業被害が後を絶たず、野生鳥獣による影響について市民の満足度も低くなっています。野生鳥獣が農地に入らないように防除対策を充実させるなど、被害軽減に向けた対策も重要です。それ以外にも人里へ野生鳥獣が近づきにくいようにする緩衝帯の整備や獣害防護柵の設置、野生鳥獣駆除などによる個体数管理についても引き続き取り組む必要があります。



山麓部に張られた獣害防護柵

### 事前アンケート調査結果

#### ●行政に期待する環境施策（2016年の結果）

市民

- ▶ 「外来生物や野生鳥獣への対応」（58.9%：2位/27項目中）
- ▶ 「農地の保全や営農環境の維持」（46.8%：6位/27項目中）

事業者

- ▶ 「外来生物や野生鳥獣への対応」（38.1%：2位/27項目中）
- ▶ 「地産地消の推進」（31.4%：5位/27項目中）

⇒野生鳥獣対策および営農の継続に係る取り組みの充実が求められている。



## ■市の推進する取り組み

### 3-1 田園環境の保全

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る。</li> <li>◎ 荒廃農地対策を行う。</li> <li>◇ 農業の振興および農村の活性化に関する情報を提供する。</li> <li>◇ 多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。</li> <li>◇ 中山間地域等直接支払制度の運用・啓発を図る。</li> </ul>	農政課 耕地林務課 農政課 農業委員会 農政課 耕地林務課 農政課
農業後継者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 後継者・新規就農者対策を行う。</li> <li>◇ 職農教育を推進する。</li> </ul>	農政課 農政課

### 3-2 環境資源の保全と活用

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
環境保全型農業の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 県知事認定の「エコファーマー」制度の推進に協力する。</li> <li>◇ 県と連携し「環境にやさしい農業講座」などの開催により、環境保全型農業の普及に努める。</li> <li>◇ 環境保全型農業の情報提供と普及啓発を行う。</li> </ul>	農政課 農政課 農政課
環境負荷の少ない農業資材の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 農業用資材のリデュース（削減）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の普及啓発を行う。</li> <li>◇ 生分解性にすぐれた農業資材の情報提供と使用の推奨をする。</li> </ul>	農政課 農政課

### 3-3 食農教育と地産地消の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
食農教育・農業学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 学校における食農教育を推進する。</li> <li>◇ 農業塾・体験農場の活動を支援する。</li> </ul>	学校給食課 農政課 農政課
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自給的農家や家庭菜園の普及を支援する。</li> <li>◇ 地元産農産物の地元での消費拡大を図る。</li> <li>◇ 学校給食における地域食材の使用率向上を図る。</li> </ul>	農政課 農政課 学校給食課 農政課

### 3-4 鳥獣被害の防止

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
野生鳥獣による被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 里地に下りてきている野生動物の実態と影響を把握する。</li> </ul>	耕地林務課
野生鳥獣対策に向けた庁内体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 鳥獣被害防止計画を策定（見直し）し、実施する。</li> </ul>	耕地林務課
鳥獣被害の予防・対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 里山・里地へ有害鳥獣が出没しないように緩衝帯の整備を行う。</li> <li>◇ 鳥獣被害防止計画に基づき、個体数調整を検討し、実施する。</li> </ul>	耕地林務課 耕地林務課

## ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み(例)	市民	事業者	滞在者
◇ 新規就農者の支援、受け入れを行う。	☆	☆	
◇ 化学農薬・化学肥料の使用を減らす。	☆	☆	
◇ 農業用資材のリデュース・リユース・リサイクルなどを行う。	☆	☆	
◇ 安曇野市産の農作物を買う。	☆	☆	☆
◇ 野生鳥獣の出没や被害情報は速やかに市に連絡する。	☆	☆	☆
◇ 畑や林縁に、余った野菜や果実、生ゴミなどを捨てない。	☆	☆	☆
◇ 鳥獣被害防止のため、防護柵設置や地域ぐるみでの対策を行う。	☆	☆	
◇ 畑や木に餌となる果実などを残さない。	☆	☆	

### コラム：野生鳥獣問題

#### ■高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは、鳥類がA型インフルエンザウイルスに感染しておきる疾病であり、カモやチドリの仲間が自然宿主となっています。ほとんどの場合、鳥が感染しても症状を示しませんが、家禽や一部の野鳥に感染して症状が出現すると、強い毒性を示し、大量死をもたらします。これが高病原性鳥インフルエンザです。

高病原性鳥インフルエンザは、強い伝播性と高い致死性を持っているため、蔓延した場合、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、鶏肉や鶏卵の安定供給や輸出などの制限がかかる恐れがあります。そのため、家畜伝染病予防法において家畜伝染病(法定伝染病)に指定され、公的に防疫措置をとることが定められています。

また、海外では、家禽などとの接触に起因する鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からもウイルスの蔓延を防ぐ取り組みが進められています。



2016(平成28)年12月3日、明科地域御宝田遊水池で衰弱したコハクチョウ1羽が発見され、簡易検査の結果、H5亜型の鳥インフルエンザウイルス遺伝子が安曇野市内で初めて検出されました。それに伴い、白鳥の飛来地である犀川白鳥湖と御宝田遊水池周辺への年度内の立ち入りを制限しました。その後の確定検査の結果、鳥インフルエンザウイルスは検出されませんでした。高病原性鳥インフルエンザウイルスは全国各地で検出されていることから、今後も経過を見守っていく必要があります。

#### ■ツキノワグマの大量出沒

長野県では、2006(平成18)年以降、おおむね4年おきにツキノワグマの「大量出沒」とよばれる現象が発生しています。通常、ツキノワグマの出沒(目撃)は7月～8月の夏季に多く発生しますが、大量出沒の年には、9月～11月の秋季に人里付近で増加する傾向にあります。これには、冬眠前の主要な食べ物であるドングリやクリなどの「堅果類」の豊凶が関係していると考えられており、近年最も出沒が多かった2014(平成26)年も、堅果類が不作だったことが知られています。

ツキノワグマは、冬眠に入ると4～5カ月間、飲まず・食わず、排泄もしません。また、メスは冬眠中に出産し、授乳も行います。そのため、冬眠前は多くの脂肪を蓄えておく必要があります。炭水化物を多く含み、結実量の多い堅果類を特に好んで採食しています。

毎年長野県では、ツキノワグマの出沒の可能性を把握するため、堅果類の豊凶調査を実施し、9月頃に結果を公表しています。また、出遭わないための方法などについても、長野県のホームページなどで情報提供を行っています。最新情報を確認し、ツキノワグマと遭遇しないように十分注意しましょう。



#### ■カワウによる被害



カワウは、魚食性の鳥類でさまざまな魚類を採食します。1970年代には、河川の改修や干潟の埋め立て、有害化学物質による汚染などによって全国で3,000羽以下にまで減少しましたが、その後急激に個体数が増加しており、近年では、各地で漁業被害や生態系被害(営巣木の枯死)も発生しています。

安曇野市内でも、犀川などを中心にカワウなどによる漁業被害が多発しており、捕獲等の対策を講じています。また、ねぐらを兼ねたコロニー(集団繁殖地)が生坂ダム湖にあり、今後の動向を見守っていく必要があります。

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

## 4 川や水辺をまもる



### ■環境の現状と課題 (第1章P.6-8、第2章P.20-21参照)

#### 【生きものに配慮した河川・水辺】

安曇野市内には、北アルプスを源流とする河川と、筑摩山地を源流とする河川のほかに多数の堰（農業用水路）が存在します。堰は、農業用水のほか、生態系の創出や地域用水機能など多面的な機能があります。河川や堰の水辺の維持・保全に向けて、整備や維持管理活動の際には在来野生動植物の生息・生育の場として十分配慮するとともに、繁茂している外来植物の駆除を推進する必要があります。



堰（農業用水路）

#### 事前アンケート調査結果



##### ● 将来残したい環境・場所（2016年の結果）

市民

- ▶ 環境：「わさび田・湧水」（58.6%：3位/13項目中）
  - ▶ 場所：「安曇野わさび田湧水群」（63.7%：2位/17項目中）  
「拾ヶ堰（豊科・穂高・堀金地域）」（44.2%：3位/17項目中）
- ⇒市を代表する重要な環境の一つとして、多面的機能も含めた川や水辺の保全が必要である。

### ■市の推進する取り組み

#### 4-1 河川・水辺の保全と維持管理

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
水辺環境に配慮した整備・維持管理	◎ 多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。	耕地林務課
	◇ 河川環境の保全および生物の生息・生育・繁殖地保全に配慮した整備を促進する。	建設整備課
	◇ 河川改修の際に地区の環境を勘案し、生物が棲みやすい工法の採用に努める。	建設整備課
	◇ 河川の特性を考慮した工法を採用する。	維持管理課
外来植物の駆除	◇ 在来の水生昆虫や植物に配慮した湧水地や堰・ため池などの整備を行う。	耕地林務課 関係各課
	◇ 外来植物駆除など水辺緑地の保全活動の実施、また地域での保全活動を支援する。	環境課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 河川の特性或生息・生育する動植物に配慮した河川整備を行う。		☆	
◇ 自然型の畦や農業用水路の保全活動に参加する。	☆	☆	
◇ 水辺空間の保全・再生・維持などのボランティア活動に参加する。	☆	☆	☆

個別目標

基本目標 ① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

## 5 | 生きものをまもる



### ■環境の現状と課題 (第1章P.6-8、第2章P.21参照)

#### 【多様な動植物】

安曇野市内には 2,500 種以上の植物、4,350 種以上の動物が確認されています。また、市民参加による「生きもの調査」を定期的に行っています。今後も多様な動植物が生息・生育できる環境を保持していくために、環境保全の促進を図る必要があります。



生きもの調査の様子 (2012 年)

#### 【絶滅のおそれのある動植物】

安曇野市版レッドデータブック (2014) に掲載されている「絶滅のおそれのある動植物」は合計 301 種となっており、その中には身近な場所に生息・生育している種も多く含まれています。これらの種については安曇野市生物多様性アドバイザーの協力のもと、生息・生育状況について引き続き状況を把握するとともに、専門的な見地からの助言を得ながら、保護および自然環境の保全などに向けた取り組みを推進していく必要があります。

#### 【注意すべき生物】

安曇野市版レッドデータブック (2014) によると、市内で確認されている注意すべき外来生物は合計 28 種、特定外来生物は 8 種が確認されています。また、外来生物による影響について市民の満足度も低くなっています。既に侵入した外来生物については、根気よく駆除を続けていくとともにこれ以上の分布拡大を防止する対策が必要です。また、農作物や植生への被害が発生しているイノシシやニホンジカ、樹木の食害、松枯れやナラ枯れに関連する昆虫類などの在来生物にも注意が必要です。

### 事前アンケート調査結果



#### ● 生物多様性保全のために重点的に取り組むべき施策 (2016 年の結果)

市民 ▶ 「外来種による生態系への影響防止 (外来種駆除)」 (64.2% : 1 位 / 8 項目中)

事業者 ▶ 「外来種による生態系への影響防止 (外来種駆除)」 (62.7% : 1 位 / 8 項目中)

⇒ 生物多様性の保全に向けて、外来種駆除活動などの促進が求められている。

### ■市の推進する取り組み

#### 5-1 生きもの調査の実施と貴重な動植物の保護

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
生きものの生息・生育状況の把握	◇ 市内の生物情報を収集する。 ◇ 「生きもの調査」の定期的な実施や結果の情報発信、普及啓発を行う。	環境課 環境課
貴重な動植物の保全活動	◎ シンボル種 (オオルリシジミなど地域の生態系を代表する種) やレッドリスト種・天然記念物などの保護活動を推進する。 ◇ シンボル種やレッドリスト種などの情報を収集し、生息・生育実態を把握する。	環境課 文化課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
貴重な動植物の保全活動	◇ 安曇野市版レッドデータブック 2014 を活用する。 ◇ 生態系保全のための普及啓発を行う。 ◇ 里山や草原の環境を維持し、生態系の保全を行う。	環境課 環境課 耕地林務課 都市計画課 環境課

## 5-2 生きものの生息・生育環境の確保

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
除草剤や殺虫剤の使用削減	◇ 除草剤適正使用の普及啓発を行う。 ◇ 化学農薬・化学肥料・除草剤の使用の低減に向けた取り組みを推進する。	農政課 都市計画課 維持管理課 環境課 農政課
開発に係る環境への配慮	◎ 自然環境に影響を及ぼす開発などを把握して事前に協議を行い、改善策や代替案を提案する。	環境課 文化課

## 5-3 外来生物への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
外来生物の実態把握	◎ 外来生物の分布状況を把握し、その悪影響に関する普及啓発を行う。 ◇ 特定外来生物の駆除の手法を広く収集する。	環境課 環境課
特定外来生物の駆除	◇ 被害が大きい地域の特定外来生物の駆除を企画・実施する。	環境課

## 5-4 人と生きものとの共生

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
野生動物への餌付け防止	◎ 野生動物（サル・クマ・イノシシ・ハクチョウなど）への直接的・間接的餌付け防止対策を進める。	環境課 耕地林務課 観光課
生きものへの配慮	◇ 事務事業の実施に当たっては、対象地域に生息・生育する生きものに配慮した手法の検討を呼びかける。	環境課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 外来植物や外来生物（哺乳類・魚類・昆虫類など）が野外で増殖しないように適切に管理する。	☆	☆	☆
◇ 緑化などを行う場合には、外来植物は使わないようにする。	☆	☆	☆
◇ 外来生物駆除活動に参加する。	☆	☆	
◇ 自然保護活動へ参加する。	☆	☆	☆
◇ 「生きもの調査」や、シンボル種やレッドリスト種などに関する情報収集に協力する。	☆	☆	
◇ シンボル種の保護・育成に参加する。	☆	☆	☆
◇ 農薬・除草剤・化学肥料の使用をできるだけ少なくする。	☆	☆	☆
◇ 広い敷地を有する店舗・工場などでは、周辺の環境に合わせた生物の生息空間（ビオトープなど）を設ける。		☆	
◇ 野生動物（サル・クマ・イノシシ・ハクチョウなど）への直接的・間接的餌付けをしない。	☆	☆	☆

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

## 6 身近な自然とふれあう



### ■環境の現状と課題 (第1章P.6-8参照)

#### 【緑化】

緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「安曇野市緑の基本計画」を2017（平成29）年度に策定しました。今後は同計画の施策や緑の地域別構想に基づき、緑化の推進を図っていく必要があります。



市施設における緑化の様子

#### 【公園】

安曇野市内には国営公園と県営公園があるため、市民一人当たりの都市公園面積は18.9m<sup>2</sup>/人（2016〈平成28〉年度時点）と全国（10.3m<sup>2</sup>/人）と比べ多い状況ですが、人口が集中する市街地では身近な公園が少ないという状況もあります。公園は動植物の生息・生育場所となるだけでなく、身近にある人と自然とのふれあいの場や環境教育・環境学習の場としても重要な場所となっています。今後は市民参加のもと、公園の整備や再生の取り組みを推進していくことが必要です。



国営アルプスあづみの公園  
（田園文化ゾーン）

### 事前アンケート調査結果

#### ●環境保全に関する取り組み状況

市民

▶ 「自然とのふれあいを心がけている」（66.2%：20位/36項目中）

事業者

▶ 「敷地や建物（屋上・壁面）を緑化している」（48.0%：26位/53項目中）

⇒身近な自然空間の確保に向けて、緑化活動などを通じた取り組みの促進を図る必要がある。

### ■市の推進する取り組み

#### 6-1 緑化の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
市施設の緑化推進	◇ 市役所本庁舎周辺の緑化を推進する。 ◇ 小中学校などで地域との協働により緑化活動を推進する。	都市計画課 学校教育課
まちの緑化推進	◎ 緑の恵みを感じることができる講座を開催する。 ◇ 緑に関するコンテストを開催する。 ◇ アダプトシステム* <sup>2</sup> （里親制度）による緑化推進を行う。 ◇ 緑化に関する情報を提供する。 ◇ 住宅地の緑化推進のため情報提供、支援を行う。	都市計画課 都市計画課 都市計画課 都市計画課 建築住宅課

#### 【用語解説】

\*<sup>2</sup>アダプトシステム…市民と行政などが協働で進める環境活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

## 6-2 公園の整備・維持管理

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
既存公園の再生とネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 既存の公園などの充実を図り、景観の連続性を確保する。</li> <li>◇ 休憩施設などの公園施設の整備を適宜行う。</li> <li>◇ あづみのパークコミュニティ会議<sup>*3</sup>を運営する。</li> </ul>	都市計画課 都市計画課 都市計画課
多様な利用者を想定した特色ある公園づくり	<p>◎ <b>公園施設長寿命化計画<sup>*4</sup>に基づいた計画的な公園施設の更新、維持、補修を行う。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公園の整備を検討する。</li> <li>◇ 都市公園などの維持管理費の平準化を図る。</li> <li>◇ 公園施設のバリアフリー化を進める。</li> </ul>	都市計画課 都市計画課 都市計画課
地域協働による維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公園愛護会を通じて公園維持管理を担う人材を育成する。</li> <li>◇ 街区公園の統一的な管理の手法を検討する。</li> </ul>	都市計画課 都市計画課
公園の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国営アルプスあづみの公園や県営烏川溪谷緑地の利用を促進する。</li> <li>◇ 都市公園をフィールドとした体験型イベントを開催する。</li> </ul>	都市計画課 環境課 都市計画課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 道路や公園などの公共施設の緑化に協力する。	☆	☆	☆
◇ 接道緑化など、道路と一体となった緑地を整備する。		☆	
◇ アダプトシステム（里親制度）へ参加する。	☆	☆	
◇ 公園の維持管理に協力する。	☆		

### コラム：黒沢洞合自然公園

三郷洞合地区に残る里山の自然環境を保全および創出するとともに、市民が安曇野の自然に親しみ学習する場を広く提供するため、三郷中学校の生徒たちの立案のもと、2007（平成19）年に開園しました。

黒沢川沿いに草原や林、池などの環境が整備されており、トンボ類やチョウ類を中心とした昆虫類の貴重な生息地となっています。

自然散策などに多く利用されており、2017（平成29）年度には、都市計画課や環境課による自然観察会なども開催されています。

なお、公園の開園は、基本的には4月～11月の日の出から日没までとされていますので、利用される場合にはご注意ください。



黒沢洞合自然公園における自然観察会の様子

#### 〔用語解説〕

<sup>\*3</sup>あづみのパークコミュニティ会議…国営アルプスあづみの公園、県営烏川溪谷緑地の利用促進と周辺地域の観光等の活性化を図るために、2015（平成27）年に発足した両公園と安曇野市の関係者が情報交換を行う会議体のこと。

<sup>\*4</sup>公園施設長寿命化計画…市が設置している都市計画公園にある全施設の7割近くが2033（令和15）年に整備から30年を経過することを踏まえ、施設を計画的に延命、維持管理し、適切に施設更新するための計画のこと。安曇野市では、2014（平成26）年1月に策定し、運用している。

個別目標

基本目標 ① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

7 | 景観や歴史・文化を大切にする



■環境の現状と課題 (第1章P.6-8、第2章P.20参照)

【景観】

安曇野市は、2010（平成22）年9月に景観条例を制定し、同年11月に景観行政団体に移行しました。これに伴い、景観計画や景観づくりガイドラインを策定し、運用しています。「まちなか」「田園」「山麓・山間部」「山岳」の各エリアの特徴に応じた景観を保全・創出するために、総合的な景観施策を展開していく必要があります。



安曇野市内  
(長峰山からの眺望)

【歴史・文化遺産】

安曇野市内には、屋敷林・社寺林をはじめ、道祖神など人々の生活や生業、そして風土により形成された文化的な景観や長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財が多くあります。安曇野の原風景といえるこれらを守り伝えていくことが大切です。



屋敷林

事前アンケート調査結果



● 将来残したい環境（2016年の結果）

市民 ▶ 「農地と集落の田園景観」（49.2%：4位/13項目中）

● 環境に対する満足度・重要度

市民 ▶ 満足度：「歴史的・文化的遺産がある」（50.5%：8位/20項目中）

▶ 重要度：「歴史的・文化的遺産がある」（63.6%：16位/20項目中）

⇒ 田園景観や歴史的・文化的遺産を守るために、景観の保全に対する意識を高めていく必要がある。

■市の推進する取り組み

7-1 良好な景観の保全・形成

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
条例・計画などに基づく景観形成	◎ 景観条例や屋外広告物条例の運用・啓発を行う。 ◇ 土地利用条例などの規制、指針などの周知・啓発を行う。 ◇ 都市計画マスタープランに沿った計画的なまちづくりを行う。	建築住宅課 都市計画課 都市計画課
景観保全に貢献する活動団体への支援	◇ 景観づくり住民協定団体等の活動を支援する。 ◇ 景観保全に取り組む団体の支援を行う。	建築住宅課 観光課
景観への配慮	◇ 公共建築物の設計に際し、眺望や風景との調和を図る。 ◇ 工場などの環境整備のための緑地の設置を支援する。	財産管理課 商工労政課



## 7-2 歴史・文化遺産の保全と活用

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
歴史・文化遺産に関する普及啓発	◎ 歴史・文化遺産の情報の提供を行う。 ◇ 地域の歴史・文化遺産を学ぶ場の提供を行う。 ◇ 地域資源の周辺環境整備を行う。 ◇ 文化財を生かした安曇野らしい景観の整備に取り組む。	観光課 文化課 文化課 文化課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 土地利用基本計画やガイドラインなどに基づく適切な土地利用を行う。	☆	☆	☆
◇ 建築物の形態・意匠、屋外広告物の表示方法は、景観条例・屋外広告物条例、景観計画、景観づくりガイドラインに示す基準に基づいて行う。		☆	
◇ 景観づくり推進地区の整備や管理に参加する。	☆	☆	
◇ 農地や屋敷林などの安曇野らしい田園風景を守り伝える。	☆		
◇ 景観づくり住民協定の維持や新規締結に協力する。	☆		

### コラム：安曇野市景観条例および屋外広告物条例

#### ■景観条例

景観条例の施行に伴い、建築物や工作物の建築や外観の変更を行う場合には、景観計画に定める基準に適合させるとともに、所定の届出が必要となります。

これらの届出対象行為を行う場合については、市のホームページを閲覧するか、建築住宅課にお問い合わせ、基準を確認してください。

#### 【手続きが必要な行為（例）】

- ・住宅などの建築物の新築や増築
- ・外壁の塗り直しなどの外観の変更
- ・開発行為 など

#### ■屋外広告物条例

安曇野市では、良好な景観づくりや安全確保のため、2012年（平成24）年10月1日から安曇野市屋外広告物条例を施行しました。

これにより、安曇野市内で一定規模以上の屋外広告物を表示、設置する場合には、事前に許可申請の手続きが必要となります。

また、安曇野市は市内全域が規制地域となっており、さらに、規制地域のエリアを3つに分けています。規制地域ごとに許可基準が異なるため、規制地域の場所、基準については、事前に建築住宅課までお問い合わせください。

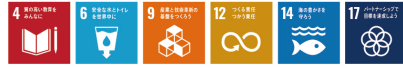


大糸線周辺の様子

個別目標

基本目標② ▶安全・安心な暮らしを支えるもの

8 豊富できれいな水の環境をまもる



■環境の現状と課題 (第1章P.8-9、第2章P.19・21参照)

【水資源】

安曇野市の地下水は、水道水源になっているだけでなく、ニジマスの養殖やわさび栽培、ミネラルウォーター製造などの産業にも利用されています。2013（平成25）年4月からは「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」が施行され、2017（平成29）年3月には「安曇野市水環境基本計画」が策定されました。今後はこれらの条例や計画に基づき、水資源の保全・強化・活用に関する施策を推進していく必要があります。



わさび田

【水質】

安曇野市の地下水の水質は、全ての観測地点で水道水の水質基準を満たしています。水質が悪化すると回復に長期間を要する可能性があるため、水質保全を促す予防対策型の取り組みが求められています。

市内の河川および用水路も良好な水質を維持しており、水質汚濁の指標であるBODの値は全地点で環境基準を達成しています。今後も家庭や事業所などからの排水を適正に処理するとともに、河川美化の推進を図っていく必要があります。

【水量】

安曇野市の地下に貯えられている地下水の量は、30年前と比べて減少傾向にあります。今後も減少傾向が続くと地下水位の低下による井戸の枯渇や湧水量減少によるわさび栽培への影響などが懸念されるため、地域全体で節水や涵養に取り組み、水量を増やしていくことが求められています。

事前アンケート調査結果



●環境に対する満足度・重要度

市民

- ▶ 満足度：「水（川や堰など）がきれい」（74.1%：4位/20項目中）
- ▶ 重要度：「水（川や堰など）がきれい」（90.4%：1位/20項目中）

●行政に期待する環境施策（2016年の結果）

市民

- ▶ 「湧水や地下水の保全」（71.2%：1位/27項目中）

事業者

- ▶ 「湧水や地下水の保全」（38.7%：1位/27項目中）

⇒水環境の保全に向けた取り組みの充実が求められている。

■市の推進する取り組み

8-1 水の状況把握と施策実現に向けた環境づくり

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
水環境基本計画などによる施策の推進	◎ 推進組織を設立し施策評価の実施（PDCA*5）を通して、計画の進捗を管理する。	環境課

【用語解説】

\*5PDCA サイクル…業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
水環境基本計画などによる施策の推進	◇ 実現に向けた計画・涵養施策を推進するための運用・管理体制を研究する。	環境課
	◇ 広域（流域）モニタリング体制の推進と広域的な展開に向けた検討を行う。	環境課
	◇ 地下水年報の作成と公表をする。	環境課
施策を円滑に進めるための環境整備	◎ <b>地下水涵養などの取り組みを継続的なものとするための支援体制の構築を行う。</b>	環境課
	◇ 水循環・水環境保全に関わる市内外の事業者からの協力（寄付）金を検討・実施する。	環境課
	◇ 事業者の水収支公表の仕組みをつくる。	環境課
	◇ 地下水保全など活動への参加・協力におけるインセンティブ（活動意欲向上に向けた働きかけ）の付与を図る。	環境課
	◇ 地場産業における水環境配慮の取り組み、広報方法を検討・実施する。	環境課
水に関する普及啓発	◇ 市ホームページの地下水関連の一本化を検討・実施する。	環境課
	◇ 定期的なイベントの開催・参加の場を捉えた積極的な広報・啓発を行う。	環境課
	◇ 地下水協力金の検討に合わせ、（仮称）安曇野マークの制作と認証制度の創設を検討する。	環境課
	◇ 広報ツールやノベルティを検討・制作する。	環境課
	◇ 水環境の学習教材（副読本・副教材）の制作・活用および体験学習の検討を行う。	環境課
	◇ 出前講座を行う。	環境課
	◇ 定期的に市民意向調査を行う。	環境課
	◇ 地下水のモニタリングをする。	環境課
モニタリング体制の整備	◇ 河川、井戸の定期的な水質調査を実施する。	環境課
	◇ 地下水位や地下水湧出量調査を実施する。	環境課
	◇ 水質・水位の現状把握と情報公開を行う。	環境課
	◇ 環境基準の達成状況を確認する。	環境課
	◇ 地下水の水収支を把握する。	環境課
	◇ 定期的な実態調査（一斉測水など）を実施する。	環境課
	◇ 地下水・水道水源の現状把握と監視をする。	上水道課

## 8-2 水質汚濁対策と河川美化

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
下水道・合併処理浄化槽の利用促進	◎ <b>下水道への接続促進と合併処理浄化槽の設置・維持管理の徹底を行う。</b>	環境課 下水道課
汚濁負荷の低減	◇ 工場や事業者への排水適正管理を指導する（地下浸透含む）。	環境課
河川の美化	◇ 河川パトロールを実施し、不法投棄防止と早期発見に努める。	関係各課
	◇ 河川愛護団体などへの支援をする。	維持管理課

## 8-3 水量の確保のための仕組みづくり

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
地下水採取量の監視	◎ <b>安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の適切な運用を図る。</b>	環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
地下水採取量の監視	◇ 地下水採取量報告を受付する。	環境課
	◇ 地下水採取量のルール作りをし、適正利用を指導する。	環境課

#### 8-4 地下水涵養の促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
地下水涵養	◎ <b>地下水涵養に資する手法などの調査・研究・試行を実施する。</b> ◇ 新規需要米* <sup>6</sup> 等転作推進事業を運用する。	環境課 農政課
地下水涵養の推進	◇ 涵養事業の情報を発信する。	環境課
透水性素材の利用	◇ 透水性アスファルト材や透水性側溝を採用する。	維持管理課
地下水涵養の意識啓発	◇ シンポジウムなどを実施する。	環境課

#### 8-5 水資源の有効利用

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
再生水・雨水利用の促進	◎ <b>雨水貯留施設の設置に対する補助を行う。</b> ◇ 公共建築物の設計に際し、再生水や雨水利用を検討する。 ◇ 雨水利用に関する情報を提供する。	環境課 財産管理課 環境課
節水の推進	◇ 節水に関する普及啓発ツールを制作し、実施する。	環境課
	◇ 老朽管の布設替えによる揚水の適正化を図る。	上水道課
	◇ 地下水採取審査委員会における企業揚水再活用方法の要請とフォローアップを行う。	環境課
	◇ 再涵養方法に関する手引きなどの作成を行う。	環境課
	◇ 水の適正利用に関するコンテストなどの開催・広報を行う。	環境課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 油などの河川への流出など、水質汚染発生があった場合は通報する。	☆	☆	☆
◇ 下水道への接続、浄化槽の維持管理を行う。	☆	☆	☆
◇ 水質汚染発生時の危機管理対策を検討する。		☆	
◇ 堰や河川の清掃活動に参加する。	☆	☆	☆
◇ 地下水利用の節水に努め、年間使用量の報告をする。		☆	
◇ わさび田・湧水地などの水辺空間を保全・維持・再生する。		☆	
◇ 節水を心掛ける。	☆	☆	☆
◇ 生活用水として雨水を利用する。	☆	☆	
◇ 散水・打ち水・洗車に雨水を使用する。	☆	☆	
◇ 施設で上水を再利用する。		☆	

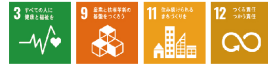
#### 【用語解説】

\*<sup>6</sup>新規需要米…飼料用、米粉用、バイオエタノール用、輸出用、わら用などの主食用米の需要に影響を及ぼさないと判断される米穀のこと。

個別目標

基本目標② ▶安全・安心な暮らしを支えるもの

9 | きれいな空気と静かな環境をまもる



■環境の現状と課題 (第1章P.8-9参照)

【大気汚染】

ダイオキシン類および窒素酸化物 (NOx) の調査結果は、環境基準を満たしています。今後は、微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントにも注意が必要です。

【悪臭】

ごみなどを野外で燃やす際に発生する煙や畜産臭気は、悪臭対策の主要な取り組み対象となっており、発生源への対策とともに市民への啓発を行っていく必要があります。特に野焼きについては、法律で例外として認められている場合を除き禁止されています。(57 ページ参照)。また、事業所に対しては臭気指数による規制を2015 (平成27) 年10月1日から施行しており、規制基準の遵守が求められています。



野焼き

【騒音・振動・光害】

2021 (令和3) 年度に実施した自動車交通騒音測定調査では、各地点の基準時間帯の等価騒音レベルは全地点で環境基準を満たしています。自動車、建物などから発生する振動のほか、光害などの問題に対しては、今後も防止・改善の対策を実施していく必要があります。

【空家】

2021 (令和3) 年12月末時点で、安曇野市内に空家は1,086戸あります。空き家数は、少子高齢化や人口減少、核家族化を背景に増加していく傾向にあります。今後、空き家を発生させないための予防啓発と共に、管理不全空家等の適正管理、地域資源として生かしていく多様な利活用への支援など、総合的に取り組みを実施していく必要があります。



空き家空き店舗まちあるき見学会の様子

事前アンケート調査結果



●将来残したい環境 (2016年の結果)

市民 ▶ 「きれいな空気」 (71.6% : 2位/13項目中)

●環境に対する満足度・重要度

市民 ▶ 満足度 : 「空気がきれい」 (88.6% : 1位/20項目中)

▶ 重要度 : 「空気がきれい」 (90.1% : 2位/20項目中)

⇒今後もきれいな空気の維持を目指して取り組みを促進していく必要がある。

■市の推進する取り組み

9-1 測定結果の公開

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
現状についての周知	◎ 大気汚染物質や騒音の測定結果の情報公開を行う。 ◇ 大気汚染物質に関する普及啓発を行う。	環境課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
現状についての周知	◇ 注意報などの発令時は迅速な対応ができるよう情報伝達体制を整備する。	環境課

## 9-2 大気汚染・悪臭への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
屋外焼却禁止の徹底	◇ 廃棄物の焼却処理禁止の啓発を行う。 ◇ 剪定枝の集約処理を行う。	環境課 環境課
悪臭対策	◎ <b>悪臭防止法に基づく臭気指数規制の適切な運用を図る。</b> ◇ 農畜産施設や工場などから発生する臭気・煙害などに対する臭気対策を行う。	環境課 農政課 環境課

## 9-3 騒音・振動への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
建物の騒音・振動対策	◇ 公共建築物の設計段階より騒音振動対策を検討する。	財産管理課
交通の騒音・振動対策	◎ <b>自動車交通騒音測定調査を実施し、定期的に情報を提供する。</b> ◇ 交通の実態把握と迂回路設定などの対策を検討する。 ◇ 道路の状況に応じた舗装修繕を実施する。	環境課 関係各課 維持管理課

## 9-4 光害への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
光害に関する普及啓発	◎ <b>光害<sup>＊7</sup>対策の普及啓発を行う。</b>	環境課
夜間照明の適正利用	◇ 公共建築物を設計する際には、夜間照明について、周辺への配慮と適切な設計を行う。 ◇ 光の出し方を工夫し、必要最小限の照明に留めるよう努めて、エネルギー消費をできるだけ抑える。	財産管理課 施設管理者
光害抑制の推進	◇ 市施設におけるライトダウン <sup>＊8</sup> を実施する。	施設管理者

## 9-5 空家などへの対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
ネットワーク体制の整備	◇ 空家などに関する相談体制を充実する。 ◇ 空家に関係する団体と連携する。	移住定住推進課 移住定住推進課
予防・適正管理の推進	◇ 空家などの発生を予防する。 ◇ 空家などの発生予防のため適正管理を周知する。 ◇ 空家の現状や課題、解決策の普及啓発を行う。	移住定住推進課 移住定住推進課 移住定住推進課
利活用の推進	◇ 空き家バンクなどで利活用に向けた支援を行う。 ◇ 空き店舗の利活用に対する支援を行う。 ◇ 空家などの利活用・解体・跡地に対する支援を行う。	移住定住推進課 商工労政課 移住定住推進課 移住定住推進課

### 〔用語解説〕

＊7光害・・・照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光などによって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、グラウンドの照明など。太陽光パネルの反射光も含まれる。

＊8ライトダウン・・・商業的なイルミネーションや家庭の照明などを消灯し、消費電力を削減すること。

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
特定空家などの問題解決	◎ 管理不十分な空家などへの指導をする。 ◇ 空き家対策特別措置法などに基づく措置をする。 ◇ 特定空家などの解消に向けた取り組みを行う。	移住定住推進課 移住定住推進課 移住定住推進課

## ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 例外的に認められている野焼き以外は行わない。	☆	☆	☆
◇ ばい煙・粉じん・臭気などの排出は決められた基準を守り、適切な対策を行う。		☆	
◇ 事業活動で発生する臭気・騒音・振動は、周辺環境への配慮と適切な対策を行う。		☆	
◇ 生活・通学道路では、低速で走行する。	☆	☆	☆
◇ 必要以上の照明の利用は控える。	☆	☆	☆

### コラム：野焼きについて

廃棄物の野外での焼却（野焼き）は、ダイオキシンなどの有害物質が発生し環境汚染や近隣の人への健康被害となる恐れがあるため、法律で禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、基準を満たしていない焼却炉での焼却や、ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘るなどによるごみの焼却は、一切禁止となっています。違反すると5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。野焼きは決して行わないでください。

なお、次に挙げる行為は、例外的に認められています。

#### 【例外的に認められている野焼き】

1. 国・県や市が河川、道路などの管理を行うため伐採した草木などの焼却
2. 風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な焼却（三九郎・どんど焼きや塔婆供養など）
3. 農業・林業を営む上で通常行われる焼却（土手・畦焼き、下枝の焼却など）
4. たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの  
(落ち葉の焼却、キャンプファイヤーなど)



#### ●ただし、例外となる場合の焼却でも、次のことに注意しましょう。

- ①煙に対する感じ方は人によって違います。例外的に認められている焼却であっても、まわりの方が迷惑を受けることのないように、風向き・燃やす量・時間などにくれぐれも注意し、必要最小限の範囲で行ってください。
- ②野焼きは、火災の原因にもなります。まずは焼却する場所、周辺を確認し、水バケツ・水道ホースなどの消火用具を事前に準備し、焼却時はその場を離れず、強風時および乾燥注意報や火災気象通報発令中は、野焼きを実施しないようにしましょう。

個別目標

基本目標② ▶安全・安心な暮らしを支えるもの

10 | 公害・化学物質などの問題をなくす



■環境の現状と課題 (第1章P.8-9参照)

【公害・化学物質】

公害とは、人の暮らしに伴って生じる、大気汚染や水質汚濁、騒音や悪臭などによって、人の健康または生活環境に係る被害が発生することとされています。その要因の一つと考えられる化学物質は、さまざまな人間活動の中で、多種多様なものが大気中・水中に放出されているとみられます。今後、それらが大気や地下水、土壌の汚染などに結びつかないように、適切な管理を行う必要があります。

事前アンケート調査結果



●行政に期待する環境施策 (2016年の結果)

市民 ▶ 「ダイオキシンや有害化学物質対策」(15.1% : 17位/27項目中)

●環境保全に関する取り組み状況

事業者 ▶ 「化学物質・農薬などの使用量や排出量を削減している」

(45.0%<sup>注</sup>) : 24位/53項目中) 注) 取り組みに関係すると回答した事業者の回答のみ使用

⇒現状、公害の発生は多くはないものの、今後も削減に向けた取り組みを実施する必要がある。

■市の推進する取り組み

10-1 公害発生への対応と情報提供

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
苦情への対応	◎ 公害について情報提供する。 ◇ 公害発生時には迅速に対処する。	環境課 環境課

10-2 化学物質の適正使用

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
管理等に関する情報提供	◎ 有害化学物質などの保管・管理と取り扱いについて注意喚起する。	環境課
融雪剤の使用削減	◇ 融雪剤の余剰配分は翌年度使用するよう徹底する。 ◇ 塩素化合物系融雪剤の使用量縮減に努める。	維持管理課 維持管理課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み (例)	市民	事業者	滞在者
◇ 有害化学物質などは、適正に保管・管理・廃棄処理を行う。	☆	☆	☆



個別目標

基本目標③ ▶ 循環型・低炭素社会をつくるもの

# 11 | ごみを少なくする



## ■環境の現状と課題 (第1章P.10-11参照)

### 【ごみ総排出量】

安曇野市のごみ総排出量は減少傾向にあり、市民1人1日当たりのごみ排出量は全国平均よりも少なくなっていますが、県平均よりはやや多い状況です。今後もさらなるごみの減量を目指して取り組みを促進する必要があります。

### 【家庭系ごみ】

民間事業者による資源ごみの回収が進んでいることから、家庭系ごみの排出量は減少傾向にありますが、可燃ごみは横ばいで推移しています。今後は可燃ごみ削減の促進が求められています。

### 【事業系ごみ】

事業系ごみは増加傾向にあり、ごみの減量や排出責任の意識向上が求められています。ごみの資源化を進めるためには分別が必要不可欠なため、分別の徹底を啓発する必要があります。

### 【不法投棄・ポイ捨て】

不法投棄やごみのポイ捨てを防止するため、関係の法律や条例の内容を周知するとともに、監視を強化していく必要があります。

## 事前アンケート調査結果



### ●環境施策に関する取り組み状況

- 市民** ▶ 「ごみは分別し、リサイクルに協力している」(96.4% : 1位/36項目中)
- ▶ 「ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない」(92.5% : 4位/36項目中)
- 事業者** ▶ 「廃棄物の発生抑制を推進している(リデュース)」(57.9%<sup>注</sup>) : 12位/53項目中

注) 取り組みに関係すると回答した事業者の回答のみ使用

⇒ごみの削減を目指して、3Rの取り組みを推進する必要がある。

## ■市の推進する取り組み

### 11-1 リデュースの推進

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
生ごみの減量	◎ 家庭用生ごみ処理機、コンポスターなどの導入を推進する。 ◇ 生ごみ処理機などの設置・購入の補助を行う。	環境課 環境課
使い捨て製品の削減	◇ マイバッグ・マイ箸などの持参の支援と普及啓発を行う。	環境課
ごみに関する情報提供	◎ 広報などで分別の徹底を啓発する。 ◇ ごみ出し・分別の現況把握と、ごみ出し・分別のあり方の再検討を行う。 ◇ ごみ処理の状況を公表し、減量化・資源化につなげる。 ◇ 「レジ袋削減県民スクラム運動」「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」など、ごみの減量化、再利用、再資源化の実践について周知する。	環境課 環境課 環境課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
ごみに関する情報提供	◇ ごみ処理の仕組み、経費、将来見通しの情報提供を行う。	環境課
事業系ごみの削減	◎ <b>事業者に対しごみの分別、減量化、資源化を指導する。</b> ◇ 監視やチェック体制の強化を図る。	環境課 環境課
公共事業におけるごみの減量	◇ 公共事業における建設廃材や産業廃棄物の発生が少ない工法を採用する。	維持管理課 財産管理課

### 11-2 リユースの推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
リユースについての普及啓発	◇ リユースの仕組みを広報する。	環境課
リユース製品の活用	◎ <b>あげたい人、ほしい人の情報が入手できる場の整備・受け渡し方法の検討を引き続き実施していく。</b> ◇ リユース製品の普及を進める広報活動を行う。	環境課 環境課

### 11-3 リサイクルの推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
グリーン購入の推進	◇ グリーン購入を促進する。	環境課
リサイクルに関する普及啓発	◎ <b>分別方法を分かりやすく説明する。</b> ◇ どのようにリサイクルされているかを市民に情報公開する。	環境課 環境課
事業系ごみのリサイクルの推進	◇ 事業所の処分量の現状を把握し、分別の徹底を促進する施策を検討・実施する。	環境課

### 11-4 不法投棄・ポイ捨ての防止

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
不法投棄・ポイ捨ての監視強化	◎ <b>不法投棄やポイ捨ての現状についての情報提供・普及啓発を行う。</b> ◇ 不法投棄・ポイ捨てに対する監視強化と速やかな対応を図る。 ◇ ポイ捨て防止のキャンペーンを実施する。	環境課 環境課 環境課

## ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 生ごみの水切りを徹底する。	☆	☆	☆
◇ 生ごみ処理機などを導入する。	☆	☆	
◇ マイバッグ・マイ箸などを持参する。	☆		☆
◇ 詰め替え容器の販売促進や、レジ袋の削減、過剰包装の自粛など、ごみの減量化・資源化に努める。		☆	
◇ 分別を徹底する。	☆	☆	☆
◇ ごみになりにくい製品、長寿命製品などを利用する。	☆	☆	☆
◇ フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。	☆		
◇ リユース商品、リサイクル商品を選ぶ。	☆	☆	☆
◇ 不法投棄パトロールなど、不法投棄の監視に協力する。	☆	☆	

個別目標

基本目標③ ▶ 循環型・低炭素社会をつくるもの

## 12 地球温暖化に対応する



### ■環境の現状と課題 (第1章P.10-11、第2章P.19参照)

#### 【温室効果ガス・省エネルギー・再生可能エネルギー】

「(第1次)安曇野市地球温暖化対策実行計画」では、市内全域の温室効果ガス総排出量を、2020(令和2)年度までに2008(平成20)年度比で25%削減する目標を掲げていました。最新の2019(令和元)年の排出量は約26%の削減となっており、目標値を上回っています。

本計画の5章に示した第2次地球温暖化対策実行計画では、2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比50%の削減を目標としており、引き続き、再生可能エネルギー・省エネルギーにつながる行動の推進が求められています。



天平の森の薪ボイラー

#### 【低炭素なまちづくり】

安曇野市内の自動車保有台数は増加傾向にある一方で、公共交通機関の利用者は横ばい傾向にあります。また、公共交通機関の利用のしやすさに対する市民の満足度は低くなっています。低炭素なまちづくりに向けて渋滞解消のための道路整備、公共交通機関や自転車の利用を促進する取り組みを今後もさらに進める必要があります。



エコ自動車(公用車)

### 事前アンケート調査結果



#### ●環境に対する満足度

市民

- ▶ 「地球温暖化対策が進んでいる」(11.7% : 18位/20項目中)
- ▶ 「再生可能エネルギーが導入されている」(13.9% : 15位/20項目中)
- ▶ 「省エネルギーが進んでいる」(12.2% : 17位/20項目中)
- ▶ 「公共交通機関が利用しやすい」(10.5% : 20位/20項目中)

#### ●省エネ設備の導入状況

市民  
事業者

- ▶ 「LED照明」(67.3% : 1位/22項目中)
- ▶ 「LED照明」(71.2% : 1位/25項目中)

⇒照明など、身近な設備における「省エネ設備」への転換・導入促進が期待される。

### ■市の推進する取り組み

#### 12-1 省エネルギーの推進

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
地球温暖化防止実行計画の推進	◎ 安曇野市地球温暖化防止実行計画に基づき、省エネルギーに配慮した行動を行う。	環境課
省エネ行動の推進	◎ 地球温暖化防止の取り組みの「見える化」を促進する。 ◇ 環境マネジメントシステムにより、市庁舎内での省エネ率先行動を実施する。	環境課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 省エネ行動や効果、省エネ機器の情報ガイドブックなどの情報収集と提供を行う。</li> <li>◇ 「COOL CHOICE*<sup>9</sup>」の取り組みを進める。</li> <li>◇ 省エネ対策について事業所・販売店などへ情報の紹介と支援を行う。</li> </ul>	<p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p>
省エネ設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 省エネ改修に対する低利融資制度を検討する。</li> <li>◇ 省エネルギー型の熱源、空調、動力、照明などの導入への補助制度や融資制度の紹介、関連設備導入に関する情報を提供する。</li> </ul>	<p>商工労政課</p> <p>環境課</p> <p>商工労政課</p>
市施設への省エネ設備の率先導入	◎ <b>公共施設を建設する際に省エネ機器・設備を率先導入する。</b>	<b>財産管理課</b> <b>環境課</b>
壁面緑化や緑のカーテンの普及	◎ <b>緑のカーテンの導入を推進する。</b>	<b>環境課</b>
環境マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境マネジメントシステムの導入に関する情報を提供、または支援する。</li> <li>◇ マテリアルフローコスト会計*<sup>10</sup>（MFCA）の情報提供や導入を促す。</li> </ul>	<p>商工労政課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p>

## 12-2 再生可能エネルギーの利用拡大

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
再生可能エネルギーの導入促進と普及啓発	◎ <b>住宅等建物への太陽光発電（PPA 事業*<sup>11</sup>を含む）の取り組みを進める。</b>	<b>環境課</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の風土に合った再生可能エネルギーの技術開発や事業化を支援する。</li> <li>◇ 事業者の再生可能エネルギー導入を支援する。</li> <li>◇ 太陽光パネルの廃棄の対応について検討する。</li> </ul>	<p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p>
市施設における再生可能エネルギー設備の導入	◇ 市施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。	<p>環境課</p> <p>財産管理課</p> <p>関係各課</p>
再生可能エネルギーの導入可能性の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小水力発電の可能性を調査し、効果を検討するとともに、水利権や法規制への対応など導入を支援する。</li> <li>◇ 森林資源の有効利用を検討する。</li> <li>◇ 市内の森林資源を燃料として活用する仕組みをつくる。</li> <li>◇ 地中熱など再生可能エネルギーに関する情報を収集し、提供する。</li> <li>◇ 研究会・協議会などに参加する。</li> </ul>	<p>耕地林務課</p> <p>耕地林務課</p> <p>耕地林務課</p> <p>環境課</p> <p>関係各課（環境課一括）</p>

## 12-3 低炭素なまちづくりの推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
渋滞の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通を円滑化するための道路整備を推進する。</li> <li>◇ 右折レーンの設置など渋滞が発生しやすい交差点を改良する。</li> </ul>	<p>都市計画課</p> <p>建設整備課</p>
クリーンエネルギー自動車の導入	◎ <b>公用車にエコカーを導入し、市民への普及啓発を推進する。</b>	<b>財産管理課</b> <b>環境課</b>

### 【用語解説】

\*<sup>9</sup>COOL CHOICE・・・2030（令和12）年度に温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するという目標を達成するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしようという取り組みのこと。

\*<sup>10</sup>マテリアルフローコスト会計・・・製造工程において製品を製造するために要したコストのうち、どの程度無駄（廃棄物など）が生じたかを金額換算し「見える化」する環境会計の手法のこと。

\*<sup>11</sup>PPA 事業・・・「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の略。施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに、太陽光発電設備の所有・管理を行う会社（PPA 事業者）が太陽光発電システムを設置し、そこで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組みのこと。

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
エコドライブの推進	◇ 地域でのエコドライブ講習会を開催、または開催を支援する。	環境課
	◇ 公用車でのエコドライブを推進する。	環境課
ノーマイカーの奨励	◎ 自動車の使用を極力削減し、自転車・徒歩でのライフスタイルへの転換に向けた普及啓発を推進する。	環境課
	◇ ノーマイカー（公共交通機関やデマンド交通システムの活用、自動車の相乗りなど）の実施を推奨する。	環境課
	◇ 市職員のノーマイカーデーを設定する。	環境課
公共交通機関の利用促進	◎ デマンド交通「あづみん」「定時定路線」の運行を行う。	政策経営課
	◇ 鉄道利用の促進に向けた啓発を行う。	政策経営課
	◇ JR 駅駐輪場および高速乗合バス駐車場などの維持管理を行う。	商工労政課 (駐車場・駐輪場等)
	◇ 駅周辺にパークアンドライド駐車場を整備する。	関係各課
	◇ 駅周辺に駐輪場を整備する。	関係各課
自転車が走行しやすい道路などの整備	◇ 自転車が利用しやすい道路整備を推進する。	都市計画課
	◇ 自転車走行指導帯（矢羽型の路面表示）を設置する。	建設整備課
	◇ 自転車のための案内サインの充実を図る。	建設整備課
	◇ 段差解消（路面状況に応じた修繕の実施、道路改良事業に合わせた施工）・拡幅などの改良を行う。	都市計画課
		維持管理課 建設整備課

## 12-4 気候変動への適応策の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
適応策の推進・導入	◎ 温暖化の適応策について情報収集して提供する。	環境課

### ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 省エネ活動、COOL CHOICE キャンペーンなどに参加し、実践する。	☆	☆	☆
◇ 緑のカーテンや壁面緑化などを行う。	☆	☆	
◇ できるだけ省エネを心掛ける。	☆	☆	☆
◇ 電化製品や自動車などは省エネ型のものを選ぶ。	☆	☆	
◇ 補助制度などを活用し、再生可能エネルギー設備（太陽光・太陽熱・水力など）の導入を進める。		☆	
◇ できるだけ公共交通機関や自転車を利用する。	☆	☆	☆
◇ エコドライブを心掛ける。	☆	☆	☆

### コラム：地球温暖化対策の考え方

地球温暖化対策には「緩和策」と「適応策」の大きく2つがあります。  
 緩和策は、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及を図るなど、温室効果ガスの排出を減らして温暖化の進行を止める対策です。一方で、地球温暖化による気候の変化と影響に備えていくのが適応策であり、防災活動や作物の品種改良を行うなど、私たちの社会の仕組みや産業、生活を適応させて影響を減らします。  
 安曇野市においても、緩和策の実施に加えて、既に現れはじめている影響や今後避けることのできない影響への適応策の検討を進めていく必要があります。



個別目標

基本目標④ ▶ 参加と協働

# 13 環境情報を充実させる



## ■環境の現状と課題 (第1章P.11-12参照)

### 【環境情報】

「広報あづみの」や安曇野市のホームページ、安曇野エコプラン.netなどで、環境情報の提供を行っていますが、環境情報の得やすさに対する市民の満足度は低くなっています。今後もあらゆるツールを用いて、より活用しやすい環境情報を提供する必要があります。



安曇野エコプラン.net

### 事前アンケート調査結果

#### ●環境に対する満足度

**市民** ▶ 「環境情報が得やすい」(12.3% : 16位/20項目中)

#### ●取り組み推進に向けた効果的な施策(2016年の結果)

**事業者** ▶ 「広報誌やインターネットによる情報提供」(24.9% : 3位/13項目中)

⇒環境情報の内容とともに、提供方法についても充実が求められている。

## ■市の推進する取り組み

### 13-1 環境情報の充実

基本施策	推進する取り組み(◎印は重点取り組み)	担当課
環境情報の収集・提供	◇ 講座などの学習材料を提供する。	環境課
	◇ eco 検定、ビオトープ管理士、地球温暖化防止コミュニケーターなどの環境に関する資格試験について情報提供を行う。	環境課
	◇ 市内企業の環境に対する取り組みを集め、情報提供を行う。	環境課
	◇ 広報やホームページなどを通じて情報を発信する。	環境課
環境情報の拠点づくり	◇ 自然保護・環境保護に特化した行政機関(部署)設置の検討を行う。	環境課
	◇ 図書館で環境情報の収集と提供を行う。	文化課

## ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み(例)	市民	事業者	滞在者
◇ 広報誌やホームページなどから、安曇野市の環境に関する情報を得て活用する。	☆	☆	☆
◇ 環境に関する話題を会話に取り入れる。	☆	☆	☆
◇ 市の広報を活用または連携して、環境CSR <sup>*12</sup> を展開する。		☆	

### 【用語解説】

<sup>\*12</sup>CSR・・・「Corporate Social Responsibility」の略。環境活動・ボランティア・寄付活動など、環境に関する企業としての社会貢献活動のこと。

コラム：環境活動促進に向けた新たな取り組み

■自然体験交流センター「せせらぎ」の活用

自然体験交流センター「せせらぎ」は、2004（平成16）年にオープンした、安曇野の水が集まる犀川三川合流近くに建つ自然体験施設です。周辺には、わさび田や御宝田遊水池があるとともに、木の温もりが感じられる施設の横には湧水川が流れ、豊かな自然を満喫することができます。また、トレッキングやカヌー、ラフティングなど、安曇野のフィールドを生かした自然体験の拠点施設としても利用できます。



「せせらぎ」の外観

今後、環境情報・環境教育・環境学習・自然体験を提供する拠点施設として活用していきます！

【施設概要】

- ・入館料：無料
- ・開館時間：10：00～17：00（冬季は16：00まで）



環境学習の様子

■生きものマップの作成

安曇野市では、自然と接する機会が減りつつある子どもたちへの関心向上や、地域の公民館活動などでの環境学習ツールとして活用いただくことを目的として、「生きものマップ」を作成し、市のホームページなどで公開・提供していきます。

「生きものマップ」は、5年ごとに行われる「生きもの調査」の現地調査と例年実施している自然観察会などの際に見つけた生きものの情報を記録し、地図情報や航空写真などと組み合わせ、まとめたものを想定しています。



いろいろな生きものが生息・生育していることを知ることを通じて、また、実際にマップ周辺を散策することで、身の回りの自然に関心を持っていただくことにつなげたいと考えています。



図鑑を使って生きものの名前を調べる様子



魚類や水生昆虫の観察

個別目標

基本目標④ ▶ 参加と協働

# 14 | 環境について学ぶ・体験する



## ■環境の現状と課題 (第1章P.11-12参照)

### 【環境教育・環境学習・自然とのふれあい】

近年、都市型の生活が浸透し、自然に触れ合う機会が減っています。安曇野市の景観や環境を守るためには、市民一人ひとりが環境について学び、考え、保全活動などを実践することが大切です。

現在、安曇野市内の全ての認定こども園は、信州やまほいく（信州型自然保育）に認定されていますが、今後も学校や教育・保育施設での環境教育や各世代での環境学習の機会を充実するとともに自然とのふれあいができる環境を整える必要があります。

事前アンケート調査の結果、環境学習の機会に対する市民の満足度は低くなっています。第1次計画の取り組みとして設置された環境市民ネットワークによりさまざまな環境学習プログラムが提供されているため、これらも活用し、市民や事業者が環境について学び・体験する機会の充実を図る必要があります。



授業を活用した環境学習の様子

### 事前アンケート調査結果



#### ●環境に対する満足度

市民 ▶ 「環境学習の機会がある」(11.6% : 19位/20項目中)

#### ●環境保全に関する取り組み状況

市民 ▶ 取り組み(希望) : 「環境関連のイベントや講座などに参加したい」(32.8% : 2位/36項目中)

事業者 ▶ 取り組み(予定) : 「従業員に対する環境教育の実施を予定している」

(28.8% : 21位/53項目中)

⇒環境学習の機会創出やプログラム内容の充実、体制の構築が必要である。

## ■市の推進する取り組み

### 14-1 学校、教育・保育施設での環境学習

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
授業を活用した環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「総合的な学習の時間」を活用して、地域の環境を学ぶ。</li> <li>◇ 遊びを通して、自然環境に関する学びができる活動を行う。</li> <li>◎ <b>小中学校における環境教育を推進する。</b></li> <li>◇ 親子で参加できる環境に関する行事、自然環境の大切さを理解することができる活動を企画、実施する。</li> <li>◇ 学有林・学校農地などでの観察や体験などを通じて環境学習を行う。</li> <li>◇ 栽培や飼育を通して環境の大切さを知る。</li> <li>◇ 地元産の農作物を知り、収穫・食の体験を推進する。</li> </ul>	学校教育課 こども園幼稚園課 <b>学校教育課</b> <b>環境課</b> 環境課 こども園幼稚園課 学校教育課 こども園幼稚園課 学校教育課 こども園幼稚園課 学校教育課 農政課



## 14-2 生涯学習としての環境学習

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
環境市民ネットワークによる環境学習の推進	◇ 環境学習プログラムを小中学校などへ提供する。 ◇ 環境市民ネットワークなどにおける環境学習プログラムへの支援を行う。	環境課 環境課
環境講座などの開催	◎ <b>地域活動（隣組・区・地区・地域公民館・自治会組織など）の場などで環境学習会を開催し、出張啓発を行う。</b> ◇ 環境講座を開催する。 ◇ リサイクルについての学習や資源物を使った工作を行う。	環境課 生涯学習課 環境課 環境課

## 14-3 自然とのふれあい体験の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
ふれあい体験に向けた環境整備	◇ 地域の自然環境を分かりやすく解説した資料の作成と情報提供を行う。 ◇ 環境学習の指導者の育成に協力する。 ◇ 国営アルプスあづみの公園や県営烏川溪谷緑地と連携した事業を行う。	環境課 環境課 環境課

## 14-4 イベント・プログラムの実施

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
イベント・プログラムの提供	◇ 環境学習に関するイベント・プログラムを開催する。 ◇ 環境フェアを開催する。 ◇ 環境に関する展示会などを継続して開催する。	環境課 環境課 関係各課

## ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 環境学習・野外活動に参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 事業所における環境への取り組みを環境学習の題材として紹介する。		☆	
◇ 自然と触れ合う機会を増やす。	☆	☆	☆

### コラム：信州やまほいく（信州型自然保育）

長野県は県土の78%が森林であり、全国に誇る豊かな自然環境を有するとともに、地域ごとに多様な文化が育まれています。この豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育の普及を図り、信州で育つ全ての子どもが心身共に健やかに成長できる環境を整備し「子育て先進県ながの」を実現するために、県は「信州型自然保育認定制度」を2015（平成27）年4月に創設しました。

この制度は、自然保育の価値を県が率先して評価しようとするものであり、自然保育の社会的認知や信頼性と質の向上を図り、県内の保育や幼児教育に携わる方々が積極的に自然保育に取り組んだり、保護者が安心して子どもを託すことができる自然保育環境の充実を目指しています。保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、野外保育団体など、公立私立問わず、さまざまな団体が参加し学びあう、全国初の自然保育の認定制度として注目されています。



信州やまほいくシンボルマーク

個別目標

基本目標④ ▶ 参加と協働

# 15 | 環境保全活動を活発にする



## ■環境の現状と課題 (第1章P.11-12参照)

### 【環境保全活動】

多くの市民が参加し、地域での環境美化や特定外来生物駆除などの環境保全活動を実施しています。第1次計画の取り組みにより、安曇野市内の環境保全のための活動を行っている団体や個人が集まり、協働や連携によってより良い市の環境を創出していくことを目的とした「安曇野環境市民ネットワーク」を設立しました。安曇野環境フェアの共催や会員の自主イベントへの後援、広報などを支援しています。引き続き、市民の環境保全活動や安曇野環境市民ネットワークを支援するとともに、ネットワークへの新たな会員確保や関係者以外への活動の周知などの方策を検討する必要があります。

### 事前アンケート調査結果



#### ●環境保全に関する取り組み状況

市民

- ▶ 取り組み（実施）：「地域の清掃活動に参加している」（65.4%：22位/36項目中）
- ▶ 取り組み（希望）：「植樹など森林環境を保全するための活動に参加したい」（32.3%：4位/36項目中）

事業者

- ▶ 取り組み（予定）：「地域の環境保全活動などへ参加・協力・支援をする予定である」（35.2%：3位/53項目中）

⇒地域の清掃活動などを通じて、より多くの方が環境保全活動に参加ができる機会の創出が期待される。

## ■市の推進する取り組み

### 15-1 地域主体の環境保全活動の促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
環境活動への支援	◇ 地域での環境学習、環境や自然に関わる活動を支援する。	環境課

### 15-2 安曇野環境市民ネットワークとの協働

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
環境市民ネットワークへの支援	◇ メーリングリストにより情報を提供する。	環境課
	◇ 環境学習プログラムへの支援を行う。	環境課
	◇ 組織の拡充を図る。	環境課
	◇ 環境市民ネットワークや参加団体が開催するイベントなどを支援する。	環境課
	◇ 活動の広報に協力する。	環境課

## ■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 地域での環境保全活動や環境活動団体の活動に参加する。	☆	☆	☆
◇ 安曇野環境市民ネットワークへ参加する。	☆	☆	

## 第3節 重点取り組みの推進

個別目標ごとの重点取り組みは、以下のとおりです。

### ■個別目標1 山岳地をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
1-1 登山ルールの遵守	イベントやガイド、学校登山などを通じて、登山者のマナー向上に向けた指導を推進する。	観光課
1-2 山岳地の環境保全・整備	山岳関係団体など含め、官民協力し、山岳環境の保全活動を促進する。	観光課

### ■個別目標2 里山をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
2-1 森林整備計画に基づく森林の適正管理	森林整備計画と経営計画に基づいて国有林以外すべての民有林（県有林も含む）の森林整備を促進する。	耕地林務課
2-2 里山再生計画の推進	薪の地産地消率向上を推進する。	耕地林務課
	里山で生産される間伐材など「安曇野材」を活用できる生産・流通の仕組みづくりを行う。	耕地林務課
	里山で活動するための技術・知識を身につけるための「さとぶろ。学校」の年間を通じた講座運営をする。	耕地林務課
	松枯れ対策事業を継続して行う。	耕地林務課
2-3 森林整備の担い手確保や林業体験の促進	山林所有者と森林整備ボランティアを結びつけるなど、里山再生を推進する活動を支援する。	耕地林務課
2-4 里山の利用促進	里山トレッキングコースの維持管理をする。	観光課

### ■個別目標3 里地をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
3-1 田園環境の保全	農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る。	農政課 耕地林務課
	荒廃農地対策を行う。	農政課 農業委員会
	後継者・新規就農者対策を行う。	農政課
3-2 環境資源の保全と活用	県知事認定の「エコファーマー」制度の推進に協力する。	農政課
3-3 食農教育と地産地消の推進	学校における食農教育を推進する。	学校給食課 農政課
3-4 鳥獣被害の防止	鳥獣被害防止計画を策定（見直し）し、実施する。	耕地林務課

### ■個別目標4 川や水辺をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
4-1 河川・水辺の保全と維持管理	多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。	耕地林務課

■個別目標5 生きものをまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
5-1 生きもの調査の実施と貴重な動植物の保護	シンボル種（オオルリシジミなど地域の生態系を代表する種）やレッドリスト種・天然記念物などの保護活動を推進する。	環境課 文化課
5-2 生きものの生息・生育環境の確保	自然環境に影響を及ぼす開発などを把握して事前に協議を行い、改善策や代替案を提案する。	環境課 文化課
5-3 外来生物への対策	外来生物の分布状況を把握し、その悪影響に関する普及啓発を行う。	環境課
5-4 人と生きものとの共生	野生動物（サル・クマ・イノシシ・ハクチョウなど）への直接的・間接的餌付け防止対策を進める。	環境課 耕地林務課 観光課

■個別目標6 身近な自然とふれあう

主要施策	重点取り組み	担当課
6-1 緑化の推進	緑の恵みを感じることができる講座を開催する。	都市計画課
6-2 公園の整備・維持管理	公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な公園施設の更新、維持、補修を行う。	都市計画課

■個別目標7 景観や歴史・文化を大切にす

主要施策	重点取り組み	担当課
7-1 良好な景観の保全・形成	景観条例や屋外広告物条例の運用・啓発を行う。	建築住宅課
7-2 歴史・文化遺産の保全と活用	歴史・文化遺産の情報の提供を行う。	観光課 文化課

■個別目標8 豊富できれいな水の環境をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
8-1 水の状況把握と施策実現に向けた環境づくり	推進組織を設立し施策評価の実施（PDCA）を通して、計画の進捗を管理する。	環境課
	地下水涵養などの取り組みを継続的なものとするための支援体制の構築を行う。	環境課
8-2 水質汚濁対策と河川美化	下水道への接続促進と合併処理浄化槽の設置・維持管理の徹底を行う。	環境課 下水道課
8-3 水量の確保のための仕組みづくり	安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の適切な運用を図る。	環境課
8-4 地下水涵養の促進	地下水涵養に資する手法などの調査・研究・試行を実施する。	環境課
8-5 水資源の有効利用	雨水貯留施設の設置に対する補助を行う。	環境課

■個別目標9 きれいな空気と静かな環境をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
9-1 測定結果の公開	大気汚染物質や騒音の測定結果の情報公開を行う。	環境課
9-2 大気汚染・悪臭への対策	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の適切な運用を図る。	環境課
9-3 騒音・振動への対策	自動車交通騒音測定調査を実施し、定期的に情報提供する。	環境課

主要施策	重点取り組み	担当課
9-4 光害への対策	光害対策の普及啓発を行う。	環境課
9-5 空家などへの対策	管理不十分な空家などへの指導をする。	移住定住推進課

■個別目標 10 公害・化学物質などの問題をなくす

主要施策	重点取り組み	担当課
10-1 公害発生への対応と情報提供	公害について情報提供する。	環境課
10-2 化学物質の適正使用	有害化学物質などの保管・管理と取り扱いについて注意喚起する。	環境課

■個別目標 11 ごみを少なくする

主要施策	重点取り組み	担当課
11-1 リデュースの推進	家庭用生ごみ処理機、コンポスターなどの導入を推進する。	環境課
	広報などで分別の徹底を啓発する。	環境課
	事業者に対しごみの分別、減量化、資源化を指導する。	環境課
11-2 リユースの推進	あげたい人、ほしい人の情報が入手できる場の整備・受け渡し方法の検討を引き続き実施していく。	環境課
11-3 リサイクルの推進	分別方法を分かりやすく説明する。	環境課
11-4 不法投棄・ポイ捨ての防止	不法投棄やポイ捨ての現状についての情報提供・普及啓発を行う。	環境課

■個別目標 12 地球温暖化に対応する

主要施策	重点取り組み	担当課
12-1 省エネルギーの推進	安曇野市地球温暖化防止実行計画に基づき、省エネルギーに配慮した行動を行う。	環境課
	地球温暖化防止の取り組みの「見える化」を促進する。	環境課
	公共施設を建設する際に省エネ機器・設備を率先導入する。	財産管理課 環境課
	緑のカーテンの導入を推進する。	環境課
12-2 再生可能エネルギーの利用拡大	住宅等建物への太陽光発電（PPA 事業を含む）の取り組みを進める。	環境課
12-3 低炭素なまちづくりの推進	公用車にエコカーを導入し、市民への普及啓発を推進する。	財産管理課 環境課
	自動車の使用を極力削減し、自転車・徒歩でのライフスタイルへの転換に向けた普及啓発を推進する。	環境課
	デマンド交通「あづみん」「定時定路線」の運行を行う。	政策経営課
12-4 気候変動への適応策の推進	温暖化の適応策について情報収集して提供する。	環境課

■個別目標 14 環境について学ぶ・体験する

主要施策	重点取り組み	担当課
14-1 学校、教育・保育施設での環境学習	小中学校における環境教育を推進する。	学校教育課 環境課
14-2 生涯学習としての環境学習	地域活動（隣組・区・地区・地域公民館・自治会組織など）の場などで環境学習会を開催し、出張啓発を行う。	環境課 生涯学習課

コラム：生物多様性とは

私たち人間を含め、地球上には長い歴史の中でいろいろな環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多種多様な生きもの（生命）が存在しています。これらの生きものには一つひとつの個性があり、その全てが直接的・間接的に支え合って生きています。このように、たくさんの生きものが出て、それらが互いにつながっていることを「生物多様性」といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの視点があります。

○生態系の多様性

- ・相互に関係を持ちながら生息・生育している生きものたちと、その基盤となる環境をひとまとめにしたものを「生態系」といいます。
- ・高山帯、草原、森林、河川、湖沼など、各地にいろいろなタイプの自然環境があることを「生態系の多様性」といい、各地域に応じた生態系が成立しています。
- ・安曇野市内にも、山岳、森林、里地里山、河川など多様なタイプの生態系があります。

○種の多様性

- ・種とは、子孫を残すことができるもの同士の集団であり、動植物から細菌などの微生物までさまざまな種が存在していることを「種の多様性」といいます。
- ・安曇野市内にも、多様な種が生息・生育しています。

○遺伝子の多様性

- ・全ての生きものは、親から子へ受け継がれる遺伝子を持ち、その遺伝子が身体の構造や機能などを決めています。同じ種でも遺伝子に違いがあることを「遺伝子の多様性」といいます。
- ・異なる遺伝子が組み合わさることで個性が生まれ、気候や病気の発生などの変化に対応できる可能性も広がります。
- ・安曇野市内に生息・生育する全ての生きものが、個々にさまざまな個性を持っています。

政府は、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008（平成20）年に「生物多様性基本法」を制定し施行しました。計画の中では、日本における生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されているとともに、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務なども規定されています。

安曇野市においても、市内の豊かな環境や安全・安心な暮らしを将来の世代にも引き継いでいくためには、私たちの命と暮らしを支えている生物多様性（長い進化の歴史において築かれた生きもの同士のバランス）を守り、持続的に利用していくことが必要です。

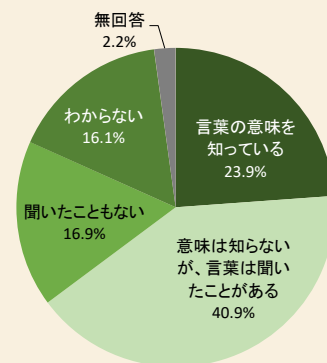
なお、本計画では、主に基本目標①「共存・共生をはかるべきもの」の取り組みに含まれます。

■市民への事前アンケート

「生物多様性を知っていますか？」

2016（平成28）年に安曇野市民に行った事前アンケートでは、生物多様性について、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」が40.9%と最も多く、「言葉の意味を知っている」と回答した人も23.9%という結果となりました。

安曇野市の約65%の市民が、「生物多様性」という言葉を知っていました。



## 第5章

# 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



田淵行男 [夏の烏川堤防／穂高牧 1960年]  
田淵行男記念館所蔵

## ■ この計画について

安曇野市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化の防止を目的として、市内における温室効果ガス排出量の削減に関する取り組みを示したものです。

本実行計画の構成は、以下の通りです。

■ 地球温暖化に関する現状について	→	<b>第1節</b> 75 ページ
■ この計画の概要について	→	<b>第2節</b> 79 ページ
■ 市内ではどれくらい温室効果ガスを排出している？	→	<b>第3節</b> 81 ページ
■ このままいくと市内の温室効果ガス排出量は将来どうなる？	→	<b>第4節</b> 87 ページ
■ 2050年ゼロカーボン達成に向けた温室効果ガス目標 削減目標：2030年度までに2013年度比 <b>50%減</b>	→	<b>第5節</b> 88 ページ
■ 地球温暖化対策のための具体的な取り組みとは？	→	<b>第6節</b> 93 ページ



## 第1節 実行計画の背景と意義

### 1-1 地球温暖化とは

地球は、他の惑星と異なり、急激な温度変化が生じにくい特徴があります。これは、地球のまわりを二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・フロンガスなどの温室効果ガスを含む大気を取り囲んでいるからです。太陽から降り注ぐ光によって地表が暖まると、そこから輻射熱が放出されます。その熱を温室効果ガスが吸収・再放射することで、生きものにとって住みやすい温度に保たれています。

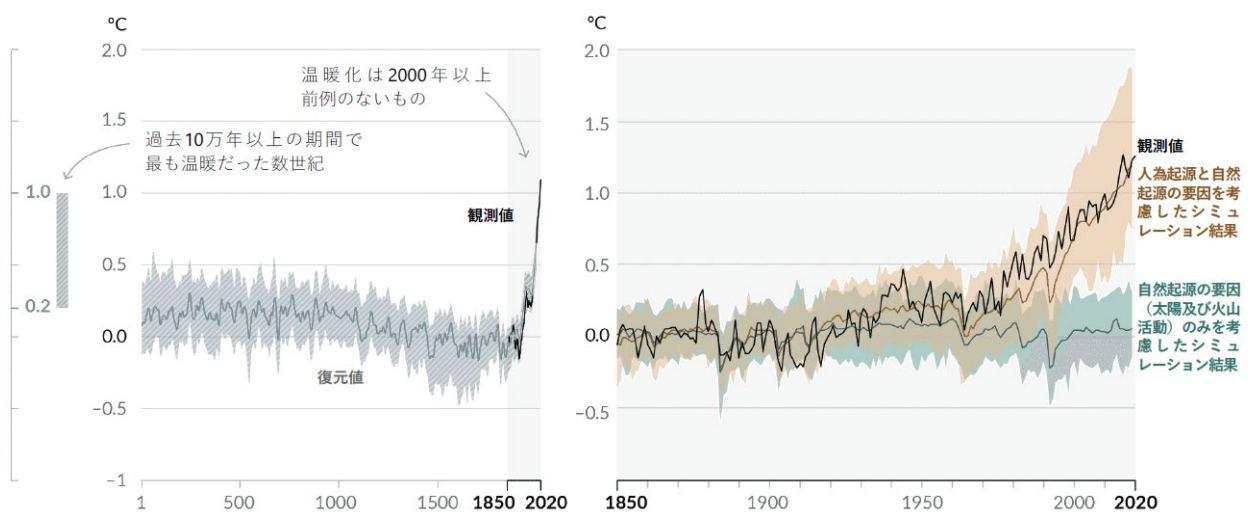
しかし18世紀後半以降、産業の急激な発展に伴う石油・石炭などの大量消費によって、温室効果ガスが大量に放出され、大気中の濃度が高くなりました。その結果、熱の吸収・放射量が多くなり、気温が上昇しています。これを「地球温暖化」といいます。

### 1-2 地球温暖化の現況

#### ■地球温暖化に対する科学的知見

2021年8月9日に公開された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）<sup>\*13</sup>」の第6次評価報告書によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」と断言されています。その根拠として、古気候記録から復元した世界平均気温（西暦1～2000年）の変化及び直接観測による世界平均気温（1850～2020年）の変化をみると、少なくとも過去2000年間に前例のない速度で気候は温暖化していることが示されました。また、過去170年間の世界平均気温の変化について、さまざまなシミュレーションの結果、1850～1900年を基準とした世界の10年平均気温では、人為起源が大きな要因であるという結果となっています。

この最新の科学的知見に基づき、2021年10月31日から約2週間開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」では、産業革命前からの気温上昇を「1.5℃以内におさえる」という目標が正式合意されています。



1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化

【資料：IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳（文部科学省及び気象庁）】

#### 〔用語解説〕

\*13 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）…気候変動に関する各国の政府の策定に科学的な基礎を与えることを目的として、1988年に設立された国連の組織（2022年現在195の国と地域が参加）。1990年以降、6回にわたって評価報告書を発表。

## ■地球温暖化による私たちの生活への影響事例

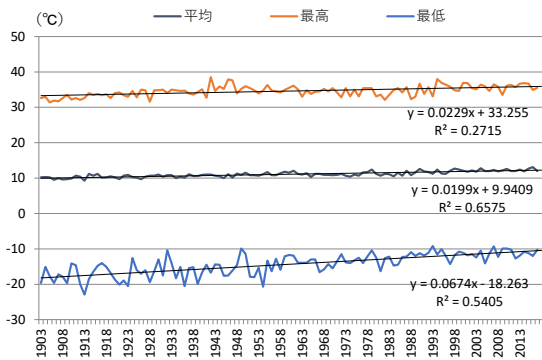
地球温暖化によって、私たちの生活にもさまざまな影響が及んでいます。例えば、作物の不作や暑さに起因する病気の蔓延、水不足などが発生する可能性があります。また、気温上昇により、氷河などの融解や海面温度の上昇に伴う海水の蒸発散量の増加は、洪水災害の可能性を高めます。

近年、日本を含め世界各地で大規模な洪水災害が増えており、直近では、2022（令和4）年にパキスタンで、集中豪雨や氷河湖の融解による決壊洪水が多発し、国土の1/3（日本の本州と四国を合わせたほどの面積）が水没し、3,300万人が被災する被害が発生しています。この洪水の主な要因も、地球温暖化による異常気象とみられています。

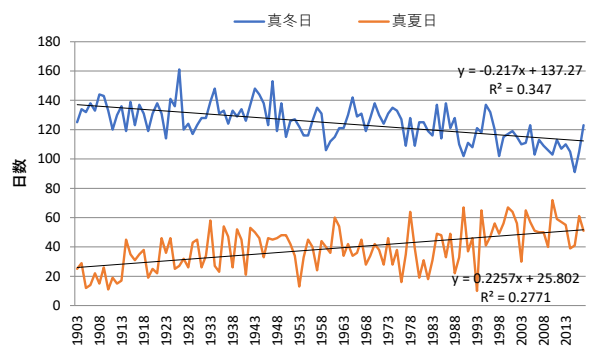
## ■県内における温暖化の状況

気象の変化について、経年変化が多項目にわたって記録されている松本気象観測所の気象データをみると、地球温暖化により、平均気温のほか、最低気温・最高気温ともに高まる傾向にあり、真夏日の増加や真冬日の減少などもみられています。また、年降水量に大きな変化はみられませんが、大雨の発生回数は10年ごとの平均では増加傾向にあります。

これらの気象の変化は、生きものにもさまざまな影響を与えます。例えば、桜の開花の早まりや紅葉の遅れが確認されるなど、植物にもさまざまな変化をもたらしています。その結果、リンゴやブドウ、水稲やレタスといった農作物の品質低下なども確認されています。



最高・最低・平均気温の経年変化



真夏日と真冬日日数の経年変化

松本気象観測所の気温の経年変化【資料：気象庁】

## コラム：地球温暖化への適応に向けた取り組み

地球温暖化は、温室効果ガス排出削減の取り組みを進めても、ある程度は進行すると予測されています。また、すでに気候変動によって自然や人間社会へのさまざまな影響が確認されています。

これらのことから、地球温暖化の対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」とともに、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」に取り組むことが求められています。

長野県では、「信州・気候変動モニタリングネットワーク」と「信州・気候変動プラットフォーム」という2つの仕組みにより、気候変動の現状把握と将来予測を踏まえたうえで、気候変動に適応する製品・技術・サービスの創出や政策の立案に産学官連携で取り組んでいます。

2021（令和3）年6月には、「長野県における気候変動の影響と適応策」が公表され、分野別に予測される影響やそれに対する対応策が整理されています。いくつかのコラムに分けて一部を紹介します。



気候変動に対する緩和と適応  
【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

### 1-3 市内における温暖化対策への取り組み状況

市民・事業者による温暖化対策への取り組み状況について把握するため、第2次安曇野市環境基本計画策定当時（2016（平成28）年度）および改定（見直し）時（2022（令和4）年度）に実施した市民・事業者向けのアンケート調査結果を比較しました。また、市民の温室効果ガス排出量の参考として、2013（平成25）年以降に市民に呼び掛けて報告いただいている環境家計簿の集計結果を整理しました。

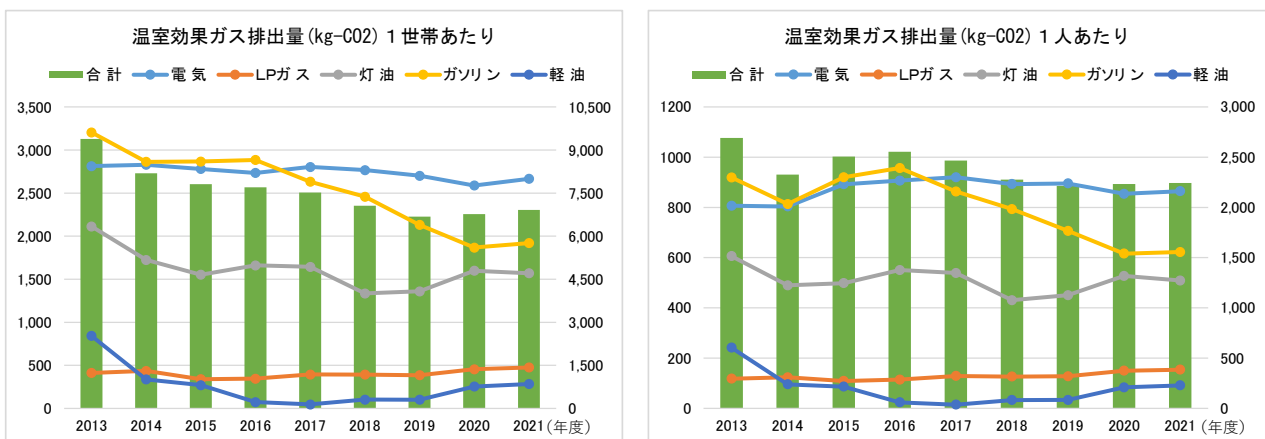
#### ■市民の取り組み状況

##### 【環境家計簿より】

市民に実施いただいた環境家計簿の報告状況をみると、「1世帯あたり」・「1人あたり」とともに、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

エネルギー別にみると、ガソリンや灯油の使用料は減少傾向にある一方で、電気やLPガスについては横ばいかやや上昇傾向です。軽油については、2013（平成25）年度以降、減少傾向にあったものの、近年また上昇の傾向がみられます。

エネルギー種別ごとの使用量については、エコな生活の定着や低燃費自動車の増加、省エネ家電の普及、気候変動（夏の高温、冬の寒さの変動）などにより変動しているものと推測されます。



市民の温室効果ガス排出量の推移（環境家計簿（2013～2021年度））

【資料：環境課】

##### 【アンケート結果より】

市民へのアンケート結果について、「地球温暖化のための取り組みを行っている」との回答を整理した結果、約9割の市民が「ごみは分別し、リサイクルに協力する」、「マイバックの持参」に取り組んでいました。また、「マイバックの持参」は、全ての項目の中でも最も取り組み割合が増加していました（2016<平成28>年度比16.9%増）。このほか、「LED照明など省エネ型の照明器具を使用する」、「エコドライブをこころがける」も大幅な増加がみられました。

多くの調査項目で取り組む市民の割合が増加していた一方、「洗濯をするときに、洗剤の使用量を控える」、「暖房は20℃、冷房は28℃を目安に設定する」、「電化製品を使わないときはコンセントからプラグを抜く」の取り組みは5%以上低下していました。

市民の地球温暖化対策については、受動的な取り組みは進んでいるものの、自発的な取り組みはやや停滞もしくは後退しているとみられます（詳細は、資料編を参照）。

## ■事業者の取り組み状況

事業者へのアンケート結果では、「不要な照明の消灯」については、90%以上の事業者が取り組んでいました。また、取り組みが最も増加したのは、「印刷・コピー・事務用品等を削減する」（2016（平成28）年度比26%増）でした。このほか、「廃棄物の発生抑制を推進する（リデュース）」、「クールビズ・ウォームビズを実施する」など計9項目で20%以上取り組みが増加していました。

事業者の地球温暖化対策は、資源の節約や排出量の削減に関する取り組みは進んでいるものの、直接的な自然環境の保全などに関する取り組みはやや停滞しています（詳細は、資料編を参照）。

## ■家庭・事業所における再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入状況

家庭および事業所における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況を2016年度と比較すると、家庭では「LED照明」「ハイブリッド自動車」「生ごみ処理機」などの導入が進んでいます。

事業所でも同じく「LED照明」「ハイブリッド自動車」の導入が進んでいるほか、電気使用量の表示機器や太陽光発電設備の設置も増加しています。

一方で、電気自動車や太陽光発電以外の発電設備などの導入はまだわずかです（詳細は、資料編を参照）。

### 1-4 実行計画策定の意義

安曇野市では、2022（令和4）年現在、一部の家庭や事業所などが自分たちで使用する分として太陽光や木質バイオマス、小水力によって電気を発電している以外には、市内で使用する電気のほぼすべてが市外で発電された電力によって賄われています。しかし、近年の社会情勢の悪化により、発電に使用している石油や天然ガスなどは高騰し、安定供給についても保証されない状況となっています。

そんな中、今後も安定した電力を確保していくために、市内におけるエネルギーインフラの整備は喫緊の課題です。また、その電力を再生可能エネルギーなどで賄うことで、地球温暖化防止にもつながります。

本計画では、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みの推進を受け、地球温暖化の主たる原因である温室効果ガスの排出量を削減するための取り組みを示しています。

## 第2節 実行計画の概要

### 2-1 計画の目的・位置づけ

本実行計画（「安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」のことをいう。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条に基づき、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に即して、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減を行うための施策に関する事項を定める計画、いわゆる「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に相当します。

2021（令和3）年3月に策定され取り組みが進みつつある「第3次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（市役所を一つの事業所として位置づけた環境保全率先実行計画）とともに、安曇野市の地球温暖化対策を支える計画です。

安曇野市においては、2023（令和5）年3月に改定を行った「第2次安曇野市環境基本計画」及びその実行計画である「安曇野市環境行動計画」を地球温暖化対策の面から支える計画です。

また、本実行計画はまちづくり、廃棄物処理などの安曇野市が策定する各種計画及び実施する事業などとの整合・連携を図ります。

### 2-2 対象とする温室効果ガスの種類・部門

地球温暖化対策推進法により規定されている地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類です。

そのうち、排出量の大部分を占めているのが二酸化炭素であること、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の把握が困難であることから、本計画では、二酸化炭素（以下、「CO<sub>2</sub>」という。）のみを対象とします。

本計画で対象とする温室効果ガスと部門・分野

対象ガスの種類	主な部門
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業部門（製造業、建設・鉱業、農林水産業）</li> <li>・ 家庭部門</li> <li>・ 業務部門</li> <li>・ 運輸部門（旅客自動車、貨物自動車、鉄道）</li> </ul>
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物部門（焼却処理に伴う排出）</li> </ul>

## 2-3 計画期間

本実行計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までとします。基準年は2013（平成25）年度とし、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、2030年度の目標値を設定します。ただし、新たな課題などの発生や対策技術の向上、社会的情勢などの変化に柔軟に対応する必要があることから、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2-4 各主体の役割

本実行計画は、第2次安曇野市環境基本計画と同様に、安曇野市に関係するすべての市民・事業者・滞在者・行政を対象とします。

以下に、主体ごとに期待する役割を示します。

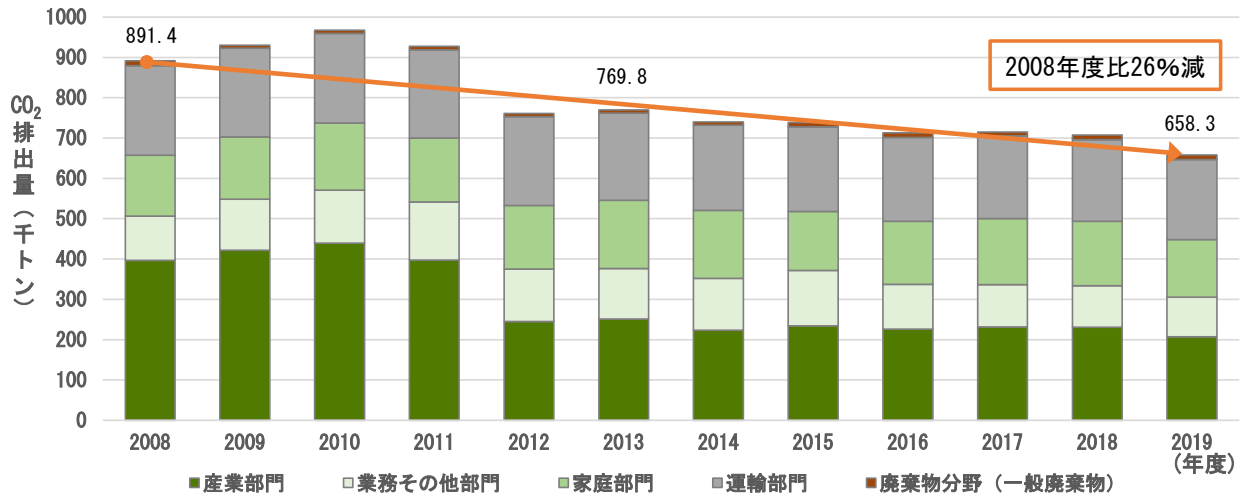
各主体に期待する役割

主体	期待される役割
市民 (市民団体を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化問題に関心を持ち、理解を深める。</li> <li>日常生活の中で、一人ひとりができるところから温室効果ガス排出削減の行動を実践する。</li> <li>地域での活動に積極的に参加する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動の中に温室効果ガス排出削減の行動を実践し、その取り組みを公開する。</li> <li>地球温暖化防止に役立つ技術や製品を開発する。</li> <li>地域での活動に積極的に参加する。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在中、地域のルールに基づき、温室効果ガス排出削減の取り組みに協力する。</li> <li>公共交通機関を活用した訪問・移動を心がける。</li> <li>環境活動イベントなどに積極的に参加する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の計画を策定し、推進する。</li> <li>市職員が率先して温室効果ガス排出削減の行動に取り組む。</li> <li>市民や事業者の取り組みの支援や、近隣自治体や県・国との連携を推進する。</li> <li>市民や事業者などの意志を尊重し、意見を反映させて市の施策に取り入れる。</li> </ul>

## 第3節 温室効果ガス排出量・吸収量の現状

### 3-1 CO<sub>2</sub> 排出量の現状

安曇野市における2019（令和元）年度のCO<sub>2</sub>排出量は、658.3千t-CO<sub>2</sub>となっており、2013（平成25）年度と比べると15%の削減となっています。また、2012（平成24）年度に策定された第1次実行計画では、2020（令和2年）年度の目標として2008（平成20）年度比で25%以上の削減を掲げていましたが、2019（令和元）年度の時点で26%の削減と目標を達成しています。

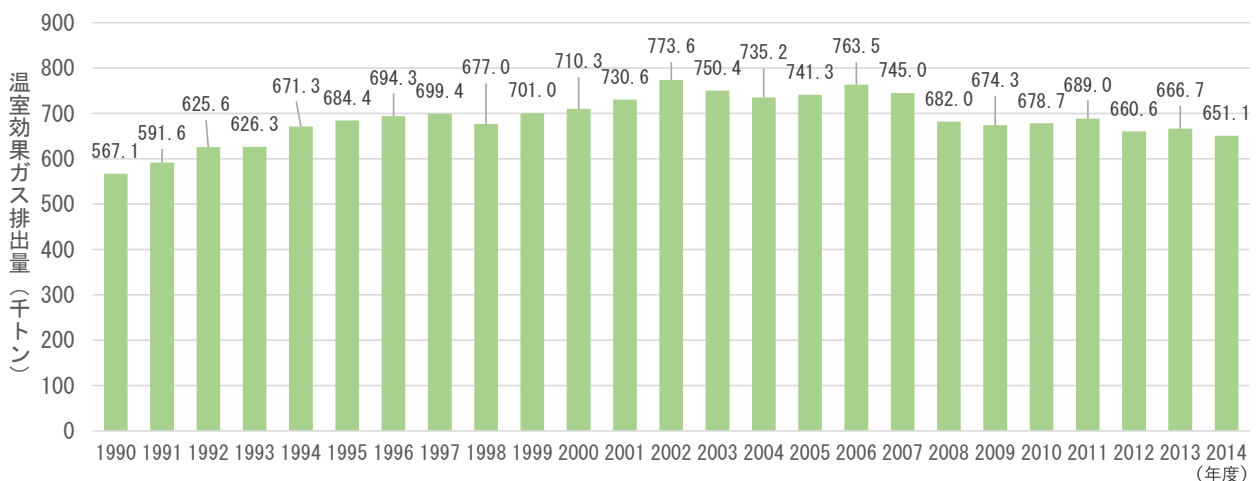


CO<sub>2</sub> 排出量の推移 (2008～2019 年度)

#### 【参考：第1次実行計画での温室効果ガスの排出量の推計状況】

第1次の実行計画では、市独自の方法により温室効果ガス排出量の推計を行っていましたが、算出に必要なエネルギー消費量などの情報が取得できなくなったため、2014（平成26）年度以降は同様の算出が行えない状況となりました。そのため、本実行計画では、環境省により算出されたCO<sub>2</sub>の排出量を使用することとしました。市独自の算出値と環境省の推計値を比較すると、環境省による推計値のほうが排出量は大きな値となっています。

市独自の方法により算出された排出量の推移をみると、1990（平成2）年度以降、増加傾向にあった温室効果ガスは、2002（平成14）年度をピークに横ばい傾向となり、2008（平成20）年度以降は減少に転じています。

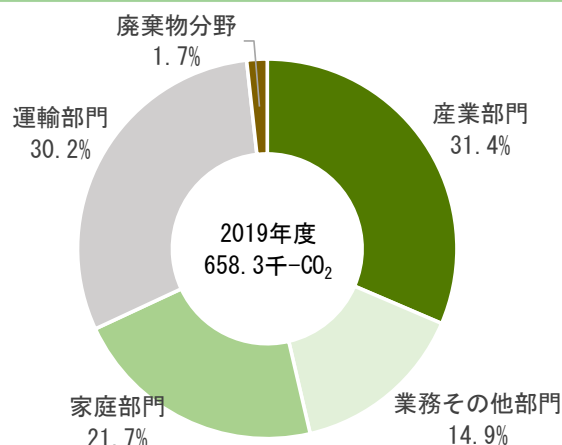


第1次計画における温室効果ガスの排出量推計 (CO<sub>2</sub>・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等)

### 3-2 部門別 CO<sub>2</sub> 排出量

2019（令和元）年度の CO<sub>2</sub> 排出量を部門別にみると、産業部門が 31.4%を占めており、次いで運輸部門（30.2%）、家庭部門（21.7%）、業務その他部門（14.9%）となっています。

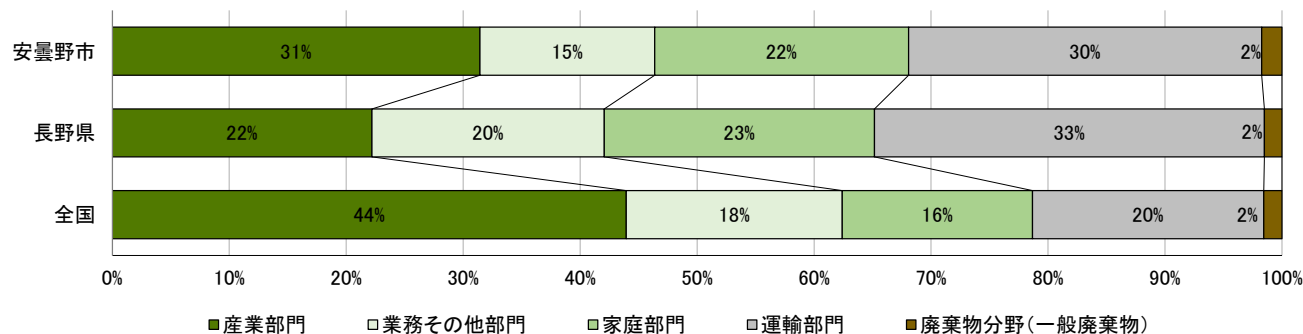
基準年度となる 2013（平成 25）年度と比べると全体では、111 千 t-CO<sub>2</sub> の減少となっており、産業部門や業務その他部門、家庭部門で全体的に減少していますが、廃棄物分野では増加している状況にあります。



部門別の CO<sub>2</sub> 排出量（2019 年度）

部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の推移（単位は千 t-CO<sub>2</sub>）

部門	2008 年度	2013 年度	2019 年度		
			排出量	2013 年度との比較	
産業部門	製造業	379.3	223.1	188.8	-15.4%
	建設業・鉱業	5.6	5.7	3.9	-31.1%
	農林水産業	11.7	22.6	14.2	-37.3%
業務その他部門	109.4	125.2	98.3	-21.5%	
家庭部門	151.4	169.2	142.9	-15.6%	
運輸部門	旅客	116.7	116.0	105.5	-9.0%
	貨物	99.3	92.3	87.2	-5.6%
	鉄道	6.0	7.7	6.1	-21.1%
	船舶	0.0	0.0	0.0	-
廃棄物分野（一般廃棄物）	12.0	8.0	11.5	42.7%	
合計	891.4	769.8	658.3	-14.5%	

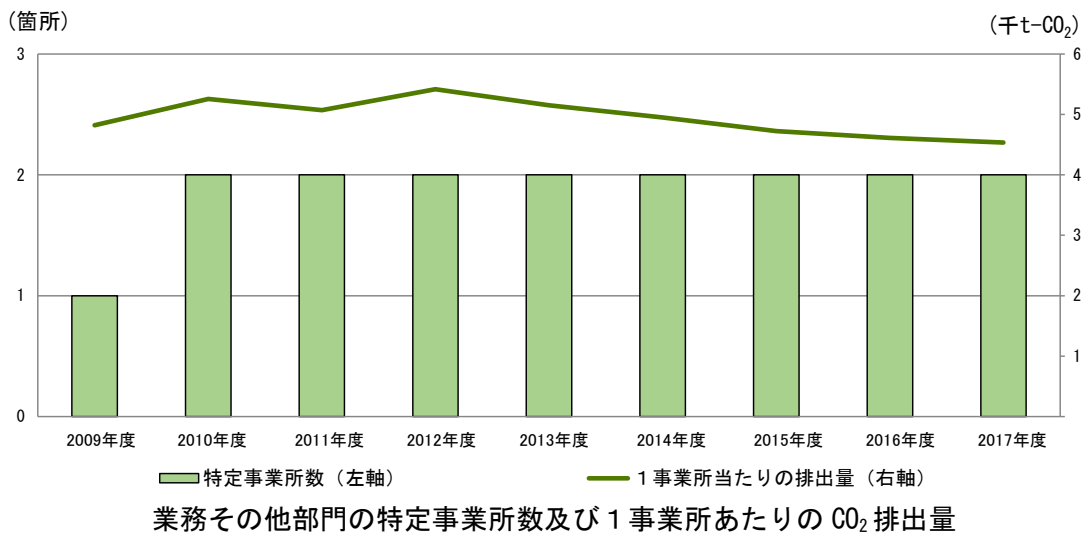
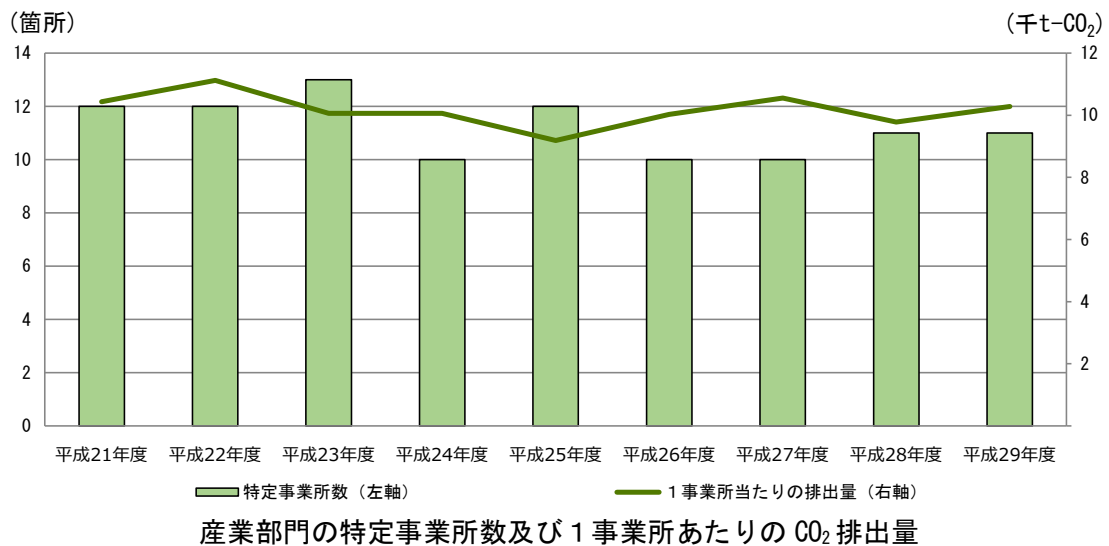
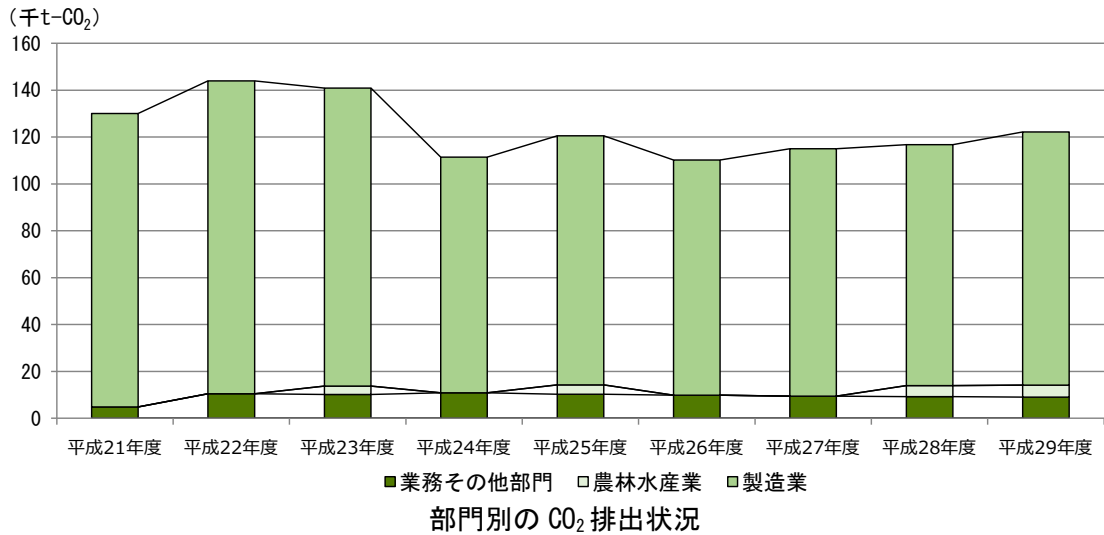


部門別の CO<sub>2</sub> 排出量割合の県や国との比較（2019 年度）



### ■特定事業者によるCO<sub>2</sub>の排出量（自治体排出量カルテより）

特定事業者によるCO<sub>2</sub>の排出量は、2009年度以降、110～140千t-CO<sub>2</sub>程度で推移しており、市内全体の排出量のおよそ15%程度を占めています。特に製造業についてみると、市内における特定事業者の8～12事業所による排出量で、産業部門の4割程度を占めている状況です。



### 3-3 森林などによるCO<sub>2</sub>吸収

#### ■森林におけるCO<sub>2</sub>吸収量

市内の森林計画の対象となっている民有林（地域森林計画の森林簿に整理された森林）及び国有林（林野庁所管の森林計画による森林）について、森林によるCO<sub>2</sub>の固定量・吸収量を算定しました。

その結果、2021（令和3）年度の森林のCO<sub>2</sub>吸収量は、28.2千t-CO<sub>2</sub>でした。吸収量は、森林の伐採や植林の状況などにより変動する状況にありますが、本実行計画では、直近の2021（令和3）年度の吸収量（28.2千t-CO<sub>2</sub>/年）を今後の見込み量として扱うこととします。

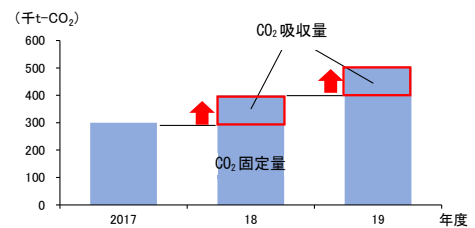
森林の伐採は、一時的にはCO<sub>2</sub>の吸収量は減少しますが、植林や育林をすることでCO<sub>2</sub>の吸収率の高い若い林に生まれ変わることにもなります。伐採された木材の用材利用と合わせて、森林の持つCO<sub>2</sub>の吸収・固定の機能が最大限発揮されていくためには、適切な森林整備が重要です。

安曇野市の森林のCO<sub>2</sub>固定量・吸収量

対象林	年度									
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
<b>CO<sub>2</sub>固定量（千t-CO<sub>2</sub>）</b>										
民有林	2,241.0	2,259.0	2,299.0	2,314.6	2,334.4	2,355.8	2,361.4	2,309.0	2,323.8	
国有林	1,455.9	1,456.9	1,457.9	1,471.2	1,484.5	1,497.8	1,511.1	1,524.4	1,537.7	
合計	3,696.9	3,715.9	3,756.9	3,785.8	3,818.9	3,853.6	3,872.5	3,833.4	3,861.6	
<b>CO<sub>2</sub>吸収量（千t-CO<sub>2</sub>/年）</b>										
合計	-	19.1	40.9	28.9	33.1	34.7	19.0	-39.2	28.2	

#### 【森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定】

森林の年間CO<sub>2</sub>吸収量＝  
 森林（民有林＋国有林）のCO<sub>2</sub>固定量（算定年度）  
 －森林（民有林＋国有林）のCO<sub>2</sub>固定量（前年度）

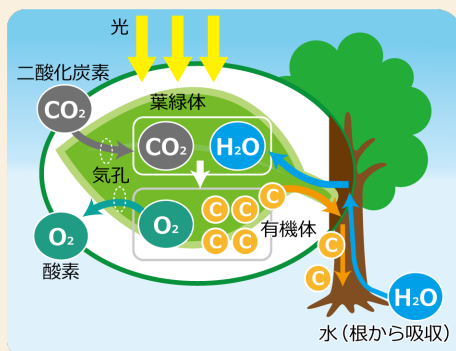


森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定の考え方

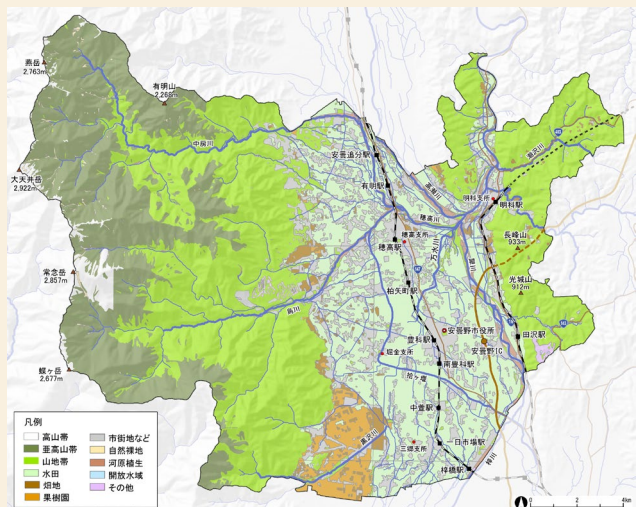
#### コラム：植物によるCO<sub>2</sub>の固定・吸収機能

植物は、光合成によって、大気中のCO<sub>2</sub>と根から摂取した水を反応させ、空气中に酸素を放出しながら植物体に炭素を蓄積し生長します。

CO<sub>2</sub>削減の観点からみると、森林や農地、公園の樹木や農作物、草花は、空气中のCO<sub>2</sub>を吸収し、植物体内に固定してくれる機能を有しています。



光合成による植物のCO<sub>2</sub>吸収・固定の仕組み



市内の緑（現存植生図）

【資料：環境省自然環境保全基礎調査（第6・7回植生調査〈1999年～〉）を重ねて作成】

## ■緑地におけるCO<sub>2</sub>吸収量

市内の公園緑地についても、森林と同様にCO<sub>2</sub>の吸収が期待されます。現在、市内には40あまりの公園が整備されており、182ha程の面積があります。

環境省のマニュアル（区域施策編）では、1haあたりで1年に4.95tのCO<sub>2</sub>を吸収すると試算しており、市内の公園全体で1年間に900t程度のCO<sub>2</sub>を吸収していると推計されます。

市内には、公園以外にも各家庭や寺社仏閣、学校、水辺などに緑地が存在しており、よりよく管理をしていくことでCO<sub>2</sub>の重要な吸収源として期待されます。



黒沢洞合自然公園

## ■農地におけるCO<sub>2</sub>吸収

農地でも、森林と同じく、農作物の生長に伴って光合成によるCO<sub>2</sub>の吸収（固定）が行われています。一方、農地を耕やすと、CO<sub>2</sub>を吸収した作物残渣などが土壌にすき込まれ、それらが微生物に分解されることによって、CO<sub>2</sub>の放出が起きます。特に気温が上昇すると、微生物の活動は活発になり、CO<sub>2</sub>排出量が増加することも分かっています。

しかし、不耕起栽培や、堆肥などの炭素を多く含んだ有機肥料を使用した農法を行った場合には、微生物の分解などによって放出される炭素量よりも、土壌にとどまる炭素量が増え、大気中への放出量は減少します。このように、農地土壌中の炭素量を増やす取り組みを進めることが、CO<sub>2</sub>の削減につながるとして近年注目が集まっています。

2021（令和3）年度現在、安曇野市内の耕地面積は、6,510haとなっており、市内の約20%を占めています。これらの農地において有機栽培などを促進することは、市内のCO<sub>2</sub>の吸収量を増加させることにつながります。

### コラム：土壌のCO<sub>2</sub>吸収「見える化」サイトの紹介

土壌のCO<sub>2</sub>吸収量は、気候や土壌条件、作物の種類や管理方法などによっても変化します。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した以下のサイトでは、地図上から調べたい場所を選び、作物の種類や管理方法の情報を入力することで、土壌のCO<sub>2</sub>の吸収量を調べることができます。

栽培作物を変更するなど、現状の営農状況とは違った場合のシミュレーションをすることも可能です。

持っている畑のCO<sub>2</sub>の吸収量のポテンシャルを知りたい方は、一度確認してみてください。

#### 【土壌のCO<sub>2</sub>吸収「見える化」サイト】

URL <https://soilco2.rad.naro.go.jp/>

こちらからも閲覧できます→



土壌のCO<sub>2</sub>吸収「見える化」ホームページ  
【資料：農研機構】

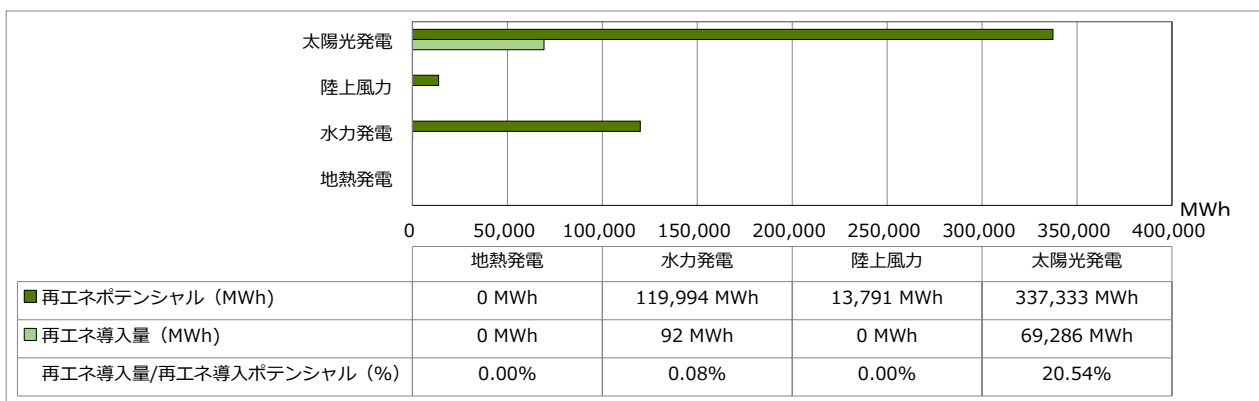
### 3-4 再生可能エネルギーのポテンシャルと導入量

#### ■市内の再生可能エネルギーのポテンシャル（自治体排出量カルテより）

発電に関する安曇野市内の再生可能エネルギーのポテンシャルは、太陽光発電が最も高く、中小水力発電、風力発電（陸上風力）の順に可能性があります。このうち、太陽光発電については導入が進んでおり、ポテンシャルの20%程度を利用している状況にあります。

再生可能エネルギーのポテンシャル整理内容

項目	再エネポテンシャル	再エネ導入量
	(REPOS<ポテンシャル情報>の項目)	(固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト③表 市町村別認定・導入量)から集計)
太陽光発電	太陽光発電（住宅用等）	太陽光発電（10kW未満）
陸上風力	風力発電（陸上）	風力発電（20kW未満及び20kW以上（うち洋上風力を除く）
水力発電	中小水力発電（河川）	水力発電
地熱発電	蒸気フラッシュ発電、バイナリー発電	地熱発電
	低温バイナリー発電	

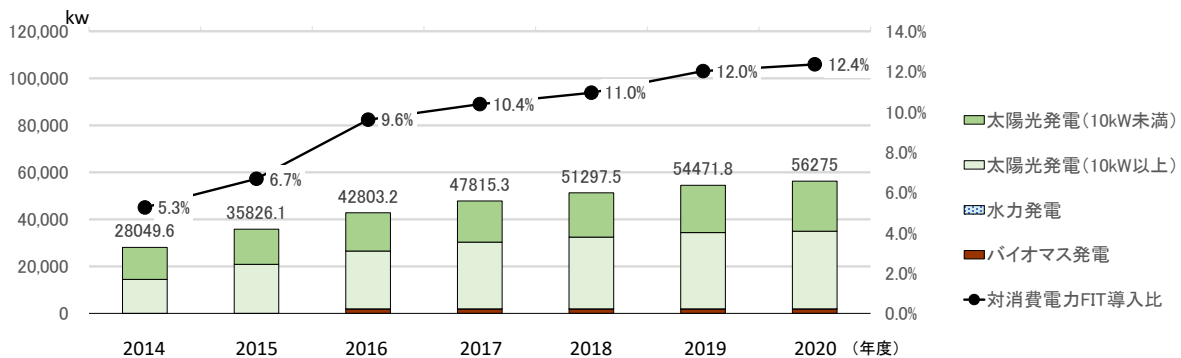


安曇野市内の再生可能エネルギーのポテンシャルと現在の導入状況

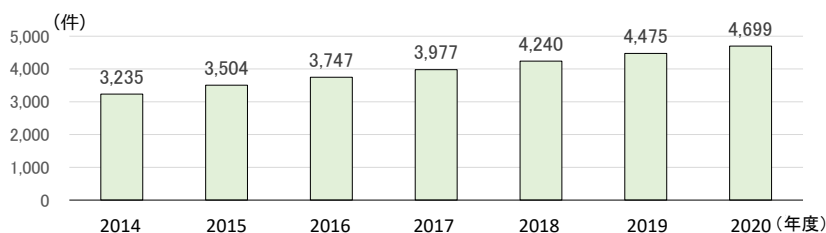
#### ■市内の再生可能エネルギーの導入状況（自治体排出量カルテより）

再生可能エネルギーにおける発電量をみると、2020（令和2）年度の時点では、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電を合わせて56,275kWとなっています。また、安曇野市内の消費電力に対する再生可能エネルギーによる発電割合（固定価格買取制度<FIT>の割合）は、12.4%です。

なお、住宅などへの小規模（10kW未満）な太陽光発電設備の累積導入件数は、約4,700件です。



区域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化



太陽光発電（10kW未満）設備の累積導入件数の経年変化

## 第4節 温室効果ガス排出量の将来予測

### 4-1 CO<sub>2</sub>排出量の将来予測

#### ■将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合のCO<sub>2</sub>排出量（現状 <sup>すうま</sup>趨勢 ケース）について、将来推計を行いました。

現状趨勢ケースのCO<sub>2</sub>排出量は、部門ごとのCO<sub>2</sub>排出量がそれぞれの部門を代表する「活動量（世帯数や自動車保有台数等）」に比例すると想定して算定します。

将来の活動量については、統計データや上位計画、個別計画などにおける目標値を使用し、目標値がない項目については、過去の経年変化などに基づく予測値を用いました。

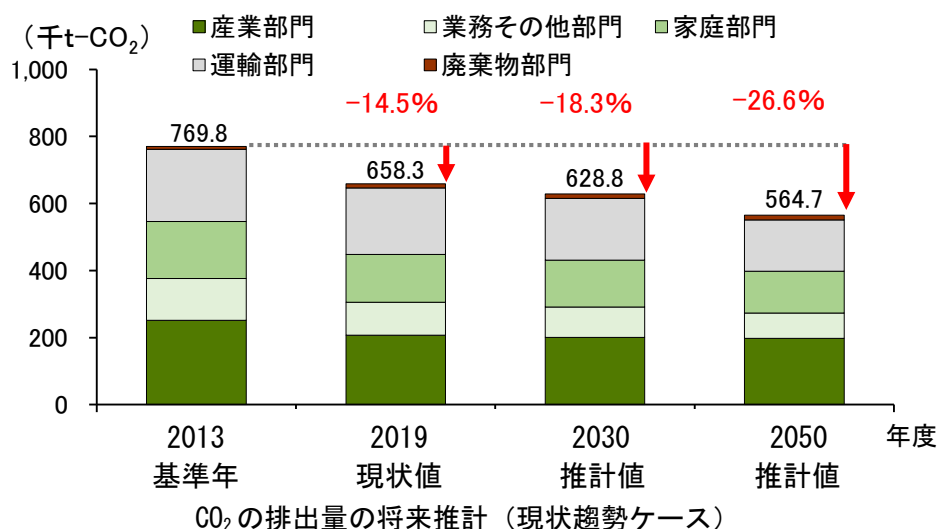
安曇野市内における活動量の推計結果

部門	指標	単位	活動量				
			2013年度 (基準年度)	2019年度 (現状)	2030年度 (現状趨勢)	2050年度 (現状趨勢)	
産業部門	製造業	製造品出荷額等	万円	39,997,173.0	45,925,924.0	44,592,790.6	44,592,790.6
	建設業・鉱業	従業者数	人	2,748.0	2,049.0	1,894.2	1,575.7
	農林水産業	従業者数	人	602.0	570.0	526.9	438.3
業務その他部門	従業者数	人	25,603.0	26,468.0	24,468.3	20,354.7	
家庭部門	人口推計・世帯数	世帯	35,151.0	36,236.0	35,635.2	31,747.6	
運輸部門	旅客自動車	旅客自動車台数	台	63,380.0	66,295.0	61,286.2	50,982.9
	貨物自動車	貨物自動車台数	台	18,476.0	18,115.0	16,746.4	13,931.0
	鉄道	人口推計・世帯数	人	99,096.0	97,494.0	87,326.0	72,645.0
	船舶	入港船舶総トン数	t	0.0	0.0	0.0	0.0
廃棄物部門	ごみ総排出量	t	28,437.0	28,129.0	24,546.6	18,033.2	

#### ■将来推計の結果

将来推計の結果、安曇野市内のCO<sub>2</sub>排出量は、2030（令和12）年度には628.8千t-CO<sub>2</sub>、2050（令和32）年度には564.7千t-CO<sub>2</sub>となる見込みとなりました。

基準年度の2013（平成25）年度と比べると、人口減少による活動量の低下などにより、2030（令和12）年度には18.3%減少すると推計されます。



## 第5節 2050年脱炭素社会の実現を目指して

### 5-1 ゼロカーボンシティ「安曇野」ロードマップ

安曇野市では、長年にわたり、豊かな自然からの恵みを楽しんだ生活が営まれてきました。しかし近年の地球温暖化による気候変動は、その生活に大きな変化をもたらそうとしています。

そのため、安曇野市では、市民・事業者・滞在者および市が、気候変動による危機意識を強く持ち、2050年度のCO<sub>2</sub>排出量「実質ゼロ」の実現を目指して以下の取り組みを推進します。

- ▶ 太陽光・水力・バイオマス（生物資源）などにより、エネルギーを自給自足化します。
- ▶ 建物や機器などの省エネルギー化を進めます。
- ▶ 化石燃料に頼らない交通手段を選択し、環境負荷の少ない持続可能な暮らしに転換します。
- ▶ 温室効果ガスの吸収と排出の調和がとれた地域づくりのため、自然環境の保全に努めます。

### 2022年度 ゼロカーボン宣言 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2023～2030）の策定

### 2030年度目標【CO<sub>2</sub>排出量50%※削減】の達成に向け重点施策を推進

※2013年度比

#### （1）自然資源を活用したエネルギー自給自足化の取組推進

- ① 建物への太陽光発電設備及び蓄電池などの導入推進（補助事業を強化）
- ② PPA事業（電力販売契約事業）による屋根置き太陽光発電の導入促進
- ③ 小水力発電設備の導入促進（災害時対応・観光拠点など多目的での活用）
- ④ バイオマス資源の有効活用（木質バイオマス、キノコ廃培地活用等）
- ⑤ 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進
- ⑥ その他再生可能エネルギーのポテンシャルの調査・検証
- ⑦ 地域新電力による地域循環共生圏の実現（広域連携・松本平ゼロカーボンシティへの参加）

#### （2）省エネルギー対策への取組強化と意識向上に向けた普及啓発

- ① 建物の省エネルギー化、省エネ機器の普及促進
- ② 省エネ対応のライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進
- ③ 公共施設の省エネルギー化の推進
- ④ エコ診断、EMS（環境マネジメントシステム）の導入促進と環境学習の推進

#### （3）脱炭素に向けた交通手段の転換とごみを出さない暮らしの推進

- ① 次世代自動車の利用促進
- ② 公共交通機関・自転車・徒歩による移動の促進
- ③ 3R（ゴミの減量化、再利用、再資源化）の推進

#### （4）温室効果ガス吸収量向上を目指した森林・農地・水辺環境の整備と保全

- ① 森林や農地、公園や水辺の緑の保全・活用

継続して脱炭素への取り組みを推進し、  
**2050年 カーボンニュートラルを目指します！**



地球温暖化対策を推進する安曇野市のイメージ図

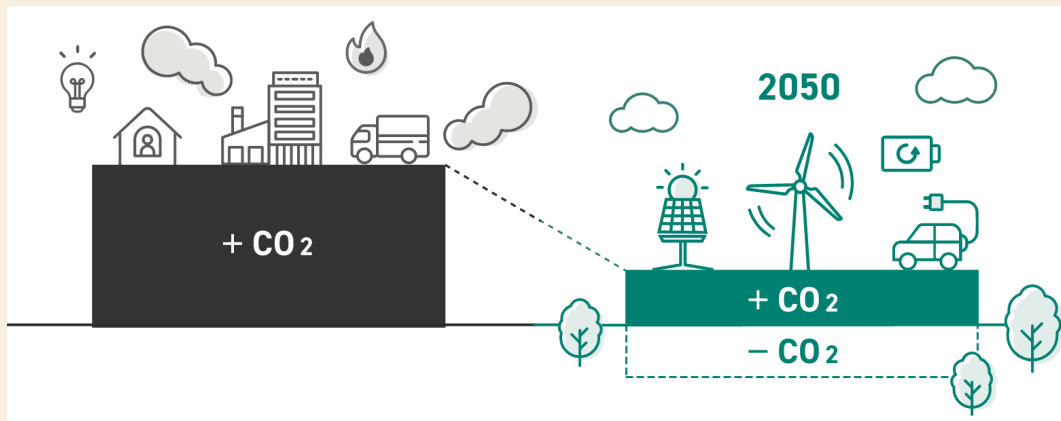
### コラム：ゼロカーボンとは

私たちが生きていくにあたって、CO<sub>2</sub>をはじめとした温室効果ガスは必ず排出されるものであり、その排出をゼロにすることはできません。しかし、温室効果ガスの排出量は、ここ数十年で急激に増加し、その結果、気候変動などが生じていることが問題となっています。

ゼロカーボンとは、人間生活の中で「排出」された温室効果ガスの量と、森林や土壌の管理によって「吸収」された温室効果ガスの量がプラスマイナス「ゼロ」になることを意味しており、別名「カーボンニュートラル（炭素中立）」とも呼ばれています。

なお、悪者のような扱いをされている「温室効果ガス」ですが、地球上から全てなくなってしまうと、地表面の温度は急激に低下し、私たちの住みやすい地球ではなくなってしまいます。

地球温暖化に伴う気候変動から私たちの安定した生活を守るためには、温室効果ガスの過度な排出を減らすとともに、森林や農地など、吸収源となる環境を適切に保全する取り組みを進めることが大切です。



ゼロカーボンの取り組みの考え方イメージ図

【資料：環境省 脱炭素ポータル ([https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/about/](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/))】

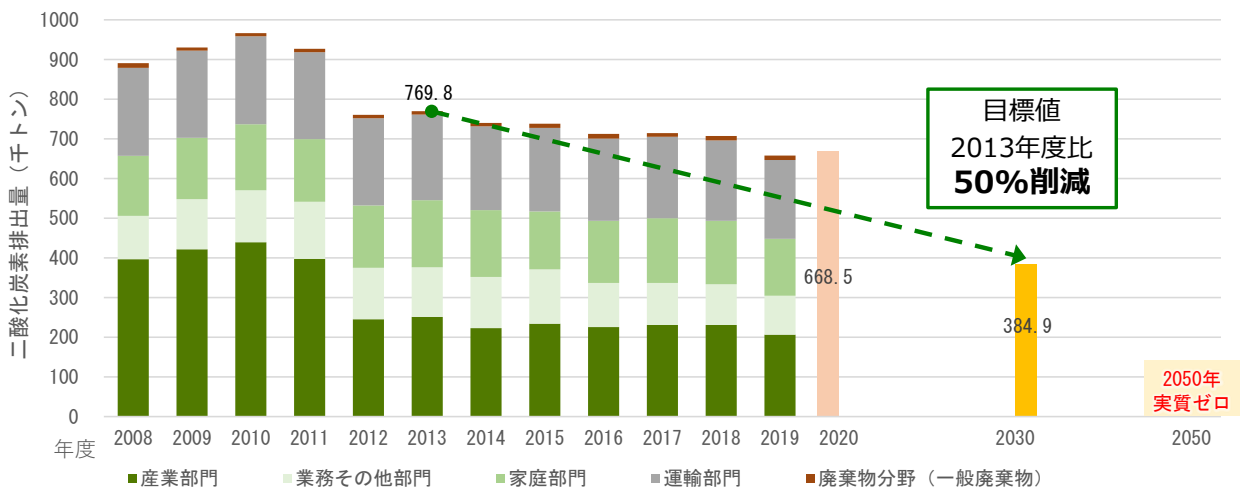
## 5-2 2030年度の削減目標

### ■市全体の削減目標

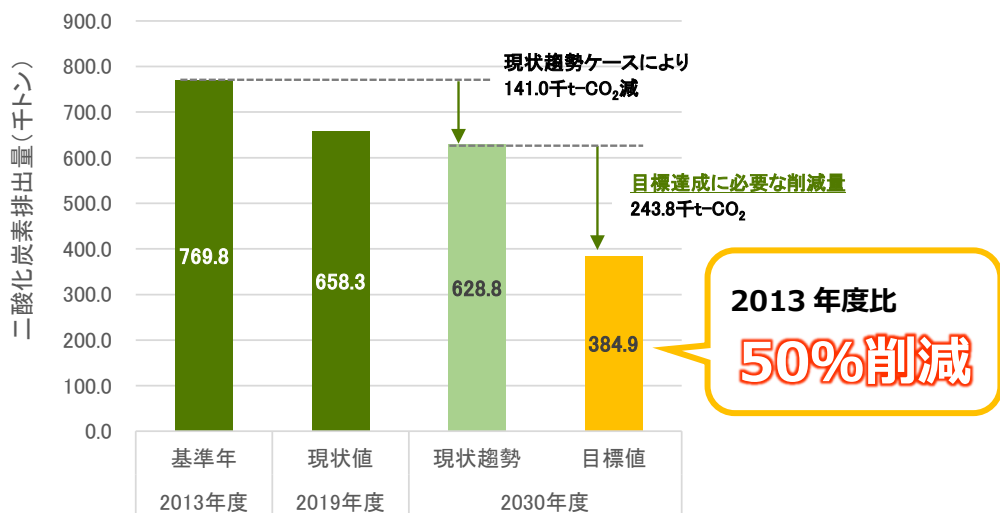
2050（令和32）年度におけるゼロカーボン（CO<sub>2</sub>排出量の実質ゼロ）の実現に向け、2030（令和12）年度のCO<sub>2</sub>削減目標を**2013（平成25）年度比で50%**に定めます。

#### 【削減目標の考え方】

- 国の目標をベースに2013（平成25）年度比**50%の削減**を目標目安とする。
- 2013（平成25）年度比で50%減を目指すとして**384.9千t-CO<sub>2</sub>**の削減が目標となる。
- 現状趨勢ケースからみると、**243.8千t-CO<sub>2</sub>**の削減が目標となる。
- 森林による吸収量は、2021（令和2）年度の実績値**28.2千t-CO<sub>2</sub>**と設定する。



部門別のCO<sub>2</sub>排出量の推移と目標値



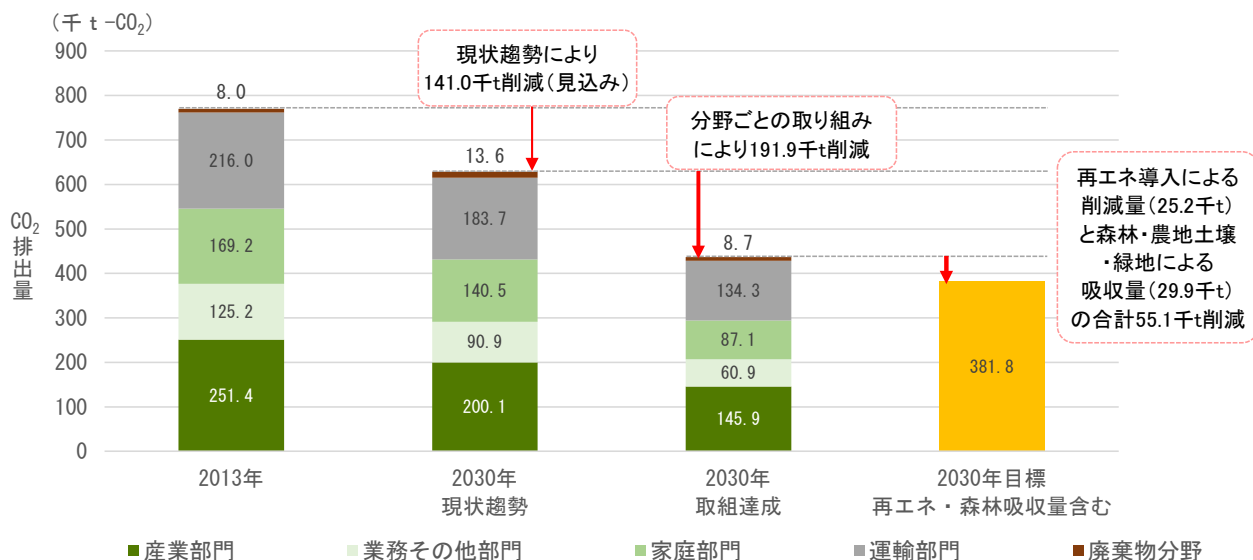
CO<sub>2</sub>の削減目標（2030年度現状趨勢値及び目標値）



## ■削減効果の推計

本実行計画に示す取り組みの数値目標を達成した場合の削減見込み量（削減効果）を推計した結果、数値目標を達成するとともに、再生可能エネルギーの発電量の増加や森林吸収量の維持を図ることで、2013年度比の50%（243.8千t-CO<sub>2</sub>）を上回る「247.0千t-CO<sub>2</sub>」が削減できると試算されました。

なお、部門別にみると、産業部門や家庭部門での削減量が大きく見積もられています。



CO<sub>2</sub>削減効果の推計

CO<sub>2</sub>削減効果の推計値（単位は千t-CO<sub>2</sub>）

部門		2030年度推計値
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業	54.2
	家庭	53.4
	業務その他	30.0
	運輸	49.4
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物処理	4.9
再生可能エネルギー導入		25.2
森林吸収		29.9
合計		247.0

【CO<sub>2</sub>削減効果の推計】

部門	項目	取り組み内容	2030年度
			削減見込量 (千t-CO <sub>2</sub> )
産業	再生可能エネルギー 省エネルギー	太陽光発電の導入	5.40
		ESCO事業による省エネ技術の導入	2.45
		その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	33.13
		業種間連携省エネルギーの取組推進	1.11
		高性能ボイラーの導入	7.20
		燃料転換の推進	3.00
		EMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	1.88
家庭	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	24.30
		薪ストーブの導入	3.40
		ペレットストーブの導入	3.80
		太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入	2.60
	省エネルギー	高効率給湯器の導入	2.90
		家庭用コージェネレーションの導入	0.60
		計画・制御システムの導入	1.20
		高効率照明の導入	0.60
		省エネルギー行動の実践	1.80
		エコ診断の実施	0.32
		緑のカーテンの設置	0.95
		住宅の省エネルギー化（ZEH等）	5.70
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.22
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	2.06
業務その他	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	12.07
		薪ストーブの導入	0.93
		ペレットストーブの導入	0.84
		太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入	0.20
	省エネルギー	高効率給湯器の導入	3.30
		業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.20
		ESCO事業による省エネ技術の導入	1.80
		市の事務事業における省エネルギー行動の実践	3.40
		計画・制御システムの導入	0.80
		建築物の省エネルギー化（ZEB等）	1.35
		高効率な省エネルギー機器の普及	1.89
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.14
		廃棄物処理における取組	0.02
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.03
運輸	省エネルギー	クリーンエネルギー自動車の導入	29.40
		エコドライブの実践	9.20
		公共交通機関の利用促進	2.45
		テレワークの実践	0.10
		道路交通流対策等の推進	2.59
		環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.32
		鉄道・船舶分野の脱炭素化	0.68
		トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	4.67
廃棄物処理	廃棄物（CO <sub>2</sub> ）	廃プラスチックなどの削減	3.80
		食品ロスの削減	1.09
再エネ発電	小水力発電によるCO <sub>2</sub> 削減	9.46	
	バイオマス発電によるCO <sub>2</sub> 削減	15.77	
森林吸収等	森林によるCO <sub>2</sub> 吸収	28.20	
	農地土壌によるCO <sub>2</sub> 吸収	0.77	
	都市緑化によるCO <sub>2</sub> 吸収	0.90	
合計			247.0

## 第6節 地球温暖化対策における取組

ここでは、地球温暖化対策を推進するため、第2次安曇野市環境基本計画の第4章「望ましい環境をつくるための取組み（38～68 ページ参照）」に示された主要施策や基本施策を踏まえ、より具体的な取組みを以下に示します。

### 6-1 自然資源を活用したエネルギー自給自足化の取組推進

CO<sub>2</sub>の排出を削減していくためには、市内で使用されるエネルギーを再生可能なものに置き換えていくことが最も重要となります。

市で利用可能な再生可能エネルギーとしては、太陽光・小水力・バイオマスによる発電が考えられます。特に、PPA事業を中心に太陽光発電設備の導入に積極的に取り組みます。このほか、導入の可能性についての調査研究を進め、市民、事業者と協働しながら導入に向けた取組みを推進していきます。

#### こんな取組みで実現しよう

##### 【事例①】電力を化石燃料由来から太陽光発電エネルギーに変える

###### 市民・事業者による取組み



家や建物に太陽光発電機器を設置する

###### 市による取組み



PPA事業等により市施設への太陽光発電設備の設置を促進する

CO<sub>2</sub> 排出量…690 g-CO<sub>2</sub>/kWh  
火力発電による排出量の平均値

17～48 g-CO<sub>2</sub>/kWh  
太陽光パネル作製にかかる排出量で換算

最大  
97.5% 

【資料：国立研究開発法人 産業技術総合研究所】

##### 【事例②】バイオマス資源等、再生可能エネルギーを活用した設備を導入する

###### 市民・事業者による取組み



暖房設備を薪ストーブやペレットストーブ等に変える

###### 市による取組み



再生可能エネルギー導入可能性の調査研究を行う

薪ストーブによる CO<sub>2</sub> 排出削減量（推計値）…平均 3.0 t-CO<sub>2</sub>/年

家庭での電気・ガス・灯油の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の推計結果の平均値を 5.2t-CO<sub>2</sub>/年とした場合

【資料：長野県環境保全研究所】

■再生可能エネルギーの利用拡大（第2次環境基本計画第4章 12-2（62ページ））

①再生可能エネルギーの導入促進と普及啓発

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 太陽エネルギー利用システムの普及促進
- ▶ バイオマス資源の活用促進
- ▶ 小水力発電の普及促進
- ▶ グリーン電力証書の活用

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 住宅等建物への太陽光発電（PPA事業を含む）の取り組みを進める。				☆
◇ PPA事業による屋根置き太陽光発電の導入に協力する。	☆	☆		
◇ 太陽光発電設備を導入する。	☆	☆		☆
◇ 建物への太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る補助事業を強化する。				☆
◇ ソーラーシステムや太陽熱温水器を導入する。	☆	☆		☆
◇ 木質バイオマス発電を推進する。		☆		☆
◇ キノコの廃培地などを資源として有効活用する。	☆	☆		
◇ 薪ストーブやペレットストーブを設置する。	☆	☆		☆
◇ 小水力発電の導入を推進する。		☆		☆
◇ グリーン電力 <sup>*14</sup> の契約に切り替える。	☆	☆		☆

②再生可能エネルギーの導入可能性の調査研究

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 再生可能エネルギー技術開発や事業化の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ 小水力やバイオマス発電の活用方法を検討する。		☆		☆
◇ その他再生可能エネルギーのポテンシャルを調査・検証する。				☆
◇ 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムなどに参加し、地域新電力による地域循環共生圏の実現する。	☆	☆		☆

コラム：太陽光パネルの廃棄物問題

再生可能エネルギーの主力である太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降加速度的に増加していますが、太陽光パネルは、製品寿命が約25～30年とされています。そのため、2040年以降、太陽光パネルを含む廃棄物が大量に出ることが懸念されています。

これに対し、国は、太陽光パネルの適正処理の推進に向けて、以下の具体的検討を進めています。

- ・事業者がきちんと廃棄できるしくみ作り（FIT買取価格は、廃棄に必要な費用を含めて設定）
- ・情報不足を解消した有害物質を適正な処理（適正処理に関する情報提供の実施）
- ・太陽光パネルのリユース・リサイクル促進（コストも含めた基礎的で包括的な実態調査の実施）

【用語解説】

<sup>\*14</sup>グリーン電力…太陽光・風力・バイオマス・水力など、再生可能エネルギーで作った環境負荷が小さい電気のこと。グリーン電力は、電力の価値だけでなく、省エネや温室効果ガス排出削減などの環境付加価値を備えているとされており、この付加価値をグリーン電力証書として購入することで、再生可能エネルギーを使用しているとみなす。グリーン電力証書の購入は、再生可能エネルギー発電施設の維持拡大につながる。

【CO<sub>2</sub>の削減見込み量の設定に関わる指標：再生可能エネルギー】

■ 産業部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
太陽光発電の導入率	15%	40%	5.4千 t-CO <sub>2</sub>

■ 業務その他部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
太陽光発電の導入率（業務施設）	15%	40%	8.1千 t-CO <sub>2</sub>
太陽光発電の導入率（市の施設）	10% (発電容量：242kW)	25% (発電容量：5,000kW)	4.0千 t-CO <sub>2</sub>
薪ストーブの導入率	6%	10%	0.9千 t-CO <sub>2</sub>
ペレットストーブの導入率	1.4%	5%	0.8千 t-CO <sub>2</sub>
太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入率	0.4%	5%	0.2千 t-CO <sub>2</sub>

■ 家庭部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
太陽光発電の導入率（戸建住宅、集合住宅）	18%	35%	24.30千 t-CO <sub>2</sub>
太陽熱温水器の導入率（戸建住宅）	5%	10%	0.50千 t-CO <sub>2</sub>
ソーラーシステムの導入率	6%	15%	2.10千 t-CO <sub>2</sub>
薪ストーブの導入率	6%	10%	3.40千 t-CO <sub>2</sub>
ペレットストーブの導入率	0.5%	5%	3.80千 t-CO <sub>2</sub>

■ 再生可能エネルギー（FIT）

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
小水力発電の導入量（新規）	-	3,000kw	9.5千 t-CO <sub>2</sub>
バイオマス発電の導入量（新規）	-	5,000kw	15.8千 t-CO <sub>2</sub>

## 6-2 省エネルギー対策への取組強化と意識向上に向けた普及啓発

CO<sub>2</sub>の排出削減目標（2013<平成25>年度比で50%削減）を実現するためには、産業や家庭、運輸などさまざまな場面でエネルギーの利用を可能な限り減らした生活への転換が不可欠です。

市民・事業者・市の活動の中で、省エネルギー行動に取り組むとともに、脱炭素を踏まえた新しい技術や商品の開発、それらの積極的な利用など、新しいライフスタイルのさらなる普及促進を図ります。

また、市を訪れた滞在者にも、省エネを意識した行動への協力を求めています。

### こんな取り組みで実現しよう

#### 【事例①】 緑のカーテンを活用する

##### 市民・事業者による取り組み



窓の外や壁をつる性植物で覆う

##### 市による取り組み



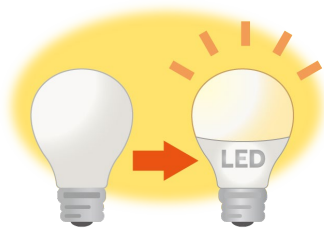
緑のカーテン講座等、地球温暖化に関する講座を開講する

設置の有無による温度差…窓 約4℃、室内の床 約6℃ **DOWN**

【資料：横浜市】

#### 【事例②】 省エネルギー性能が高い設備や家電等に替える

##### 市民・事業者による取り組み



照明をLED電球に取り替える

##### 市による取り組み



環境配慮型建築物や設備への補助について情報提供する

電球の年間消費電力量…108 kWh ▶ 15 kWh 約86% **DOWN**  
一般電球の消費電力      電球型LEDランプの消費電力

【資料：スマートライフおすすめBOOK2022年度版】

■省エネルギーの推進（第2次環境基本計画第4章 12-1（61～62ページ））

①省エネ行動の推進

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 地球温暖化防止の取り組みの「見える化」の促進
- ▶ 地球温暖化防止の取り組み等の情報の発信と受信
- ▶ 地球温暖化防止に関する講座・イベント等の実施

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 地球温暖化防止の取り組みの「見える化」を促進する。	☆	☆		☆
◇ 省エネルギー行動を実践する。	☆	☆	☆	☆
◇ 環境家計簿・エコ診断・省エネ診断に取り組む。	☆	☆		☆
◇ 削減コンテストを開催・参加する。	☆	☆		☆
◇ 環境マネジメントシステムなどを導入する。		☆		
◇ ESCO事業 <sup>*15</sup> による省エネ技術の導入を検討する。		☆		
◇ 業種間連携による省エネルギーの取り組みを推進する。		☆		☆
◇ FEMS <sup>*16</sup> を利用した徹底的なエネルギー管理を実施する。		☆		
◇ トップランナー制度などにより、エネルギー消費効率のさらなる改善推進を行う。		☆		
◇ 脱炭素型ライフスタイルやビジネススタイルへの転換や普及促進を行う。（例：クール（ウォーム）ビズ、カーシェアリング等）	☆	☆	☆	☆
◇ サービスの利用や製品の購入の際には、省エネルギー行動に積極的に取り組んでいる事業者を選択する。	☆	☆	☆	☆
◇ 商品購入時は、地産地消商品などエシカル消費に努める。	☆	☆	☆	☆
◇ 市の事務事業において省エネルギー行動を実践する。				☆
◇ 脱炭素社会の実現に向けた環境教育講座を企画する。	☆	☆		☆
◇ 地球温暖化に関する環境学習に参加する。	☆	☆	☆	☆

②省エネ設備の導入・市施設への省エネ設備の率先導入

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 環境配慮型建築物の普及促進
- ▶ 高効率機器等省エネルギー設備の普及促進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 公共施設を建設する際に省エネ機器・設備を率先導入する。				☆
◇ 新築や改築時には、省エネ性能に優れた建築物（ZEH <sup>*17</sup> ・ZEB <sup>*18</sup> 等）を選択する。	☆	☆		☆
◇ 省エネ住宅や機器等への補助に関する情報提供を行う。				☆
◇ 高性能ボイラーや高効率給湯器を導入する。	☆	☆		
◇ 省エネルギー性能の高い設備・機器などを選択する。	☆	☆		☆

【用語解説】

<sup>\*15</sup>ESCO事業・・・「energy service company」の略。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

<sup>\*16</sup>FEMS・・・「Factory Energy Management System」の略。工場全体のエネルギー消費の削減を目的に、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、各種機器等を制御するシステムのこと。

<sup>\*17</sup>ZEH・・・「net Zero Energy House」の略。省エネ設備や再生可能エネルギーによる発電により、家庭で使用する1年間の消費するエネルギーを実質的にゼロ以下にする家のこと。

<sup>\*18</sup>ZEB・・・「net Zero Energy Building」の略。ZEH同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ コージェネレーションシステム*19を導入する。	☆	☆		
◇ HEMS*20やBEAMS*21、スマートメーターなどの計画・制御システムを導入する。	☆	☆		☆
◇ 高効率照明（LED）を導入する。	☆	☆		☆

③壁面緑化や緑のカーテンの普及

【具体的な取り組み施策】

➢ 壁面緑化や緑のカーテンの普及促進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ <b>緑のカーテンの導入を推進する。</b>	☆	☆		☆
◇ 壁面緑化に関する講座を企画・開催する。	☆	☆		☆
◇ 緑のカーテン講座などに参加する。	☆	☆	☆	☆

■水資源の有効利用（第2次環境基本計画第4章 8-5（54ページ））

①再生水・雨水利用の促進

【具体的な取り組み施策】

➢ 雨水利用設備の普及促進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ <b>雨水貯留施設の設置に対する補助を行う。</b>				☆
◇ 雨水貯留タンクを設置し雨水を利用する。	☆	☆		☆
◇ 雨水利用に関する情報・取り組みを発信する。		☆		☆

コラム：適応策の事例①：水供給の確保・わさびの影響回避

今後、温暖化による積雪量の減少により、雪として貯水される水の量が大きく減少すると予想されます。また、春になる前に気温が上昇することで、融雪が早まると、春先の流量が減少し、田んぼなどへの農業用水の安定供給が難しくなることなどが予想されます。

このほか、積雪の減少は、安曇野市が日本一の生産量を誇る「わさび」の生育にも悪影響を及ぼすとみられています。

これに適応するため、水源涵養林の管理や品種改良等が進められています。

【適応策】

- ・水供給…水源涵養のための森林づくり（間伐・主伐・再造林）の推進や、老朽化が著しい水路やかんがい施設の更新 等
- ・わさび…耐暑性を持ち、渇水などの不良環境に適応できる品種の開発・育成 等



わさび田

【資料：安曇野市観光協会】

【用語解説】

\*19 コージェネレーションシステム…天然ガスや石油・LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

\*20 HEMS…「Home Energy Management System」の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

\*21 BEAMS…「Building and Energy Management System」の略。「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。



【CO<sub>2</sub>の削減見込み量の設定に関わる指標：省エネルギー】

■ 産業部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
高性能ボイラー導入率	10%	25%	7.2 千 t-CO <sub>2</sub>
ESCO 事業導入率	0%	10%	2.4 千 t-CO <sub>2</sub>

■ 業務その他部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
高効率給湯器の導入率（ヒートポンプ）	7.5%	20%	3.2 千 t-CO <sub>2</sub>
高効率給湯器の導入率（潜熱回収型）	2%	5%	0.1 千 t-CO <sub>2</sub>
業務用コージェネレーション導入率（燃料電池）	0.4%	5%	0.2 千 t-CO <sub>2</sub>
ESCO 事業導入率	6%	20%	1.8 千 t-CO <sub>2</sub>
市の事務事業における省エネ行動の実践 （CO <sub>2</sub> 排出量の削減率）	0%	15%	3.4 千 t-CO <sub>2</sub>
計画・制御システム導入率（BEMS など）	1.8%	10%	0.8 千 t-CO <sub>2</sub>

■ 家庭部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
高効率給湯器の導入率（ヒートポンプ）	26%	40%	2.7 千 t-CO <sub>2</sub>
高効率給湯器の導入率（潜熱回収型）	5%	15%	0.2 千 t-CO <sub>2</sub>
家庭用コージェネレーション導入率（燃料電池）	1%	10%	0.5 千 t-CO <sub>2</sub>
家庭用コージェネレーション導入率（ガス）	1%	10%	0.1 千 t-CO <sub>2</sub>
計画・制御システム導入率（HEMS など）	2%	30%	1.2 千 t-CO <sub>2</sub>
高効率照明の導入	67%	90%	0.6 千 t-CO <sub>2</sub>
省エネルギー行動の実践率（平均）	52%	82%	1.8 千 t-CO <sub>2</sub>
緑のカーテン導入率	29%	50%	1.0 千 t-CO <sub>2</sub>

### 6-3 脱炭素に向けた交通手段の転換とごみを出さない暮らしの推進

私たちの日々の生活の中でも、さまざまな方法でCO<sub>2</sub>の排出削減に取り組むことができます。

特に、外出時の自動車以外の交通手段の選択やごみの排出削減は、だれもが実施できる身近な取り組みのひとつです。

一方、市内の交通事情や施設の配置状況など、市民や事業者の取り組みだけでは解消できない市の構造としての課題も存在します。そのため、市民が利用しやすい公共交通機関の維持管理や、車・自転車・歩行者が安全に効率よく移動できる道路の改善整備、電気自動車充電スタンドの普及などを推進します。また、ごみの削減に向けた情報発信を積極的に行います。

#### こんな取り組みで実現しよう

##### 【事例①】公共交通機関を活用する

###### 市民・事業者による取り組み



通勤や通学、外出に電車を利用する

###### 市による取り組み



公共交通機関の利用促進に向けた駐輪場等の整備を進める

**電車で 1 人/km 移動する際の CO<sub>2</sub> 排出量…乗用車の 1/7**

【資料：一般社団法人日本民営鉄道協会】

##### 【事例②】焼却するゴミを減らす

###### 市民・事業者による取り組み



食べ残しや生ごみをたい肥などに活用する

###### 市による取り組み



ゴミの分別方法等について情報提供を行う

**生ごみ 1 トンを焼却した場合の CO<sub>2</sub> 排出量…2,051.3 kg**

生ごみ 1 トンをトラックで運搬し、焼却した際の燃料からの CO<sub>2</sub> 排出量および燃焼時における CO<sub>2</sub> 放出量の合算値

【資料：NPO 法人生ごみリサイクル全国ネットワーク】

■低炭素なまちづくりの推進（第2次環境基本計画第4章 12-3（62ページ））

①渋滞の解消

【具体的な取り組み施策】

▶ 交通の円滑化

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ 道路交通流対策（信号機集中制御化・ハイブリッド化、自動走行の推進）などを推進する。				☆
◇ 交通の円滑化に向けた道路整備を進める。				☆
◇ トラック輸送の効率化や共同輸配送を推進する。		☆		
◇ 通販の購入などでは、まとめ買いやまとめて配送を活用する。	☆	☆		
◇ 状況に応じてテレワークを活用する。	☆	☆	☆	☆

②クリーンエネルギー自動車の導入

【具体的な取り組み施策】

▶ 電気自動車などエコカーの利用促進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ <b>公用車にエコカーを導入し、市民への普及啓発を推進する。</b>				☆
◇ エコカー（EV*22・FCV*23等）の導入や買い替えを推進する。	☆	☆		☆
◇ 環境に配慮した自動車使用などにより、自動車運送事業のグリーン化を図る。		☆		
◇ 電気自動車用充電スタンドの設置を進める。		☆		☆
◇ 公共交通機関の脱炭素化を進める。				☆
◇ 市街地（豊科、穂高）でグリーンスローモビリティを導入する。				☆

③エコドライブの推進

【具体的な取り組み施策】

▶ エコドライブの推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ エコドライブを実践する。	☆	☆	☆	☆
◇ アイドリングストップや自動運転機能などを活用する。	☆	☆	☆	☆
◇ フロントガラスカバーなどを活用し、アイドリング時間の短縮に努める。	☆	☆	☆	☆
◇ エコドライブ講習会を開催または支援する。	☆	☆		☆
◇ エコドライブ講習会に参加する。	☆	☆	☆	

【用語解説】

\*22EV・・・自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する電気自動車のこと。

\*23FCV・・・燃料電池で水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作り、その電気でモーターを回して走行する燃料電池自動車のこと。

④ ノーマイカーの奨励・公共交通機関の利用促進

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 公共交通機関の利用促進
- ▶ パークアンドライドの推進
- ▶ 自動車使用の見直しの取り組み推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 自動車の使用を極力削減し、自転車・徒歩でのライフスタイルへの転換に向けた普及啓発を推進する。				☆
◇ 通勤や移動に、公共交通機関を活用する。	☆	☆	☆	☆
◇ 駅周辺にパークアンドライド駐車場や駐輪場を整備する。				☆
◇ デマンド交通「あづみん」の利便性向上を図る。				☆
◇ ノーマイカーデーを設ける。	☆	☆		☆
◇ パークアンドライドを活用した移動を検討・実施する。	☆	☆	☆	
◇ マイカーからカーシェアリングへの転向を検討する。	☆	☆		☆

⑤ 自転車等が走行しやすい道路などの整備

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 自転車や徒歩による移動の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ 自転車道・歩道の整備延長を行う。				☆
◇ 1km以内は、可能な限り徒歩や自転車で移動する。	☆	☆	☆	☆
◇ 自転車や徒歩での移動について普及啓発を行う。				☆
◇ 移動方法について、自動車以外の方法を検討する。	☆	☆	☆	☆
◇ ガイドマップや道標・サイン類を充実させる。		☆		☆
◇ レンタサイクル（シェアサイクル）などを活用した観光を取り入れる。	☆	☆	☆	
◇ レンタサイクル（シェアサイクル）の乗降場の設置を進める。		☆		☆
◇ 駐輪場を整備する。		☆		☆

コラム：適応策の事例②：環境を活用した観光の変化

レジャーの多様化のほか、温暖化による積雪の減少や雪質の低下により、営業日数の確保が難しくなるとともに、スキー場来客数の減少が進んでいます。これにより、スキー場周辺の宿泊施設や飲食店の廃業なども続いており、多数のスキーリゾート地域を抱える長野県では、深刻な問題となっています。

この状況に適応するために、春・秋のサイクルツーリズムや夏の登山など、グリーンシーズンを活用した観光の推進を図っています。このほか、再生可能エネルギーを積極的に導入し、環境に配慮した観光地として地域づくりを行っている場所もあります。

【適応策】

- ・スキー場…ハイキングやマウンテンバイクコースなどの設置、山野草公園の整備、星空観察会などのイベント実施 等
- ・その他…移動車のエコカー導入、商業施設における木質バイオマスの活用 等



夏の登山

【資料：安曇野市観光協会】

■リデュース・リユース・リサイクルの推進（第2次環境基本計画第4章 11-1～11-3（59～60ページ））

①ごみに関する情報提供・リサイクルに関する普及啓発

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 3R（ゴミの減量化、再利用、再資源化）の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 広報などで分別の徹底を啓発する。				☆
◎ 分別方法を分かりやすく説明する。				☆
◇ 3Rの推進による循環型社会を形成する。	☆	☆	☆	☆
◇ 食品ロス削減に向けた取り組みを推進する。	☆	☆	☆	
◇ 廃プラスチックなどの削減に努める。	☆	☆	☆	☆
◇ ごみの分別を徹底する。	☆	☆	☆	☆
◇ 過剰包装の削減に努める。		☆		

②事業系ごみの削減（「事業系ごみのリサイクルの推進」を含む）

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 事業系ごみ対策の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 事業者に対しごみの分別、減量化、資源化を指導する。		☆		☆
◇ 廃棄物処理における取り組みを強化する。		☆		☆
◇ ゴミの分別・減量化、資源化を推進する。		☆		☆

③グリーン購入の促進

【具体的な取り組み施策】

- ▶ 環境配慮型商品の購入促進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ マイバック・マイ箸などの持参を推進する。	☆	☆	☆	☆
◇ 必要以上の購入は避ける。	☆	☆	☆	
◇ リサイクル製品等を選んで購入する。	☆	☆	☆	☆
◇ ゴミになりにくい製品などを選ぶ。	☆	☆	☆	☆
◇ 商品を選ぶ際には、長く使えるものを選ぶ。	☆	☆	☆	☆

【CO<sub>2</sub>の削減見込み量の設定に関わる指標：脱炭素のまちづくり】

■ 運輸部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
電気自動車 (EV) 導入率	1.8%	15%	13.2 千 t-CO <sub>2</sub>
ハイブリッド自動車 (HV) 導入率	25%	30%	3.1 千 t-CO <sub>2</sub>
プラグインハイブリッド自動車 (PHV) 導入率	3%	15%	12.4 千 t-CO <sub>2</sub>
燃料電池自動車 (FCV) 導入率	0.3%	1%	0.7 千 t-CO <sub>2</sub>
トラック、バスへのエコドライブ関連装置導入率	0%	10%	4.9 千 t-CO <sub>2</sub>
エコドライブの実践率	56%	80%	4.3 千 t-CO <sub>2</sub>
公共交通機関を利用している人の割合	12%	30%	2.4 千 t-CO <sub>2</sub>
テレワーク実践率	10%	20%	0.1 千 t-CO <sub>2</sub>

■ 廃棄物処理部門

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	CO <sub>2</sub> 削減見込量
燃やすごみの排出量	25,480 t	22,194 t	3.8 千 t-CO <sub>2</sub>
ごみ質に含まれるプラスチック割合	19%	15%	
燃やすごみに含まれる塵芥類の比率 (家庭ごみ)	38%	30%	1.1 千 t-CO <sub>2</sub>
燃やすごみに含まれる塵芥類の比率 (事業ごみ)	51%	40%	
塵芥類中の食品ロスの比率 (事業ごみ)	38%	25%	

## 6-4 温室効果ガス吸収量向上を目指した森林・農地・水辺環境の整備と保全

植物は、光合成により大気中のCO<sub>2</sub>を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長することから、地球上のCO<sub>2</sub>循環の中では、吸収源として大きな役割を果たしています。

2050年度にCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにしていくためには、森林のほか、農地や公園などの緑地の適切な保全・管理に努め、CO<sub>2</sub>の吸収機能が最大限発揮されるように取り組みを進めていくことが重要です。

### こんな取り組みで実現しよう

#### 【事例①】森林の整備を行う

##### 市民・事業者による取り組み



所有する山林の整備の実施や森林整備のボランティア活動に参加する

##### 市による取り組み



地域の森林状況を把握し、整備の推進を図る

### カラマツ林が1年間に吸収するCO<sub>2</sub>量…8.7 t/ha

40年生のカラマツ林の場合

参考：1世帯が年間に排出するCO<sub>2</sub>量（6.9t/年<sup>※</sup>） ※2021(R3)年度安曇野市環境家計簿より  
…カラマツ林1haあたり年間**1.26**世帯分のCO<sub>2</sub>を吸収

【資料：長野県林業総合センター】

#### 【事例②】有機農業の活性化を図る

##### 市民・事業者による取り組み



有機肥料などを活用した農業に取り組む

##### 市による取り組み



新規就農者の支援等、農業活性化を推進する

### 有機肥料使用時の土壌炭素貯留<sup>\*24</sup>増加量…193～204 万t/年

全国の農地で化学肥料または有機肥料のみを使用していると想定した場合の比較結果

参考：堆肥を畑に1.5t/10a施用した場合の炭素貯留量  
…年間**140～630**kgCO<sub>2</sub>/10aの炭素が貯留  
土壌種によって増加量は異なり、市内平野部に広がる灰色低地土は貯留増加量が多い

【資料：農林水産省】

#### 【用語解説】

<sup>\*24</sup>土壌炭素貯留…農地で、堆肥や植物残渣などの有機物を土壌に入れると、徐々に微生物により分解されるが、そこに含まれる炭素の一部は土壌有機炭素として土壌に留まる。土壌有機炭素は、もともと植物が光合成で大気から吸収した炭素に由来するため、微生物の分解を受けにくい土壌有機炭素が土壌で増加すると、大気中CO<sub>2</sub>は減少する。なお、化学肥料の施用のみでは、炭素量は減少することが明らかとなっている。

■森林整備計画に基づく森林の適正管理（第2次環境基本計画第4章 2-1（40ページ））

①森林整備計画などに基づく環境整備

【具体的な取り組み施策】

▶ 森林の保全の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 森林整備計画と経営計画に基づいて民有林（県有林も含む）の森林整備を促進する。				☆
◇ 所有している森林の状況を把握し、適宜整備を行う。	☆	☆		☆
◇ 地域の森林状況を把握し、公表する。				☆
◇ 森林整備を推進し、森林吸収量の向上を図る。	☆	☆		☆
◇ 森林整備の活動の実施状況について、情報公開する。	☆	☆		

■里山再生計画の推進（第2次環境基本計画第4章 2-2（41ページ））

①安曇野材利用の促進

【具体的な取り組み施策】

▶ 地元産木材の活用促進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 里山で生産される間伐材など「安曇野材」を活用できる生産・流通の仕組みづくりを行う。		☆		☆
◇ 地元産木材を積極的に利用する。	☆	☆	☆	☆
◇ 商品への地元産木材の利用を検討する。		☆		
◇ 地元産木材の商品化や利用を支援する。	☆	☆		☆

■森林整備の担い手確保や林業体験の促進（第2次環境基本計画第4章 2-3（41ページ））

①里山再生サポーターなどの活動支援

【具体的な取り組み施策】

▶ 森林保全の人材確保

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 山林所有者と森林整備ボランティアを結びつけるなど、里山再生を推進する活動を支援する。	☆	☆		☆
◇ 森林整備ボランティア活動に参加する。	☆	☆	☆	☆
◇ 所有している森林において、ボランティア活動を受け入れる。	☆	☆		☆
◇ 森の里親制度に参加する。	☆	☆		



■緑化の推進（第2次環境基本計画第4章 6-1（48ページ））

①まちの緑化推進

【具体的な取り組み施策】

- 敷地内緑化等の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 緑の恵みを感じることができる講座を開催する。	☆	☆		☆
◇ 所有地の緑化に努める。	☆	☆		☆
◇ 既存の公園、水辺の充実を図り、景観の連続性を確保する。				☆
◇ 緑化に関する情報の提供や支援を行う。				☆
◇ アダプトシステム（里親制度）による緑化推進を行う。	☆	☆		☆
◇ 緑に関するコンテストを開催する。				☆

■河川・水辺の保全と維持管理（第2次環境基本計画第4章 4-1（45ページ））

①水辺環境に配慮した整備・維持管理

【具体的な取り組み施策】

- 良好な水辺緑地の保全

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。				☆
◇ 水辺緑地の保全活動（外来植物駆除活動等）に参加する。	☆	☆		☆
◇ 地域の保全活動の支援を行う。		☆		☆
◇ 河川や水路の改修時には環境に配慮した工法の採用に努める。		☆		☆

■田園環境の保全（第2次環境基本計画第4章 3-1（43ページ））

①農地の保全・農業後継者の確保・育成

【具体的な取り組み施策】

- 耕作放棄地の有効利用
- 市内農業の活性化

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み（太文字は第4章環境基本計画の重点取り組みを示す）】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る。	☆	☆		☆
◎ 荒廃農地対策を行う。	☆	☆		☆
◎ 後継者・新規就農者対策を行う。		☆		☆
◇ 耕作放棄地を有効利用する。	☆	☆		☆
◇ 農業について知り、活性化に協力する。	☆	☆		
◇ スマート農業の導入を検討する。	☆	☆		
◇ 有機農法などエコファームの取り組みを推進する。	☆	☆		☆
◇ 新たな特産品の開発や支援を行う。		☆		☆
◇ 農業の振興および農村の活性化に関する情報を提供する。				☆

■食農教育と地産地消の推進（第2次環境基本計画第4章 3-3（43ページ））

①食農教育・農業学習の推進

【具体的な取り組み施策】

- 自給的農家や家庭菜園の普及を支援する

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◎ 学校における食農教育を推進する。	☆	☆		☆
◇ 市民農園を利用する。	☆			
◇ 市民農園の設置に協力・支援する。		☆		☆

②地産地消の推進

【具体的な取り組み施策】

- 地産地消の推進

【市民・事業者・滞在者・市の取り組み】

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者	市
◇ 地元農産物を積極的に利用する。	☆	☆		☆
◇ 地元農産物の地元での消費拡大を図る。		☆		☆

コラム：適応策の事例③：松枯れリスクの抑制

温暖化による気温上昇は、わさびなどの作物だけでなく、「松枯れ」にも影響を及ぼしていると考えられています。

松枯れは、マツノマダラカミキリがマツノザイセンチュウを伝播することで拡大しますが、このマツノマダラカミキリが生息できるか否かを決定する最も大きな要因が羽化するまでの積算温度です。冷涼な環境をやや不得意とするカミキリムシであるため、以前は標高が高い場所などには生息することが困難でしたが、近年はより高標高域にも生息可能域が広がっており、松枯れリスクは拡大しています。

この状況に適応するために、守るべき松林を定め、周辺の松林を含めた重点的な対策を実施しています。



更新伐した松林

【適応策】

- ・守るべき松林…保安林・マツタケ山・景勝地周辺などにおける対策（伐倒くん蒸・薬剤散布・樹幹注入・更新伐等）の実施、マツノザイセンチュウに抵抗性があるアカマツの開発

【CO<sub>2</sub>の削減見込み量の設定に関わる指標：森林・農地・水辺環境の保全】

■森林吸収等

項目	2019 (R1) 年度 現状値	2030 (R12) 年度 目標値	光合成等による CO <sub>2</sub> 削減見込み量
森林によるCO <sub>2</sub> 吸収	28.2千t	28.2千t	28.2千t-CO <sub>2</sub>
農地土壌によるCO <sub>2</sub> 吸収	0.8千t	0.8千t	0.8千t-CO <sub>2</sub>
公園緑地によるCO <sub>2</sub> 吸収	0.9千t	0.9千t	0.9千t-CO <sub>2</sub>

## 第6章

# 計画の推進体制と進行管理



田淵行男 [光城山の桜/豊科光 1961年]  
田淵行男記念館所蔵

## 第1節 推進体制

### 1-1 推進体制の概要

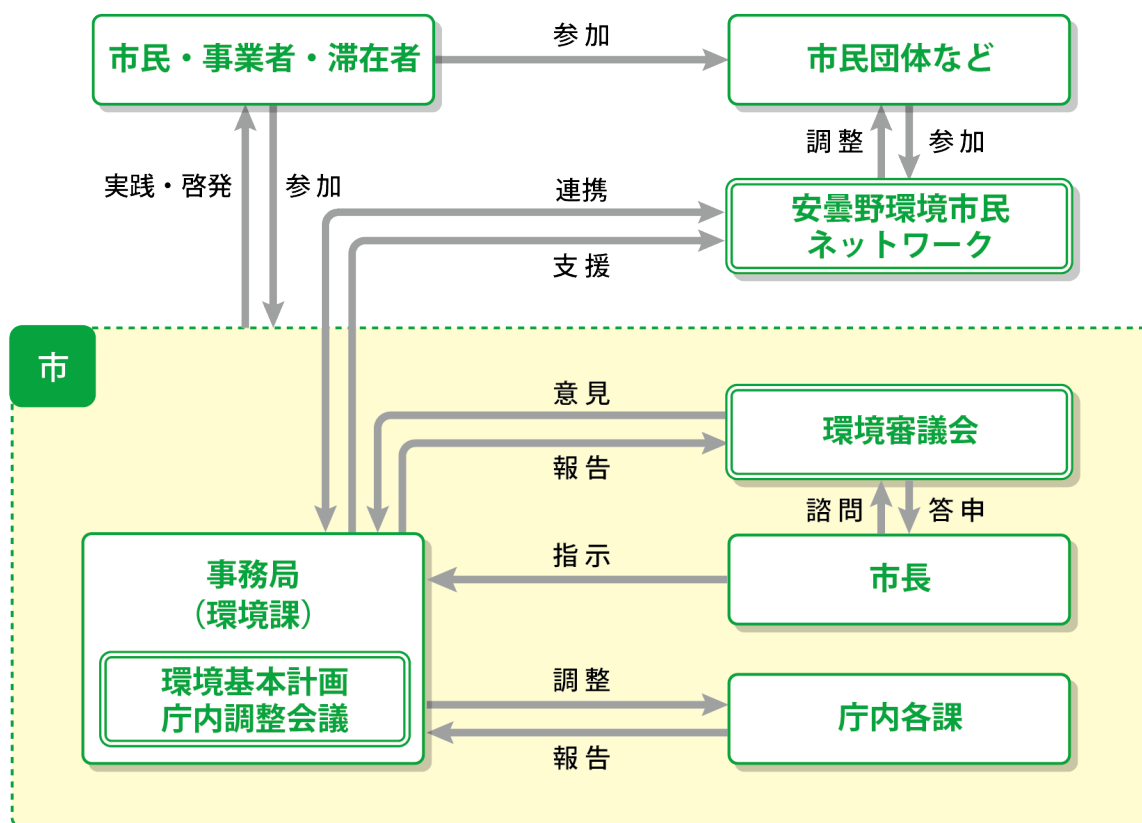
本計画は、市民・事業者・滞在者・市およびその他の推進組織など、それぞれの主体の取り組みと相互の連携や協働によって推進する必要があります。

行政内部における調整組織の「環境基本計画庁内調整会議」、専門的な見地から計画の達成・進捗状況を点検・評価する「環境審議会」が、連携して計画の推進を図ります。

また、安曇野市内外にて環境保全活動を展開する、さまざまな市民団体などにより構成される「安曇野環境市民ネットワーク」との連携をより一層進めます。



環境審議会の様子



本計画の推進体制

## 1-2 各主体の役割

第1次計画では、「安曇野環境市民ネットワーク」の仕組みづくりを重点的に行った結果、計画の推進体制の構築についてはおおむね当初の目的を達成しました。しかしながら、各主体の自発的な取り組みは、一部の市民団体や事業者などによるものに限定されており、より多くの主体の積極的な参画が今後の課題として残されています。

そのため、本計画では「安曇野市環境基本条例」に規定されている各主体の役割について、より一層の浸透を図るとともに、環境保全および創造に向けた取り組みの活発化を図っていきます。

### ■市民（市民団体などを含む）の役割

市民は、日常生活における環境への負荷を減らすとともに、環境の保全と創造に積極的に取り組むように心掛けることが求められています。また、市や事業者が実施する環境の保全と創造のための活動や施策に協力するとともに、市民団体などの環境保全活動に参加するなど、より積極的な参画が期待されます。



### ■事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生ずる環境への負荷を減らし、公害の防止や自然環境の保全のために、必要な措置を自らの責任と負担において行わなければなりません。また、事業者は地域社会の一員として、市民・滞在者・市と環境の保全と創造に取り組むとともに、市民や市の行う環境保全のための活動や施策に積極的に協力することが期待されます。



### ■滞在者の役割

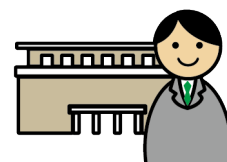
旅行者その他の安曇野市を訪れた滞在者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が行う環境の保全と創造のための取り組みに積極的に協力することが期待されます。



### ■市の役割

市は、安曇野市環境宣言（基本理念）にのっとり、望ましい環境像の実現を目指すため、市民・事業者・滞在者が環境の保全および創造に係る行動を実践できるよう、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、市民・事業者・滞在者の環境の保全と創造のための取り組みに対し、積極的に支援するとともに、自ら率先して環境への負荷の低減を推進するため必要な体制の整備に努めます。



### 1-3 推進組織の役割

環境基本計画庁内調整会議、環境審議会、安曇野環境市民ネットワークなどの推進組織については、今後もより一層、連携を強化していきます。

#### ■環境基本計画庁内調整会議

環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の担当課を明確にした上で、関連する施策について部局横断的に連携を図るために「環境基本計画庁内調整会議」を設置しています。同会議では、主に計画の進捗状況の確認と課題の検討を行うとともに、複数の課が連携して施策の調整を行います。

なお、近年環境に関する状況の変化が著しいため、多岐にわたる課題に対して、柔軟に迅速に対応できる体制を構築し、ゼロカーボン実現に向けた取り組みを推進します。また、本計画の下位計画である「行動計画」、年度単位の取り組み内容を示した「実施計画書」、取り組み状況をまとめた「年次報告書」の原案については、事務局（環境課）が各担当課と調整し、作成します。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各課で取り組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進</li> <li>○ 施策・事業の進捗状況の点検・評価</li> <li>○ 「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」の原案作成</li> <li>○ 一事業者としての率先行動の推進と点検・評価</li> </ul>
------	--

#### ■環境審議会

「環境審議会」は、安曇野市環境基本条例に基づき設置されるもので、学識経験者・公募委員・関係機関代表者などで構成されます。市長の諮問に応じ、本計画の策定および変更に関すること、その他環境の保全と創造に関する事項について審議し、市長へ答申します。

また、「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」の審議を行うほか、本計画の運用に係る点検・評価と、計画の見直しについての調査・審議を行います。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の策定・見直しについての調査・審議</li> <li>○ 「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」についての審議</li> <li>○ 本計画の運用に係る点検・評価</li> </ul>
------	--

#### ■安曇野環境市民ネットワーク

「安曇野環境市民ネットワーク」は、安曇野市内全域または各地域において環境保全のための活動を行っている各種団体の取りまとめ、および連絡・調整などを行う組織です。

本計画の実効的な推進のために、市民・事業者・市の連携と協働の窓口として機能します。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種団体間の連絡・調整</li> <li>○ 各種団体などと事業者・行政との連携・調整</li> <li>○ 協働で行う事業の推進</li> </ul>
------	---

## 第2節 進行管理

### 2-1 進行管理の書類の作成・運用

第1次計画の策定後、進行管理を行うための計画・報告書として「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」を策定・作成してきました。このうち、行動計画は第1次計画を補強する下位計画として位置付けられ、重点プロジェクトを推進するためのアクションプランでしたが、計画期間が1年ずれていたことや、第1次計画の体系との対応が分かりにくいなどの課題がありました。

そのため、本計画ではこれらの下位計画・報告書を、進行管理のツールとして明確に位置付け、より効果的に運用していくこととします。

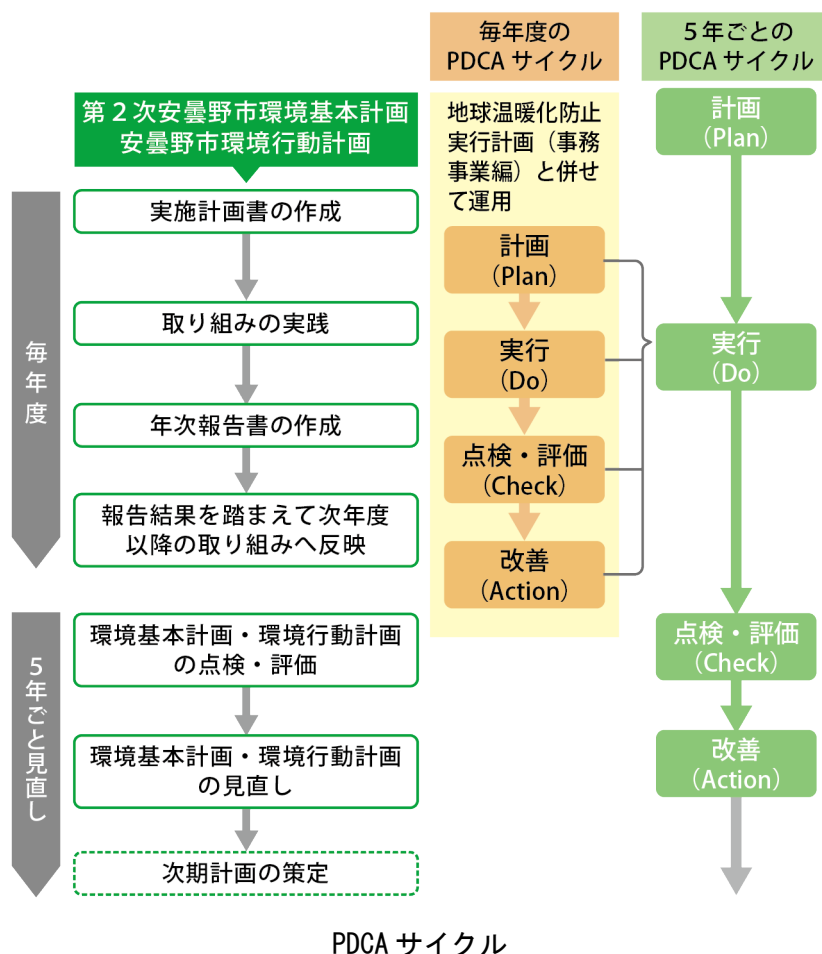
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画に掲載した取り組みのうち、特に重点的・優先的に実施すべき内容（重点取り組みなど）をより具体的に示した計画。本計画の計画期間と合わせ、5年ごとに策定する。</li> <li>○ 市（担当課）が原案を作成し、環境審議会で審議を行う。</li> </ul>
実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 翌年度の取り組み内容について示した計画書</li> <li>○ 市（担当課）が原案を作成し、環境審議会で審議を行う。</li> </ul>
年次報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度の取り組み内容の実績について示した報告書</li> <li>○ 市（担当課）が原案を作成し、環境審議会で審議を行う。</li> </ul>

### 2-2 進行管理のフロー

本計画の進行管理フローを右図に示します。基本的には、環境マネジメントシステムの4つのステップである「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「点検・評価 (Check)」→「改善 (Action)」のPDCAサイクルに従って進行します。

このサイクルを踏まえ、毎年度、実施計画書を作成し、年間の取り組みを実施するとともに年次報告書に進捗状況をまとめ、次年度以降の取り組みに反映します。

また、5年ごとの本計画の見直しもこのサイクルに従って進行することになります。



## ■計画（Plan）

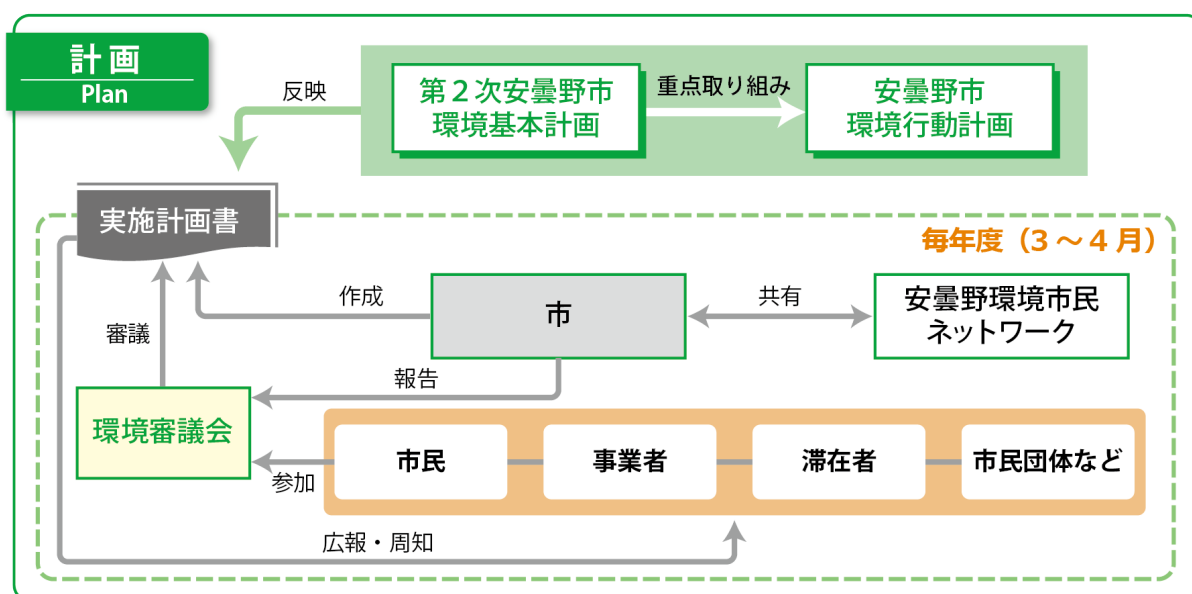
市民や事業者などの意見を広く取り入れた本計画・行動計画を策定するとともに、実施計画書を毎年作成します。

### ①5年ごと（本計画・行動計画）

主体・組織名	計画（Plan）時の役割
市民・事業者・滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定に関わるアンケート調査などに協力します。</li> <li>○ 計画づくりに積極的に参加します。</li> <li>○ 計画の情報を収集し、理解します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は本計画の策定に際し、環境審議会に諮問します。</li> <li>○ 必要に応じ、計画策定に関するアンケート調査などを実施します。</li> <li>○ 広報やホームページなどで積極的に計画の策定情報を提供します。</li> <li>○ 市長は環境審議会の答申を受け、計画を公表します。</li> <li>○ 市の取り組みの実施状況を把握します。</li> <li>○ 環境審議会の提案を踏まえ、計画に盛り込む取り組みの調整を行います。</li> </ul>
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長からの諮問を受け、計画の内容に関する審議を行います。</li> <li>○ 審議結果を市長へ答申します。</li> </ul>

### ②毎年（実施計画書）

主体・組織名	計画（Plan）時の役割
市民・事業者・滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施計画書の情報を収集し、理解します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の取り組みを盛り込んだ実施計画書を策定します。</li> <li>○ 部局横断的な施策・事業について調整を行います。</li> <li>○ 広報やホームページなどで積極的に実施計画書の情報を提供します。</li> </ul>
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施計画書について審議します。</li> </ul>
環境市民ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画を共有し、協議の上、主体的に所属団体の計画に反映します。</li> </ul>

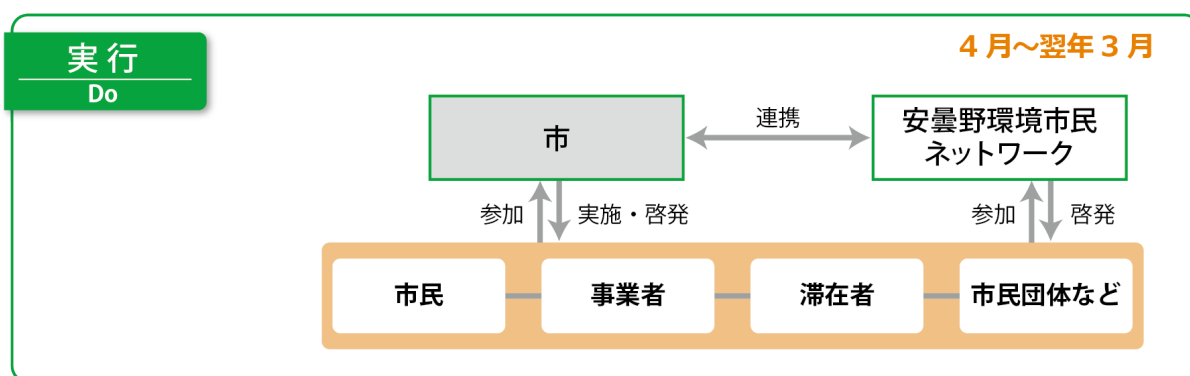




## ■実行 (Do)

市・市民・事業者・滞在者などの各主体や、推進組織が一体となって計画を推進します。

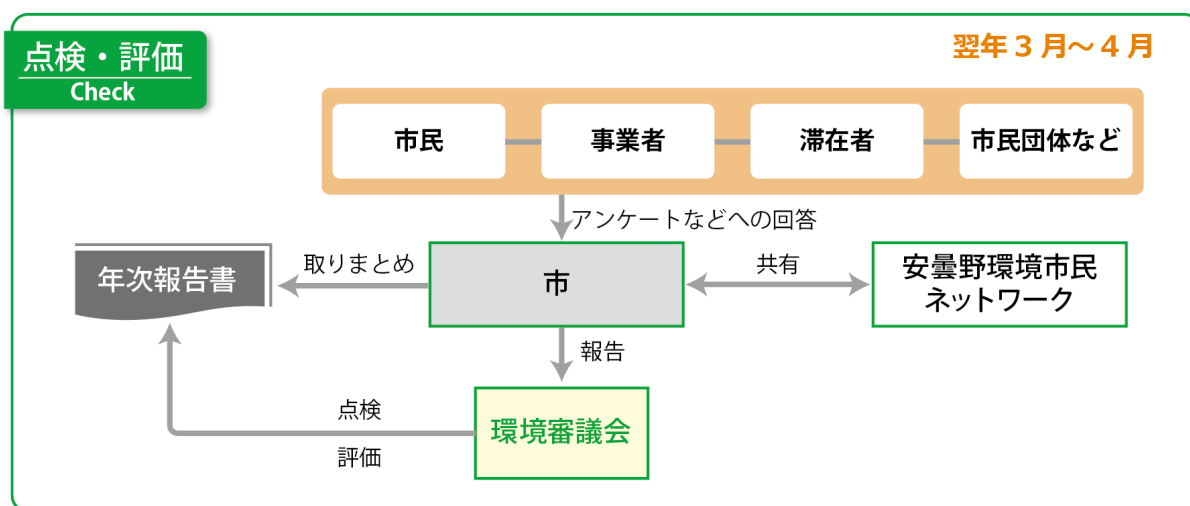
主体・組織名	実行 (Do) 時の役割
市民・事業者・滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民・事業者・滞在者の取り組みに示したものについて、積極的に実践します。</li> <li>○ 市の取り組みに協力します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画に示した市の取り組みを積極的に実施します。</li> <li>○ 市民・事業者・滞在者の取り組みを推進します。</li> <li>○ 国・県・周辺自治体と連携・協力します。</li> <li>○ 環境市民ネットワークと連携して、実施・啓発を行います。</li> </ul>
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市と協力し、市民・事業者・滞在者の取り組みを推進します。</li> <li>○ 必要に応じて、主体間の調整に協力します。</li> </ul>
環境市民ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市と連携して啓発（所属団体への参加の呼びかけなど）を行います。</li> </ul>



## ■点検・評価 (Check)

数値目標の進捗状況や取り組みの状況を取りまとめて年次報告書を作成します。年次報告書は環境審議会が点検・評価するとともに、公表して市民や事業者などから意見を聴取します。

主体・組織名	点検・評価 (Check) 時の役割
市民・事業者・滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取り組みに参加した結果を、アンケートへの回答などにより報告します。</li> <li>○ 公表された年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案などを述べます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各担当課は、事務局（環境課）に取り組みの実施状況を報告します。</li> <li>○ 取り組みの結果を取りまとめ、年次報告書を作成して環境審議会に報告します。</li> </ul>
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年次報告書について点検・評価します。</li> <li>○ 本計画の推進状況や運用について点検・評価します。</li> </ul>
環境市民ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所属団体の活動結果を取りまとめ、市と情報共有します。</li> </ul>

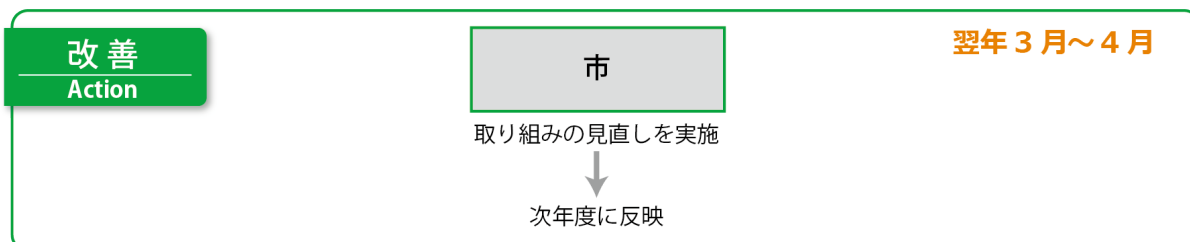


### ■改善 (Action)

年次報告書に対する市民・事業者・滞在者の意見や、環境審議会における点検・評価を踏まえ、市の各担当課で取り組みの見直しを行います。

また、5年ごとに本計画・行動計画を見直します。

主体・組織名	改善 (Action) 時の役割
市民・事業者・滞在者	○ 各個人、各事業所で行ってきた取り組み状況を振り返り、見直しを行います。
市	○ 年次報告書や各主体の意見を踏まえて、取り組みの見直しを行います。 ○ 年次報告書をもとに、主に市の取り組みを見直します。



## 第3節 その他の計画推進方法

計画の周知、予算措置、個別計画との調整、広域的な連携・協力など、計画を推進するための方法やその方向性について示します。

### 3-1 計画の周知

計画書の市ホームページなどへの掲載や図書館への配架などにより、本計画の周知を図ります。

また、「安曇野環境フェア」などの環境に関するイベントや各種講座の機会をとらえて周知するなど、あらゆる場面での広報を心掛けます。

### 3-2 予算措置

本計画に掲げる望ましい環境をつくるための取り組みを推進するため、計画の進捗や取り組みの有効性を点検・評価しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に計画中で重点取り組みとして取り上げたものについては、優先的な予算の確保に努めるものとします。

### 3-3 個別計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、安曇野市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、安曇野市環境基本条例第11条に基づき、市が自ら実施する全ての施策について、本計画との整合を図ります。

### 3-4 広域的な連携・協力

安曇野市内の環境を保全・創造するためには、本計画に示した取り組みの推進だけにとどまらず、国・県などの行政機関や周辺市町村と連携・協力して、広域的な課題に取り組むことが必要です。

今後も広域的な取り組みが必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町村との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めていきます。

### 3-5 市民や事業者からの提供データの活用

温室効果ガスの排出量は、環境省が公開している排出量推計値による評価のほか、毎年度エネルギー消費量を把握し、それを指標として基準年と比較して評価する方法があります。

市内の排出量について、可能な限り実情に沿った動向を把握するため、事業者から提供いただいたデータや市民モニターからの報告（環境家計簿）の情報を毎年度集計・整理し、削減効果の評価や対策の推進を図ります。

### 3-6 市内の脱炭素推進に向けた体制の整備

脱炭素の取り組みは、市民や事業者の協力が不可欠です。また、2050（令和32）年度に市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするためには、多岐にわたる社会活動において、新たな取り組みを検討・推進していく必要があります。そのため、状況に応じて様々な主体により、取り組みを推進します。



## 資料編

---

1 計画策定および改定の経過	120
2 環境基本計画の策定に関わる組織の名簿	121
3 2022年度 市民・事業者アンケート結果	123
4 温室効果ガス削減見込み量の算出方法	147
5 用語解説	148
6 付録：安曇野市環境基本条例	158

## [資料編]

### 1 計画策定および改定の経過

2016（平成28）年度			
5月	17日	第1回 安曇野市環境審議会	・第2次安曇野市環境基本計画策定スケジュールについて
7月	15日	第2回 安曇野市環境基本計画推進会議	・第2次安曇野市環境基本計画策定について
11月	22日	第4回 安曇野市環境基本計画推進会議	・アンケート調査票の検討
12月	12日 ～31日	事前アンケート調査	・市民2,500人（有効回答率42.4%） ・事業者1,000社（有効回答率35.7%）
	20日	第2回 安曇野市環境審議会	・第2次計画の骨子の審議
1月	17日	第5回 安曇野市環境基本計画推進会議	・第2次計画の骨子の検討
3月	14日	第6回 安曇野市環境基本計画推進会議	・アンケート調査結果報告、第1次計画の評価の検討
	22日	第3回 安曇野市環境審議会	・アンケート調査結果報告、第1次計画の評価の審議
	23日	第1回 安曇野市庁内調整会議	・アンケート調査結果報告、第1次計画の評価の検討
2017（平成29）年度			
4月	25日	第8回 安曇野市環境基本計画推進会議	・環境の現状、基本目標等の検討
5月	10日	第1回 安曇野市庁内調整会議	・環境の現状、基本目標等、数値目標、取り組みの検討
	18日	第2回 安曇野市環境審議会	・環境の現状、基本目標等、取り組みの審議
	30日	第9回 安曇野市環境基本計画推進会議	・数値目標、取り組みの審議
6月	27日	第2回 安曇野市庁内調整会議	・数値目標、推進体制・進行管理、重点取り組みの検討
7月	11日	第10回 安曇野市環境基本計画推進会議	・数値目標、取り組み、重点取り組みの検討
8月	8日	第3回 安曇野市庁内調整会議	・骨子案の検討
	29日	第11回 安曇野市環境基本計画推進会議	・骨子案の検討
	31日	第3回 安曇野市環境審議会	・諮問
10月	7・8日	安曇野環境フェア2017	・環境基本計画についてのパネル展示
	17日	第4回 安曇野市庁内調整会議	・素案の検討
	20日	第12回 安曇野市環境基本計画推進会議	・素案の検討
	31日	第4回 安曇野市環境審議会	・素案の審議
11月	14日	第13回 安曇野市環境基本計画推進会議	・素案の検討
	28日	第5回 安曇野市環境審議会	・素案の審議
12月	6日	パブリックコメント	・2017(平成29)年12月6日～2018(平成30)年1月5日
1月	16日	第14回 安曇野市環境基本計画推進会議	・計画修正案の検討
	25日	第6回 安曇野市環境審議会	・答申案の審議
	26日	安曇野市環境審議会から市長へ答申	
3月		計画公表	
2022（令和4）年度			
4月	22日	第1回 安曇野市環境審議会	・第2次安曇野市環境基本計画改定について
5月	6日 ～30日	事前アンケート調査	・市民2,500人（有効回答率33.4%） ・事業者1,000社（有効回答率28.1%）
	3日	第2回 安曇野市環境審議会	・改定までのスケジュール確認、取り組み内容の審議
7月	8日	第3回 安曇野市環境審議会	・取り組みの改定内容の確認、地球温暖化対策実行計画追加に係る検討プロセスの確認
9月	29日	第4回 安曇野市環境審議会	・素々案の審議
10月	8・9日	安曇野環境フェア2022	・環境基本計画の改定や地球温暖化対策実行計画の策定についてのパネル展示
	21日	第5回 安曇野市環境審議会	・素案の審議
11月	18日	第6回 安曇野市環境審議会	・素案（修正案）の審議
12月	26日	パブリックコメント	・2022(令和4)年12月26日～2023(令和5)年1月24日
2月	10日	第7回 安曇野市環境審議会	・計画修正案の審議
3月	17日	第8回 安曇野市環境審議会	・計画最終案の審議

## 2 環境基本計画の策定に関わる組織の名簿

## ■安曇野市環境審議会 委員名簿（2016・2017年度） ※敬称略

役職	氏名	条例等による選任区分
会長	藤澤 靖雄	環境保全に関し知識と経験のあるもの
副会長	手塚 博也	環境保全に関し知識と経験のあるもの
委員	百瀬 稔	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	浅川 行雄	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	山崎 秀治	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	等々力 正史	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	高山 万里子	環境保全に関し知識と経験のあるもの（～2016年7月31日）
	長島 美樹	環境保全に関し知識と経験のあるもの（2017年4月1日～）
	加々美 久夫	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	森重 昭孝	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	青柳 ゆかり	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	小椋 緑	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	須之部 大	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	藤澤 昇	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	斉藤 昌明	関係行政機関の職員（～2017年3月31日）
	傳田 克己	関係行政機関の職員（2017年4月1日～）

## ■安曇野市環境審議会 委員名簿（2022年度） ※敬称略

役職	氏名	条例等による選任区分
会長	植松 晃岳	環境の保全に関し学識経験のある者
副会長	樋口 嘉一	環境の保全に関し学識経験のある者
委員	横田 耕太郎	環境の保全に関し学識経験のある者
	中林 嘉世子	公募による市民
	塚田 弘子	公募による市民
	渡辺 正幸	その他市長が必要と認める者
	今井 隆一	その他市長が必要と認める者
	岡江 正	その他市長が必要と認める者
	堀井 勇司	その他市長が必要と認める者
	降旗 幸子	その他市長が必要と認める者
	原 弥生	その他市長が必要と認める者
	平林 昭敏	その他市長が必要と認める者
	磯野 康子	その他市長が必要と認める者
	中沢 清一	関係行政機関の職員
	畑中 健一郎	関係行政機関の職員

## ■安曇野市環境基本計画推進会議 委員名簿（2016・2017年度） ※敬称略

役 職	氏 名	条例等による選任区分
会 長	植松 晃岳	市長が必要と認める者
副会長	岡江 正	環境保全活動団体の推薦を受けた者
委 員	川井 敏克	事業団体の推薦を受けた者
	飛永 満	事業団体の推薦を受けた者（～2017年1月16日）
	小坂 賢士	事業団体の推薦を受けた者（2017年1月17日～）
	三村 照子	事業団体の推薦を受けた者
	青柳 聡	事業団体の推薦を受けた者
	望月 静美	環境保全活動団体の推薦を受けた者
	太田 忠雄	環境保全活動団体の推薦を受けた者（～2016年11月21日）
	樋口 嘉一	環境保全活動団体の推薦を受けた者（2016年11月22日～）
	横田 耕太郎	環境保全活動団体の推薦を受けた者
	口村 孝	公募により選出された市民
	佐々木 俊之	市長が必要と認める者
	丸山 潔	市長が必要と認める者
	腰原 正己	市長が必要と認める者
	重野 義博	市長が必要と認める者（～2017年5月29日）
石田 壽成	市長が必要と認める者（2017年5月30日～）	



### 3 2022 年度 市民・事業者アンケート結果

#### ① 概要

安曇野市環境基本計画の改定および地球温暖化対策実行計画（第5章）の策定に先立ち、市民・事業者を対象に、地球環境に対する関心や認識、エネルギー消費の実態、温暖化対策への要望等を把握することを目的として、アンケートを実施しました。

対象者別の配布数及び回収数は以下のとおりとしました。

アンケート対象者及び配布・回収数

区分	標本抽出法	対象者数	回収数（回収率）
市民	住民基本台帳から 無作為抽出	18歳以上の 男女2,500人	835人（33.4%）
事業者	市内の全事業者を 対象に無作為抽出	1,000事業所	281社（28.1%）

#### ② 市民向けアンケート結果

以下に、市民向けアンケートの設問内容を示します。

なお、第2次環境基本計画策定時（2016<平成28>年度）および地球温暖化対策実行計画策定時（2011<平成23>年度）に実施したアンケートとの共通項目の詳細については、下記の表をご参照ください。

市民向けアンケート項目（過年度実施項目との比較を含む）

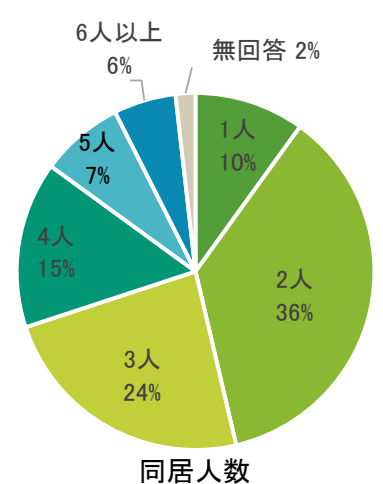
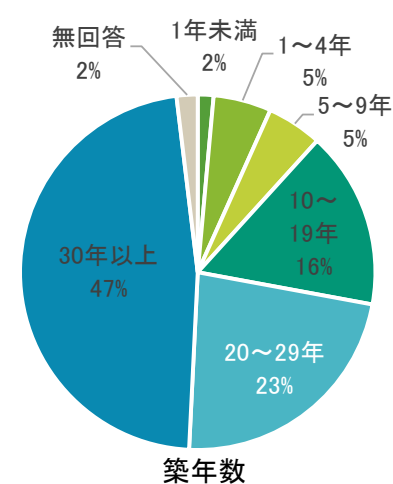
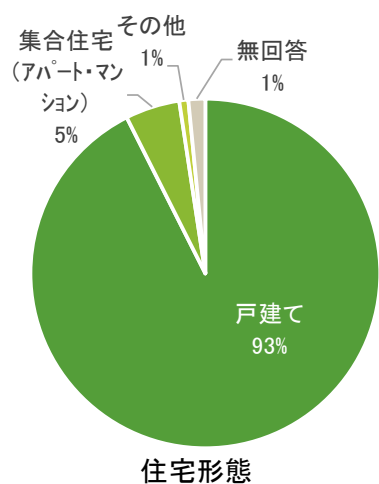
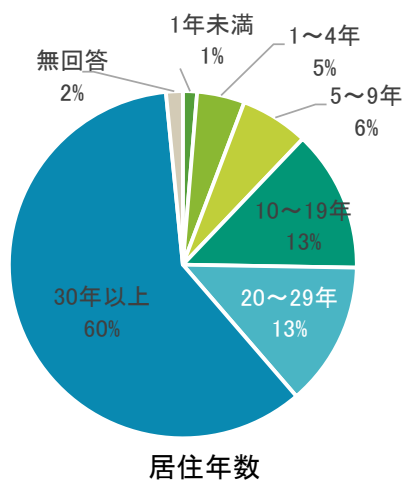
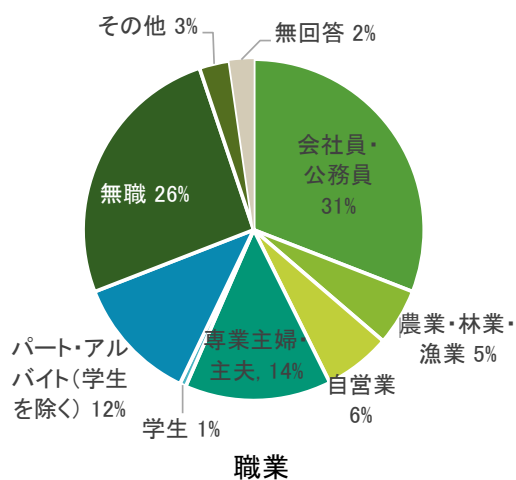
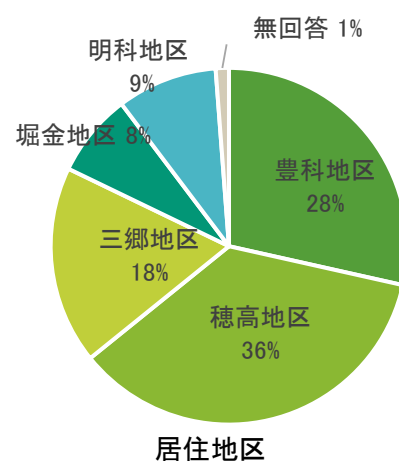
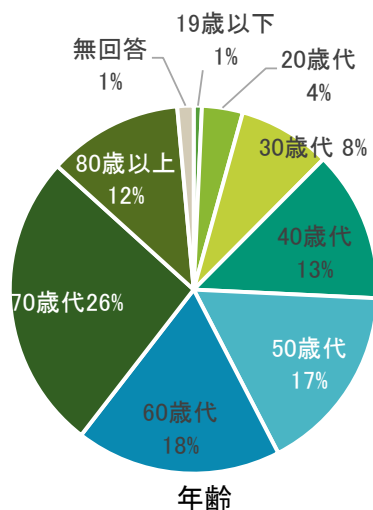
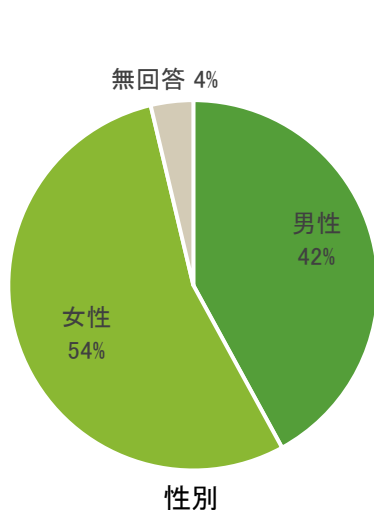
設問	2022年度アンケート項目	2016年度	2011年度
問1 (属性)	a 性別	●	●
	b 年齢	●	●
	c 居住地区	●	●
	d 職業	●	●
	e 居住年数	●	●
	f 住宅の形態	●	●
	g 同居人数	●	●
問2	環境に対する満足度と重要度	●	
問3	身のまわりの地球温暖化の影響		●
問4	2050年ゼロカーボン宣言・ゼロカーボン戦略と削減目標		
問5	省エネへの意識		●
問6	環境に関する取り組み状況（現在と今後）	●	
問7	省エネ・再生可能エネ設備や自動車の導入状況	●	
問8	自動車の保有状況		●
問9	省エネ・再生可能エネ機器の導入への課題について		●
問10	エネルギーの使用量		●
問11	市で取り組むSDGs		
問12	期待するエネルギー		●
問13	市に期待する地球温暖化対策		●
問14	自由意見		
回答数	n=835	n=1,060	n=497

※2016年度…2,500人、2011年度…1,500人を対象に調査を実施

## ■問 1：回答者の属性

回答者の属性の傾向は以下のとおりです。

- 性別：男性 42% 女性 54%
- 年代：60歳代以上 56%（20歳代以下 5%）
- 居住地区：概ね住民比率と同等
- 居住年数：30年以上 60%
- 住宅：戸建て 93%
- 築年数：20年以上 70%
- 同居人数：2人 36%、3人 24%（市平均 2.4人/世帯）

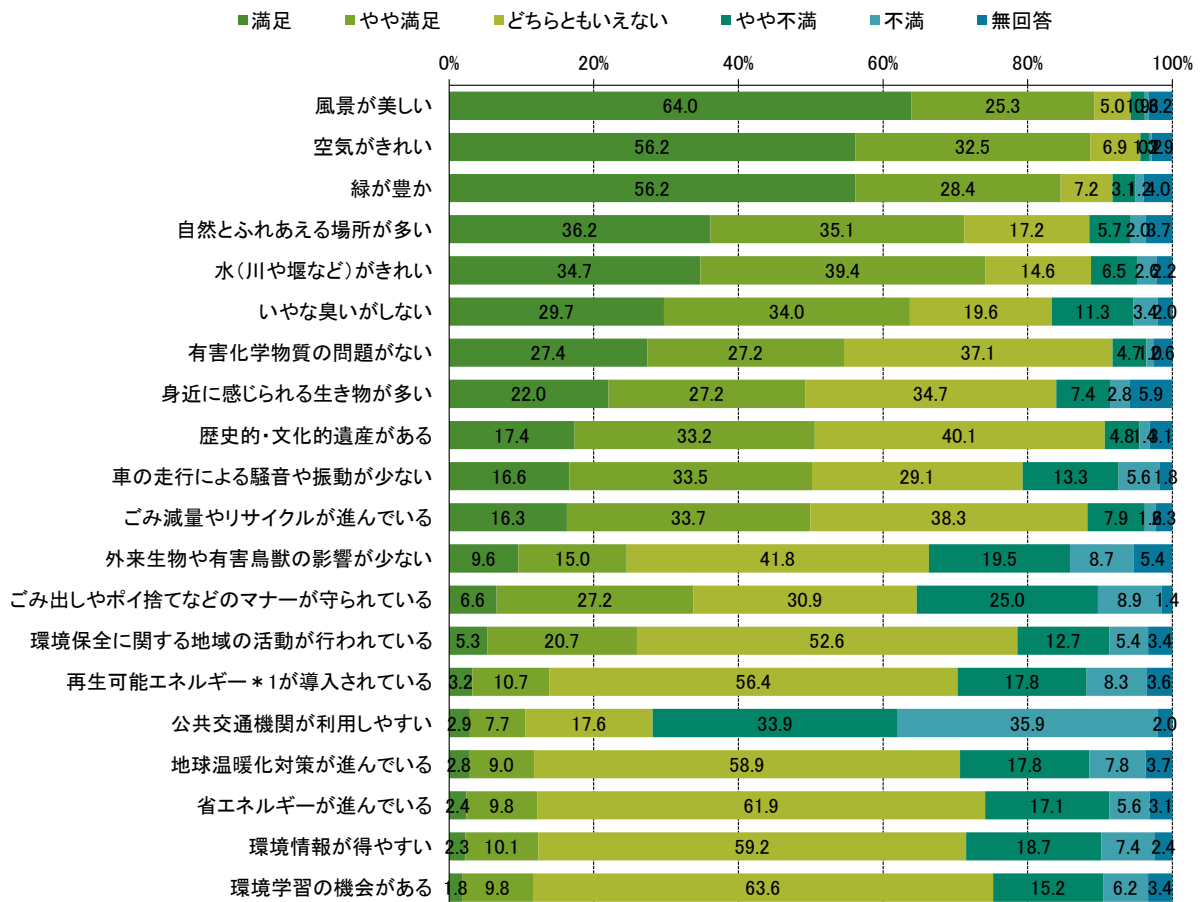


## 問2 環境に対する満足度と重要度

安曇野市の環境について、現在の満足度と今後の重要度についておたずねします。  
 以下にあげる項目について、「現在の満足度」を（満足～不満）の中から1つ、「今後の重要度」を（重要～重要ではない）の中から1つ選んで回答してください。

## ①満足度

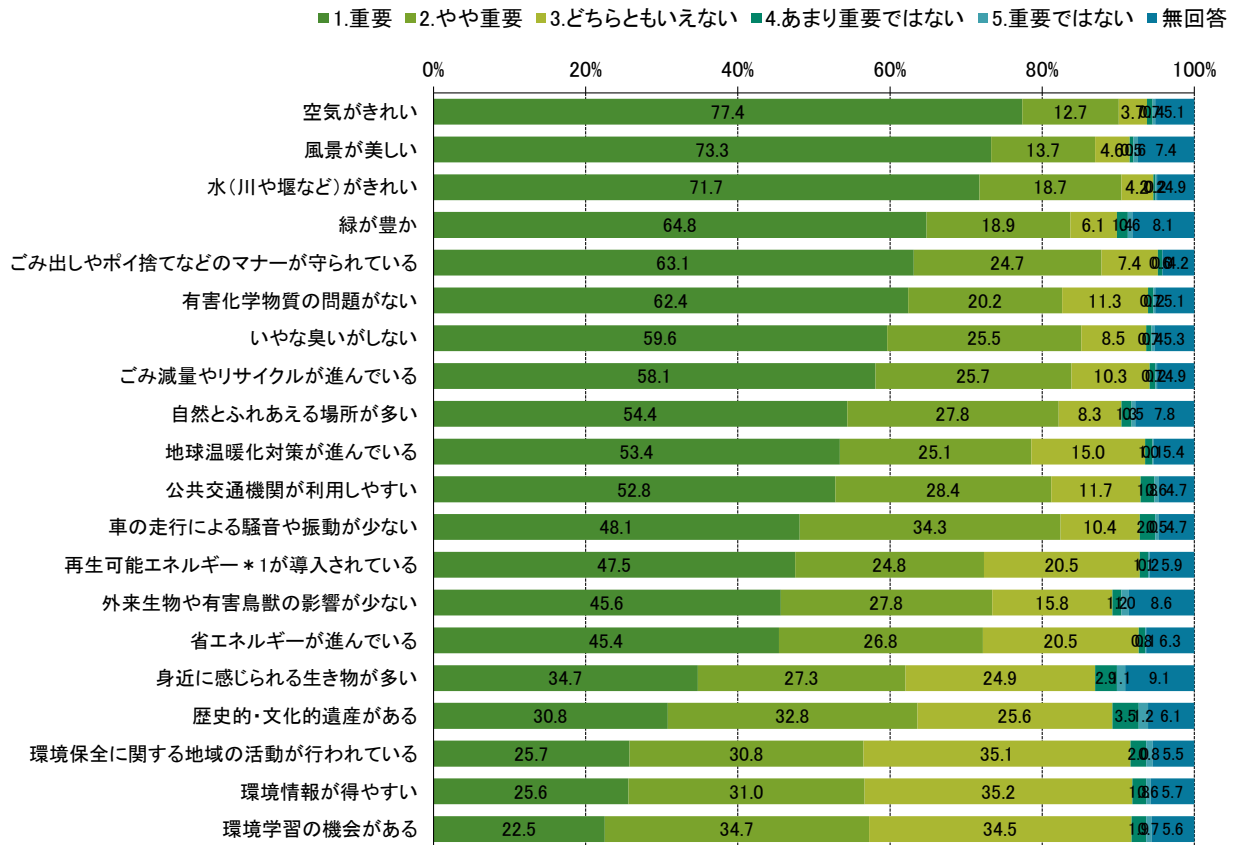
回答された項目のうち「満足」「やや満足」を合わせた回答では、「風景が美しい」(89.3%)、「空気がきれい」(88.7%)、「緑が豊か」(84.6%)などが高く評価された一方、「公共交通が利用しやすい」(69.8%)、「ゴミ出しやポイ捨てなどのマナーが守られている」(33.9%)、「外来生物や有害鳥獣の影響が少ない」(28.2%)などは「不満」「やや不満」の回答率が高く、満足度は低くなっています。



## ②重要度

「重要」「やや重要」と回答された項目では、「空気がきれい」(90.1%)、「水(川や堰など)がきれい」(90.4%)、「ゴミ出しやポイ捨てなどのマナーが守られている」(87.8%)などの回答率が高い傾向がみられました。

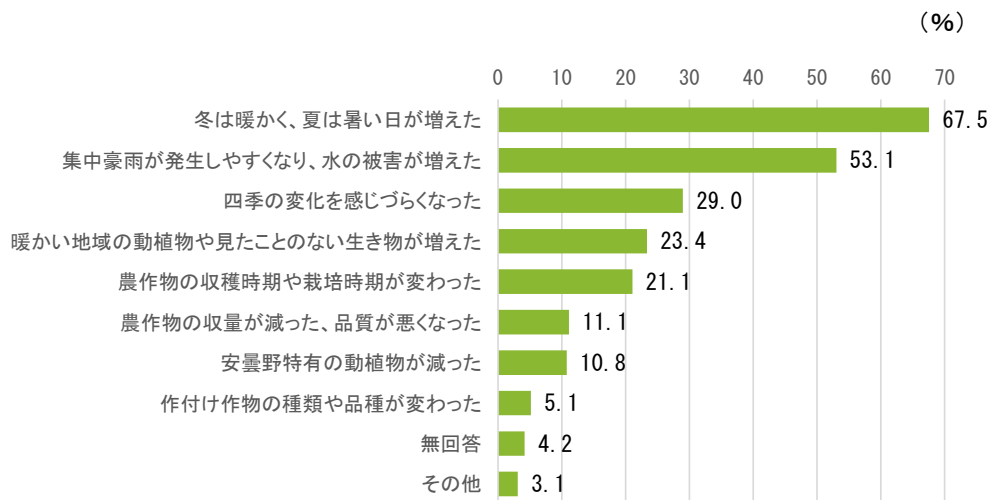
資料編



問3 身の回りの地球温暖化の影響について

普段の生活において、地球温暖化が原因と考えられる環境の変化はありますか。特に最近、身近に感じている環境変化を選んで回答してください。(回答は3つまで)

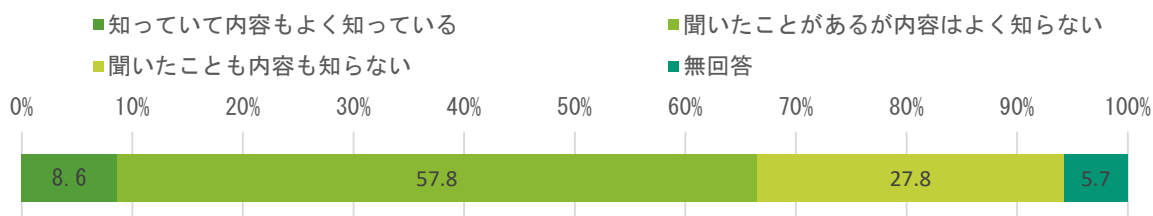
「冬は暖かく、夏は暑い日が増えた」(67.5%)が一番多く、次いで「集中豪雨が発生しやすくなり、水の被害が増えた」(53.1%)でした。



## 問4 長野県の2050年ゼロカーボン宣言・ゼロカーボン戦略と削減目標について

長野県は2050年ゼロカーボン達成を宣言するとともに、ゼロカーボン戦略を策定し、温室効果ガス総排出量を2030年度に2010年度比60%削減を目標としていることをご存じですか？

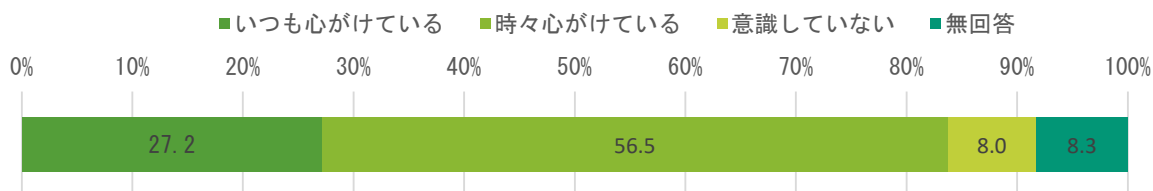
ゼロカーボン宣言・ゼロカーボン戦略については、「知っていて内容もよく知っている」は8.6%でした。「聞いたことがあるが内容はよく知らない」「聞いたことも内容も知らない」と回答した、内容をよく知らない人の合計は85.6%でした。



## 問5 省エネへの意識について

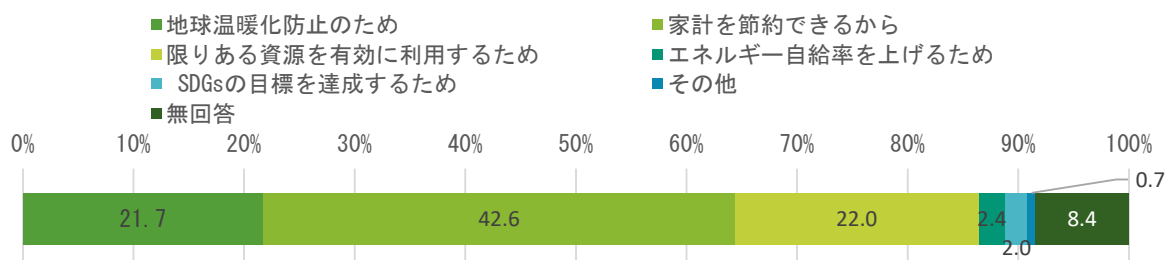
あなたは省エネを意識した生活を心がけていますか？  
また、「いつも心がけている」「時々心がけている」とお答えの方は、あなたが省エネに取り組む理由についてもお答えください。

省エネに対する回答は、「いつも心がけている」(27.2%)、「時々心がけている」(56.5%)となり、心がけている人は合計83.7%でした。



## 省エネに取り組む最大の理由（「いつも心がけている」「時々心がけている」の回答者のみ）

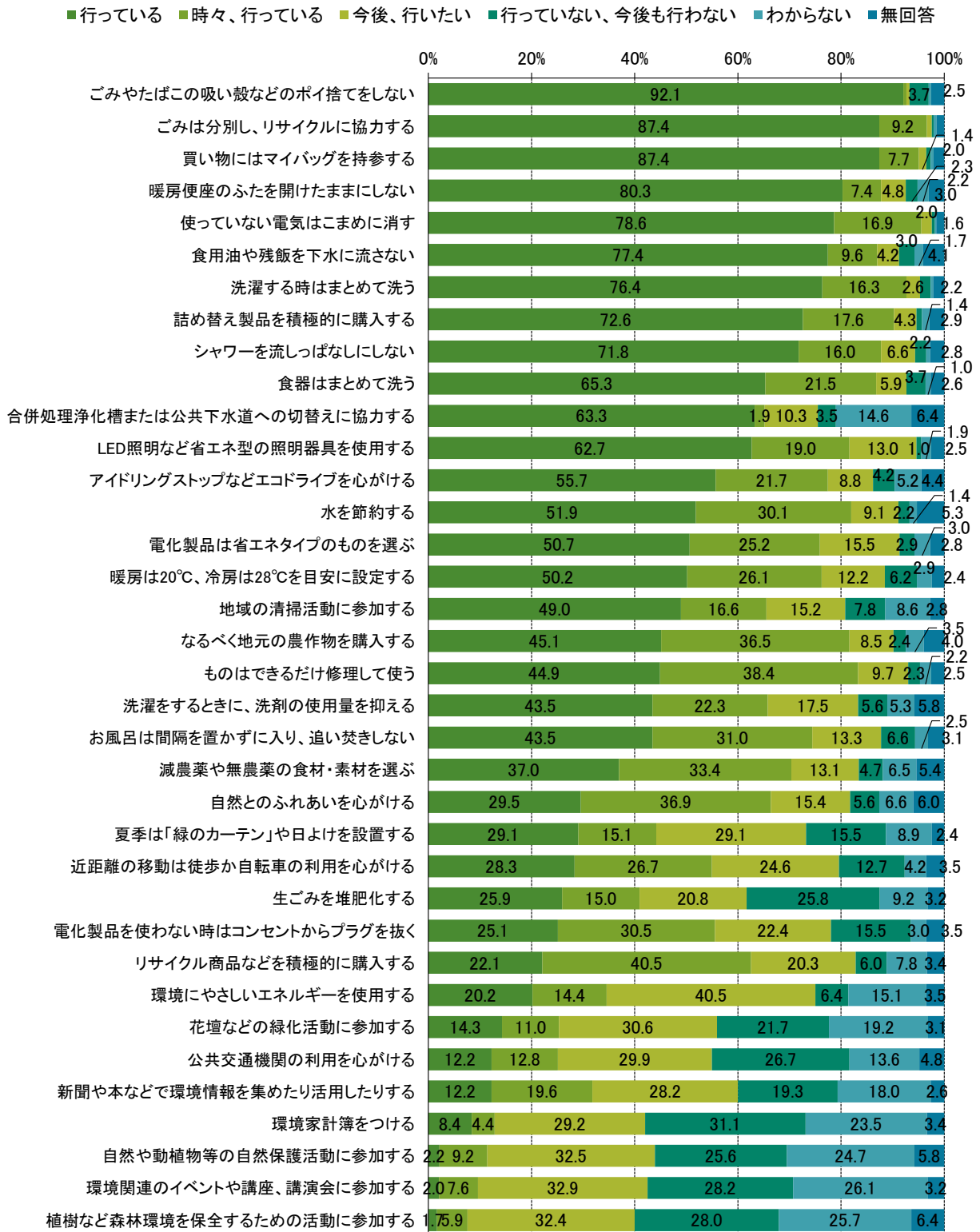
省エネに取り組む理由としては、「家計を節約できるから」が42.6%と一番高く、「資源の有効利用」「地球温暖化防止」に関しては、それぞれ20%程度の回答でした。



問6 環境に関する取り組み状況（現在と今後）

あなたの環境保全に関わる取り組みの現在及び今後の実施意向を教えてください。

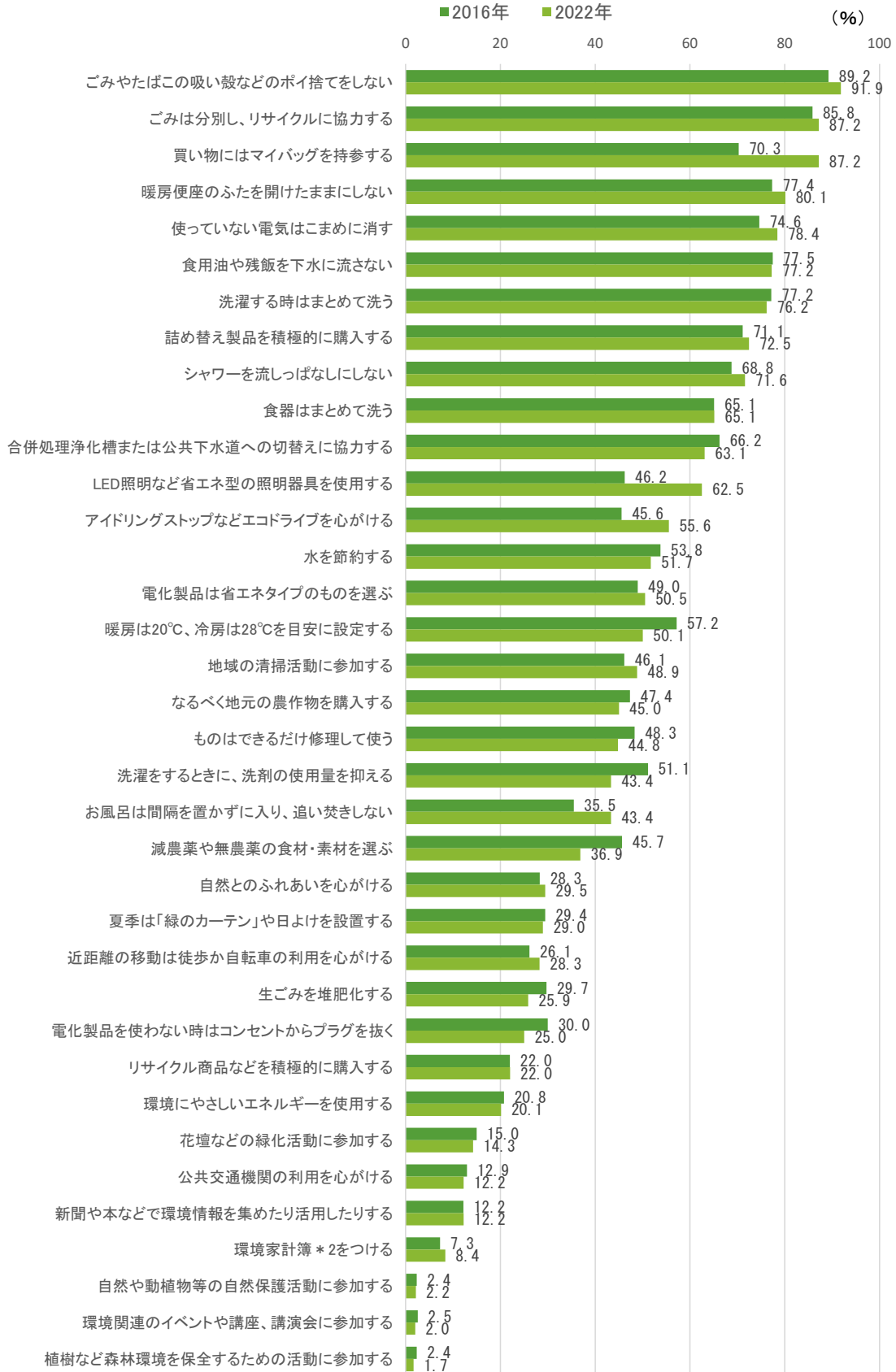
「ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない」(92.1%)、「ごみは分別し、リサイクルに協力する」(87.4%)、「買い物にはマイバッグを持参する」(87.4%)などは多くの方が積極的に取り組まれていました。



資料編

環境に関する取り組みのうち、現時点で「行っている」と回答した割合を2016年度のアンケート結果と比較すると、「買い物にはマイバッグを持参する」「LED照明など省エネ型の照明器具を使用する」「アイドリングストップなどエコドライブを心がける」が大幅に増加していました。

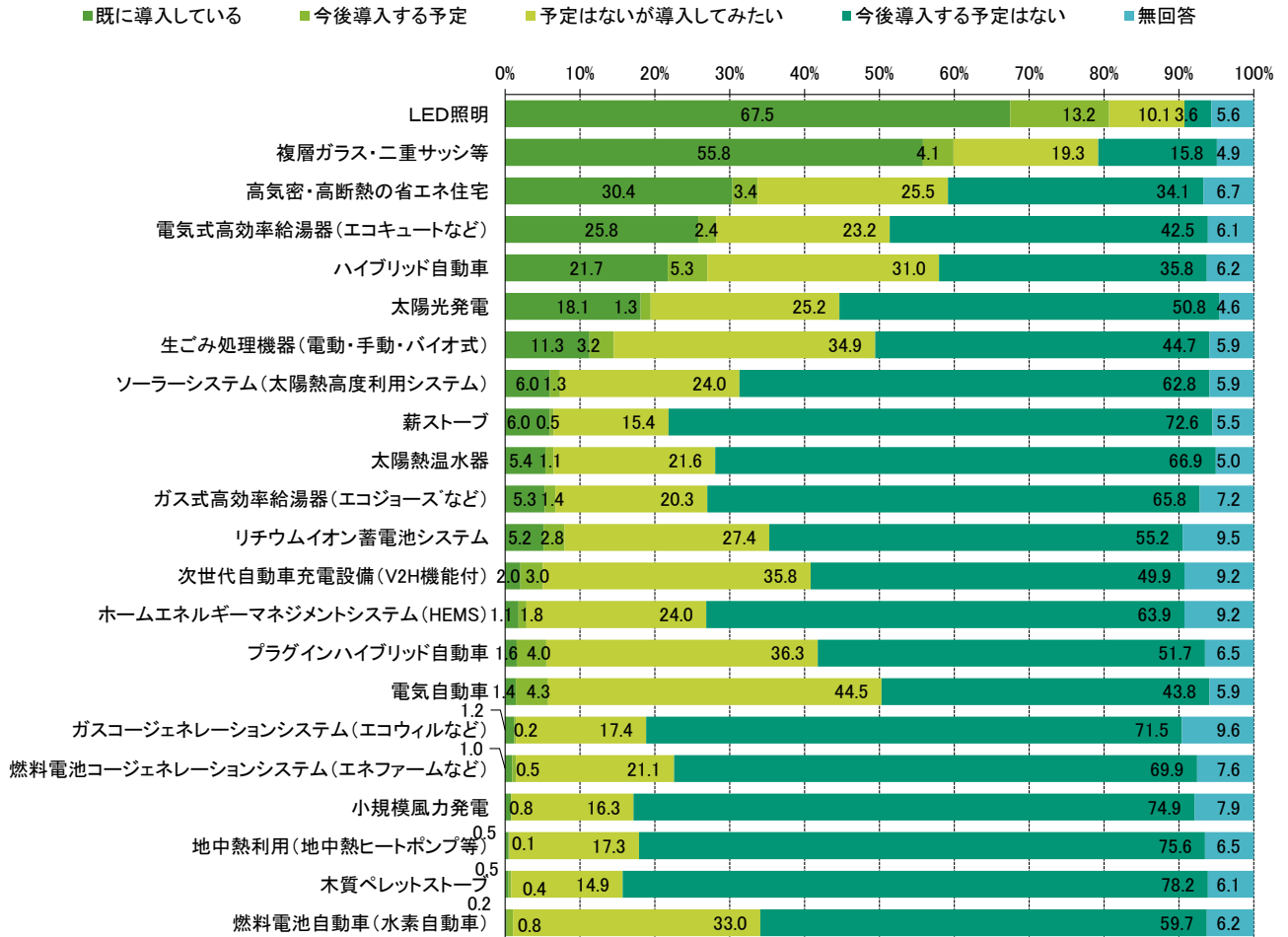
一方、「減農薬や無農薬の食材・素材を選ぶ」「洗濯時の洗剤の使用量を控える」「暖房は20℃、冷房は28℃を目安に設定」などが減少していました。



問7 省エネ・再生可能エネ設備や自動車の導入状況

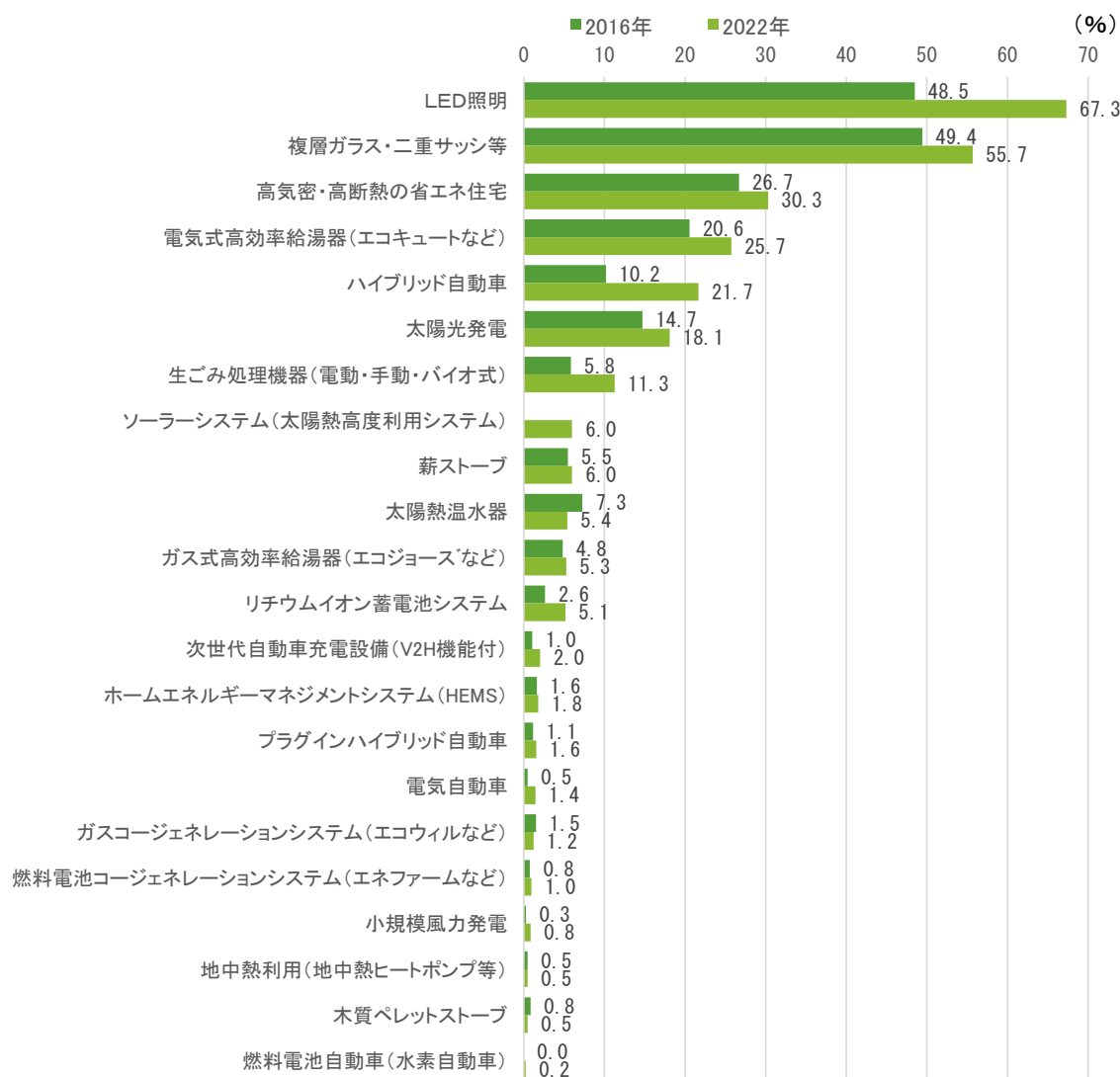
あなたのお宅の省エネルギー・再生可能エネルギー設備や自動車の導入状況を教えてください。

省エネルギー・自然エネルギー設備や自動車の導入状況のうち、「LED照明」が67.3%と最も高く、次いで「複層ガラス・二重サッシ等」が55.7%でした。





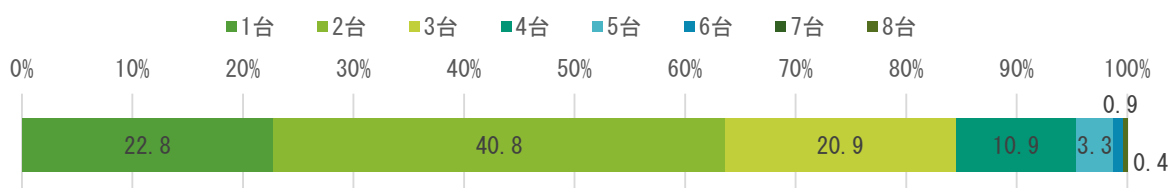
省エネルギー・自然エネルギー設備や自動車の導入状況のうち、「既に導入している」と回答した割合を2016年度のアンケート結果と比較すると、「太陽熱温水器」(-1.9%)、「木質ペレットストーブ」(-0.4%)、「ガスコージェネレーションシステム(エコウィルなど)」(-0.3)の項目が減少し、「地中熱利用(地中熱ヒートポンプ等)」は増減なしでしたが、それ以外の項目はすべて増加しました。



### 問8 自動車の保有状況について

家庭で保有している車の台数をお答えください。また、保有している車のうち、エコカーの台数をお答えください。

各家庭の自動車保有については2台(40.8%)が最も多く、1台保有の割合は22.8%でした。回答があった自動車の総台数に占めるエコカーの割合は19.5%でした。また、自家用車を保有している家庭ごとのエコカー保有率の平均は20.4%でした。

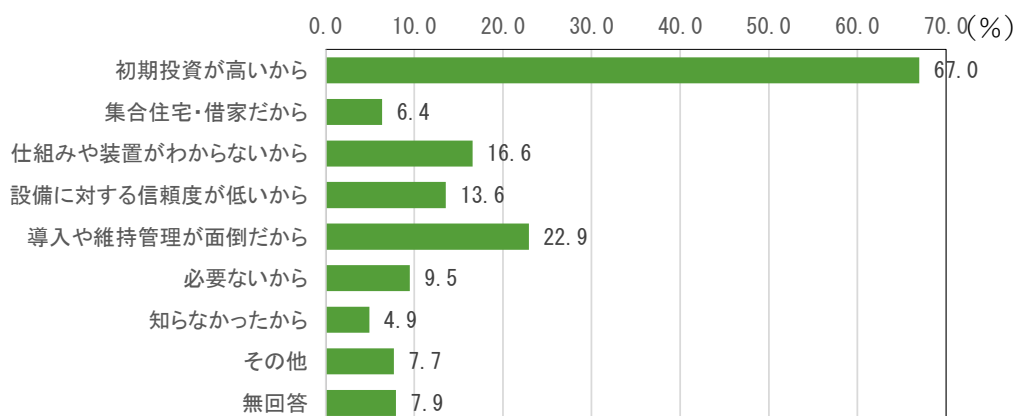


## 問 9 省エネ・再生可能エネ機器の導入への課題について

現在、省エネルギーや再生可能エネルギーの機器を導入されていない理由についてお答えください。  
(複数回答可能)

省エネ・再生可能エネ機器の導入が進められない理由として、「初期投資が高いから」との回答が最も多く、67.0%でした。

その他（自由回答）では、「現在使っているものが壊れないと考えられない」「災害時の不安がある」などの意見がありました。

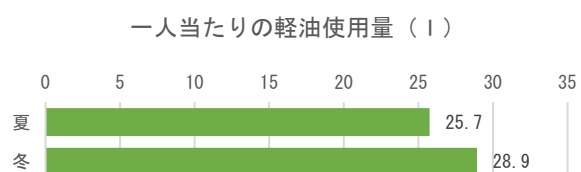
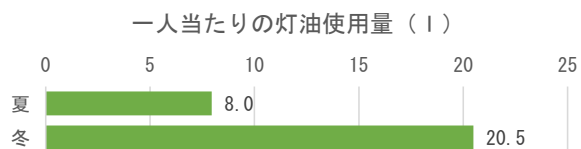
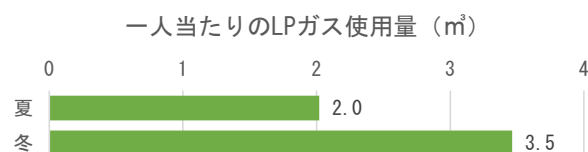


## 問 10 エネルギーの使用量について

家庭の1か月の平均的なエネルギー使用量について、夏季と冬季にわけて、わかる範囲でご記入ください。(金額または使用量で回答)

回答いただいた使用量を同居人数で除して一人当たりの使用量を算出した結果、冬の電気代は夏の1.8倍、ガス代は1.7倍、灯油は2.6倍となりました。

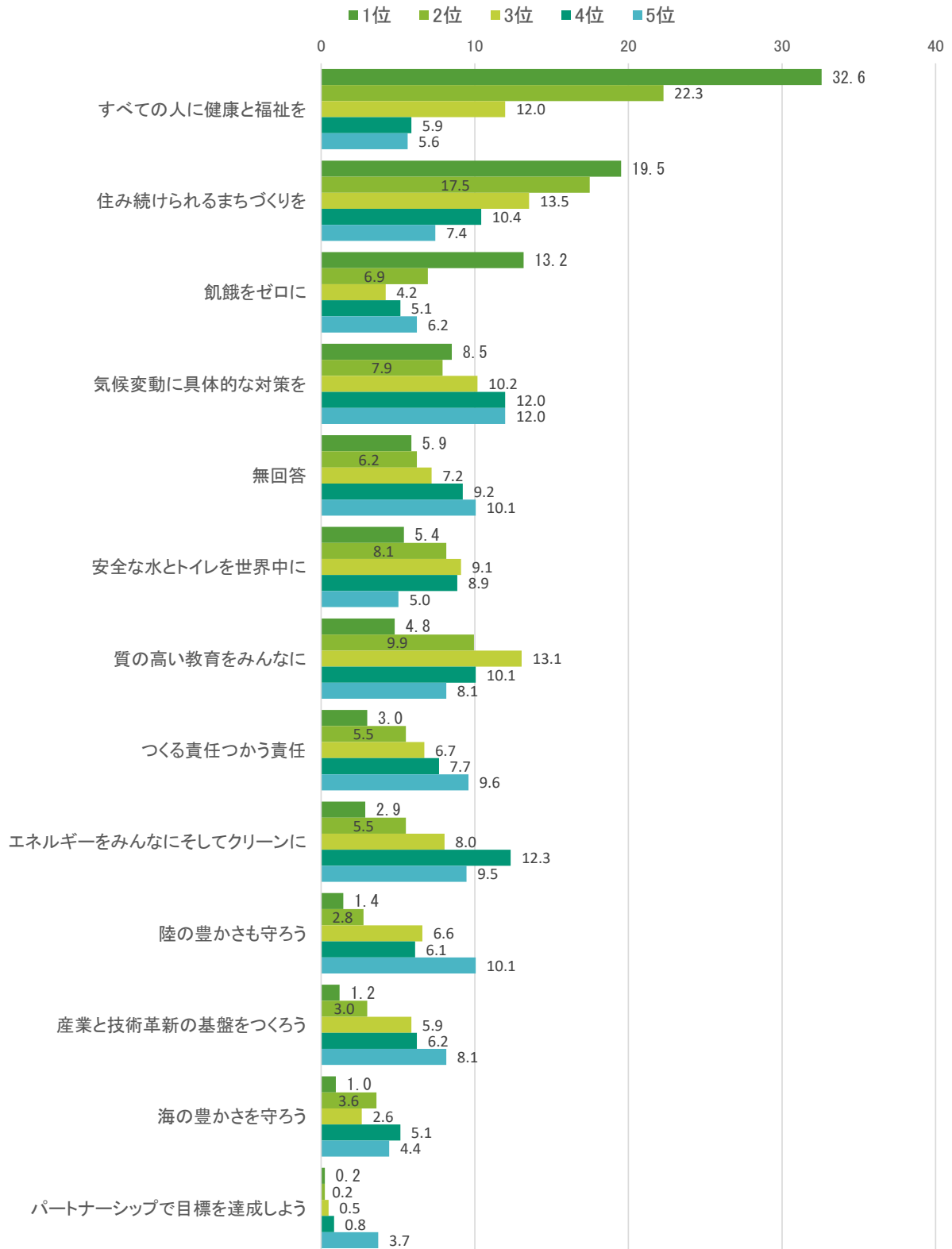
	電気 (kWh)	LP ガス (m <sup>3</sup> )	灯油 (ℓ)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)
2021年(夏)	167.2	2.0	8.0	30.9	25.7
2021年(冬)	309.2	3.5	20.5	30.8	28.9



## 問 11 市で取り組むSDGsについて

SDGsの環境に関する目標の中で、特に重要と思うものを1～5位まで選んでお答えください。

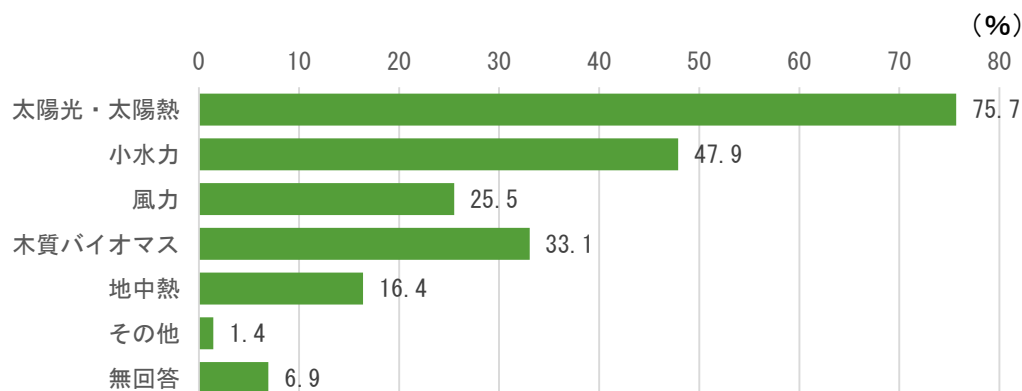
重要と思われる取り組みは、「すべての人に健康と福祉を」が32.6%で一番高く、次いで「住み続けられるまちづくりを」が19.5%でした。



## 問 12 期待するエネルギーについて

安曇野市にふさわしい再生可能エネルギーは何だと思えますか？（回答は3つまで）

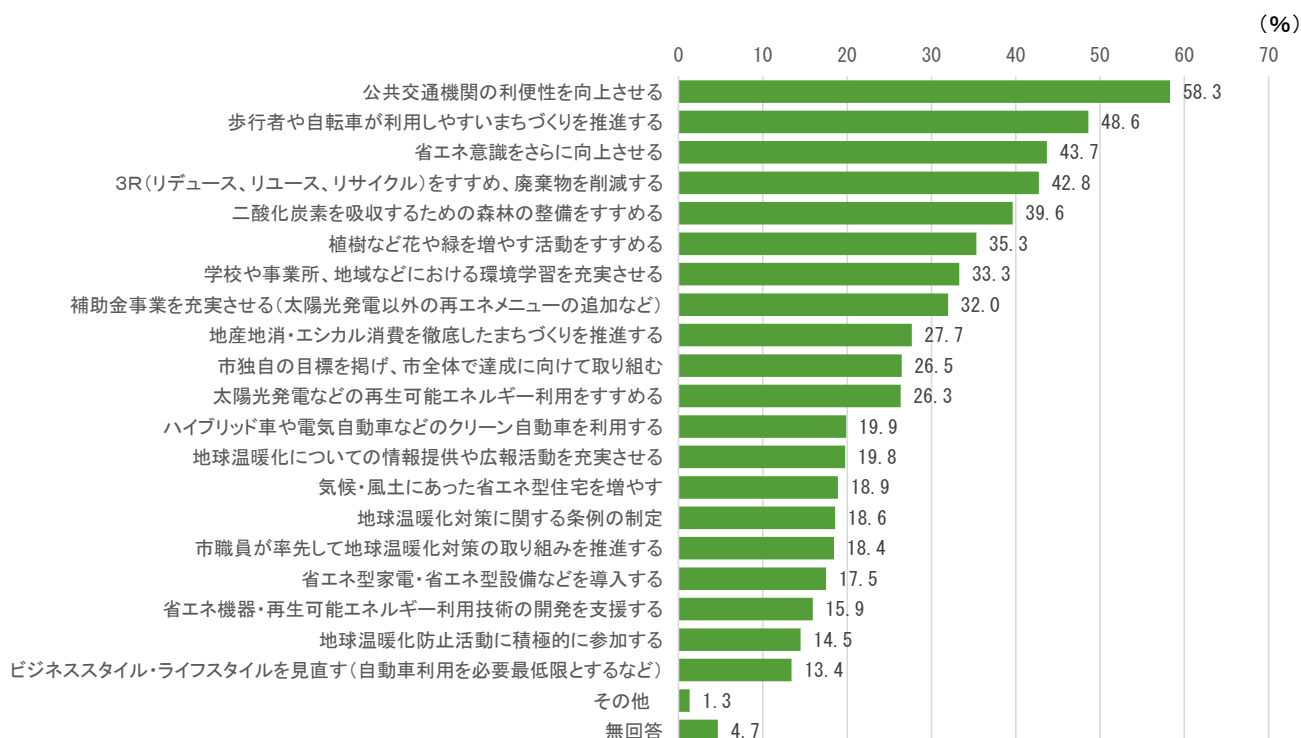
安曇野市にふさわしい再生エネルギーとしては、「太陽光・太陽熱」が75.7%で最も多い結果でした。



## 問 13 市に期待する地球温暖化対策について

安曇野市や市民全体で取り組むべきことは何だと思えますか？（複数回答可）

「公共交通機関の利便性を向上させる」(58.3%)、「歩行者や自転車を利用しやすいまちづくりを推進する」(48.6%)が上位の結果となり、マイカー利用の見直しに関する要望や意識が高い結果となりました。



## ③ 事業者向けアンケート結果

以下に、事業者向けアンケートの設問内容を示します。

なお、第2次環境基本計画策定時（2016<平成28>年度）および地球温暖化対策実行計画策定時（2011<平成23>年度）に実施したアンケートとの共通項目の詳細については、下記の表をご参照ください。

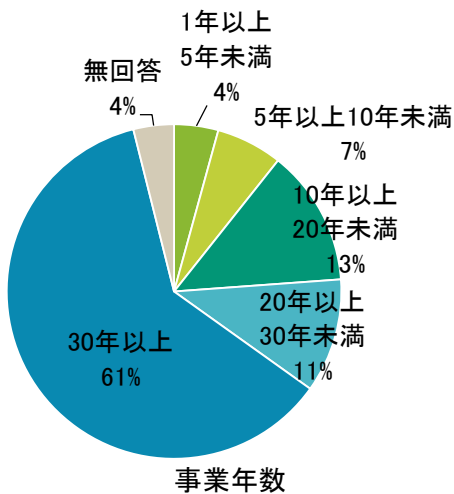
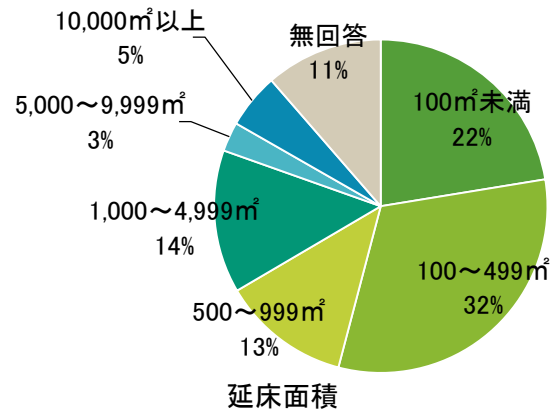
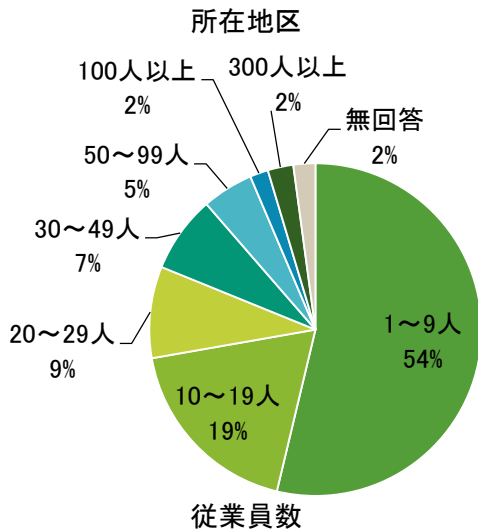
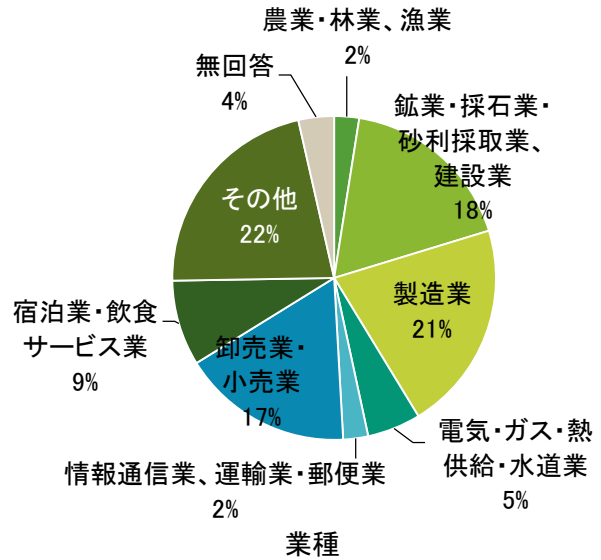
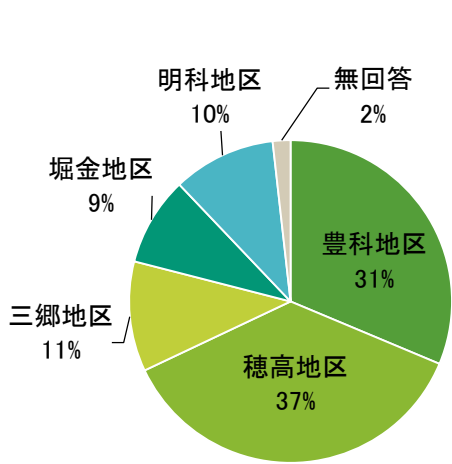
設問番号	2022 年度アンケート	2016 年度	2011 年度
問1 (属性)	a 所在地	●	●
	b 業種	●	●
	c 従業員数	●	●
	d 延べ床面積	●	●
	e 事業年数	●	●
問2	環境保全の取り組み状況（現在と今後）	●	
問3	重点的に取り組んでいるSDGs		
問4	身のまわりの地球温暖化の影響		●
問5	長野県の2050年ゼロカーボン宣言・ゼロカーボン戦略と削減目標について		
問6	地球温暖化対策に関する施策		●
問7	省エネ・再生可能エネ設備や自動車の導入状況	●	●
問8	再生可能エネルギー設備の発電容量		
問9	自動車の保有状況		●
問10	エネルギーの使用量		●
問11	温室効果ガス		●
問12	温室効果ガス削減への課題		●
問13	松本平ゼロカーボン・コンソーシアム		
問14	市に期待する地球温暖化対策		●
問15	自由意見		
回答数 <sup>※</sup>	n=281	n=357	n=61

※2022・2016年度…1,000事業所、2011年度…200事業所を対象に調査を実施

■問 1：回答者の属性

回答者の属性の傾向は以下のとおりです。

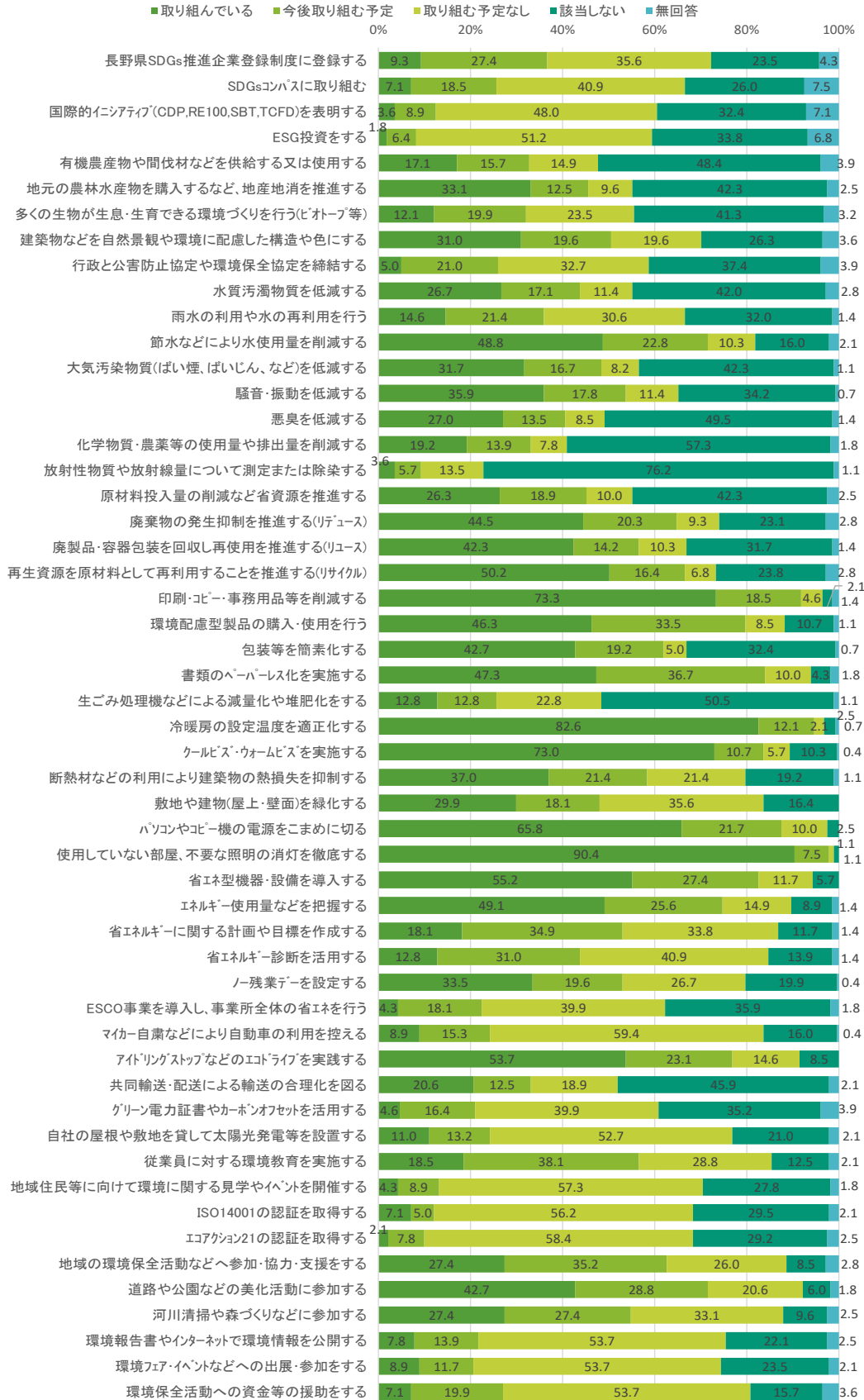
- 所在地区：概ね住民比率と同等
- 業 種：1次産業 2%、2次産業 39%、3次産業 55%
- 従業員数：9人以下 54%（100人以上 4%）
- 延床面積：500m<sup>2</sup>以下 54.1%
- 事業年数：30年以上 61%



## 問2 環境保全の取り組み状況（現在と今後）

貴事業所における、環境保全に関する取り組みの現在及び今後の実施意向を教えてください。

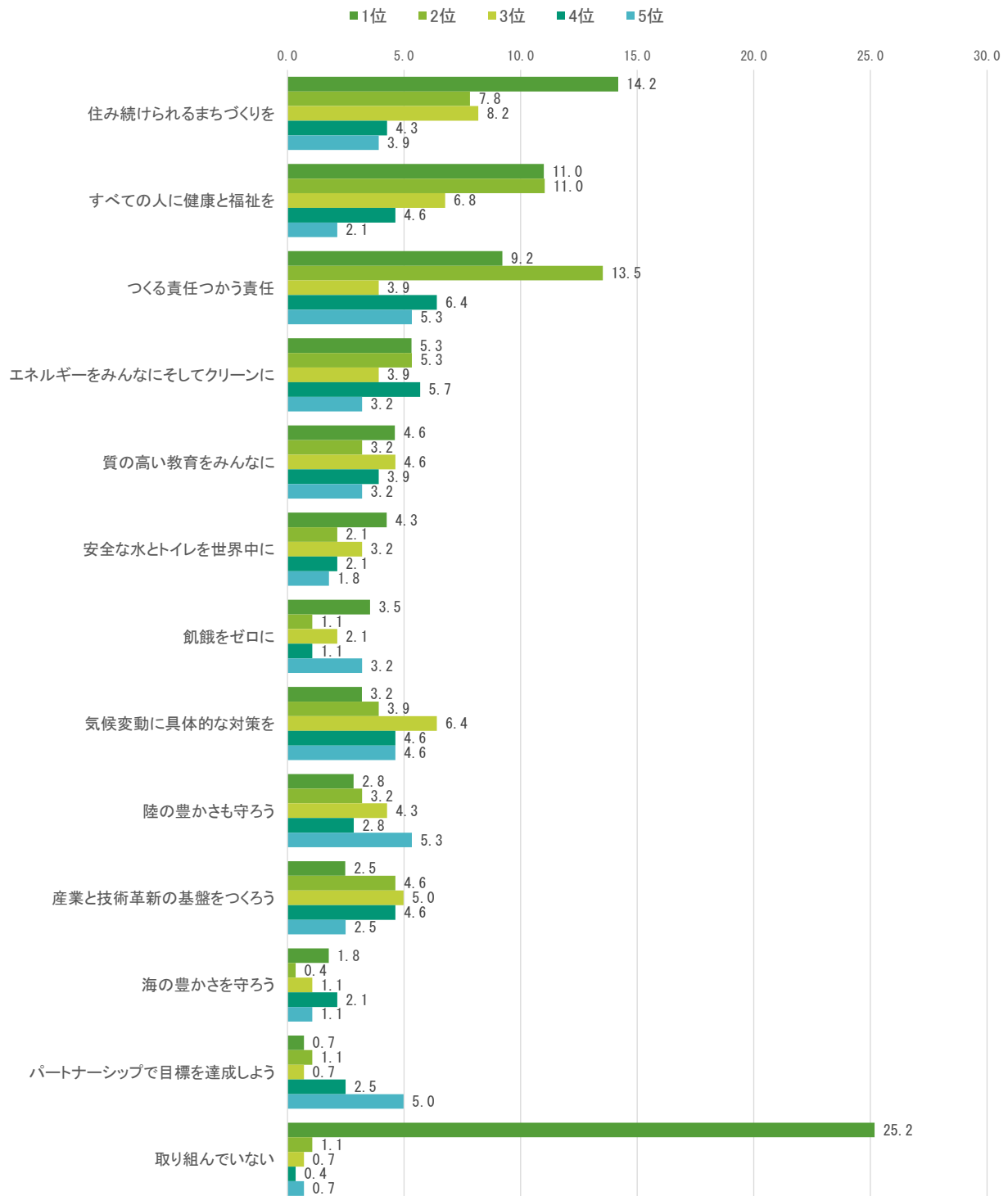
「不要な照明の消灯」「印刷の削減」「冷暖房の設定温度適正化」「クールビズ、ウォームビズの実施」などについては積極的に取り組まれていました。



## 問3 重点的に取り組んでいるSDGsについて

SDGsの環境に関する目標の中で、重点的に取り組んでいるものを1~5位までお答えください。

事業者が重点的に取り組んでいるSDGsの取り組みとして回答が多かったのは、「住み続けられるまちづくりを」「すべての人に健康と福祉を」「つくる責任つかう責任」でした。一方、「取り組んでいない」という回答も多くみられました。



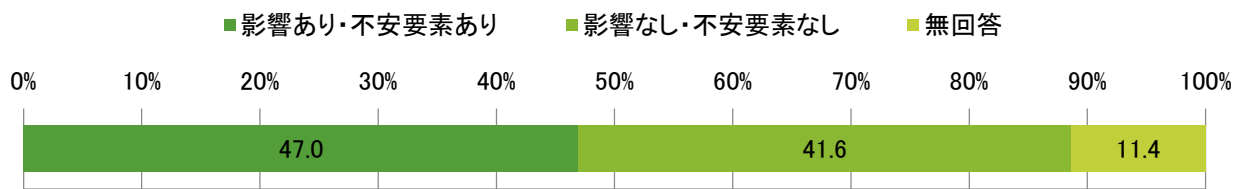


## 問4 身のまわりの地球温暖化の影響について

最近の気候・気象の変化を受け、貴事業所において地球温暖化の影響や、将来の不安要素はありますか？あると答えた方は、その具体的な内容も教えてください。

「地球温暖化の影響や不安要素を感じている」と答えた事業者の割合が47.0%でした。

具体的な影響や不安としては、猛暑による農作物への影響、水量の減少、光熱費の増加などがありました。



実際に生じている影響や不安要素をお書きください。（影響あり・不安要素ありの方のみ回答）

#### ■CO2

- ・CO<sub>2</sub>増加による生態系への被害。
- ・CO<sub>2</sub>削減に取り組む必要性大。関係者へどう周知していくか。

#### ■エネルギー

- ・エネルギー消費量・燃料費の増加。
- ・エネルギーの脱化石燃料（電力）自家消費を検討中。太陽光発電と電池への設備投資。

#### ■水環境

- ・地下埋蔵資源（地下水）の枯渇と外資による既得権益の規制を希望。

#### ■気象・災害

- ・災害の激甚化による停電の増加、長期化。
- ・異常気象によるゲリラ豪雨や河川の氾濫、堤防の決壊、集中豪雨、洪水、水害。
- ・水害を想定する大雨について「100年に1度」が「1,000年に1度」に改定されることによる浸水災害の拡大。
- ・河川の氾濫、気候変動に起因するサプライチェーンの乱れ。
- ・凍霜害の頻発や、台風や風害の激甚化、雹害の多発などにより農作物の被害が発生し売上に影響。

#### ■温暖化

- ・農家が顧客の為、気候の不順が業績に影響。
- ・温暖化の影響で外気温が高く、現場作業員の熱中症が心配。将来、真夏の屋外での作業、工事など、長時間作業することが困難になるのではと不安。
- ・暑さのため、作業効率の低下、精度の維持が困難。
- ・強い日差しによる展示物の劣化。
- ・圃場（ほじょう）の温度上昇による作柄不良（ハウス栽培）。
- ・温暖化対策の為、電気自動車への買い替えに伴う設備投資の必要性。
- ・温暖化による気温の上昇や大雨の影響による作物の不作による物価の高騰。
- ・夏の猛暑、害虫の発生。
- ・工場の室温が上がりエアコンの稼働が増加。体調管理と節電のバランスが難しく今後の対応に不安。
- ・地球温暖化に伴い電力使用増加による電力供給に不安。
- ・生鮮食品（農産水産品）の原料高騰。仕入れ食材の品不足。
- ・生花、苗等の生育状況への影響。

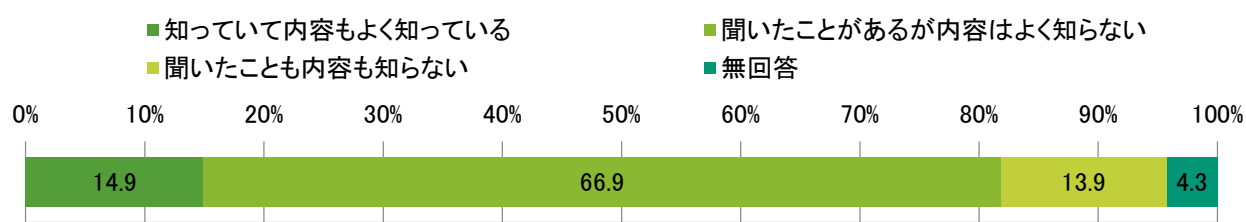
## ■その他

- ・紙、インク、電気など全て石油に関わるものを利用。環境保全、アフリカの人々を救える紙などを推奨しているが、知識がない人が一方的に紙の利用は環境破壊につながると決めつけて行動されるのがこわい。

## 問5 長野県の2050年ゼロカーボン宣言・ゼロカーボン戦略と削減目標について

長野県は2050年ゼロカーボン達成を宣言するとともに、ゼロカーボン戦略を策定し、温室効果ガス総排出量を2030年度に2010年度比60%削減を目標としていることをご存じですか？

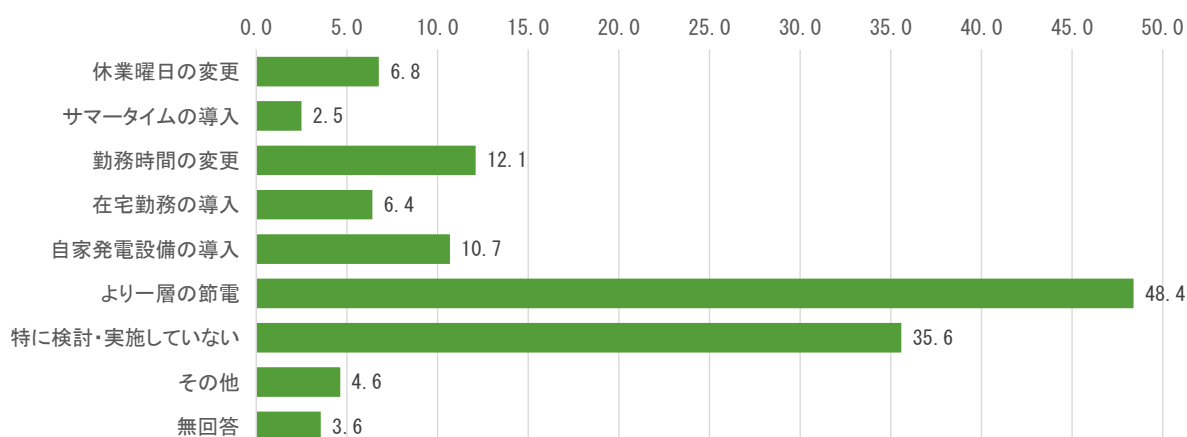
県のゼロカーボン戦略について、「内容も含めて知っている」と答えた事業者は約15%で、それ以外の約81%は、「聞いたことがあるが内容はよく知らない」「聞いたことも内容も知らない」と回答しました。



## 問6 地球温暖化対策に関する施策について

昨今、様々な世界情勢の影響などから、今後海外からのエネルギー資源の安定供給が懸念される状況となっています。この問題に対し、貴事業所では何らかの対応策を検討または実施していますか？（複数回答可）

対応策として、「より一層の節電」「勤務時間の変更」「自家発電設備の導入」に取り組むことを検討・実施しているとの回答が多い一方、「特に検討・実施していない」との回答が35.6%ありました。

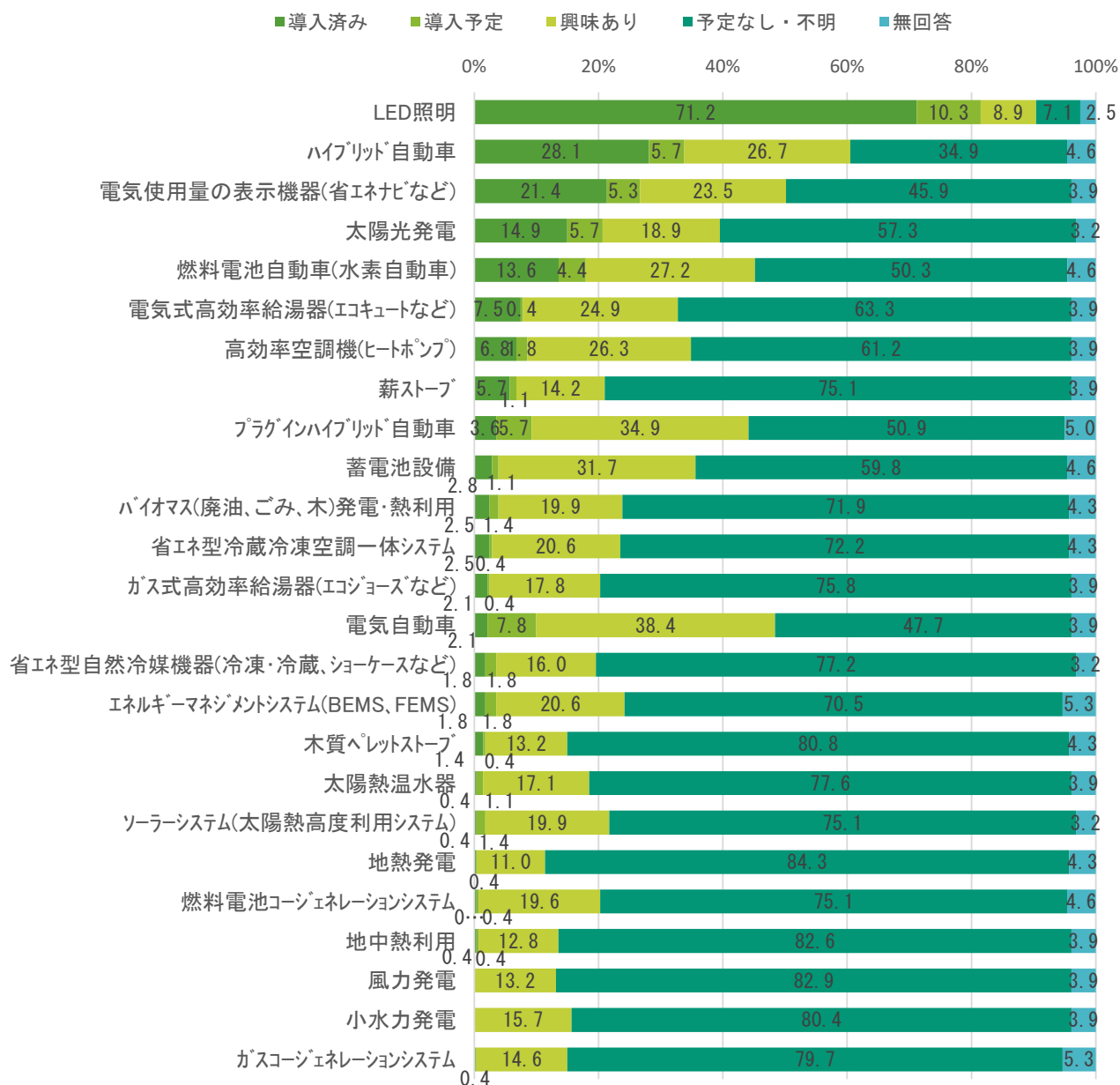


## 問7 省エネ・再生可能エネ設備や自動車の導入状況

貴事業所における省エネルギー・再生可能エネルギー設備や自動車の導入状況を教えてください。

導入が進んでいる設備等については、「LED照明」(71.2%)が突出して多く、次いで「ハイブリット自動車」(28.1%)、「省エネナビ」(21.4%)、「太陽光発電」(14.9%)などでした。

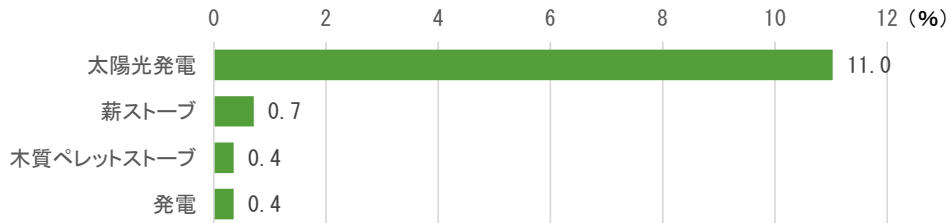
その他の設備については、ほとんど導入が進んでいない状況でした。



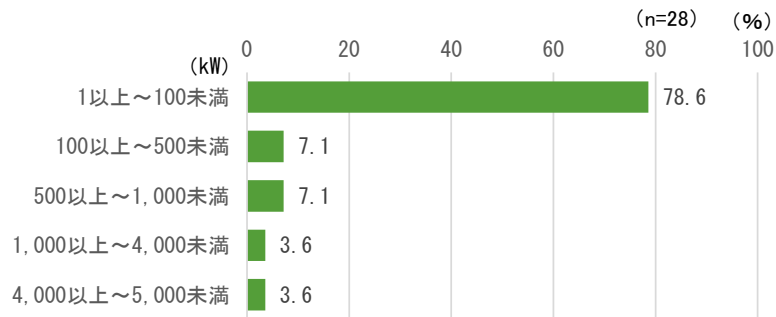
## 問8 再生可能エネルギー設備の発電容量

「問7」の「1～9」において「導入済み」と回答した機器の「発電容量・年間発電量・出力・集熱パネル面積・利用形態」をお答えください。

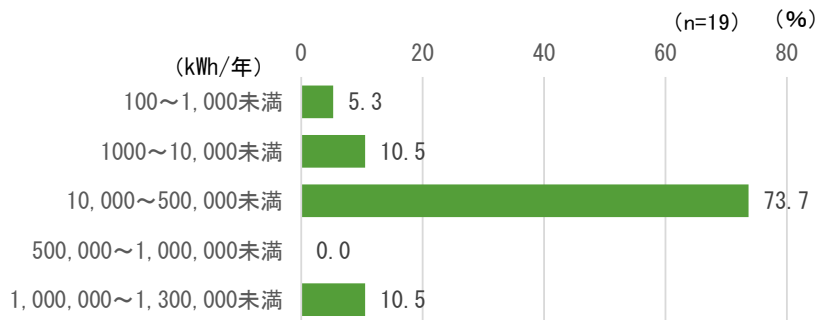
再生可能エネルギー設備については、「太陽光発電」が11%と最も導入が進んでいるほか、薪ストーブやペレットストーブが導入されていました。



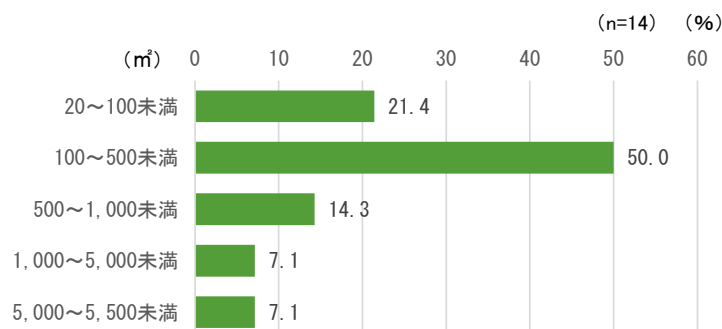
再生可能エネルギーの発電容量は100kW未満の事業者が78.6%を占め、1,000kW以上、4,000kW以上の事業者がそれぞれ3.6%ありました。



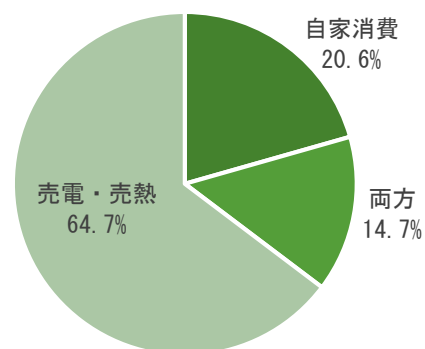
再生可能エネルギーの年間発電量は、10,000～500,000kwh/年の事業者が73.7%を占め、1,000,000kwh/年以上の事業者が10.5%ありました。



集熱パネルの面積は、500m<sup>2</sup>未満が50%と一番多く、次いで100m<sup>2</sup>未満が21.4%を占めました。



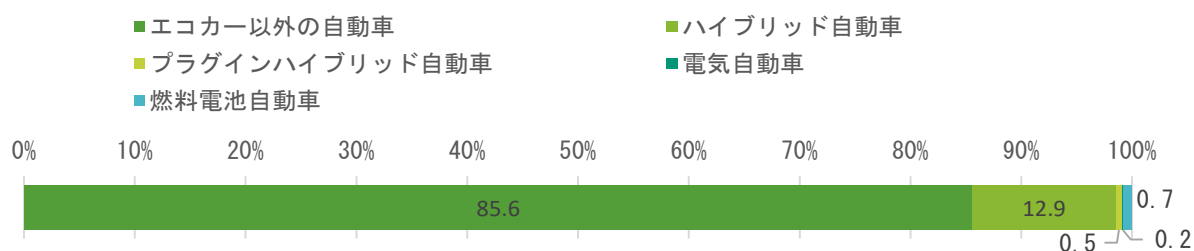
利用形態について、回答があった34事業者では、自家消費が20.6%、売電・売熱が64.7%、両方を賄っている事業者が14.7%ありました。



## 問9 自動車の保有状況について

貴事業所で保有している車の台数をお書きください。また、保有している車のうち、エコカーの台数をお答えください。

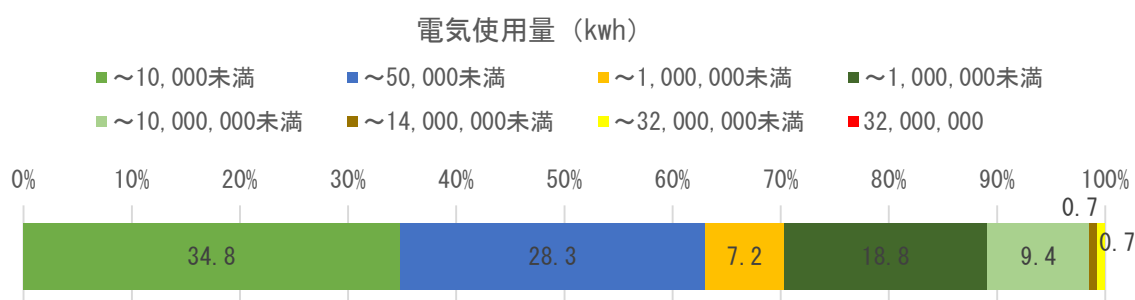
回答した事業者が保有している自動車の総台数のうち、エコカーの割合は、ハイブリッド自動車が12.9%、その他のエコカーも含めると14.4%でした。また、エコカー保有率の平均は17.5%でした。



## 問10 エネルギーの使用量について

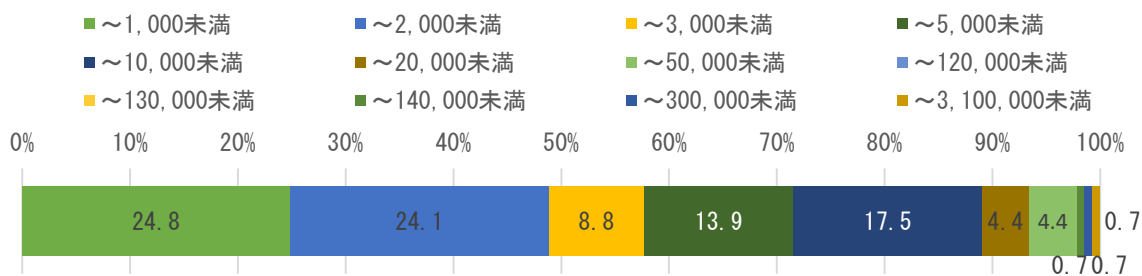
貴事業所の2021(令和3)年度の1年間のエネルギー使用量についてお答えください。

エネルギー使用量は、5万kwh以下の事業者が63.1%、ガソリンは2,000L以下が48.9%、軽油は5,000L以下が68.9%、灯油は5,000L以下が79.2%、プロパンガスは1,000L以下が72.7%でした。

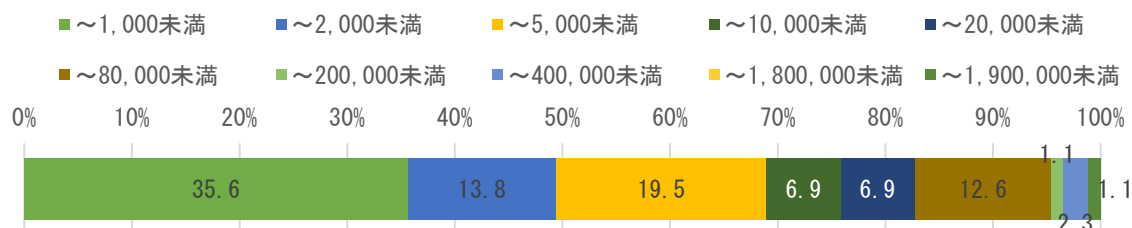


資料編

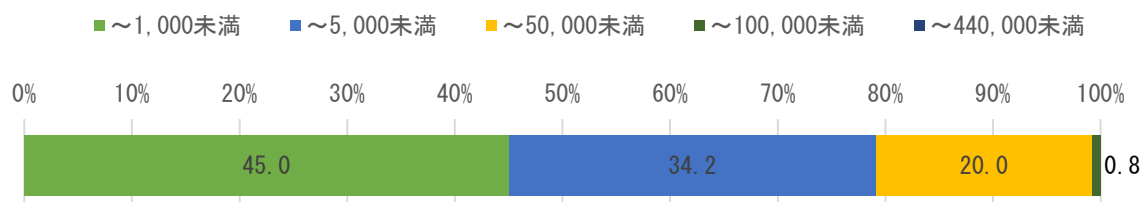
ガソリン使用量（1）



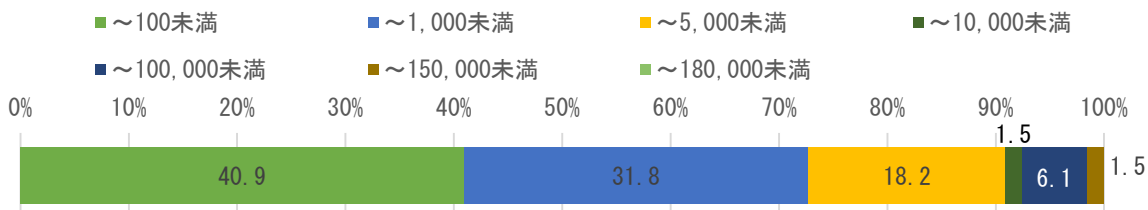
軽油使用量（1）



灯油使用量（1）



プロパンガス使用量（1）



液化天然ガス、その他（重油）を使用している事業者の件数は以下の通りでした。

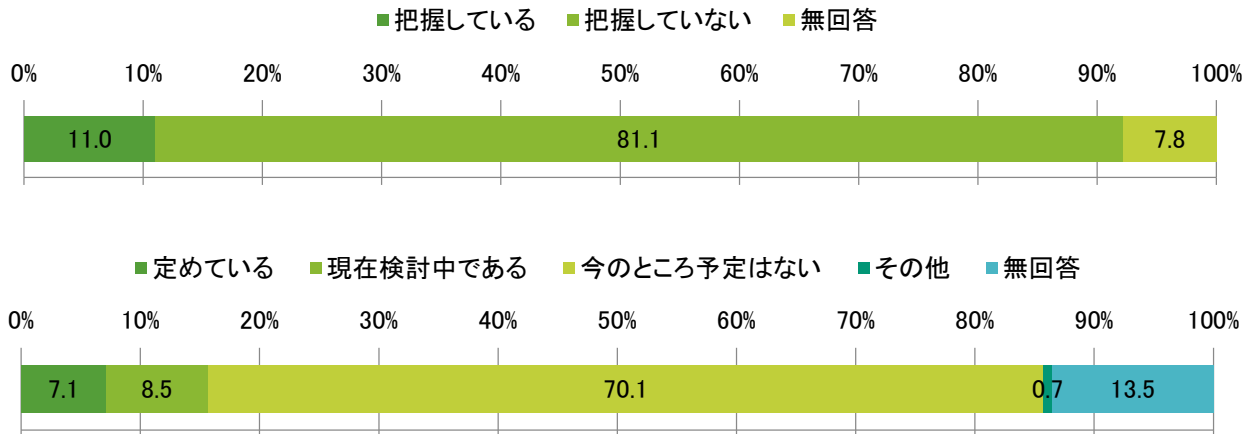
液化天然ガス 使用料 (m <sup>3</sup> )	件数
～150未満	1
～5,000未満	1
～72,000未満	1
～9,200,000未満	1

重油 使用料 (kl)	件数
～10未満	1
～25未満	1
～80未満	1

## 問 11 温室効果ガスについて

貴事業所では、温室効果ガスの排出量を把握していますか？また、温室効果ガス排出量の削減に向けて、業界団体又は事業所としての削減目標や方針を定めていますか？

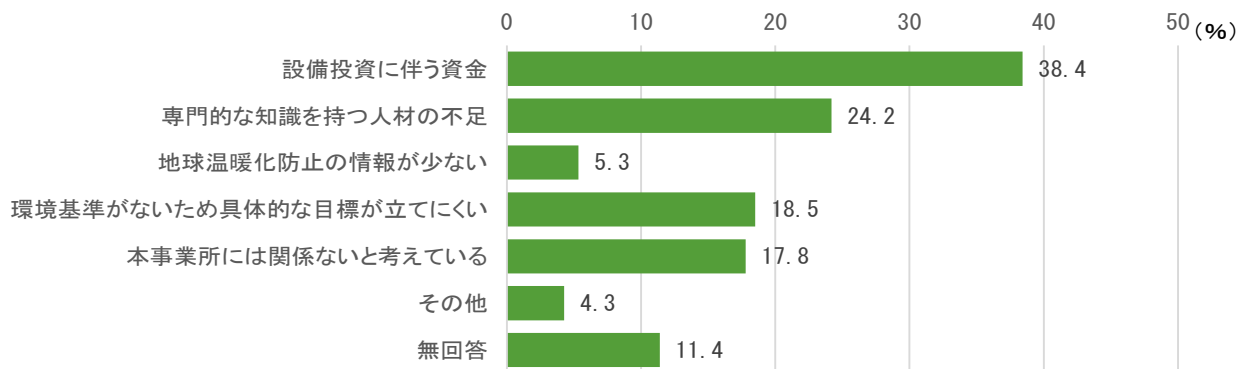
「把握していない」事業所が 81.1%と多く、今のところ削減目標や方針を定める予定がない事業所も 70.1%と高い割合となりました。



## 問 12 温室効果ガス削減への課題について

貴事業所で地球温暖化防止に関する取り組みの妨げとなっていることは何ですか？

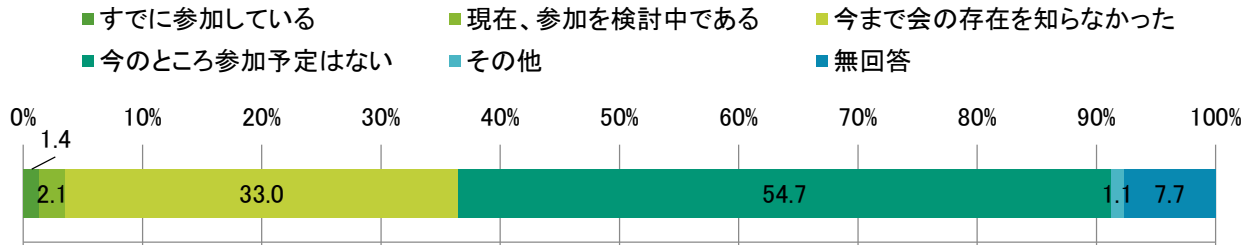
温室効果ガス削減に向けた取り組みへの課題としては、「設備投資の資金」、「人材不足」などの回答が多く挙げられました。



## 問 13 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムについて

今年2月に脱炭素社会の実現に向け、松本地域の産学官の力を結集させ、地域性と事業性とは両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の展開を支援することを目的として、「松本平ゼロカーボン・コンソーシアム」が設立されました。貴事業所の参加状況を回答ください。

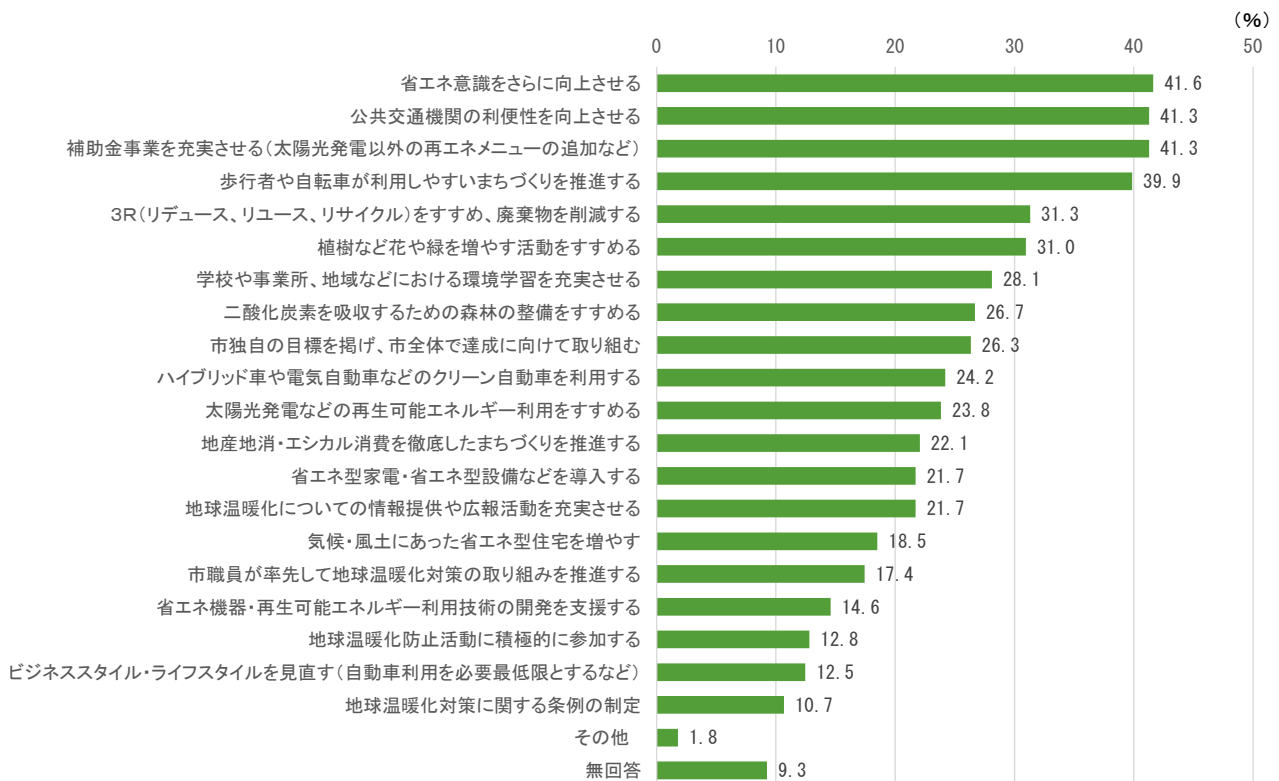
松本平ゼロカーボン・コンソーシアムに「参加している」「参加を検討中である」との回答は3.5%とわずかで、「存在を知らなかった」「参加の予定はない」との回答が多数となりました。



## 問 14 市に期待する地球温暖化対策について

安曇野市や事業者全体で取り組むべきことは何だと思いませんか？（いくつでも回答可）

地球温暖化対策として、「省エネ意識をさらに向上させる」「公共交通機関の利便性を向上させる」「補助金事業を充実させる（太陽光発電以外の再エネメニューの追加など）」「歩行者や自転車を利用しやすいまちづくりを推進する」と回答した事業者がそれぞれ約4割程度となりました。





## 4 温室効果ガス削減見込み量の算出方法

安曇野市内における温室効果ガスの削減見込み量は、項目ごとに、市の目標値や国の施策波及による想定値を踏まえて算出しています。

部門	項目	取組	指標	設定値		削減見込み量(千t-CO2)				
				現況値	目標値	2030年度				
				2019年度	2030年度	国の施策波及	安曇野市	合計		
産業部門	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	製造業への導入 建設業・鉱業への導入	太陽光発電導入率【製造業】 太陽光発電導入率【建設業・鉱業】	14.9% 14.9%	41.0% 40.0%	3.7 1.7	3.7 1.7		
		省エネルギー	高性能ボイラーの導入	製造業への導入 建設業・鉱業への導入	高性能ボイラー導入率【製造業】 高性能ボイラー導入率【建設業・鉱業】	9.6% 9.6%	25.0% 25.0%	3.6 3.6	3.6 3.6	
	ESCO事業による省エネ技術の導入		製造業への導入 建設業・鉱業への導入	ESCO事業導入率【製造業】 ESCO事業導入率【建設業・鉱業】	0.0% 0.0%	10.0% 10.0%	2.4 0.0	2.4 0.0		
	【業種横断】高効率空調の導入、産業用ヒートポンプの導入、産業用照明の導入、低炭素工業炉の導入、産業用モーターインバータの導入、コージェネレーションの導入						31.2	31.2		
	業種間連携省エネルギーの取組推進		業種間連携省エネルギーの取組推進			1.1	1.1			
	燃料転換の推進		燃料転換の推進			3.0	3.0			
	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施			1.9	1.9				
家庭部門	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	戸建住宅への導入 集合住宅への導入	太陽光発電導入率【戸建住宅】 太陽光発電導入率【集合住宅】	18.1% 18.1%	35.0% 35.0%	17.2 7.1	17.2 7.1		
		太陽熱温水器の導入	戸建住宅への導入	太陽熱温水器導入率【戸建住宅】	5.4%	10.0%	0.5	0.5		
		薪ストーブの導入	戸建住宅への導入	薪ストーブ導入率【集合住宅】	6.0%	10.0%	3.4	3.4		
		ペレットストーブの導入	戸建住宅への導入	ペレットストーブ導入率【集合住宅】	0.5%	5.0%	3.8	3.8		
		ソーラーシステムの導入	戸建住宅への導入	ソーラーシステム導入率【戸建住宅】	6.0%	15.0%	2.1	2.1		
		高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入 潜熱回収型給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率 潜熱回収型給湯器導入率	25.7% 5.3%	40.0% 15.0%	2.7 0.2	2.7 0.2		
	省エネルギー	家庭用コージェネレーションの導入	燃料電池コージェネレーションシステムの導入	燃料電池コージェネレーションシステム導入率	1.0%	10.0%	0.5	0.5		
			ガスコージェネレーションシステムの導入	ガスコージェネレーションシステム導入率	1.2%	10.0%	0.1	0.1		
		計画・制御システムの導入	HEMS、スマートメーター、省エネナビなどの導入	計画・制御システム(HEMSなど)導入率	1.8%	30.0%	1.2	1.2		
		高効率照明の導入	LED照明への切り替え	高効率照明(LED)導入率	67.3%	90.0%	0.6	0.6		
		省エネルギー行動の実践		省エネルギー行動実践率の向上率	51.9%	82.2%	1.8	1.8		
		エコ診断の実施		エコ診断の実践率	0.0%	30.0%	0.3	0.3		
		緑のカーテンの設置		緑のカーテン設置率	29.0%	50.0%	1.0	1.0		
		住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化(新築)、住宅の省エネルギー化(改修)				5.7	5.7		
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上				3.2	3.2		
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施、徹底の促進、カーシェアリング				2.1	2.1		
		業務その他部門	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	業務施設(市の施設を除く) 市の施設	太陽光発電導入率 太陽光発電導入率	14.9% 100.0%	40.0% 100.0%	8.1 4.0	8.1 4.0
				薪ストーブの導入			6.0%	10.0%	0.9	0.9
				ペレットストーブの導入			1.4%	5.0%	0.8	0.8
				太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入			0.4%	5.0%	0.2	0.2
省エネルギー	高効率給湯器の導入		ヒートポンプ給湯器の導入 潜熱回収型給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率 潜熱回収型給湯器導入率	7.5% 2.1%	20.0% 5.0%	3.2 0.1	3.2 0.1		
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入			業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0.4%	5.0%	0.2	0.2		
	ESCO事業による省エネ技術の導入			ESCO事業導入率	5.8%	20.0%	1.8	1.8		
	市の事務事業における省エネルギー行動の実践			市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減率	0.0%	15.0%	3.4	3.4		
	計画・制御システムの導入		BEMSの導入	計画・制御システム(BEMSなど)導入率	1.8%	10.0%	0.8	0.8		
	建築物の省エネルギー化		建築物の省エネルギー化(改修)				1.3	1.3		
	高効率な省エネルギー機器の普及		高効率照明の導入				1.9	1.9		
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上				3.1	3.1		
	廃棄物処理における取組		プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進				0.0	0.0		
	脱炭素型ライフスタイルへの転換		クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進				0.0	0.0		
運輸部門	省エネルギー	電気自動車(EV)の導入	電気自動車(EV)の導入	電気自動車(EV)導入率	1.8%	15.0%	13.2	13.2		
		グリーンエネルギー自動車の導入	プラグインハイブリッド自動車(PHV)の導入 ハイブリッド自動車(HV)の導入	プラグインハイブリッド自動車(PHV)導入率 ハイブリッド自動車(HV)導入率	2.6% 24.9%	15.0% 30.0%	12.4 3.1	12.4 3.1		
		燃料電池自動車(FCV)の導入	燃料電池自動車(FCV)の導入	燃料電池自動車(FCV)導入率	0.3%	1.0%	0.7	0.7		
		エコドライブの実践	エコドライブ関連装置の導入 エコドライブの実践	エコドライブ関連装置導入率 エコドライブ実践率	0.0% 55.6%	10.0% 80.0%	4.9 4.3	4.9 4.3		
		公共交通機関の利用促進	公共交通機関の積極的な利用 自転車の利用促進	公共交通機関を利用している人の割合	12.2%	30.0%	1.2 0.1	1.2 0.1		
		テレワークの実践		テレワーク実践率	10.0%	20.0%	0.1	0.1		
		道路交通流対策(道路交通流対策等の推進)	道路交通流対策等の推進、信号機の集中制御化・ハイブリッド化、LED道路照明の整備促進、交通安全施設の整備(信号灯器のLED化の推進)、自動走行の推進				2.6	2.6		
		環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化、地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化				0.3	0.3		
		鉄道・船舶分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進				0.7	0.7		
		トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進、環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化				4.7	4.7		
		廃棄物処理	廃棄物	廃プラスチックなどの削減	廃プラスチック焼却量の削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率 ごみ質に占める廃プラスチック割合(目標)	0.0% 19.0%	12.9% 15.0%	3.8	3.8
食品ロスの削減				燃やすごみに含まれる水分(目標) 食品ロスの削減率	35.6% 0.0%	30.0% 50.0%	1.1	1.1		
再エネ発電	小水力発電によるCO2削減 バイオマス発電によるCO2削減			再生エネルギーの導入 再生エネルギーの導入	小水力発電量(kw) バイオマス発電量(kw)	0 0	3000 5000	9.5 15.8	9.5 15.8	
森林吸収等	森林によるCO2吸収	森林管理の継続					28.2	28.2		
	農地土壌によるCO2吸収	農地土壌炭素吸収源対策				0.8	0.8			
都市緑化によるCO2吸収	都市緑化等の推進	公園緑地面積(ha)		182.4	182.4	0.9	0.9			
合計						68.8	180.2	247.0		
							247.0	247.0		

## 用語解説

### あ行

#### ■空家

2015（平成 27）年 2 月 26 日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家（空家等）の定義を「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（概ね 1 年間使用実績がないもの）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」としている。

#### ■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。悪臭防止法で規制がなされている。

#### ■悪臭防止法

典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として昭和 46 年に制定され、その後数回にわたり改正されてきた。悪臭の原因となる典型的な化学物質を「特定悪臭物質」として規制する方法、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで「臭気指数」を規制する方法の 2 通りの方法がある。

#### ■アダプトシステム

市民と行政などが協働で進める環境活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

#### ■あづみのパークコミュニティ会議

国営アルプスあづみの公園、県営鳥川溪谷緑地の利用促進と周辺地域の観光等の活性化を図るために、2015（平成 27）年に発足した両公園と安曇野市の関係者が情報交換を行う会議体のこと。

#### ■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

#### ■一般廃棄物処理基本計画

「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に策定が義務付けられており、おおむね 5 年ごとに改定する。

#### ■ウォームビズ

環境省が推進しているビジネススタイルで、地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を 20℃にし、「寒い時は着る」「過度に暖房機器に頼らない」を守り、「暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル」のこと。

#### ■雨水利用施設

雨水を貯留すると日常的に散水などで使用することができるほか、雨水の集中的な流出を抑えることができる。屋根に降った雨水を雨どいから貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用するものなどがある。

#### ■エコ診断

年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用のソフトを使って、住まいや事業所の気候やライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO2 対策をご提案するもの。

#### ■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### ■エコライフ

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うことを「エコライフ」という。エコライフを進めるためには、生活様式を省資源・省エネルギー型に変えていくことが必要であり、具体的には、節電・節水・リサイクルの促進、ごみの減量などに取り組むことを意味している。

#### ■エネルギー基本計画

政府がエネルギー政策基本法に基づき策定する国の中長期的なエネルギー政策の指針。2010（平成 22）年 6 月に策定された計画では 2030 年までに原発を 14 基以上増設し、原発の電源構成比率（総発電量に占める比率）を 53%まで引き上げる方針を盛り込んでいた。しかし、福島第一原子力発電所の事故を受け、2014（平成 26）年 4 月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画では、原子力が重要な「ベースロード電源」として位置づけられる一方で、再生可能エネルギーの導入を最大限加速することなどが盛り込まれた。

#### ■温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増

加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

## か行

### ■カーシェアリング

カーシェアリングは複数の個人による自動車の共同所有と利用が発展したもので、当初は小規模な仲間同士などで自然発生的に行われていたものが、組織的に運営されるようになったもの。スイスやドイツではそれぞれ数万人規模の人々が利用しており、事業として軌道に乗っている。

### ■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

### ■外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のこと。

### ■外来生物

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のこと。主に外国から日本に入ってきた生物を指すが、国内の他地域からの移入でも外来生物である。2005（平成17）年6月1日より外来生物法（特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律）が施行されている。

### ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

### ■環境家計簿

エコライフを実践し、温室効果ガス排出量を削減して、地球温暖化防止に取り組むために、家庭における電気・ガス・灯油・ガソリン・軽油の月ごとの使用量を記録し、半年に1度報告する制度。

### ■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

### ■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取り組みを長期的目標に掲げ、2012（平成24）年6月には第四次環境基本計画が閣議決定された。

### ■環境基本法

1993（平成5）年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

### ■環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会などを通じて行う教育をいう。

### ■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となる恐れのあるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガスなどのほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

### ■環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組み。環境保全に関する方針・目標。計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、更にこの手順を繰り返すことによって取り組みを高めていこうとするもの。

### ■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

### ■間伐材

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。2001（平成13）年4月に施行された「グリーン購入法」で、間伐材が環境物品として位置付けられたことから、今後リサイクルが進み、同時に森林の保全も進むものと期待される。

### ■クールビズ

環境省が呼びかけ、温室効果ガス削減のために、

夏のエアコンの温度設定を 28℃にして、オフィスで快適に過ごすため、2005（平成 17）年夏にスタートしたビジネススタイル。

### ■クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

### ■グリーン購入

製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

### ■グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めたものの総称。

### ■グリーン電力

太陽光・風力・バイオマス・水力など、再生可能エネルギーで作った環境負荷が小さい電気のこと。グリーン電力は、電力の価値だけでなく、省エネや温室効果ガス排出削減などの環境付加価値を備えているとされており、この付加価値をグリーン電力証書として購入することで、再生可能エネルギーを使用しているとみなす。グリーン電力証書の購入は、再生可能エネルギー発電施設の維持拡大につながる。

### ■景観計画

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画である。また、景観計画区域を対象として景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされるものである。

### ■景観行政団体

景観法(2004（平成 16）年 6 月制定)に基づく諸施策を実施する行政団体。政令指定都市、中核市にあってはそれぞれの当該市が、その他の地域においては基本的に都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議を経て景観行政団体となることができる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができるが、景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる行為を行う場合に、設計や施工方法な

どを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。

### ■公園施設長寿命化計画

市が設置している都市計画公園にある全施設の 7 割近くが 2033（令和 15）年に整備から 30 年を経過することを踏まえ、施設を計画的に延命、維持管理し、適切に施設更新するための計画のこと。安曇野市では、2014（平成 26）年 1 月に策定し、運用している。

### ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN などの総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を刺激するなどの健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

### ■公害

環境基本法第 2 条では、公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

### ■コージェネレーションシステム

天然ガスや石油・LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

## さ行

### ■再生可能エネルギー

石油・石炭など限りがある化石燃料を資源とするのではなく、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。

### ■里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年、過疎化や開発が進み、質の低下や消失が見られる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

### ■さとぶろ。

安曇野市が策定した「安曇野市里山再生計画」が目指す里山再生に関する活動の総称。市民、企業、行政が一緒になって、より多くの市民が里山に行き、里山を楽しみ、現代の暮らしに合った形で里山を活用することが、里山の再生につながるような仕組みづくりを目指している。

### ■産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え

殻、汚泥、廃プラスチック、がれき類など廃棄物処理法で定めた 19 種類に該当するもの。一般廃棄物に比べて量、多様性、含有物質の有害性などの面で環境に与える影響が大きい。

### ■次世代自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などのこと。新車販売に占める次世代自動車の割合について、国は 2030 年までに 5~7 割にする目標を掲げている。

### ■臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したものであり、採取した試料を無臭空気(または無臭水)で希釈し、においを感じなくなるまでの希釈倍率により指数を算出する。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

### ■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

### ■小水力発電

出力 1,000~1 万キロワットの水力発電のこと。普通の水力発電のような大型ダム建設が必ずしも必要でなく、河川や農業用水、上下水道など様々な場所において、小規模の流量や段差を利用することによって発電することができる。

### ■食料・農業・農村基本法

農業基本法に代わる農業政策の基本法として、1999(平成 11)年 7 月に制定された。食料、農業および農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的に基本理念と基本計画を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにする。食料の安定供給などを農政の基本とし、食料自給率目標などの基本計

画の策定、食料・農業・農村政策審議会の設置などを定めている。

### ■新規需要米

飼料用、米粉用、バイオエタノール用、輸出入、わら用などの主食用米の需要に影響を及ぼさないと判断される米穀のこと。

### ■振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

### ■水源かん養機能

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水などの水源が枯渇しないようにする機能をいう。

### ■スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

### ■スマートメーター

30 分ごとの電気の使用量を計測することができ、かつ通信機能を保有している機器のことで、HEMS や BEMS がこれにあたる。

### ■生物多様性

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

### ■騒音

「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快感音、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音などがあげられる。

## た 行

### ■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの 3 物質がダイオキシン類として定義されている。

### ■太陽光発電

太陽光に含まれる可視光線など半導体を用いて直接電気に変換する発電方式。シリコンを用いたものが一般的であるが、最近は化合物系太陽光発電など新たなタイプも販売されている。

## ■太陽熱温水器

太陽光に含まれる赤外線を熱として利用することで水を温める装置。建物の屋根の上に設置する集熱器とタンクが一体となった自然循環式のもの、貯湯槽と集熱器を分離させたもの（ソーラーシステム）がある。

## ■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を「実質ゼロ」にすることを目指す社会のこと。製品などを購入する際に、省エネ商品を選択したり、クールビズ・ウォームビズの実施や、移動に自動車ではなく公共交通機関を利用するなど、ライフスタイルを変えることなども取り組みのひとつである。

## ■多面的機能支払交付金

水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金であり、2014（平成26）年4月1日より実施された。多面的機能支払交付金は、それまでの「農地・水保全管理支払交付金」が組み換え、拡充されたもの。

## ■地域循環共生圏

環境省により提唱されている、各地域が再生可能エネルギーなどの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

## ■地域新電力

自治体などが行う地域に密着した電力小売事業のこと。地域内で発電した電力でエネルギーの地産地消を行うことにより、これまで地域外に流出していた電気料金などの資金が地域内で循環するため、地域経済の活性化などにつながることを期待される。

## ■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画（区域施策編）であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。

## ■地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。

1998（平成10）年10月に公布され、1999（平成11）年4月から施行されている。

## ■地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者

と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

## ■地熱発電

地下の熱エネルギーを利用して発電を行うこと。一般的には、地熱貯留層（地下水が熱水や蒸気となって溜まっている層）から取り出した熱水・蒸気を使用して、蒸気フラッシュ発電技術またはバイナリー発電技術によって発電する。

## ■窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の化合物をいい、公害用語としては、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、NOが生成する。これは、空気中で徐々にNO<sub>2</sub>に変化する。発生源としてはボイラーなどを代表として広範囲に存在し、排出口の小さい自動車特に都市部では問題になっている。NO<sub>2</sub>はNOより呼吸器に対する影響が大きく、また吸入されたNO<sub>2</sub>の大部分は呼吸器に摂取され、呼吸器以外の組織や反応にも影響を及ぼすといわれる。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

## ■中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。

## ■鳥獣被害防止計画

鳥獣被害防止特別措置法（2008〈平成20〉年2月施行）の第4条第1項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲等をした対象鳥獣の処理などについて記載する。

## ■鳥獣被害防止特別措置法

正式名称を「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」といい、2008（平成20）年2月から施行されている。全国的に農山漁村地域での鳥獣による農林水産業などの被害が深刻なことから、被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するために制定されたもので、市町村の主体的な取り組みや、鳥獣保護法の特例が定められている。

## ■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く

抑えた社会。

### ■適応

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「緩和」がある。

### ■デマンド交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

### ■電気自動車 (EV)

ガソリンなどの化石燃料ではなく、自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する電気自動車のこと。従来のエンジンを搭載していないため、環境への負荷が少なく、自宅での充電が可能である。

### ■天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

### ■都市公園

国または地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開する営造物公園の一つ。地方公共団体が設置・管理する都市公園は、都市計画法に基づいた公園または緑地があり、国が設置・管理する都市公園には、都道府県を超えるような広い見地の公園及び緑地や、国家的事業または国固有の文化財を保存及び活用するための公園または緑地がある。

### ■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなど、動物ではライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

### ■土壌炭素貯留

農地で、堆肥や植物残渣などの有機物を土壌に入れると、徐々に微生物により分解されるが、そこに含まれる炭素の一部は土壌有機炭素として土壌に留まる。土壌有機炭素は、もともと植物が光合成で大気から吸収した炭素に由来するため、微生物の分解

を受けにくい土壌有機炭素が土壌で増加すると、大気中 CO<sub>2</sub> は減少する。なお、化学肥料の施用のみでは、炭素量は減少することが明らかとなっている。

### ■トップランナー制度

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で規定する特定機器の省エネルギー基準を、商品化されている製品で最も優れている機器の性能以上に設定する制度。

## な行

### ■ナラ枯れ

コナラやミズナラといったナラ類などの広葉樹の幹に、カビの一種「ナラ菌」が入り、水の通りが悪くなって木が枯れる現象。菌がついたカシノナガキクイムシという体長数 mm の昆虫が幹に穴を開けて入り込むことで起こる。

### ■二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

### ■二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

### ■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

### ■認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

### ■燃料電池

「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発電する装置のこと。また、発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高めることも可能である。

### ■燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池で水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作り、その電気でモーターを回して走行する自動車。

### ■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を

焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

## は行

### ■ばい煙

石炭など物の燃焼に伴って発生する煙と煤(すす)のこと。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことを指す。

### ■バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪(まき)などはこのバイオマスの一種。現在、代替エネルギーとして注目を浴びている。

### ■ハイブリッド自動車(HV)

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

### ■パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

### ■パリ協定

2015(平成27)年12月の国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択された、地球温暖化対策の新たな枠組み。パリ協定の主なポイントとしては、①産業革命前からの気温上昇を2℃未満にすることが目的で、1.5℃に抑えるよう努力する、②今世紀後半、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取って、実質的な排出をゼロにする、③全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告する、④対策の進み具合を確認して強化するため、目標を5年ごとに見直す、⑤先進国は総量削減目標を定め、発展途上国も総量削減目標を持つことを推奨する、⑥先進国が途上国に支援資金を提供、その他の国が自主的に提供することを推奨する、などである。

### ■ビオトープ

ドイツ語のBio(生物)とTope(空間、場所)を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を、保全・復元した場所として捉えられるようになった。

### ■光害

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光などによって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、野球場の照明など。太陽光パネルの反射光も含まれる。

### ■微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}$ は1mmの1千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。環境基準として、1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下(2009(平成21)年9月設定)と定められている。

### ■付加コンプレックス

海洋プレート上に堆積した堆積物などが、海溝やトラフから、陸側プレートの下に沈み込み、最終的に陸側プレートに付け加わった岩石の集合体。

### ■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

### ■浮遊物質(SS)

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。

### ■浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

### ■プラグインハイブリッド自動車(PHV)

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。



## ■プラネタリー・バウンダリー

ストックホルム・レジリエンス・センター所長ロックストロームらにより開発された概念。地球の環境容量を代表する9つの側面（気候変動・生物多様性・土地利用の変化・淡水の消費・生物地球科学的循環・海洋酸性化・待機エアロゾルの負荷・成層圏オゾンの破壊・新規化学物質）から、人類が生存できる限界（臨界点）を科学的に評価する方法のこと。

## ■文化財

日本の文化財保護法第2条および文化財保護条例において規定されている「文化財」のこと。

## ■粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、公公用語としては、物の破碎、選別などの機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

## ま行

### ■マイバッグ運動

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。

### ■マツノザイセンチュウ

マツクイムシ被害は、マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリによって引き起こされる。春、マツノマダラカミキリは、マツノザイセンチュウを体内に持ったままマツの枝を食べる。その食害痕（食べた傷口）よりマツノマダラカミキリがマツの樹体に侵入し、枯死に至らしめる。

### ■松本平ゼロカーボン・コンソーシアム

脱炭素社会の実現に向けて、地域性と事業性との両立したエネルギー自立地域の形成を促進する事業を展開させていくために、産学官を連携させた共同事業体のこと。

### ■マテリアルフローコスト会計

製造工程において製品を製造するために要したコストのうち、どの程度無駄（廃棄物など）が生じたかを金額換算し「見える化」する環境会計の手法のこと。

### ■水循環基本法

健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環に関する施策の基本理念や、国・地方自治体・事業者・国民の責務を定めた法律。2014（平成26）年4月に公布され、同年7月1日に施行された。水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、政府による水循環基本計画の策定、国などによる流域管理、水循環政策本部の設置、水循環政策担当大臣の任命などを定めている。また、国民の水循環に関する理解と関心

を深めるため、8月1日を「水の日」とした。海外資本による水源地の買収に歯止めをかける制度としても注目されている。

### ■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。グリーンカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげなだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

### ■緑の少年団

少年少女が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

## ら行

### ■ライトダウン

商業的なイルミネーションや家庭の照明などを消灯し、消費電力を削減すること。

### ■リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

### ■リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

### ■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

### ■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト（レッドリスト）の掲載種についてとりまとめた情報。国際自然保護連合（IUCN）が1966（昭和41）年に初めて発行した。日本では1991（平成3）年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成し、2000（平成12）年からはその改訂版が発行されている。

### ■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。国際自然保護連合（IUCN）が1966（昭和41）年に初めて発表した。環境省では1991（平成11）年にレッドリストを公表し、

最新版は 2017（平成 29）年に公表された「環境省レッドリスト 2017」である。

## 英数

### ■BEAMS（ベムス）

「Building and Energy Management System」の略。「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

### ■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

### ■COOL CHOICE

2030（令和 12）年度に温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標を達成するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのこと。

### ■CSR

「Corporate Social Responsibility」の略。環境活動・ボランティア・寄付活動など、環境に関する企業としての社会貢献活動のこと。

### ■eco 検定

東京商工会議所が主催している環境に関する検定試験であり、正式名称は「環境社会検定試験」。2006（平成 18）年 10 月 15 日に第 1 回試験が実施された。

### ■ESCO 事業

「energy service company」の略。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

### ■FEMS（フェムス）

「Factory Energy Management System」の略。工場全体のエネルギー消費の削減を目的に、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、各種機器等を制御するシステムのこと。

### ■HEMS（ヘムス）

「Home Energy Management System」の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

### ■IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

気候変動に関する各国の政府の策定に科学的な基礎を与えることを目的として、1988 年に設立された国連の組織（2022 年現在 195 の国と地域が参加）。

1990 年以降、6 回にわたって評価報告書を発表。

### ■ISO14001

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、①方針・計画(Plan)、②実施(Do)、③点検(Check)、④是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

### ■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

### ■PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

### ■pH（水素イオン濃度）

物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性と呼ばれる。pH 値が小さくなればなるほど酸性が強くなり、逆に pH 値が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

### ■PPA 事業

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略。施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに、太陽光発電設備の所有・管理を行う会社(PPA 事業者)が太陽光発電システムを設置し、そこで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組みのこと。

### ■PRTR 法 (Pollutant Release and Transfer Register)・PRTR (化学物質排出移動量届出) 制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で 1999（平成 11）年 7 月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。PRTR (化学物質排出移動量届出) 制度ともいう。

### ■SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された「我々の世界

を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17 の個別目標とより詳細な 169 項目の達成基準から構成される。

#### ■ZEB（ゼブ）

「net Zero Energy Building」の略。ZEH 同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

#### ■ZEH（ゼッチ）

「net Zero Energy House」の略。省エネ設備や再生可能エネルギーによる発電により、家庭で使用する 1 年間の消費するエネルギーを実質的にゼロ以下にする家のこと。

○安曇野市環境基本条例

平成17年10月1日条例第134号

改正

平成29年12月25日条例第24号

安曇野市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第16条）

第3章 環境審議会（第17条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の豊かな環境の保全と創造について基本理念を定め、次の世代へより良いものとして引き継いでいくために、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する取組の基本的な方針を示すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 市の環境を守り、より良いものとして育むとともに、豊かな環境を生かした地域づくりを進めるための新たな環境資源を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であつて、環境を守るうえで障害になるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動によって引き起こされる地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少やその他の地球全体にわたる環境問題に対して、将来にわたって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保のために必要な取組をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げることを基本理念として行わなければならない。

- (1) 人が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない豊かな環境の恵みを味わい受けるとともに、これが将来の世代により良いものとして引き継がれるように行うこと。
- (2) 人の生活環境が保全されるとともに、自然環境を構成する大気、水、土壌等の要素が良好な状態に保持されるように行うこと。
- (3) 多様な生物が生息できる豊かな自然環境を守り育てることが重要であることを認識し、人と自然が共生していくことができる社会が実現されるように行うこと。
- (4) 私たちが先祖から受け継いできた伝統文化及び歴史遺産が保存されるとともに、景観が保全され、適切に地域づくりに活用されるように行うこと。
- (5) 地球上の資源に限りがあることを認識し、資源及びエネルギーの消費や廃棄物の発生が抑制され、循環型社会を築き上げられるように行うこと。
- (6) 衛生的で快適かつ美しい生活環境の保全が図られるように行うこと。

(7) 私たちの身近な環境が地域の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活や事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民及び事業者と協力しながら、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、かつ、実施するものとする。

2 市は、市民や事業者の環境の保全と創造のための取組に対し、積極的に支援するものとする。

3 市は、自ら率先して環境への負荷の低減を推進するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活における環境への負荷を減らし、環境の保全と創造に積極的に取り組まなければならない。

2 市民は、市や事業者が行う環境の保全と創造のための取組に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる環境への負荷を減らし、公害の防止や自然環境の保全のために、必要な措置を自らの責任と負担において行わなければならない。

2 事業者は、環境の保全と創造に取り組むとともに、市の行う環境保全のための施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本市に滞在するものは、基本理念に基づき、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が行う環境の保全と創造のための取組に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(1) 人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の障害を防止し、安全・安心な生活環境を確保すること。

(2) 希少な野生生物の保護、多様な自然環境の保全を通して生物の多様性の確保を図るとともに、自然と人の共生を確保すること。

(3) 河川、地下水等の豊かな水環境を保全し、水資源を有効利用すること。

(4) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史文化的な特性を生かした景観の形成により、やすらぎのある良好な環境を創造すること。

(5) 資源の循環的活用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を築くこと。

(6) 山林の計画的な育成管理及び森林資源を有効利用すること。

(7) 一人ひとりが環境の保全と創造に主体的に取り組むことができるよう、市の将来を担う次の世代を中心に、環境教育、環境学習を推進すること。

(8) すべての者の公平な役割分担に基づく環境の保全と創造を促進すること。

(9) ごみ等の投げ捨てや廃棄物の放置を防止し、美しい景観や快適な生活環境を形成すること。

(10) 市民及び事業者が地球環境保全への行動を進めるよう、普及活動、啓発活動等を推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画には、良好な環境の保全と創造に関する将来の目標や施策の方針、長期的な指針などを定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、第3章に規定する安曇野市環境審議会の意見を聴くとともに、多くの市民や事業者の意見を反映しなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(年次報告の公表)

第10条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創造に関して行った施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境基本計画との調整)

第11条 市は、環境基本計画の効果的な推進を図るため、市が自ら実施するすべての施策について、環境基本計画との整合性を図るものとする。

(環境への配慮)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画し、実施しようとする事業者に、環境の保全と創造について適正な配慮が行われるよう誘導するものとする。

(規制的措施)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境、生活環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関して、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政的、経済的措施)

第14条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民や事業者が良好な環境の保全と創造に関する活動を行うに当たって必要があるときは、経済的な助成や物質的な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市民及び事業者と協力して環境の保全と創造のために必要な体制を整備するものとする。

(市民、事業者等の自発的活動)

第16条 市は、市民、事業者、民間団体等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動が、積極的に行われるよう支援するものとする。

### 第3章 環境審議会

(設置)

第17条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、安曇野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) その他環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、必要に応じ、前項に掲げる事項について、市長に意見を述べるができる。

(組織)

第18条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 環境の保全に関し知識と経験のある者 17人以内

(2) 関係行政機関の職員 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときのその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(特別委員)

第20条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第21条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(幹事)

第22条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員から市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

#### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、目次、第17条第2項、第20条第2項から第22条までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第18条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 第2次【2018-2027】 安曇野市環境基本計画（2023改定版）

---

2023年3月

[発行] 安曇野市

[編集] 安曇野市 市民生活部 環境課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

TEL : 0263-71-2492 FAX : 0263-72-3176

URL : <https://www.city.azumino.nagano.jp>

E-Mail : [kankyou@city.azumino.nagano.jp](mailto:kankyou@city.azumino.nagano.jp)